都民の健康と安全を確保する環境に関する条例・施行規則対照表（平成二七年五月二二日現在）

条例	規則
○都民の健康と安全を確保する環境に関する条例 平成一二年一二月一二日 条例第二一五号 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例を公布する。 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例 東京都公害防止条例（昭和四十四年東京都条例第九十七号）の全部を改正する。 目次 第一章　総則（第一条―第五条） 第二章　環境への負荷の低減の取組 第一節　地球温暖化の対策の推進（第五条の二―第五条の六） 第二節　大規模事業所からの温室効果ガス排出量の削減 第一款　温室効果ガス排出量の削減（第五条の七―第八条の五） 第二款　登録検証機関（第八条の六―第八条の二十二） 第二節の二　中小規模事業所からの温室効果ガス排出量の削減（第八条の二十三―第九条） 第二節の三　エネルギー供給事業における環境への負荷の低減（第九条の二―第九条の七） 第二節の四　削除	○都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則 平成一三年三月九日 規則第三四号 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則を公布する。 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則 東京都公害防止条例施行規則（昭和四十五年東京都規則第十七号）の全部を改正する。 目次 第一章　総則（第一条・第二条） 第二章　環境への負荷の低減の取組（第三条―第十五条）

第二節の五　地域におけるエネルギーの有効利用（第十七条の二―第十七条の二十三）
第三節　建築物に係る環境配慮の措置（第十八条―第二十五条）
第三節の二　家庭用電気機器等に係る温室効果ガスの排出の削減（第二十五条の二―第二十五条の八）
第四節　削除
第三章　自動車に起因する環境への負荷の低減の取組及び公害対策
第一節　自動車環境管理計画書（第二十八条―第三十三条）
第二節　自動車から発生する排出ガス及び温室効果ガス対策（第三十三条の二―第五十一条）
第三節　エコドライブ（第五十一条の二―第五十六条）
第四節　燃料規制等（第五十六条の二―第六十二条）
第五節　自動車の騒音及び振動対策（第六十三条―第六十七条）
第四章　工場公害対策等
第一節　工場及び指定作業場の規制（第六十八条―第百七条）
第二節　化学物質の適正管理（第百八条―第百十二条）
第三節　土壌及び地下水の汚染の防止（第百十三条―第百二十二条）
第四節　建設工事に係る規制（第百二十三条―第百二十五条）
第五節　特定行為の制限（第百二十六条―第百三十九条）
第六節　地下水の保全（第百四十条―第百四十五条）

第三章　自動車に起因する環境への負荷の低減の取組及び公害対策（第十六条―第二十一条）
第四章　工場公害対策等（第二十二条―第七十四条）

第五章　緊急時の措置

第一節　大気汚染緊急時の措置（第百四十六条―第百四十八条）

第二節　水質汚濁緊急時の措置（第百四十九条・第百五十条）

第六章　雑則（第百五十一条―第百五十七条）

第七章　罰則（第百五十八条―第百六十五条）

附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この条例は、他の法令と相まって、環境への負荷を低減するための措置を定めるとともに、公害の発生源について必要な規制及び緊急時の措置を定めること等により、現在及び将来の都民が健康で安全かつ快適な生活を営む上で必要な環境を確保することを目的とする。

（定義）

第二条　この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　環境への負荷　事業活動その他の人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

二　公害　環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に基づく生活環境の侵害であって、大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下、悪臭等によって、人の生命若しくは健康が損なわれ、又は人の快適な生活が阻害されることをいう。

第五章　緊急時の措置（第七十五条―第七十九条）

第六章　雑則（第八十条―第八十三条）

附則

第一章　総則

（趣旨）

第一条　この規則は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成十二年東京都条例第二百十五号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

（用語）

第二条　この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

三　地球温暖化　事業活動その他の人の活動に伴って発生する温室効果ガスが大気中の温室効果ガスの濃度を増加させることにより、地球全体として、地表、大気及び海水の温度が追加的に上昇する現象をいう。

四　温室効果ガス　二酸化炭素その他東京都規則（以下「規則」という。）で定める物質をいう。

第二章　環境への負荷の低減の取組

（温室効果ガス）

第三条　条例第二条第四号に規定する規則で定める物質は、次に掲げる物質とする。

一　メタン

二　一酸化二窒素

三　次に掲げるハイドロフルオロカーボン

ア　トリフルオロメタン（別名ＨＦＣ―二三）

イ　ジフルオロメタン（別名ＨＦＣ―三二）

ウ　フルオロメタン（別名ＨＦＣ―四一）

エ　一・一・一・二・二―ペンタフルオロエタン（別名ＨＦＣ―一二五）

オ　一・一・二・二―テトラフルオロエタン（別名ＨＦＣ―一三四）

カ　一・一・一・二―テトラフルオロエタン（別名ＨＦＣ―一三四ａ）

キ　一・一・二―トリフルオロエタン（別名ＨＦＣ―一四三）

ク　一・一・一―トリフルオロエタン（別名ＨＦＣ―一四三ａ）

ケ　一・二―ジフルオロエタン（別名ＨＦＣ―一五二）

コ　一・一―ジフルオロエタン（別名ＨＦＣ―一五二ａ）

サ　フルオロエタン（別名ＨＦＣ―一六一）

シ　一・一・一・二・三・三・三―ヘプタフルオロプロパン（別名ＨＦＣ―二二七ｅａ）
ス　一・一・一・三・三・三―ヘキサフルオロプロパン（別名ＨＦＣ―二三六ｆａ）
セ　一・一・一・二・三・三―ヘキサフルオロプロパン（別名ＨＦＣ―二三六ｅａ）
ソ　一・一・一・二・二・三―ヘキサフルオロプロパン（別名ＨＦＣ―二三六ｃｂ）
タ　一・一・二・二・三―ペンタフルオロプロパン（別名ＨＦＣ―二四五ｃａ）
チ　一・一・一・三・三―ペンタフルオロプロパン（別名ＨＦＣ―二四五ｆａ）
ツ　一・一・一・三・三―ペンタフルオロブタン（別名ＨＦＣ―三六五ｍｆｃ）
テ　一・一・一・二・三・四・四・五・五・五―デカフルオロペンタン（別名ＨＦＣ―四三―一〇ｍｅｅ）

四　次に掲げるパーフルオロカーボン

ア　パーフルオロメタン（別名ＰＦＣ―一四）
イ　パーフルオロエタン（別名ＰＦＣ―一一六）
ウ　パーフルオロプロパン（別名ＰＦＣ―二一八）
エ　パーフルオロシクロプロパン
オ　パーフルオロブタン（別名ＰＦＣ―三一―一〇）
カ　パーフルオロシクロブタン（別名ＰＦＣ―ｃ三一八）
キ　パーフルオロペンタン（別名ＰＦＣ―四一―一二）

四の二　温室効果ガスの排出　人の活動に伴って発生する温室効果ガスを大気中に排出し、放出し、若しくは漏出させ、又は他人から供給された電気若しくは熱（燃料又は電気を熱源とするものに限る。）を使用することをいう。

四の三　再生可能エネルギー　太陽光、風力その他規則で定めるエネルギーをいう。

四の四　ヒートアイランド現象　エネルギーの消費に伴う人工排熱の増加、地表面の被覆の変化等により、地域的に地表及び大気の温度が高くなる現象をいう。

五　地域冷暖房　一定の地域における冷房、暖房又は給湯の用に供するため、冷凍機、ボイラー等の熱源機器を設置している施設において製造した冷水、温水又は蒸気を導管を通じて複数の建築物（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第一号に規定する建

ク　パーフルオロヘキサン（別名ＰＦＣ―五一―一四）
ケ　パーフルオロデカリン（別名ＰＦＣ―九一―一八）
五　六ふっ化いおう
六　三ふっ化窒素

（再生可能エネルギー）

第三条の二　条例第二条第四号の三に規定する規則で定めるエネルギーは、バイオマス（動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用することができるもの（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品（以下「化石燃料等」という。）を除く。）をいう。以下同じ。）を熱源とする熱、水力、地熱その他化石燃料等を熱源とする熱以外のエネルギー（原子力を除く。）とする。

築物をいう。以下同じ。）に搬送し熱を供給する仕組みをいう。

六　自動車　道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第二条第二項に規定する自動車をいう。

七　工場　別表第一に掲げる工場をいう。

八　指定作業場　別表第二に掲げる作業場等（工場に該当するものを除く。）をいう。

九　規制基準　事業活動その他の活動を行う者が遵守すべきばい煙、粉じん、有害ガス、汚水、騒音、振動及び悪臭の発生に係る許容限度をいう。

十　ばい煙　燃料その他の物の燃焼に伴い発生するいおう酸化物及び窒素酸化物並びに燃料その他の物の燃焼又は熱源としての電気の使用に伴い発生するばいじんをいう。

十一　有害ガス　人の健康に障害を及ぼす物質のうち気体状又は微粒子状物質（ばい煙を除く。）で別表第三に掲げるものをいう。

十二　有害物質　人の健康に障害を及ぼす物質のうち水質又は土壌を汚染する原因となる物質で別表第四に掲げるものをいう。

十三　公共用水域　河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠きよ、かんがい用水路その他公共の用に供される水路（下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二条第三号及び第四号に規定する公共下水道及び流域下水道であって、同条第六号に規定する終末処理場を設置しているもの（その流域下水道に接続する公共下水道を含む。）を除く。）をいう。

（知事の責務）

第三条　知事は、この条例の定めるところにより、環境への負荷の低減のための必要な措置並びに公害の発生源について必要な規制及び緊急時の措置を講ずるほか、その施策を事業者及び都民と連携して実施し、環境への負荷の低減及び公害の防止に努めることにより、良好な生活環境を保全し、もって都民の健康で安全かつ快適な生活を営む上で必要な環境を確保しなければならない。

２　知事は、公害の発生源、発生原因及び発生状況を常時監視するとともに、その結果明らかになった公害の状況を都民に公表しなければならない。

３　知事は、環境への負荷の低減及び公害の防止に係る技術の開発及びその成果の普及を行うよう努めるとともに、小規模の事業者が環境への負荷を低減し、及び公害を防止するために行う施設の整備等について必要な助成措置を講ずるよう努めなければならない。

４　知事は、自らが事業活動を行う場合には、環境への負荷の低減及び公害の防止に資する行動を率先してとるよう努めなければならない。

（事業者の責務）

第四条　事業者は、その事業活動に伴って生ずる環境への負荷の低減及び公害の防止のために必要な措置を講ずるとともに、知事が行う環境への負荷の低減及び公害の防止に関する施策に協力しなければならない。

２　事業者は、環境への負荷の低減及び公害の防止のために従業者の訓練体制その他必要な管理体制の整備に努めるとともに、その管理に係る環境への負荷の状況について把握し、並びに公害の発生源、発生原

因及び発生状況を常時監視しなければならない。

（都民の責務）

第五条　都民は、日常生活その他の活動において環境への負荷を低減し、及び公害の発生を防ぐよう努めるとともに、知事が行う環境への負荷の低減及び公害の防止に関する施策に協力しなければならない。

第二章　環境への負荷の低減の取組

第一節　地球温暖化の対策の推進

（都内温室効果ガス排出状況の公表）

第五条の二　知事は、毎年、都内における温室効果ガスの総排出量の状況を公表するものとする。

（事業者等との連携及び情報提供）

第五条の三　知事は、事業者、事業者で構成する団体等と連携して、温室効果ガスの排出の抑制のための施策を推進するとともに、温室効果ガスの排出の抑制のための知見及び技術の普及を図るため、情報の提供その他の措置を講じるものとする。

（地球温暖化対策指針の作成）

第五条の四　知事は、事業活動に伴い温室効果ガスの排出を行っている事業者（以下「温室効果ガス排出事業者」という。）が、地球温暖化の対策を推進するための指針（以下「地球温暖化対策指針」という。）を定めるものとする。

２　地球温暖化対策指針は、科学的知見、技術水準その他の事情を勘案して作成するものとし、必要に応じて改定するものとする。

３　知事は、地球温暖化対策指針を定め、又は改定したときは、その内容を公表するものとする。

（地球温暖化対策の推進）

第五条の五　温室効果ガス排出事業者は、地球温暖化対策指針に基づき、地球温暖化の対策を推進しなければならない。

２　温室効果ガス排出事業者は、地球温暖化の対策を推進するため、地球温暖化対策指針に定める組織体制の整備及び温室効果ガスの排出の量の把握に努めなければならない。

３　温室効果ガス排出事業者は、地球温暖化対策指針に基づき、その事業活動に係る他の温室効果ガス排出事業者が実施する前二項の措置について、協力するよう努めなければならない。

（勧告）

第五条の六　知事は、温室効果ガス排出事業者が、前条第一項の規定による地球温暖化の対策の推進が地球温暖化対策指針に照らして著しく不十分であるときは、当該事業者に対し必要な措置をとることを勧告することができる。

２　知事は、前項の規定による勧告を行おうとする場合においては、あらかじめ専門的知識を有する者の意見を聴くものとする。

第二節　大規模事業所からの温室効果ガス排出量の削減

第一款　温室効果ガス排出量の削減

（用語の定義）

第五条の七　この節及び次節において、次の各号に掲げる用語の意義

は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　温室効果ガス排出量　温室効果ガスである物質ごとに、温室効果ガス排出事業者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出の量として規則で定める方法により算定される当該物質の量に当該物質の地球温暖化係数（温室効果ガスである物質ごとに地球温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値として国際的に認められた知見に基づき規則で定める係数をいう。）を乗じて得た量をいう。

（温室効果ガス排出量の算定方法）

第三条の三　条例第五条の七第一号に規定する規則で定める方法は、別表第一に定めるとおりとする。

（地球温暖化係数）

第三条の四　条例第五条の七第一号に規定する規則で定める係数は、次の各号に掲げる温室効果ガスの区分に応じ、当該各号に定める係数とする。

一　二酸化炭素　一

二　メタン　二十五

三　一酸化二窒素　二百九十八

四　トリフルオロメタン　一万四千八百

五　ジフルオロメタン　六百七十五

六　フルオロメタン　九十二

七　一・一・一・二・二―ペンタフルオロエタン　三千五百

八　一・一・二・二―テトラフルオロエタン　千百

九　一・一・一・二―テトラフルオロエタン　千四百三十

十　一・一・二―トリフルオロエタン　三百五十三

十一　一・一・一―トリフルオロエタン　四千四百七十

十二　一・二―ジフルオロエタン　五十三

十三　一・一―ジフルオロエタン　百二十四

十四　フルオロエタン　十二

十五　一・一・一・二・三・三・三―ヘプタフルオロプロパン　三千二百二十

十六　一・一・一・三・三・三―ヘキサフルオロプロパン　九千八百十
十七　一・一・一・二・三・三―ヘキサフルオロプロパン　千三百七十
十八　一・一・一・二・二・三―ヘキサフルオロプロパン　千三百四十
十九　一・一・二・二・三―ペンタフルオロプロパン　六百九十三
二十　一・一・一・三・三―ペンタフルオロプロパン　千三十
二十一　一・一・一・三・三―ペンタフルオロブタン　七百九十四
二十二　一・一・一・二・三・四・四・五・五・五―デカフルオロペンタン　千六百四十
二十三　パーフルオロメタン　七千三百九十
二十四　パーフルオロエタン　一万二千二百
二十五　パーフルオロプロパン　八千八百三十
二十六　パーフルオロシクロプロパン　一万七千三百四十
二十七　パーフルオロブタン　八千八百六十
二十八　パーフルオロシクロブタン　一万三百
二十九　パーフルオロペンタン　九千百六十
三十　パーフルオロヘキサン　九千三百
三十一　パーフルオロデカリン　七千五百
三十二　六ふっ化いおう　二万二千八百
三十三　三ふっ化窒素　一万七千二百

（特定温室効果ガス）

第三条の五　条例第五条の七第二号に規定する規則で定める温室効果

二　特定温室効果ガス　温室効果ガス排出量の削減が特に必要な温室効果ガスとして規則で定めるものをいう。

三　その他ガス　特定温室効果ガス以外の温室効果ガスをいう。

四　特定温室効果ガス排出量　特定温室効果ガスに係る温室効果ガス排出量をいう。

五　その他ガス排出量　その他ガスに係る温室効果ガス排出量をいう。

六　事業所　建物又は施設（専ら住居の用に供するものを除く。以下「建物等」という。）（エネルギー管理の連動性を有する複数の建物等がある場合は、これらを一の建物等とみなし、建物等（当該みなされた建物等を含む。）の所有者がその近隣に建物等を所有する場合で規則で定めるものは、当該近隣の建物等を合わせて一の建物等とみなす。）をいう。

七　エネルギー管理の連動性　事業活動に係るエネルギー（貨物又はガスは、二酸化炭素（燃料、熱又は電気（以下「燃料等」という。）の使用に伴って排出されるものに限る。）とする。

（一の建物等とみなす近隣の建物等）

第三条の六　条例第五条の七第六号に規定する規則で定める場合は、次のいずれかの場合とする。

一　建物等の所有者が、当該建物等に隣接する建物等を所有する場合（建物にあっては、当該建物のうち大部分の床面積を事務所、営業所等として使用するテナント等事業者が当該建物に隣接する建物において同一である場合に限る。）

二　建物等（前号の場合において一の建物等とみなされた建物等を含み、当該建物等の前年度（指定地球温暖化対策事業所にあっては、条例第五条の八第一項の指定を受けた年度の前年度に限る。）の温室効果ガスの排出の状況が第四条第一項の要件に該当するものに限る。）の所有者が、道路又は水路を挟んで近接する建物等を所有する場合（建物にあっては、当該建物のうち大部分の床面積を事務所、営業所等として使用するテナント等事業者が当該建物に近接する建物において同一である場合に限る。）

（エネルギー管理の連動性）

旅客の輸送の用に供されるエネルギーを除く。）の一体的な管理が可能な状態として規則で定める状態にあることをいう。

八　指定地球温暖化対策事業所　次に掲げる事業所をいう。

ア　地球温暖化の対策を特に推進する必要がある事業所として、次条第一項の規定により知事が指定する、前年度の温室効果ガスの排出の状況が規則で定める要件に該当した事業所（第九条の二第一項に規定する特定エネルギー供給事業者の特定エネルギーの供給に係る規則で定める事業所を除く。）

イ　アの事業所に係る事業所区域の変更（第五条の八の二第二項に

第三条の七　条例第五条の七第七号に規定する規則で定める状態は、次のいずれかの状態とする。

一　建物等（主たる事業として行う地域冷暖房の事業の用に供する熱供給施設（以下「熱供給事業所」という。）又は主たる事業として行う電気事業の用に供する発電所（変電所を含む。以下「電気供給事業所」という。）を除く。）における事業活動に係る燃料等（燃料等の供給を主たる事業とする事業者から供給される燃料等を変換することなく使用されているものに限る。）の全部又は一部について、当該建物等と他の建物等とが燃料等の供給を主たる事業とする事業者から供給を受ける地点が同一であること。ただし、当該地点を含まない建物等における当該燃料等の需要が、当該地点を含む建物等における燃料等の使用量に及ぼす影響が著しく小さいものとして知事が別に定める場合においては、この限りでない。

二　建物等が、熱供給事業所である場合において、当該熱供給事業所と他の熱供給事業所とが熱を供給する導管を連結していること。

（指定地球温暖化対策事業所等）

第四条　条例第五条の七第八号アに規定する規則で定める要件は、事業所における原油換算エネルギー使用量（燃料及びこれを熱源とする熱（他人から供給されたものに限る。）並びに電気（燃料を変換して得られた電気であって、当該電気を発生させた者が自ら使用するもの並びに再生可能エネルギーを変換して得られた電気であって、当該電気を発生させた者が自ら使用するもの及び当該電気のみを供給する者

規定する事業所区域の変更をいう。次号において同じ。）があったときに、引き続き地球温暖化の対策を特に推進する必要がある事業所として同条第三項の規定により知事が指定する事業所

から供給（電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第二条第一項第十五号の託送供給を除く。）を受けたものを除く。）の年度の使用量（別表第一の二の第一欄に掲げる燃料等の区分ごとに同表の第二欄に掲げる単位で表した量をいう。）に、当該区分に応じ当該燃料等の一当該単位当たりのギガジュールで表した発熱量として同表の第三欄に掲げる係数を乗じて得られる発熱量を合算し、発熱量一ギガジュールを原油〇・〇二五八キロリットルとして換算する方式により原油の数量に換算したものをいう。以下同じ。）が千五百キロリットル以上であることとする。ただし、事業所のうち、次に掲げる者が所有する部分における原油換算エネルギー使用量の合計が当該事業所全体における原油換算エネルギー使用量の二分の一以上である場合にあっては、この限りでない。

一　中小企業基本法（昭和三十八年法律第百五十四号）第二条第一項に規定する中小企業者（以下この号において「中小企業者」という。）のうち、次の要件に該当するものを除いたもの

ア　当該中小企業者が持株会社（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第九条第四項第一号の持株会社をいう。以下この号において同じ。）であって、かつ、その子会社（同法第九条第五項の子会社をいう。以下この号において同じ。）が大企業（中小企業者以外の会社をいう。以下この号において同じ。）であるときその他当該中小企業者が大企業の経営を実質的に支配することが可能となる関係にあるものとして知事が認めるもの（以下この号において「特定中小企業」という。）である場合

イ　一の大企業若しくは特定中小企業又はその役員が、当該中小企業者の発行済株式の総数又は出資価額の総額の二分の一以上を所有している場合
ウ　複数の大企業若しくは特定中小企業又はその役員が、当該中小企業者の発行済株式の総数又は出資価額の総額の三分の二以上を所有している場合
エ　一の大企業又は特定中小企業の役員又は職員が、当該中小企業者の役員総数の二分の一以上を兼務している場合
オ　イからエまでに掲げるもののほか、中小企業者（アからエまでの要件に該当するものを除く。）及び次号から第六号までに該当するもの以外のものが当該中小企業者の経営を実質的に支配することが可能となる関係にあると知事が認める場合
二　中小企業団体の組織に関する法律（昭和三十二年法律第百八十五号）第三条第一項第七号に規定する協業組合、同項第八号に規定する商工組合又は同項第九号に規定する商工組合連合会
三　中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第三条第一号に規定する事業協同組合、同条第一号の二に規定する事業協同小組合、同条第二号に規定する信用協同組合、同条第三号に規定する協同組合連合会又は同条第四号に規定する企業組合
四　商店街振興組合法（昭和三十七年法律第百四十一号）第二条第一項に規定する商店街振興組合又は商店街振興組合連合会
五　生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和三十二年法律第百六十四号）第三条に規定する生活衛生同業組合、同法第五十二条の四第一項に規定する生活衛生同業小組合又は同法

九　特定地球温暖化対策事業所　指定地球温暖化対策事業所のうち、次に掲げる事業所をいう。

ア　特定温室効果ガス排出量を削減する必要がある事業所として、次条第三項の規定により知事が指定する、規則で定める年度以降において、前年度の温室効果ガスの排出の状況が規則で定める期間連続して前号アの要件に該当した事業所

イ　アの事業所に係る事業所区域の変更があったときに、引き続き特定温室効果ガス排出量を削減する必要がある事業所として第五条の八の二第三項の規定により知事が指定する事業所

十　削減計画期間　都内全体の特定地球温暖化対策事業所からの特定温室効果ガス排出量の削減の程度を知事が確認するものとして規則で定める期間ごとの各期間をいう。

十一　削減義務期間　各削減計画期間内において、特定地球温暖化対策事業所に該当する年度から当該削減計画期間の終了年度（第五条第五十三条第一項に規定する生活衛生同業組合連合会

六　個人

2　前項の事業所における原油換算エネルギー使用量には、住居の用に供する部分で使用され、又は駅において鉄道輸送に必要な燃料等と不可分に使用されたものとして知事が認めるものを含まないものとする。

3　条例第五条の七第八号アに規定する特定エネルギーの供給に係る規則で定める事業所は、発電所（変電所を含む。）とする。

（特定地球温暖化対策事業所）

第四条の二　条例第五条の七第九号アに規定する規則で定める年度は、平成十九年度とする。

2　条例第五条の七第九号アに規定する規則で定める期間は、三箇年度（年度の途中から当該事業所の使用が開始された場合にあっては、当該年度を除くき、条例第五条の八の二第三項の規定による指定を受けた事業所にあっては当該指定を受ける前の年度を含む。）とする。

（削減計画期間）

第四条の三　条例第五条の七第十号に規定する規則で定める期間ごとの各期間は、平成二十二年度から始まる五箇年度ごとの各期間とする。

の十八の規定により終了年度が変更された場合にあっては、当該変更後の終了年度）までをいう。

十二　排出総量　一の特定地球温暖化対策事業所における特定温室効果ガス年度排出量（一年度の特定温室効果ガス排出量をいう。以下同じ。）の削減義務期間における合計をいう。

十三　基準排出量　一の特定地球温暖化対策事業所において、特定温室効果ガス年度排出量との増減を比較する基準となる量をいう。

十四　削減義務率　一の特定地球温暖化対策事業所において、基準排出量に対して特定温室効果ガス年度排出量を削減すべき割合をいう。

十五　削減義務量　削減義務期間の各年度ごとに、基準排出量（第五条の十四第二項の規定により基準排出量が変更された年度については、その変更後の量。次号において同じ。）に削減義務率（第五条の十五第二項の規定により削減義務率が減少した年度については、その減少後の値）を乗じて得た量を、当該削減義務期間において合計した量をいう。

十六　排出削減量　削減義務期間の各年度の基準排出量を合算して得た量から排出総量を減じて得た量をいう。

十七　義務充当　第五条の十一第一項第一号のその他ガス削減量又は同項第二号の振替可能削減量を同項の義務の履行に充てるものとして第五条の十九第一項に規定する削減量口座簿に記録することをいう。

（指定地球温暖化対策事業所の指定等）

第五条の八　知事は、前年度の温室効果ガスの排出の状況が前条第八号の規則で定める要件に該当する事業所を指定地球温暖化対策事業所として指定するものとする。

２　事業所を所有している事業者（当該事業者以外にも当該事業所の事業活動に伴う温室効果ガスの排出について責任を有する者として規則で定める者がある場合において、当該者が、規則で定めるところにより、知事に届け出た場合においては、当該届出者。以下この節において「所有事業者等」という。）は、当該事業所の前年度の温室効果ガスの排出の状況が前条第八号の規則で定める要件に該当するときは、特定温室効果ガスの排出の状況に関し、前年度の特定温室効果ガス年度排出量その他の規則で定める事項を、規則で定めるところにより、第五条の十一第四項の規定による検証の結果を添えて、知事に届け出なければならない。ただし、指定地球温暖化対策事業所については、この限りでない。

（事業所の所有事業者等）

第四条の四　条例第五条の八第二項に規定する当該事業所の事業活動に伴う温室効果ガスの排出について責任を有する者として規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　当該事業所が区分所有されている場合における当該事業所の管理組合法人（建物の区分所有等に関する法律（昭和三十七年法律第六十九号）第四十七条第二項に規定する管理組合法人をいう。）

二　当該事業所が信託されている場合における当該信託の受益者

三　当該事業所を所有する事業者が特別目的会社（資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第三項に規定する特定目的会社及び事業内容の変更が制限されているこれと同様の事業を営む事業体をいう。以下同じ。）である場合において、当該特別目的会社から、当該事業所の事業活動に伴う特定温室効果ガスの排出に係る主要な設備等の設置又は更新（以下この条及び第四条の二十一の四において「設備更新等」という。）に係る業務を委託されたもの

四　当該事業所が信託されている場合において、当該信託の受託者に対する当該事業所の設備更新等に係る指図の権限を当該信託の受益者から委託された者

五　当該事業所が民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）第二条第二項に規

定する特定事業の対象となった事業所である場合における当該特定事業に係る同条第五項の選定事業者

六　当該事業所の特定温室効果ガス排出量（次項の届出の日の属する年度の前年度の四月から当該届出の日の属する月の前月までの間で当該届出を行う者が選択する連続する十二箇月の特定温室効果ガス排出量とする。以下この号において同じ。）の五割以上を、当該事業所の使用に伴い排出している事業者（二以上の事業者（当該事業所の特定温室効果ガス排出量の一割以上を、当該事業所の使用に伴い排出している事業者に限る。）が当該事業所の使用に伴い排出している特定温室効果ガス排出量の合計が五割以上である場合にあっては、当該二以上の事業者）又は特定テナント等事業者。ただし、当該事業所を所有している事業者又は前各号若しくは次号に掲げる者と合わせて温室効果ガスの排出について責任を有する者となるときに限る。

七　前各号に掲げるもののほか、当該事業所を所有している事業者との契約等により当該事業所の設備更新等の権限を有すると知事が認める者

2　条例第五条の八第二項の規定による事業活動に伴う温室効果ガスの排出について責任を有する者の届出は、別記第一号様式による所有事業者等届出書に、事業所を所有している事業者の同意書及び前項各号に定める要件に該当することを証する書類を添えて行わなければならない。

（特定温室効果ガスの排出の状況に関する届出）

第四条の五　条例第五条の八第二項に規定する規則で定める事項は、次

3　知事は、前条第九号の特定地球温暖化対策事業所の要件に該当する事業所を、特定地球温暖化対策事業所として指定するものとする。

4　知事は、第一項又は前項の指定を行ったときは、規則で定めるところにより、その旨を当該指定に係る事業所を所有している事業者（第二項の温室効果ガスの排出について責任を有する者の届出をした者がある場合にあっては、当該届出者を含む。）に通知するものとする。

の事項とする。

一　事業所の名称、所在地、業種、用途、用途別床面積、敷地面積その他事業所の概要

二　事業所において特定テナント等事業者の要件に該当するテナント等事業者の氏名（法人にあっては、その名称）

三　前年度の原油換算エネルギー使用量

四　前年度の特定温室効果ガス年度排出量

五　前二号の量を算定する体制並びに算定の基となる事業所の区域、燃料等使用量監視点（当該事業所で使用する燃料等の種類及び当該燃料等の種類ごとの使用量を監視する地点をいう。以下同じ。）及び燃料等の使用量

六　事業所の使用が開始された日

2　条例第五条の八第二項の規定による特定温室効果ガスの排出の状況に関する届出は、毎年度十月末日までに、別記第一号様式の二による指定地球温暖化対策事業所の指定に係る確認書届出書に、知事が別に定める様式による指定地球温暖化対策事業所の指定に係る確認書を添えて行わなければならない。

（指定地球温暖化対策事業所の指定等の通知）

第四条の六　条例第五条の八第四項の規定による通知は、指定地球温暖化対策事業所の指定の場合にあっては別記第一号様式の三による指定地球温暖化対策事業所指定通知書、特定地球温暖化対策事業所の指

（事業所区域の変更）

第五条の八の二　指定地球温暖化対策事業所に係る事業所の区域は、第五条の七第六号の規定にかかわらず、その指定の後に事業所の分割（エネルギー管理の連動性又は所有の状況の変更に伴い同号の規定により一の建物等とみなされる建物等の数が減少することをいう。以下「事業所分割」という。）又は事業所の統合（エネルギー管理の連動性又は所有の状況の変更に伴い同号の規定により一の建物等とみなされる建物等の数が増加することをいう。以下「事業所統合」という。）があっても変更がないものとする。ただし、事業所統合に係る建物等が、規則で定める要件に該当する場合は、この限りでない。

２　指定地球温暖化対策事業所の所有事業者等（以下「指定地球温暖化対策事業者」という。）は、当該指定地球温暖化対策事業所に事業所分割又は事業所統合（前項ただし書に規定する場合を除く。以下「事業所区域の変更」という。）があったときは、事業所区域の変更の後の状況に応じて、新たな指定地球温暖化対策事業所又は特定地球温暖化対策事業所の指定をし、又はその指定を取り消すべきことを、当該指定又は指定の取消しに係る全ての事業所の所有事業者等であって規則で定める者と連名で（指定地球温暖化対策事業者と当該規則で定める者とが合わせて一の者となる場合にあっては単独で）、事業所区域の変更の前の指定地球温暖化対策事業所ごとの前年度の特定温室効果ガス年度排出量についての第五条の十一第四項の規定による検定の場合にあっては別記第一号様式の四による特定地球温暖化対策事業所指定通知書によるものとする。

（事業所区域の変更）

第四条の六の二　条例第五条の八の二第一項ただし書の規則で定める要件は、指定地球温暖化対策事業所の要件に該当しない建物等であることとする。

２　条例第五条の八の二第二項の規則で定める者は、次に掲げる者とする。

一　事業所区域の変更の前の指定地球温暖化対策事業所に係る全ての指定地球温暖化対策事業者

二　事業所区域の変更の後の事業所（第四項第一号又は第二号の事業所に該当するものを除く。）に係る所有事業者等（前号に該当するものを除く。）

３　条例第五条の八の二第二項の規定による申請は、事業所区域の変更があった年度の翌年度以降であって、新たな指定又は指定の取消しを受けようとする年度の四月一日から九月末日までに、別記第一号様式の四の二による事業所区域変更申請書に、次に掲げる事項を記載した

証の結果を添えて、規則で定めるところにより、知事に申請することができる。

3　知事は、前項の規定による申請があった場合において、事業所区域の変更があったと認めたときは、事業所区域の変更の後の状況に応じて、事業所区域の変更に係る規則で定める事業所を新たな指定地球温暖化対策事業所（規則で定める場合にあっては、特定地球温暖化対策事業所）として指定し、又は第五条の十第二項第三号若しくは第四号の規定により指定を取り消すものとする。

4　知事は、前項の規定によりとるべき措置を決定したときは、その旨知事が別に定める様式による事業所区域変更確認書及び事業所区域の変更の内容を証する書類を添えて行わなければならない。

一　事業所区域の変更の後の事業所ごとの名称、所在地、業種、用途、用途別床面積、敷地面積その他事業所の概要及び事業所の区域

二　事業所区域の変更の前の指定地球温暖化対策事業所ごとに次に掲げる事項

ア　前年度の原油換算エネルギー使用量

イ　前年度の特定温室効果ガス年度排出量

ウ　ア及びイの量を算定する体制並びに算定の基となる事業所の区域及び燃料等使用量監視点

三　事業所区域の変更の事由及びその変更が生じた日

4　条例第五条の八の二第三項の規則で定める事業所は、次に掲げる事業所を除く事業所とする。

一　前年度の原油換算エネルギー使用量が千キロリットル未満である事業所

二　前年度の末日における床面積が五千平方メートル未満である事業所

5　条例第五条の八の二第三項の規則で定める場合は、新たな指定を受ける事業所の区域に、事業所区域の変更の前に特定地球温暖化対策事業所であった事業所の区域の全部又は一部が含まれる場合とする。

6　条例第五条の八の二第四項の規定による通知は、次の各号に掲げる

を規則で定めるところにより、当該措置に係る事業所を所有している事業者（前条第二項の温室効果ガスの排出について責任を有する者の届出をした者がある場合にあっては、当該届出者を含む。）に通知するものとする。

（指定地球温暖化対策事業者の変更等）

第五条の九　指定地球温暖化対策事業者は、次に掲げる事項に変更があったときは、その日から三十日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

一　指定地球温暖化対策事業者の氏名又は住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地）

二　指定地球温暖化対策事業所の名称又は所在地

三　指定地球温暖化対策事業所を所有する事業者（指定地球温暖化対策事業者を除く。）の氏名又は住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地）

２　指定地球温暖化対策事業者の変更があった場合において、当該変更の後の指定地球温暖化対策事業者（以下この条において「新事業者」という。）は、その日から三十日以内に、規則で定めるところにより、場合に応じ、当該各号に掲げる通知書により行うものとする。

一　指定地球温暖化対策事業所の指定をする場合　別記第一号様式の三による指定地球温暖化対策事業所指定通知書

二　特定地球温暖化対策事業所の指定をする場合　別記第一号様式の四による特定地球温暖化対策事業所指定通知書

三　第四項各号に掲げる事業所に該当し、新たな指定をしない事業所がある場合　別記第一号様式の四の三による指定地球温暖化対策事業所非該当通知書

四　事業所区域の変更が生じていないと認める場合　別記第一号様式の四の四による事業所区域変更非該当通知書

（指定地球温暖化対策事業者の変更等）

第四条の七　条例第五条の九第一項の規定による変更の届出は、別記第一号様式の五による指定地球温暖化対策事業者氏名等変更届出書によらなければならない。

２　条例第五条の九第二項の規定による届出は、別記第一号様式の六による指定地球温暖化対策事業者変更届出書により行わなければならない。

その旨を知事に届け出なければならない。

3　前項の規定による届出があった場合において、新事業者から、当該変更の前の特定温室効果ガス排出量（第六条の規定により知事に提出されている排出量を除く。以下この条において「前事業者排出量」という。）が把握できない旨の申請があり、かつ、知事がこれをやむを得ないものと認めたときは、知事は、当該変更の前の指定地球温暖化対策事業者（以下この条において「前事業者」という。）に対し、前事業者排出量の報告を求めることができる。

4　前事業者は、前項の規定により前事業者排出量の報告を求められたときは、規則で定めるところにより、第五条の十一第四項の規定による検証の結果を添えて、これを知事に報告しなければならない。

（指定の取消し）

第五条の十　指定地球温暖化対策事業者は、次に掲げるときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

3　条例第五条の九第三項の規定による申請は、同項の届出に係る変更があった日から六十日以内に、別記第一号様式の七による前事業者排出量把握申請書により行わなければならない。

4　条例第五条の九第四項の規定による報告は、当該報告を求められた日から九十日以内に、別記第一号様式の八による前事業者排出量報告書提出書に、次の事項を記載した知事が別に定める様式による前事業者排出量報告書を添えて行わなければならない。

一　事業者の名称及び所在地

二　年度ごとの前事業者排出量（知事が報告を求める年度に限る。）

5　知事は、前項の報告を受けたときは、当該報告の内容を、新事業者に対し通知するものとする。

（指定の取消し）

第四条の八　条例第五条の十第一項の規定による届出は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める日までに、別記第一号様式の九による指定地球温暖化対策事業所廃止等届出書に、同号のいずれかに該当することを証する書類（第一号に該当する場合を除き、届出の前年度の特定温室効果ガス年度排出量について登録検証機関による検証の結果を含む。）を添えて行わなければならない。

一　指定地球温暖化対策事業所における事業活動が廃止され、又はその全部が休止されたとき。

二　指定地球温暖化対策事業所が、当該事業所における事業活動の規模が著しく縮小されたものとして規則で定める要件に該当したとき。

三　指定地球温暖化対策事業所の前年度の温室効果ガスの排出の状況が、規則で定める期間連続して第五条の七第八号の要件に該当しなかったとき。

2　知事は、次の各号に掲げる場合は、当該各号に定める指定を取り消すものとする。

一　条例第五条の十第一項第一号に掲げる場合　同号の廃止又は休止の日から三十日を経過した日

二　条例第五条の十第一項第二号に掲げる場合　同号に該当した年度の九月末日

三　条例第五条の十第一項第三号に掲げる場合　同号に該当した年度の九月末日

2　条例第五条の十第一項第二号に規定する規則で定める要件は、次のいずれかに該当することとする。

一　前年度の原油換算エネルギー使用量が、千キロリットル未満であること。

二　事業所のうち第四条第一項各号に掲げる者が所有する部分における前年度の原油換算エネルギー使用量の合計が、当該事業所全体における前年度の原油換算エネルギー使用量の二分の一以上であること。

3　条例第五条の十第一項第三号に規定する規則で定める期間は、三箇年度とする。

4　知事は、条例第五条の十第二項の規定により指定地球温暖化対策事業所又は特定地球温暖化対策事業所の指定を取り消したときは、当該指定地球温暖化対策事業所の指定地球温暖化対策事業者又は当該特定地球温暖化対策事業所の特定地球温暖化対策事業者に対し、別記第

一　指定地球温暖化対策事業所(特定地球温暖化対策事業所を除く。)が前項各号に該当すると認めた場合　当該指定地球温暖化対策事業所に係る第五条の八第一項又は第五条の八の二第三項の規定による指定

二　特定地球温暖化対策事業所が前項各号に該当すると認め、かつ、第五条の十八の規定による変更後の次条第一項の義務の履行を確認した場合　当該特定地球温暖化対策事業所に係る第五条の八第一項及び第三項又は第五条の八の二第三項の規定による指定

三　指定地球温暖化対策事業所(特定地球温暖化対策事業所を除く。)について、第五条の八の二第三項の規定により事業所区域の変更があったと認めた場合　当該指定地球温暖化対策事業所に係る第五条の八第一項又は第五条の八の二第三項の規定による指定

四　特定地球温暖化対策事業所について、第五条の八の二第三項の規定により事業所区域の変更があったと認め、かつ、第五条の十八の規定による変更後の次条第一項の義務の履行を確認した場合　当該特定地球温暖化対策事業所に係る第五条の八第一項及び第三項又は第五条の八の二第三項の規定による指定

(特定地球温暖化対策事業所の温室効果ガス排出量の削減)

第五条の十一　特定地球温暖化対策事業所の所有事業者等(以下「特定地球温暖化対策事業者」という。)は、各削減義務期間ごとに、当該特定地球温暖化対策事業所における算定排出削減量(排出削減量に、一号様式の十による指定(特定)地球温暖化対策事業所指定取消通知書により通知するものとする。

(義務履行期限)

第四条の九　条例第五条の十一第一項各号列記以外の部分に規定する規則で定める日は、削減義務期間の終了の年度の翌々年度の九月末日とする。ただし、次の各号に掲げる場合においては、当該各号に定め

第一号の量及び第二号の量を加え、第三号の量を減じて得た量をいう。以下同じ。）を、当該削減義務期間終了後の規則で定める日までに、削減義務量以上としなければならない。

一　特定地球温暖化対策事業者が、当該特定地球温暖化対策事業所において、規則で定める期間におけるその他ガス排出量の削減量として規則で定める方法により算定する量のうち規則で定める量を超過した量について知事が認め、発行する量（以下「その他ガス削減量」という。）について、義務充当を行ったときは、その量

る日とする。

一　条例第五条の十八の規定により削減義務期間の終了年度が変更された場合　同条の規定により知事が認めた日の翌日から起算して百八十日を経過した日

二　削減義務期間の終了の年度の翌々年度の四月三日以降において当該削減義務期間に係る条例第五条の十三第一項若しくは第二項の規定による基準排出量の決定、条例第五条の十四第二項の規定による基準排出量の変更、条例第五条の十五第二項の規定による削減義務率の減少、条例第五条の十七の規定による削減義務量の減少又は条例第六条の規定による地球温暖化対策計画書の提出の手続が完了していない場合（特定地球温暖化対策事業者の責めに帰すべき事由によるときを除く。）　当該決定、変更、減少又は提出の手続が完了した日の翌日から起算して百八十日を経過した日

2　知事は、前項第二号の場合において、条例第五条の十七の規定による削減量の減少又は条例第六条の規定による地球温暖化対策計画書の提出の手続が完了したときは、特定地球温暖化対策事業者に対し、別記第一号様式の十の二による排出総量・削減義務量手続完了通知書により通知するものとする。

（その他ガス削減量）

第四条の九の二　条例第五条の十一第一項第一号に規定する規則で定める期間は、算定排出削減量の算定の対象となる年度の属する削減計画期間が平成二十二年度から始まる削減計画期間にあっては平成二十二年四月一日から、平成二十七年度から始まる削減計画期間以降の削減計画期間にあっては直前の削減計画期間の開始の日から、その他

ガス削減量を発行する日においてその算定が可能な期間の終了の日までとする。

2　条例第五条の十一第一項第一号に規定する規則で定める方法により算定する量は、その他ガス削減量を算定する事業所から事業活動に伴い排出されるその他ガスについて、その他ガス削減量の発行が可能な期間（平成二十二年度及び平成二十七年度から始まる削減計画期間とする。）内においてその他ガス削減量を算定する年度（以下この条において「算定年度」という。）ごとに算定する、知事が別に定める基準となる年度のその他ガス年度排出量（基準となる年度が複数の年度である場合にあっては、当該複数の年度のその他ガス年度排出量の平均の量）から当該算定年度のその他ガス年度排出量を減じて得た量とする。この場合において、知事が別に定める方法により、その他ガス削減量を算定する事業所の事業活動を、一部の事業活動に限定することができる。

3　前項のその他ガス年度排出量の算定方法は、第三条の三の規定にかかわらず、別に定めるところにより特定地球温暖化対策事業者が知事に申請した方法に対し、別に定める基準に基づき知事が適切と認めることにより決定する方法とする。

4　条例第五条の十一第一項第一号に規定する規則で定める量は、第二項の規定により算定する量に、二分の一を乗じて得た量とする。

（振替可能削減量）

第四条の十　条例第五条の十一第一項第二号アからカまで以外の部分に規定する規則で定める期間は、次の各号に掲げる振替可能削減量の種類に応じ、当該各号に定める期間とする。

二　特定地球温暖化対策事業者が、当該特定地球温暖化対策事業所において、規則で定める期間における次に掲げる取得及び移転（以下「振替」という。）が可能な削減量（以下「振替可能削減量」という。）を取得し、当該振替可能削減量について義務充当を行ったと

きは、次に掲げる量のうち義務充当を行った量に、当該量の種類に応じ、それぞれ規則で定める換算率を乗じて得た量を合算して得た量（ウ及びカのうち規則で定める量の合計については、規則で定める量を上限とする。）

一　超過削減量　算定排出削減量の算定の対象となる年度の属する削減計画期間の開始の日から当該超過削減量を取得する日においてその算定が可能な期間の終了の日まで

二　都内削減量、都外削減量及び環境価値換算量　算定排出削減量の算定の対象となる年度の属する削減計画期間が平成二十二年度から始まる削減計画期間にあっては平成二十二年四月一日から、平成二十七年度から始まる削減計画期間以降の削減計画期間にあっては直前の削減計画期間の開始の日から、都内削減量、都外削減量又は環境価値換算量を取得する日においてそれらの算定が可能な期間の終了の日まで

三　前期超過削減量　算定排出削減量の算定の対象となる年度の属する削減計画期間の直前の削減計画期間の開始の日から前期超過削減量を発行し、又は取得する日においてその算定が可能な期間の終了の日まで

四　その他削減量のうち第四条の十三第一号又は第二号に該当するもの　算定排出削減量の算定の対象となる年度の属する削減計画期間が平成二十二年度から始まる削減計画期間にあっては平成二十年四月一日から、平成二十七年度から始まる削減計画期間以降の削減計画期間にあっては直前の削減計画期間の開始の日から、その他削減量のうち第四条の十三第一号又は第二号に該当するものを取得する日においてその算定が可能な期間の終了の日まで

五　その他削減量のうち第四条の十三第三号に規定する連携県等削減量　算定排出削減量の算定の対象となる年度の属する削減計画期間が平成二十二年度から始まる削減計画期間にあっては平成二十二年

ア　超過削減量（排出削減量のうち、規則で定める量を超過した量について知事が認め、発行する量（規則で定める量を上限とする。）をいう。以下同じ。）

四月一日以降の知事が別に定める日から、平成二十七年度から始まる削減計画期間以降の削減計画期間にあっては直前の削減計画期間の開始の日以降の知事が別に定める日から、その他削減量のうち第四条の十三第三号に該当するものを取得する日においてその算定が可能な期間の終了の日まで

2　条例第五条の十一第一項第二号アからカまで以外の部分に規定する規則で定める換算率は、いずれの振替可能削減量についても一とする。

3　条例第五条の十一第一項第二号アからカまで以外の部分に規定するウ及びカのうち規則で定める量は、都外削減量とする。

4　条例第五条の十一第一項第二号アからカまで以外の部分に規定する規則で定める上限の量は、削減義務量に三分の一を上限として知事が別に定める値を乗じて得た量とする。

（超過削減量）

第四条の十一　条例第五条の十一第一項第二号アに規定する排出削減量のうち、規則で定める量を超過した量及び規則で定める上限の量は、削減義務期間の開始年度から超過削減量の算定の対象として知事が認める年度の最後の年度までの各年度における第一号の量を合計した量のうち、当該各年度における第二号の量を合計した量を超過した量とする。

一　基準排出量から特定温室効果ガス年度排出量を減じて得た量（基準排出量の二分の一を上限とする。）

二　基準排出量に削減義務率を乗じて得た量から義務充当を行ったその他ガス削減量を減じて得た量

イ　都内削減量（指定地球温暖化対策事業所以外の都内の事業所等（事業所又は事業所内に設置する事務所、営業所等をいう。以下この節及び次節において同じ。）（当該事業所等に係る第八条の二十三の地球温暖化対策報告書が知事に提出された場合に限る。）における特定温室効果ガス排出量の削減量として規則で定める方法により算定する量について知事が認め、発行する量をいう。以下同じ。）

ウ　都外削減量（規則で定める都外の事業所等における特定温室効果ガス排出量の削減量として規則で定める方法により算定する量について知事が認め、発行する量をいう。以下同じ。）

（都内削減量）

第四条の十一の二　条例第五条の十一第一項第二号イに規定する規則で定める方法により算定する量は、都内削減量の発行が可能な期間（都内削減量に係る対策の実施を開始した日の属する年度又は当該年度の翌年度のうち事業者が選択する年度から起算して、当該対策の種類に応じて五箇年度又は十箇年度のいずれかとして知事が別に定める期間とする。）内において都内削減量を算定する年度（以下この条において「算定年度」という。）ごとに算定する、次に掲げる量のうち、いずれか小さい量とする。

一　都内削減量を算定する事業所等について、知事が別に定める基準となる年度の特定温室効果ガス年度排出量から算定年度の特定温室効果ガス年度排出量を減じて得た量

二　特定温室効果ガス年度排出量を削減する対策として知事が別に定める対策又は知事が特に認める対策のうち都内削減量を算定する事業所等において実施されているすべての対策（知事が別に定める年度以降に実施されたものに限る。）について、当該対策を実施した場合に見込まれる特定温室効果ガス年度排出量の削減量として知事が別に定める方法により算定する量を合計した量

（都外削減量）

第四条の十一の三　条例第五条の十一第一項第二号ウに規定する規則で定める都外の事業所等は、第四条第一項に規定する要件に該当する都外の事業所のうち、次に掲げる要件を全て満たす事業所とする。

一　知事が別に定める基準となる年度の特定温室効果ガス年度排出量（基準となる年度が複数の年度である場合にあっては、当該複

エ　環境価値換算量（電気等の環境価値（再生可能エネルギーであって、規則で定めるものを変換して得られる電気又は熱が有する地球温暖化及びエネルギーの枯渇の防止に貢献する価値をいう。）の保有量として規則で定める方法により算定する量（以下「電気等環境価値保有量」という。）を規則で定める方法により特定温室効果ガス排出量の削減量に換算した量について知事が認め、発行する量をいう。以下同じ。）

数の年度の特定温室効果ガス年度排出量の平均の量）が十五万トン以下であること。

二　前号の基準となる年度における地球温暖化の対策の推進の程度が知事が別に定める基準に適合すること。

三　都外削減量に係る特定温室効果ガス年度排出量の削減量について、第四条の十三第三号アに規定する連携県等削減量又は連携県外削減量（都外削減量に相当する温室効果ガス排出量の削減量として知事が別に定めるものをいう。）として同号に規定する連携県口座等に記録されるための連携県等の長への申請、届出その他の行為がされていないこと。

２　条例第五条の十一第一項第二号ウに規定する規則で定める方法により算定する量は、特定地球温暖化対策事業所における超過削減量の算定方法に準じて知事が別に定める方法により算定する量とする。

（環境価値換算量）

第四条の十二　条例第五条の十一第一項第二号エに規定する規則で定める再生可能エネルギーは、太陽光、風力、水力、バイオマスを熱源とする熱及び地熱とする。ただし、規模、方法等について知事が別に定める発電又は熱利用に用いられるものに限る。

２　条例第五条の十一第一項第二号エに規定する規則で定める方法により算定する量は、前項の再生可能エネルギーを変換して発電する設備による発電量から、当該発電のために使用した電力量及び当該発電のために補助的に使用した燃料による発電量を減じた量のうち、当該事業者がその電気等の環境価値を保有している量とする。

３　条例第五条の十一第一項第二号エに規定する規則で定める方法に

オ　前期超過削減量（当該削減義務期間より前の削減義務期間における超過削減量をいう。以下同じ。）

カ　その他削減量（この条例以外で認められた温室効果ガス排出量より特定温室効果ガス排出量の削減量に換算した量は、次の表の第一欄に掲げる電気等環境価値保有量の区分に応じ、当該第二欄に定める量に、当該第三欄に定める係数を乗じ、これに第四欄に定める割合を乗じて得た量（第一項に規定する再生可能エネルギーを変換して得られる電気又は熱を発生させた者が当該電気又は熱を自ら使用する場合において、当該電気又は熱の使用量を特定温室効果ガス排出量から控除したときは、当該控除した量を除く。）とする。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
電気に係る電気等環境価値保有量	電気等環境価値保有量（千キロワット時で表した量をいう。）	電気の千キロワット時当たりの使用に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として知事が別に定める係数	知事が別に定める電気等環境価値保有量にあっては百分の百五十、それ以外の電気等環境価値保有量にあっては百分の百
熱に係る電気等環境価値保有量	電気等環境価値保有量（ギガジュールで表した量をいう。）	熱の一ギガジュール当たりの使用に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として知事が別に定める係数	

（その他削減量）

の削減量（この条例以外で認められた電気等環境価値保有量をエに規定する規則で定める方法により特定温室効果ガス排出量の削減量に換算した量を含む。）のうち、規則で定めるものに限る。以下同じ。）

第四条の十三　条例第五条の十一第一項第二号カに規定する規則で定めるものは、次の量とする。ただし、その他削減量の利用状況等を勘案して知事が別に定める量を除くものとする。

一　電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則（平成二十四年経済産業省令第四十六号）附則第九条の規定によりなお効力を有するものとされた同省令附則第八条の規定による廃止前の電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法施行規則（平成十四年経済産業省令第百十九号。以下「なお効力を有する旧特別措置法施行規則」という。）第一条第二項に規定する新エネルギー等電気相当量（規模、方法等について知事が別に定める発電によるものに限る。）を前条第三項の方法により特定温室効果ガス排出量の削減量に換算した量

二　知事が認める機関が認証し、口座その他これに類似するもの（以下「口座等」という。）に記録された電気等環境価値保有量（規模、方法等について知事が別に定める発電又は熱利用によるものに限る。）を前条第三項の方法により特定温室効果ガス排出量の削減量に換算した量

三　振替可能削減量の利用について連携する地方公共団体として知事が別に定めるもの（以下「連携県等」という。）における口座等（以下「連携県口座等」という。）に記録された次に掲げる振替可能削減量に相当する温室効果ガス排出量の削減量として知事が別に定めるもの（以下「連携県等削減量」という。）

ア　基準排出量が十五万トン以下であって、条例第五条の十一第一項に規定する義務の履行を知事が確認した特定地球温暖化対

三　特定地球温暖化対策事業者が、自らの特定地球温暖化対策事業所における超過削減量について、他に移転したとき、又は後の削減義務期間におけるこの項の義務の履行に充てることに利用したときは、当該移転又は利用の量

2　特定地球温暖化対策事業者は、前項の義務を履行するに当たっては、振替可能削減量の取得に優先して、当該特定地球温暖化対策事業所の温室効果ガス排出量の削減に努めなければならない。

3　義務充当を行った振替可能削減量を削減義務の履行に充てること以外の規則で定める用途に利用したときは、当該義務充当は、その効力を失う。

策事業所における超過削減量

イ　都内削減量

（振替可能削減量の連携県口座等への移転）

第四条の十三の二　連携県口座等へ条例第五条の十一第一項第二号の移転は、次に掲げる振替可能削減量に限り、行うことができるものとする。

一　条例第五条の十一第一項に規定する義務の履行を知事が確認した特定地球温暖化対策事業所における超過削減量

二　都内削減量

三　その他削減量のうち連携県等削減量

（義務充当の失効）

第四条の十四　条例第五条の十一第三項の規則で定める用途は、次の表の上欄に掲げる電気等環境価値保有量又は温室効果ガス排出量の削減量の区分に応じ、当該下欄に掲げる用途とする。

一　環境価値換算量又はその他削減量のうち第四条の十	ア　電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に

三第一号若しくは第二号に該当するものに係る電気等環境価値保有量	関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）附則第十二条の規定によりなお効力を有するものとされた同法附則第十一条の規定による廃止前の電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法（平成十四年法律第六十二号）第六条の規定による経過措置利用量の減少 イ　第四条の十三第二号の知事が認める機関が認証した電気等環境価値保有量についての条例第五条の十一第一項に規定する義務の履行に充てること以外の用途 ウ　連携県等における温室効果ガス排出量の削減義務の履行その他の知事が別に定める義務の履行又は措置の実施

4　特定温室効果ガス年度排出量、基準排出量（第五条の十三第一項第三号の規定により定める場合を除く。）、その他ガス削減量、都内削減量、都外削減量及び電気等環境価値保有量は、当該量の算定の方法、算定に用いる情報、算定された量の値その他の規則で定める事項が規則で定める基準に適合することについて、知事の登録を受けた者（以下「登録検証機関」という。）が行う検証を受けたものでなければならない。

（削減義務率）

第五条の十二　削減義務率は、各削減計画期間ごとに、専門的知識を有する者の意見を聴いて、事業所の特性を勘案して規則で定める区分ご

二　連携県等と重複して利用する可能性があるものとして知事が別に定める振替可能削減量に係る温室効果ガス排出量の削減量	連携県等における温室効果ガス排出量の削減義務の履行その他の知事が別に定める義務の履行又は措置の実施

2　電気事業法第二条第一項第六号に規定する特定電気事業者が、前項の表一の項上欄に規定する振替可能削減量（環境価値換算量又はその他削減量のうち第四条の十三第一号に該当するものに限る。）を当該特定電気事業者の発電所（変電所を含む。）に係る条例第五条の十一第一項に規定する義務の履行に充てた場合において、当該振替可能削減量に係る同表一の項上欄に規定する電気等環境価値保有量を当該特定電気事業者における当該下欄アに掲げる用途に利用したときは、前項の規定は、適用しない。

（特定温室効果ガス年度排出量等の検証）

第四条の十五　条例第五条の十一第四項に規定する規則で定める事項及び規則で定める基準は、別表第一の三のとおりとする。

（削減義務率）

第四条の十六　条例第五条の十二に規定する規則で定める区分ごとに定める平成二十二年度から始まる削減計画期間における削減義務率

とに規則で定めるものとする。これを変更しようとするときも、同様とする。

は、次の表の上欄に掲げる事業所の種類に応じ、当該下欄に掲げる割合とする。

事業所の種類		割合
一　第一区分事業所（主たる用途が次に掲げる用途又はこれらに類する用途で構成される事業所及び熱供給事業所をいう。以下同じ。） ア　事務所（試験、研究、設計又は開発のためのものを含む。）又は営業所 イ　官公庁の庁舎 ウ　百貨店、飲食店その他の店舗 エ　旅館、ホテルその他の宿泊施設 オ　学校その他の教育施設 カ　病院その他の医	(一)　次に掲げる事業所 ア　熱供給事業所 イ　熱供給事業所以外で、知事が別に定める基準となる期間における他人から供給された熱に係る原油換算エネルギー使用量の、当該期間における全ての燃料等に係る原油換算エネルギー使用量に占める割合が平均で二割未満であるもの（以下「自己熱源事業所」という。）	百分の八
	(二)　(一)以外のもの	百分の六

療施設

キ　社会福祉施設

ク　情報通信施設

ケ　美術館、博物館又は図書館

コ　展示場

サ　集会場又は会議場

シ　結婚式場又は宴会場

ス　映画館、劇場又は観覧場

セ　遊技場

ソ　体育館、競技場、水泳プールその他の運動施設

タ　公衆浴場又は温泉保養施設

チ　遊園地、動物園、植物園又は水族館

ツ　競馬場、競輪場、小型自動車競走場又はモーターボー

ト競走場 テ　倉庫（冷凍倉庫又は冷蔵倉庫を含む。） ト　トラックターミナル ナ　刑務所又は拘置所 ニ　斎場 ヌ　駐車場	
二　第二区分事業所（一以外の事業所をいう。以下同じ。）	百分の六

2　条例第五条の十二に規定する規則で定める区分ごとに定める平成二十七年度から始まる削減計画期間における削減義務率（以下「第二期削減義務率」という。）は、次の表の上欄に掲げる事業所の種類に応じ、平成二十六年度までに特定地球温暖化対策事業所に該当した事業所及び事業所区域の変更に伴い新たな指定地球温暖化対策事業所の指定を受けた事業所（以下「新指定事業所」という。）であって平成二十六年度までに特定地球温暖化対策事業所に該当した事業所の区域の全部又は一部を含むもの（以下「第一期該当事業所」という。）にあっては当該中欄に掲げる割合、平成二十七年度以後に特定地球温暖化対策事業所に該当した事業所にあっては当該下欄に掲げる割合とする。

事務所の種類		割合一	割合二
一　第一区分事業所	(一)　次に掲げる事業所 ア　熱供給事業所 イ　自己熱源事業所	百分の十七	百分の八
	(二)　(一)以外のもの	百分の十五	百分の六
二　第二区分事業所		百分の十五	百分の六

3　前項の規定にかかわらず、第一期該当事業所のうち、次の表の上欄に掲げる事業所の種類に該当するものの第二期削減義務率は、同欄に掲げる事業所の種類に応じ、前項の表上欄に掲げる事業所の種類に応じた当該中欄に掲げる割合から、次の表の下欄に掲げる割合を減じて得た割合とする。

事業所の種類	割合
一　特定地球温暖化対策事業所のうち、その主たる需要設備（電気事業法施行令（昭和四十年政令第二百六号）第九条の表に規定する需要設備をいう。以下同じ。）が次に掲げる規定に規定する需要設備で構成されるもの ア　使用最大電力の制限に係る経済産業大	百分の四

臣が指定する地域、期間等（平成二十三年経済産業省告示第百二十六号。以下この項において「告示」という。）第五条第一項第一号ア イ　告示第五条第一項第一号イ ウ　告示第五条第一項第二号ア（需要変動の率が十パーセント未満の需要設備に係る部分に限る。）	
二　特定地球温暖化対策事業所のうち、その主たる需要設備が次に掲げる規定に規定する需要設備で構成されるもの。ただし、ア及びオにあっては、東京都が当該特定地球温暖化対策事業所に係る特定地球温暖化対策事業者である場合を除く。 ア　告示第五条第一項第一号エ イ　告示第五条第一項第一号キ ウ　告示第五条第一項第二号ア（需要変動の率が十パーセント以上十五パーセント未満の需要設備に係る部分に限る。） エ　告示第五条第一項第二号エ オ　告示第五条第一項第二号オ カ　告示第五条第一項第二号カ キ　告示第五条第一項第二号キ ク　告示第五条第一項第二号ク	百分の二

（基準排出量の決定）

第五条の十三　知事は、特定地球温暖化対策事業所ごとに、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める量を基準排出量として定めるものとする。

一　最初の削減計画期間の開始の日前に既に特定地球温暖化対策事業所に該当している事業所（第三号に該当する場合を除く。）　最初の削減計画期間開始前の規則で定める期間における当該特定地球温暖化対策事業所の標準的な特定温室効果ガス年度排出量に相当する量として規則で定める方法により算定する量

二　最初の削減計画期間の開始の日以後に特定地球温暖化対策事業所に該当した事業所（次号に該当する場合を除く。）　次に掲げる量のいずれかから特定地球温暖化対策事業者が選択する量

ア　削減義務期間開始前の規則で定める期間における当該特定地球温暖化対策事業所の標準的な特定温室効果ガス年度排出量に相当する量として規則で定める方法により算定する量（当該期間における特定地球温暖化対策事業所における地球温暖化の対策の推進の程度が知事が別に定める基準に適合する場合に限る。）

（基準排出量）

第四条の十七　条例第五条の十三第一項第一号に規定する規則で定める期間及び規則で定める方法により算定する量は、平成十四年度から平成十九年度までの間で特定地球温暖化対策事業者が選択する連続する三箇年度の特定温室効果ガス年度排出量の平均の量（当該三箇年度のうちに特定地球温暖化対策事業所の特定温室効果ガス年度排出量が標準的でないと知事が特に認める年度がある場合にあっては、当該年度を除く二箇年度の特定温室効果ガス年度排出量の平均の量又は一箇年度の特定温室効果ガス年度排出量）とする。

２　条例第五条の十三第一項第二号アに規定する規則で定める期間及び規則で定める方法により算定する量は、削減義務期間の開始の年度の四箇年度前の年度から前年度までの間で特定地球温暖化対策事業者が選択する連続する三箇年度の特定温室効果ガス年度排出量の平均の量（当該三箇年度のうちに特定地球温暖化対策事業所の特定温室効果ガス年度排出量が標準的でないと知事が特に認める年度がある場合にあっては、当該年度を除く二箇年度の特定温室効果ガス年度排

イ　事業所の用途、規模等について当該特定地球温暖化対策事業所と同じ特性を有する事業所の標準的な特定温室効果ガス年度排出量に相当する量として規則で定める方法により算定する量

三　事業所区域の変更に伴い新たに特定地球温暖化対策事業所として指定を受けた事業所　当該特定地球温暖化対策事業所の区域に含まれる事業所区域の変更の前の各事業所の区域における標準的な特定温室効果ガス年度排出量に相当する量として規則で定める方法により算定する量を合計した量

2　基準排出量は、前項各号に定める方法によることが困難であると認められる場合は、知事が認める方法により算定する量とする。

3　特定地球温暖化対策事業者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、規則で定めるところにより、第五条の十一第四項の規定による検証の結果（第一項第二号アの量を選択する場合は、第五条の十六第一項の規定による検証の結果を含む。）を添えて、知事に提出し、基準出量の平均の量又は一箇年度の特定温室効果ガス年度排出量）とする。

3　条例第五条の十三第一項第二号イに規定する規則で定める方法により算定する量は、特定地球温暖化対策事業所の用途別に当該用途における特定温室効果ガス年度排出量に相当程度影響を与える事業活動の規模を表すものとして知事が別に定める床面積その他の指標（以下「排出活動指標」という。）の当該特定地球温暖化対策事業所における値（以下「排出活動指標値」という。）に、事業所の用途、規模等について当該特定地球温暖化対策事業所と同じ特性を有する事業所の標準的な排出活動指標の値一単位当たりの特定温室効果ガス年度排出量として知事が別に定める値（以下「排出標準原単位」という。）を乗じて得た量とする。

4　条例第五条の十三第一項第三号に規定する規則で定める方法により算定する量は、別表第一の三の二に定めるとおりとする。

（基準排出量の決定の申請）

第四条の十八　条例第五条の十三第三項の規定による申請は、最初の削減義務期間の開始年度の九月末日までに、別記第一号様式の十一による基準排出量決定申請書に、知事が別に定める様式による基準排出量

排出量の決定を申請しなければならない。

一　算定した基準排出量

二　第一項第二号の事業所にあっては、同号の選択の内容

三　前二号に定めるもののほか、基準排出量の算定に必要な事項として規則で定める事項

4　前項の規定にかかわらず、第五条の八の二第二項の規定による申請を行う者の場合にあっては、当該申請を行う者が、当該申請と併せて前項の申請書を、規則で定めるところにより知事に提出し、基準排出量の決定を申請しなければならない。

5　知事は、基準排出量を決定したときは、その旨を規則で定めるところにより、申請者に通知しなければならない。

算定書及び算定の根拠となる資料を添えて行わなければならない。

2　条例第五条の十三第三項第三号に規定する規則で定める事項は、次のとおりとする。

一　事業所の名称、所在地、業種、用途、用途別床面積、敷地面積、他人から供給された熱の使用割合その他事業所の概要

二　特定地球温暖化対策事業者が前条第一項又は第二項の規定により選択した連続する三箇年度の各年度における特定地球温暖化対策事業所の特定温室効果ガス年度排出量

三　前号の特定温室効果ガス年度排出量のうちに、排出量が標準的でない年度がある場合にあっては、その旨及びその理由

四　排出活動指標の種類及び排出活動指標値（条例第五条の十三第一項第二号の事業所の場合に限る。）

五　第二号の量を算定する体制並びに算定の基となる事業所の区域、燃料等使用量監視点及び燃料等の使用量

3　条例第五条の十三第四項の規定による申請は、事業所区域の変更の後の事業所のうち特定地球温暖化対策事業所として指定を受けるべき事業所ごとに作成した別記第一号様式の十一による基準排出量決定申請書に、第一項の基準排出量算定書及び算定の根拠となる資料を添えて行わなければならない。

4　条例第五条の十三第五項の規定による通知は、別記第一号様式の十二による基準排出量決定通知書により行うものとする。

（基準排出量の改定）

第四条の十八の二　知事は、別表第一に定める温室効果ガスの排出の量の算定方法、排出標準原単位その他の基準排出量の算定の基礎となる事項の変更（以下この項において「算定基礎事項の変更」という。）に伴い条例第五条の十三第一項又は第二項の規定に基づき既に決定された基準排出量（条例第五条の十四第二項の規定に基づき基準排出量が変更された場合にあっては、直近の変更後の量。以下「既決定基準排出量」という。）が、条例第五条の七第十三号に規定する特定温室効果ガス年度排出量との増減を比較する基準となる量として適正な量でなくなったと認めるときは、条例第五条の十三第一項若しくは第二項又は条例第五条の十四第二項の規定による基準排出量の算定及び変更の方法を踏まえ、当該算定基礎事項の変更の内容及び次項の規定による申請の内容に応じて知事が別に定める方法により算定した量を条例第五条の十三第一項若しくは第二項又は条例第五条の十四第二項の規定による基準排出量として改めて定めるものとする。

２　知事は、前項の規定による基準排出量の決定（以下「基準排出量の改定」という。）を既決定基準排出量に係る特定地球温暖化対策事業者からの申請により行うものとする

３　前項の規定による申請は、別記第一号様式の十二の二による基準排出量改定申請書により行うものとする。

４　知事は、基準排出量の改定を行ったときは、遅滞なく、別記第一号様式の十二の三による基準排出量改定通知書により、第二項の特定地球温暖化対策事業者に通知するものとする。

（事業所の用途変更等による基準排出量の変更）

第五条の十四　特定地球温暖化対策事業者は、当該特定地球温暖化対策事業所について、特定地球温暖化対策事業所の用途、規模、エネルギーの供給等の状況の変更の程度が著しいものとして規則で定める状況の変更があったときは、規則で定めるところにより、基準排出量の変更を知事に申請しなければならない。

（事業所の用途変更等による基準排出量の変更）

第四条の十九　条例第五条の十四第一項に規定する規則で定める状況の変更のうち、熱供給事業所以外の特定地球温暖化対策事業所における状況の変更は、次に掲げる変更により特定温室効果ガス排出量が増加し、又は減少する量として知事が別に定める方法により算定される量の合計が特定地球温暖化対策事業所の基準排出量の百分の六以上となる変更とする。

一　特定地球温暖化対策事業所の床面積の増加又は減少

二　特定地球温暖化対策事業所の全部又は一部の用途が排出活動指標に定める用途のうち異なる用途になる変更

三　特定地球温暖化対策事業所における事業活動の量、種類又は性質を変更するための設備の増加又は減少

2　条例第五条の十四第一項に規定する規則で定める状況の変更のうち、熱供給事業所における状況の変更は、当該熱供給事業所の知事が別に定める熱ごとの供給する先の建物等の床面積の合計（以下この条において「熱供給先面積」という。）が増加し、又は減少した面積が、当該特定地球温暖化対策事業所の知事が別に定める基準となる期間における熱供給先面積の平均の百分の六以上となる変更とする。

3　条例第五条の十四第一項の規定による申請は、状況の変更があった日の属する年度（以下この条において「状況変更年度」という。）の翌年度の九月末日までに、別記第一号様式の十三による基準排出量変更申請書に、次の事項を記載した知事が別に定める様式による基準排出量変更算定書及び第一項各号又は前項の要件に該当することを証する書類を添えて行わなければならない。

２　知事は、前項の状況の変更があったことを認めたときは、当該特定地球温暖化対策事業所の規則で定める期間の基準排出量を、当該状況の変更に応じた適切な量に変更する方法として規則で定める方法により算定した量に変更するものとする。

一　事業所の名称、所在地、業種、用途、用途別床面積、敷地面積、他人から供給された熱の使用割合その他事業所の概要
二　状況の変更の内容
三　基準排出量の変更の量及び変更後の基準排出量の算定の結果
四　前号の量を算定する体制並びに算定の基となる事業所の区域、燃料等使用量監視点及び燃料等使用量

４　条例第五条の十四第二項に規定する規則で定める期間は、状況変更年度（状況の変更があった日の属する月が三月である場合にあっては、状況変更年度の翌年度。以下この項において同じ。）から当該状況変更年度の属する削減義務期間の終了する年度までとする。

５　条例第五条の十四第二項に規定する規則で定める方法は、状況の変更があった部分に係る次の各号に掲げるいずれかの方法（第三号及び第四号の方法については、実測した期間において、状況の変更があった部分における地球温暖化の対策の推進の程度が知事が別に定める基準に適合する場合に限る。）により算定される量（状況変更年度にあっては、当該各号に掲げる量に、当該状況の変更があった日の属する月の翌月から当該状況変更年度の三月までの月数（当該状況の変更のあった日の属する月が二月である場合にあっては、一とする。）を十二で除して得た値を乗じて得た量に縮小した量とする。）の合計を、特定温室効果ガス排出量が増加する状況の変更の場合にあっては当該状況の変更の前の基準排出量に加え、特定温室効果ガス排出量が減少する状況の変更の場合にあっては当該状況の変更の前の基準排出量から減じて得た量を、当該状況の変更の後の基準排出量とする方法とする。

3　知事は、前項の規定により基準排出量を変更したときは、その旨を、規則で定めるところにより、申請者に通知しなければならない。

（優良特定地球温暖化対策事業所に係る削減義務率）

第五条の十五　特定地球温暖化対策事業者は、当該特定地球温暖化対策事業所が地球温暖化の対策の推進の程度が特に優れた事業所として知事が別に定める基準に適合するときは、規則で定めるところによ

一　当該事業所の特定温室効果ガス年度排出量に相当程度影響を与える事業活動の規模を表すものとして知事が適切と認める指標の値一単位当たりの当該事業所における過去の特定温室効果ガス年度排出量に、当該状況の変更による当該指標の値の変更量を乗じて得た量

二　当該状況の変更のあった部分の用途に応じた排出標準原単位に、当該状況の変更による排出活動指標値の変更量を乗じて得た量

三　当該状況の変更のあった部分において実測した燃料等の使用の量に基づき算定した特定温室効果ガス年度排出量

四　当該状況の変更のあった部分の一部において実測した燃料等の使用の量に基づき知事が適切と認める方法により、その全部の特定温室効果ガス年度排出量を推計した量

6　条例第五条の十四第三項の規定による通知は、別記第一号様式の十四による基準排出量変更決定（拒否）通知書により行うものとする。

7　知事は、条例第五条の十四第一項の申請があった場合において、基準排出量を変更しないときは、当該申請に係る特定地球温暖化対策事業者に対し、別記第一号様式の十四による基準排出量変更決定（拒否）通知書により通知するものとする。

（優良特定地球温暖化対策事業所に係る削減義務率）

第四条の二十　条例第五条の十五第一項の規定による申請は、削減義務率を減少する期間の開始の年度の四月一日から九月末日まで（条例第五条の八の二第三項の規定による指定があった年度にあっては、当該

り、次条第二項の規定による検証の結果を添えて、その旨を知事に申請することができる。

2　特定地球温暖化対策事業所が前項の基準に適合することを知事が認めたときは、当該特定地球温暖化対策事業所の削減義務率は、同項の基準に適合する期間のうち規則で定める期間について、地球温暖化の対策の推進の程度に応じ、規則で定める値に減少する。

指定の日から九十日を経過した日まで）に、別記第一号様式の十五による優良特定地球温暖化対策事業所削減義務率減少申請書に、知事が別に定める様式による地球温暖化対策推進状況評価書を添えて行わなければならない。

2　条例第五条の十五第二項に規定する規則で定める期間は、前項の申請を行った年度から当該年度の属する削減義務期間の終了する年度（条例第五条の十五第一項の基準に適合しなくなったことを知事が認めた場合にあっては、その認めた日の属する年度）までとする。

3　条例第五条の十五第二項に規定する規則で定める値は、次に掲げる特定地球温暖化対策事業所の区分に応じ、当該各号に定める値とする。

一　地球温暖化の対策の推進の程度が特に優れた事業所として知事が別に定める基準に適合する特定地球温暖化対策事業所（次号の事業所を除く。）　第四条の十六各項に規定する削減義務率の四分の三

二　地球温暖化の対策の推進の程度が極めて優れた事業所として知事が別に定める基準に適合する特定地球温暖化対策事業所　第四条の十六各項に規定する削減義務率の二分の一

4　知事は、条例第五条の十五第一項の基準に適合することを認め、又は認めないときは、特定地球温暖化対策事業者に対し、別記第一号様式の十六による優良特定地球温暖化対策事業所認定（認定拒否）通知書により通知するものとする。

5　知事は、条例第五条の十五第一項の基準に適合しなくなったことを認めたときは、特定地球温暖化対策事業者に対し、別記第一号様式の

（基準適合の検証）

第五条の十六　第五条の十三第一項第二号アの地球温暖化の対策の推進の程度は、同号アの知事が別に定める基準に適合することについて、登録検証機関が行う検証を受けたものでなければならない。

２　前条第一項の地球温暖化の対策の推進の程度は、同項の知事が別に定める基準に適合することについて、登録検証機関が行う検証を受けたものでなければならない。

（災害時等における特例）

第五条の十七　知事は、災害その他やむを得ない事情により、特定地球温暖化対策事業者が第五条の十一第一項の義務を履行することが特に困難と認めたときは、当該特定地球温暖化対策事業者の特定地球温暖化対策事業所の削減義務量を減少させることができる。

（事業所の廃止等による削減義務期間の変更等）

第五条の十八　特定地球温暖化対策事業所について、第五条の十第一項各号に該当し、又は第五条の八の二第三項の規定により事業所区域の変更があったと知事が認めたときは、当該特定地球温暖化対策事業所の削減義務期間の終了年度は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める年度に変更され、削減義務量は当該終了年度の変更後の削減義務期間に応じた量に変更されるものとする。

一　第五条の十第一項第一号に該当するとき。　特定地球温暖化対策事業所における事業活動が廃止され、又はその全部が休止された日

十七による優良特定地球温暖化対策事業所認定取消通知書により通知するものとする。

（削減義務期間の変更等の通知）

第四条の二十一　知事は、条例第五条の十八の規定により、削減義務期間の終了年度及び削減義務量を変更したときは、別記第一号様式の十八による削減義務期間及び削減義務量変更通知書により通知するものとする。

の属する年度の前年度

二　第五条の十第一項第二号に該当するとき。　同号の規模の縮小があった年度の前年度

三　第五条の十第一項第三号に該当するとき。　同号の期間の最後の年度の前年度

四　事業所区域の変更があったとき。　第五条の八の二第二項の規定による申請を行った年度の前年度

（削減量口座簿の作成等）

第五条の十九　知事は、削減量口座簿を作成し、振替可能削減量等の管理（振替可能削減量又はその他ガス削減量の発行、取得、保有及び移転並びに義務充当及び第八条の五第一項第二号の充当記録をいう。以下同じ。）を行うための口座（以下「管理口座」という。）を開設するものとする。

2　削減量口座簿は、次に掲げる口座に区分する。

一　知事の管理口座

二　指定地球温暖化対策事業者の指定地球温暖化対策事業所に係る管理口座（以下「指定管理口座」という。）

三　前二号以外の管理口座（以下「一般管理口座」という。）

3　指定管理口座は指定地球温暖化対策事業所ごとに、一般管理口座は規則で定める単位ごとに開設するものとする。

4　この節に定めるもののほか、管理口座の記録事項その他の削減量口

（削減量口座簿の作成等）

第四条の二十一の二　条例第五条の十九第三項に規定する規則で定める単位は、個人又は法人とする。

2　一般管理口座は、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、当該下欄

座簿の管理に関し必要な事項については、規則で定める。

に定める数を上限として開設することができるものとする。

第四条の二十一の四第一項第一号に掲げる者	当該者に係る指定地球温暖化対策事業所の数
第四条の二十一の四第一項第二号に掲げる者（第四条の二十一の五第一項に規定する口座管理者である者に限る。）	当該者に係る指定管理口座の数
第四条の二十一の四第一項第二号に掲げる者（第四条の二十一の五第一項に規定する口座管理者である者を除く。）	一
第四条の二十一の四第一項第三号に掲げる者	一
第四条の二十一の四第一項第四号に掲げる者	当該者に係る指定管理口座の数
第四条の二十一の四第一項第五号に掲げる者	一

3　前項の規定にかかわらず、第四条の二十一の四第一項各号に掲げる者から特別の事情により前項に定める数を超えて一般管理口座の開設の申請があった場合において、知事がこれを適当と認めるときは、一般管理口座は、当該申請により開設を求める数を上限として開設することができるものとする。

4　削減量口座簿は、電磁的記録で作成することができる。

（管理口座の記録事項）

第四条の二十一の三　管理口座には、次の表の上欄に掲げる管理口座の区分に応じ、当該下欄に定める事項を記録する。

知事の管理口座	一　次に掲げる振替可能削減量等（振替可能削減量及びその他ガス削減量をいう。以下同じ。）の

	種類ごとの数量及び識別番号（振替可能削減量等を二酸化炭素一トンを表す単位ごとに識別するために知事により付された文字及び数字をいう。以下同じ。） ア　義務充当及び充当記録の対象となった振替可能削減量等 イ　義務充当に利用できなくなった振替可能削減量等 二　次に掲げる振替可能削減量のうち連携県口座等に移転されている振替可能削減量（以下「連携県口座等移転削減量」という。）の種類ごとの数量及び識別番号と同じ数量及び識別番号 ア　超過削減量 イ　都内削減量 ウ　その他削減量のうち連携県等削減量（削減量口座簿に記録されたことがあるものに限る。） 三　前二号の記録の理由及び当該記録を行う直前に記録されていた管理口座の口座番号（一の管理口座ごとに付される口座の番号をいう。以下同じ。）
指定管理口座	一　口座番号 二　口座名義人の氏名及び住所（法人の場合にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

	三　口座管理者（第四条の二十一の五第一項に規定する口座管理者をいう。次条において同じ。）の氏名及び住所（法人の場合にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地） 四　当該指定管理口座に係る指定地球温暖化対策事業所の名称及び所在地 五　振替可能削減量等の管理を行う部署等の名称及び電話番号その他の連絡先 六　条例第五条の十一第一項の義務の履行の状況 七　振替可能削減量等の種類ごとの数量及び識別番号 八　振替可能削減量等の発行、取得、移転、義務充当又は充当記録について、次の事項 ア　当該振替可能削減量等の種類 イ　当該振替可能削減量等の数量及び識別番号 ウ　当該発行、取得、移転、義務充当又は充当記録がされた日
一般管理口座	一　口座番号 二　口座名義人の氏名及び住所（法人の場合にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地） 三　振替可能削減量の管理を行う部署等の名称及び電話番号その他の連絡先 四　振替可能削減量の種類ごとの数量及び識別番

（振替可能削減量の帰属）

第五条の二十　振替可能削減量の帰属は、この節の規定による削減量口座簿の記録により定まるものとする。

（管理口座の開設）

第五条の二十一　指定地球温暖化対策事業者及び一般管理口座により振替可能削減量等の管理を行おうとする者は、知事による管理口座の開設を受けなければならない。

２　一般管理口座は、規則で定める者に限り開設を受けることができるものとする。

	号 五　振替可能削減量についての処分の制限に関する事項 六　振替可能削減量の発行、取得又は移転について、次の事項 ア　当該振替可能削減量の種類 イ　当該振替可能削減量の数量及び識別番号 ウ　当該発行、取得又は移転がされた日

（管理口座の開設）

第四条の二十一の四　条例第五条の二十一第二項に規定する規則で定める者は、次のとおりとする。

一　指定地球温暖化対策事業者

二　法人（次に掲げる者を除く。）

ア　前号に規定する者

イ　外国法人で、国内に事務所、営業所等を有しないもの

三　個人（第一号、次号若しくは第五号に規定する者又は国内に住所を

有しない者を除く。）のうち、条例第五条の二十二第三項の規定によるその他削減量の振替の申請又は同条第四項の規定による振替可能削減量の発行の申請を行うことができる者として、次の表の上欄に掲げる振替可能削減量の区分に応じ、当該下欄に定める者

都内削減量	一　当該都内削減量を算定する事業所等の設備更新等の権限を有する者 二　前号に規定する者から当該都内削減量の発行を受けることについて同意を得た者
都外削減量	一　当該都外削減量を算定する事業所の所有者 二　当該都外削減量を算定する事業所の設備更新等の権限を有する者 三　前二号に規定する者から当該都外削減量の発行を受けることについて同意を得た者
環境価値換算量	一　当該環境価値換算量を算定する再生可能エネルギーを変換して発電する設備の所有者 二　当該環境価値換算量に係る電気等の環境価値の保有者 三　第一号に規定する者から当該環境価値換算量の発行を受けることについて同意を得た者
その他削減量のうち第四条の十三第一号に該当するも	第四条の十三第一号に規定する新エネルギー等電気相当量の保有者

3　指定地球温暖化対策事業者及び一般管理口座の開設を受けようとする者は、管理口座の開設について、その氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）その他規則で定める事項を記載した申請書を、規則で定めるところにより、知事に提出しなければならない。

の	四　個人（第一号に規定する者を除く。）のうち、口座管理者 五　個人（第一号又は前号に規定する者を除く。）のうち、第四条の二十一の十に規定する相続人等 2　条例第五条の二十一第三項に規定する規則で定める事項は、次のとおりとする。 一　当該管理口座に係る指定地球温暖化対策事業所の名称及び所在地（指定管理口座の場合に限る。） 二　振替可能削減量等の管理を行う部署等の名称及び電話番号その他の連絡先 三　前項各号のいずれかに該当することを示す情報（一般管理口座の場合に限る。） 四　口座名義人ごとの口座簿利用者番号（削減量口座簿の記録を閲覧しようとする者を識別するために知事により付された文字及び数字をいう。以下同じ。）の発行の希望の有無（指定管理口座の場合に限る。） 五　次に掲げる事項のうち公表を希望するもの ア　振替可能削減量等の管理を行う部署等の名称又は電話番号その他の連絡先 イ　口座名義人又は口座管理者の氏名又は住所（当該口座名義人又は口座管理者が個人である場合に限る。） 六　開設を希望する口座の数（一般管理口座の場合に限る。） 七　第四条の二十一の六の二第一項の規定による関連付けを希望す

4　知事は、前項の規定による申請があった場合には、当該申請書又はその添付書類のうちに重要な事実の記載が欠けているときを除き、遅滞なく、管理口座を開設しなければならない。

5　知事は、前項の規定により管理口座を開設したときは、遅滞なく、

る指定管理口座の口座番号、当該指定管理口座に係る指定地球温暖化対策事業所の名称、所在地及び指定番号並びに開設しようとする一般管理口座と当該指定管理口座との関係（一般管理口座の場合であって、同項の規定による関連付けを希望するときに限る。）

3　条例第五条の二十一第三項の規定による申請は、指定管理口座の開設にあっては別記第一号様式の十八の二の甲による指定管理口座開設申請書により、一般管理口座の開設にあっては別記第一号様式の十八の二の乙による一般管理口座開設申請書に第一項第三号若しくは第五号に該当することを証する書類（当該各号に該当する場合に限る。）又は第四条の二十一の二第三項の特別の事情を説明する書類（同項の申請をする場合に限る。）を添えて、行わなければならない。

4　前項の申請は、特定地球温暖化対策事業者が指定管理口座を開設する場合にあっては、最初の削減義務期間の開始年度の終了の日までにしなければならない。

5　知事は、前項の日までに第三項の申請がなかったときは、当該申請を行うべき特定地球温暖化対策事業者のために、自ら指定管理口座を開設し、当該指定管理口座において振替可能削減量等の管理を行うために必要な事項を口座名義人に通知するものとする。

6　条例第五条の二十一第五項及び前項の規定による通知は、別記第一

当該管理口座において振替可能削減量等の管理を行うために必要な事項を当該管理口座の開設を受けた者（以下「口座名義人」という。）に通知しなければならない。

6　口座名義人は、その氏名又は住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地）その他規則で定める事項に変更があったときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。ただし、第五条の九第一項第一号の規定による届出があったときは、当該届出事項については、この限りでない。

号様式の十八の三による管理口座開設通知書により行うものとする。

7　条例第五条の二十一第六項に規定する規則で定める事項は、次のとおりとする。

一　口座管理者の氏名又は住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地）

二　振替可能削減量等の管理を行う部署等の名称又は電話番号その他の連絡先

三　口座簿利用者番号の発行又は廃止の希望の有無（指定管理口座の場合に限る。）

四　次に掲げる事項のうち公表を希望するもの

ア　振替可能削減量等の管理を行う部署等の名称又は電話番号その他の連絡先

イ　口座名義人又は口座管理者の氏名又は住所（当該口座名義人又は口座管理者が個人である場合に限る。）

8　条例第五条の二十一第六項の規定による変更の届出は、当該変更後、遅滞なく、別記第一号様式の十八の四による口座名義人等氏名等変更届出書により行わなければならない。

（口座管理者の登録等）

第四条の二十一の五　知事は、指定地球温暖化対策事業者の申請により、指定管理口座ごとに、国内に事務所、営業所等を有する法人又は国内に住所を有する個人であって、当該指定地球温暖化対策事業者

（当該指定地球温暖化対策事業者が口座名義人となった場合にあっては、当該口座名義人）のために次に掲げる行為（指定管理口座に係るものに限る。）を行う者（以下「口座管理者」という。）を、一名に限り登録し、又はその登録を抹消することができる。

一　条例第五条の二十一第三項の規定による申請
二　条例第五条の二十一第六項の規定による届出
三　条例第五条の二十二第二項の規定による申請
四　条例第五条の二十二第四項の規定による申請
五　条例第五条の二十二第五項の規定による申請
六　条例第五条の二十二第六項の規定による申請
七　条例第五条の二十三の二第一項の規定による申請
八　第四条の二十一の九の規定による提出
九　第四条の二十一の十二第一項の規定による申請
十　第四条の二十一の十二第二項の規定による提出
十一　第五条の四の三第一項の規定による申請

2　前項の規定にかかわらず、知事は、第四条の二十一の六第一項の規定により指定管理口座を廃止したときは、当該指定管理口座に係る口座管理者の登録を抹消するものとする。

3　第一項の申請は、別記第一号様式の十八の五による口座管理者登録（登録抹消）申請書に、当該申請の内容が個人を口座管理者として登録するものである場合にあっては、当該口座管理者の氏名又は住所のうち当該口座管理者が公表を希望するものを示す書類を添えて、行わなければならない。

（一般管理口座の更新）

第五条の二十一の二　一般管理口座は、規則で定める期間ごとに、その開設を受けた者が、知事による一般管理口座の更新を受けなければ、当該期間の経過によって、知事により廃止されるものとする。ただし、当該開設を受けた者が当該期間の満了の日において指定地球温暖化対策事業者その他規則で定める者である場合における一般管理口座については、この限りでない。

2　前項の規定による更新を受けようとする者は、規則で定める期間内に、一般管理口座の更新について、その氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）その他規則で定

4　知事は、第一項の申請により口座管理者を登録し、又はその登録を抹消したときは、遅滞なく、別記第一号様式の十八の六による口座管理者登録（登録抹消）通知書により、当該登録又は登録の抹消を受けた口座管理者及び同項の申請をした指定地球温暖化対策事業者に通知するものとする。

5　知事は、第一項の登録を受けた口座管理者に係る指定管理口座の口座名義人に対して、条例第五条の二十一第五項並びにこの規則第四条の二十一の四第五項、第四条の二十一の六第四項、第四条の二十一の十一第二項、第四条の二十一の十二第六項及び第四条の二十一の十三第四項の規定による通知を行うときは、当該口座管理者にも通知するものとする。

（一般管理口座の更新）

第四条の二十一の五の二　条例第五条の二十一の二第一項に規定する規則で定める期間は、平成二十三年四月一日から平成二十八年九月末日までの期間及び平成二十八年十月一日から始まる五箇年度ごとの各期間とする。

2　条例第五条の二十一の二第一項ただし書に規定する規則で定める者は、口座管理者とする。

3　条例第五条の二十一の二第二項に規定する規則で定める期間は、第一項の各期間の終了の日が属する年度の四月一日から当該終了の日までの各期間とする。

める事項を記載した申請書を、規則で定めるところにより、知事に提出しなければならない。

3　知事は、前項の規定による申請があった場合には、当該申請書又はその添付書類のうちに重要な事実の記載が欠けているときを除き、一般管理口座を更新しなければならない。

4　第二項の規定による申請があった場合において、第一項の期間の満了の日までにその申請に対する一般管理口座の更新がなされないときは、当該一般管理口座は、当該期間の満了後もその更新がなされるまでの間は、なお引き続き知事により開設されているものとする。

4　条例第五条の二十一の二第二項に規定する規則で定める期間は、第一項の各期間の終了の日が属する年度の四月一日から当該終了の日までの各期間とする。

5　条例第五条の二十一の二第二項の規定による申請は、別記第一号様式の十八の六の二による一般管理口座更新申請書により行わなければならない。

（管理口座の廃止）

第四条の二十一の六　知事は、条例第五条の十第二項の規定により指定地球温暖化対策事業所の指定を取り消したときは、当該指定地球温暖化対策事業所に係る指定管理口座を廃止するものとする。

2　一般管理口座の口座名義人は、自己の一般管理口座に記録された振替可能削減量について、その全部が移転し、又は抹消されたときは、当該一般管理口座の廃止を、別記第一号様式の十八の七による一般管理口座廃止申請書により申請することができる。

3　知事は、次に掲げる一般管理口座において、当該一般管理口座に記録された振替可能削減量の全部が移転し、又は抹消されたと認めると

きは、当該一般管理口座を廃止することができる。

一　第四条の二十一の二第二項に規定する上限の数を超えることとなった一般管理口座（同条第三項の規定により開設されたものを除く。）

二　第四条の二十一の二第三項の規定により開設された一般管理口座であって、同項に規定する特別の事情がなくなったもの

三　第四条の二十一の四第一項第一号から第四号までに規定する者のいずれにも該当しなくなった者が口座名義人である一般管理口座

四　第四条の二十一の四第一項第三号に規定する者が口座名義人である一般管理口座（当該口座名義人が条例第五条の二十二第三項の規定によるその他削減量の振替の申請又は同条第四項の規定による振替可能削減量の発行の申請を行うことができる振替可能削減量のいずれもが第四条の二十一の十四に規定する日を経過した場合に限る。）

五　第四条の二十一の四第一項第五号に規定する者が口座名義人である一般管理口座

六　前項の申請に係る一般管理口座

（一般管理口座と指定管理口座との関連付け）

第四条の二十一の六の二　一般管理口座と指定管理口座との間の振替可能削減量の振替は、相互に関連付けられた一般管理口座と指定管理口座との間でのみ行うことができる。

2　前項の規定による関連付けは、当該関連付けを希望する一般管理口

第五条の二十二　振替可能削減量の振替並びに振替可能削減量及びその他ガス削減量の発行及び義務充当は、知事が、削減量口座簿において、規則で定めるところにより、当該振替可能削減量又はその他ガス削減量についての減少又は増加の記録をすることにより行うものとする。

座の口座名義人であって、かつ、当該関連付けを希望する指定管理口座の口座名義人又は口座管理者である者の申請に基づき、知事が行うものとする。

3　前項の申請は、別記第一号様式の十八の二の乙による一般管理口座開設申請書又は第一号様式の十八の九による一般管理口座等に係る関連付け申請書により行わなければならない。

4　第一項の規定による関連付けに係る解除は、同項の規定により指定管理口座と関連付けられた一般管理口座(以下「特定一般管理口座」という。)の口座名義人である者の申請に基づき、知事が行うものとする。

5　前項の申請は、別記第一号様式の十八の九の二による特定一般管理口座等に係る関連付け解除申請書により行わなければならない。

第四条の二十一の七　条例第五条の二十二第一項の規定による次の表の上欄に掲げる管理口座に記録されている当該中欄に掲げる振替可能削減量の振替（次条に規定する振替を除く。）は、当該管理口座において減少の記録をし、当該下欄に定める管理口座において当該減少の記録により減少した量と同量の増加の記録をすることにより行うものとする。

指定管理口座	超過削減量（特定一般管理口座から移転されたものを除く。）	特定一般管理口座

一般管理口座	振替可能削減量（処分の制限に関する事項の記録があるものを除く。）	一　指定管理口座 二　他の一般管理口座（次に掲げるものを除く。） ア　第四条の二十一の四第一項第三号に規定する者が口座名義人である一般管理口座 イ　第四条の二十一の四第一項第五号に規定する者が口座名義人であるもの（被相続人その他の被承継人から移転される場合を除く。） ウ　前条第三項第一号、第二号、第三号又は第六号に該当する一般管理口座

2　条例第五条の二十二第一項の規定による次の表の上欄に掲げる振替可能削減量等の発行又はその他削減量の振替（同条第三項に規定する振替に限り、次条に規定する振替を除く。）は、当該下欄に定める管理口座において増加の記録をすることにより行うものとする。

超過削減量及びその他ガス削減量	当該超過削減量又は当該その他ガス削減量を算定する指定地球温暖化対策事業所に係る指定管理口座
振替可能削減量（超過削減量を除き、その他削減量に	第四条の二十一の四第一項第三号の表の上欄に掲げる振替可能削減量の

あっては第四条の十三第一号に該当するものに限る。）	種類ごとに、当該下欄に定める者が開設を受けた一般管理口座
その他削減量のうち第四条の十三第二号に該当するもの	特定地球温暖化対策事業者であって、第四条の十三第二号に規定する知事が認める機関が認証する電気等環境価値保有量の保有者が開設を受けた一般管理口座

3　条例第五条の二十二第一項の規定による振替可能削減量等の義務充当は、指定管理口座において減少の記録をし、知事の管理口座において当該減少の記録により減少した量と同量の増加の記録をすることにより行うものとする。

（連携県口座等との間の振替の記録）

第四条の二十一の七の二　条例第五条の二十二第一項の規定による振替可能削減量の振替のうち、次の表の上欄に掲げる振替については、当該下欄に定めるところにより行うものとする。

一　一般管理口座における連携県口座等からのその他削減量のうち連携県等削減量（連携県口座等移転削減量を除く。）の取得	当該連携県等削減量を取得する者が開設を受けた一般管理口座において増加の記録をする。
二　一般管理口座における連携県口座等からの連携県口座等移転削減量の取得	知事の管理口座において減少の記録をし、当該連携県等削減量を取得する者が開設を受け

2　振替可能削減量の振替の申請は、当該振替によりその管理口座において振替可能削減量の減少の記録がされる口座名義人が、規則で定めるところにより、知事に対して行わなければならない。

	た一般管理口座において当該減少の記録により減少した量と同量の増加の記録をする。
三　一般管理口座から連携県口座等への振替可能削減量の移転	連携県口座等へ移転する者が開設を受けた一般管理口座において減少の記録をし、知事の管理口座において当該減少の記録により減少した量と同量の増加の記録をする。

2　知事は、前項の表三の項の上欄に規定する移転に係る記録をしたときは、遅滞なく、当該記録の内容を、当該一般管理口座の口座名義人に対し、書面により通知するものとする。

（振替可能削減量の振替等の申請）

第四条の二十一の八　条例第五条の二十二第二項の規定による振替可能削減量の振替の申請は、次に掲げる事項を記載した別記第一号様式の十八の十による振替可能削減量振替申請書により行わなければならない。

一　当該申請により振替可能削減量の減少の記録がされる管理口座の口座番号及び種類

二　前号の管理口座に係る指定地球温暖化対策事業所の名称及び所在地（指定管理口座の場合に限る。）

三　振替可能削減量の管理を行う部署等の名称及び電話番号その他の連絡先

3　前項の規定にかかわらず、その他削減量が記録されている削減量口座簿以外の口座その他これに類似するものから削減量口座簿へ振替可能削減量の振替を行う場合にあっては、当該振替の申請は、当該振替によりその管理口座において振替可能削減量の増加の記録がされる口座名義人が、規則で定めるところにより、知事に対して行わなければならない。

四　当該申請により振替可能削減量の増加の記録がされる管理口座の口座番号及び種類又は連携県等口座におけるこれらに類するもの

五　前号の管理口座（一般管理口座に限る。）の口座名義人又は連携県口座等の開設を受けた者の氏名（法人の場合にあっては、名称）

六　第四号の管理口座に係る指定地球温暖化対策事業所の名称及び所在地（指定管理口座の場合に限る。）

七　振替の原因となった事由

八　当該申請に係る振替可能削減量の種類及び数量又は識別番号

九　当該申請に係る振替可能削減量の一単位当たりの金額（当該金額について、やむを得ない事情により記載できない場合には、その旨及び当該事情）

2　条例第五条の二十二第三項の規定による振替可能削減量の振替の申請若しくは同条第四項の規定による振替可能削減量の発行の申請又は同条第六項の規定によるその他ガス削減量の発行の申請は、次に掲げる事項を記載した別記第一号様式の十八の十一による振替可能削減量等発行等申請書により行わなければならない。

一　当該申請により振替可能削減量等の増加の記録がされる管理口座の口座番号及び種類

二　前号の管理口座に係る指定地球温暖化対策事業所の名称及び所在地（指定管理口座の場合に限る。）

三　振替可能削減量等の管理を行う部署等の名称及び電話番号その他の連絡先

四　当該申請に係る振替可能削減量等の種類及び数量

4　振替可能削減量の発行の申請は、当該発行によりその管理口座にお	五　知事又は知事以外の機関が行う振替可能削減量（超過削減量を除く。）の認定又は認証に係る情報（その他削減量のうち連携県等削減量又は連携県口座等移転削減量を取得する場合にあっては、これらの識別番号に相当するもの） 3　前項の申請書には、次の各号に掲げる振替可能削減量の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。 一　第四条の二十一の四第一項第三号の表の上欄に掲げる都内削減量、都外削減量又は環境価値換算量　当該下欄に定める者であることを証する書類 二　その他削減量のうち第四条の十三第一号に該当するもの　なお努力を有する旧特別措置法施行規則第五条第三項の規定により開設された口座において新エネルギー等電気相当量の減量の記録がされたことを証する書類（当該その他削減量を電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第二条第一項に規定する電気事業者の発電所（変電所を含む。）の削減義務の履行に充てる場合を除く。） 三　その他削減量のうち第四条の十三第二号に該当するもの　口座等において条例第五条の十一第一項に規定する義務に利用する旨の記録がされたことを証する書類 四　その他削減量のうち連携県等削減量又は連携県口座等移転削減量　連携県口座等において当該連携県等削減量又は当該連携県口座等移転削減量の減少の記録がされたことを証する書類

いて振替可能削減量の増加の記録がされる口座名義人が、規則で定めるところにより、知事に対して行わなければならない。この場合において、都内削減量、都外削減量及び電気等環境価値保有量については、第五条の十一第四項の規定による検証の結果を添えて行わなければならない。

5　振替可能削減量の義務充当の申請は、当該義務充当に係る特定地球温暖化対策事業者が、規則で定めるところにより、知事に対して行わなければならない。

6　その他ガス削減量の発行及び義務充当の申請は、当該義務充当に係る特定地球温暖化対策事業者が、第五条の十一第四項の規定による検証の結果を添えて、規則で定めるところにより、知事に対して行わなければならない。

4　条例第五条の二十二第五項の規定による振替可能削減量の義務充当の申請又は同条第六項の規定によるその他ガス削減量の義務充当の申請は、次に掲げる事項を記載した別記第一号様式の十八の十二による義務充当申請書により行わなければならない。

一　当該申請による義務充当に係る指定管理口座の口座番号

二　前号の指定管理口座に係る指定地球温暖化対策事業所の名称及び所在地

三　振替可能削減量等の管理を行う部署等の名称及び電話番号その他の連絡先

四　当該申請に係る振替可能削減量等の種類及び数量又は識別番号

五　当該申請による義務充当の対象となる削減義務期間

（判決による振替）

第四条の二十一の九　条例第五条の二十二第二項に規定する申請をすべきことを内容とする確定判決（確定判決と同一の効力を有するものを含む。以下この条及び第四条の二十一の十二第二項において同じ。）があった場合においては、条例第五条の二十二第二項の規定にかかわらず、当該申請によりその管理口座において振替可能削減量の増加の記録を受けるべき口座名義人が、確定判決の内容を証する書面の正本

又は認証のある謄本（民事執行法（昭和五十四年法律第四号）第百七十四条第一項ただし書に規定する場合にあっては、執行力のある債務名義の正本とする。以下この条及び第四条の二十一の十二第二項において「判決書等」という。）を、当該判決書等を提出する旨を記載した書面に添えて、知事に提出することにより、当該申請に代えることができる。

（相続その他の一般承継の場合の振替の申請）

第四条の二十一の十　振替可能削減量の記録がされている一般管理口座の口座名義人について相続その他の一般承継があった場合において、当該振替可能削減量を自らの一般管理口座に移転しようとする相続人等（相続人その他の一般承継人をいう。）は、条例第五条の二十二第二項の規定にかかわらず、別記第一号様式の十八の十による振替可能削減量振替申請書に、相続その他の一般承継があったことを証する特別区の区長若しくは市町村長又は登記官その他の公務員が職務上作成した情報（公務員が職務上作成した情報がない場合にあっては、これに代わるべき情報）を添えて、申請することができる。

（知事による超過削減量の発行）

第四条の二十一の十一　知事は、特定地球温暖化対策事業所の削減義務期間終了後の第四条の九に規定する日までに、当該特定地球温暖化対策事業所に係る指定管理口座の口座名義人から条例第五条の二十二第四項の規定による振替可能削減量（超過削減量に限る。）の発行の申請がなかったときは、同条第一項の規定により、当該指定管理口座に、自ら超過削減量を発行することができる。

（振替可能削減量等の抹消等）

第五条の二十三　知事は、前条第二項の規定に基づく振替によりその管理口座において増加の記録を受けた口座名義人が悪意又は重大な過失により振替可能削減量を取得したときは、当該振替可能削減量を抹消することができる。

２　前条第三項の規定による振替可能削減量の振替又は同条第四項の規定による振替可能削減量若しくは同条第六項の規定によるその他ガス削減量の発行の申請について虚偽があったときは、知事は、既に増加の記録があった振替可能削減量又はその他ガス削減量の全部又は一部を削減量口座簿から抹消することができる。

２　知事は、前項の規定により超過削減量を発行したときは、遅滞なく、別記第一号様式の十八の十三による超過削減量発行通知書により、同項の口座名義人に通知するものとする。

（振替可能削減量等の抹消）

第四条の二十一の十二　条例第五条の二十三第一項の規定による振替可能削減量の抹消は、振替可能削減量の増加の記録を受けた口座名義人からの申請又は知事の職権により行うものとする。

２　前項の申請をすべきことを内容とする確定判決があった場合においては、同項の規定にかかわらず、当該申請によりその管理口座において振替可能削減量の増加の記録を受けるべき口座名義人が、判決書等を、当該判決書等を提出する旨を記載した書面に添えて、知事に提出することにより、当該申請に代えることができる。

３　条例第五条の二十三第一項及び第二項に定めるもののほか、知事は、指定管理口座又は一般管理口座において、振替可能削減量等の増加の記録がされた場合で、次に掲げるときは、当該振替可能削減量等のうち、当該指定管理口座又は一般管理口座に残存するものを抹消するものとする。

一　条例第五条の二十二第三項の規定による振替可能削減量の振替の申請又は同条第四項の規定による振替可能削減量若しくは同条第六項の規定によるその他ガス削減量の発行の申請について、当該申請をした者から、当該振替又は発行の申請が過誤によるものである旨の申請があったとき。

二　増加の記録が知事以外の者により行われたことが判明したとき。

三　条例第五条の二十二第二項から第六項までの規定又はこの規則第四条の二十一の十の規定により申請をした者が、当該申請をすることができる者以外の者であったことが判明したとき。

四　その他知事が特に必要があると認めたとき。

4　条例第五条の二十三第一項若しくは第二項又は前項の規定による振替可能削減量等の抹消は、増加の記録がされた管理口座において減少の記録をし、知事の管理口座において当該減少の記録により減少した量と同量の増加の記録をする方法により行うものとする。

5　第一項及び第三項第一号の申請は、次に掲げる事項を記載した別記第一号様式の十八の十四による振替可能削減量等抹消（更正）申請書により行わなければならない。

一　振替可能削減量等の増加の記録がされた管理口座の口座番号及び種類

二　前号の管理口座に係る指定地球温暖化対策事業所の名称及び所在地（指定管理口座の場合に限る。）

三　振替可能削減量等の管理を行う部署等の名称及び電話番号その他の連絡先

四　抹消の原因となった事由

五　当該申請に係る振替可能削減量等の種類及び数量又は識別番号

6　知事は、条例第五条の二十三第一項若しくは第二項又はこの条第三項の規定により振替可能削減量等を抹消したとき（知事の職権により

抹消したときに限る。）は、遅滞なく、別記第一号様式の十八の十五による振替可能削減量等抹消（更正）通知書により、当該振替可能削減量等の抹消により減少又は増加の記録がされた口座名義人に通知するものとする。

（振替可能削減量等の更正）

第四条の二十一の十三　知事は、指定管理口座又は一般管理口座において、次に掲げるときは、振替可能削減量等を更正するものとする。

一　振替可能削減量等の抹消又は義務充当による減少の記録について、当該抹消又は義務充当の申請をした者から、当該抹消又は義務充当の申請が過誤によるものである旨の申請があったとき。

二　振替可能削減量等の減少の記録が知事以外の者により行われたことが判明したとき。

三　前条第一項又は第三項第一号の規定による振替可能削減量等の抹消の記録について、当該抹消の申請をした者が、当該申請をすることができる者以外の者であったことが判明したとき。

四　前条第三項第三号に掲げるとき。

五　振替可能削減量等の義務充当による減少の記録について、当該義務充当の申請をした者が、当該申請をすることができる者以外の者であったことが判明したとき。

六　別表第一に定める温室効果ガス排出量の算定方法その他振替可能削減量等の量又は削減義務量の算定の基礎となる事項の変更がある場合であって、当該変更に応じて知事が別に定める方法により当該変更前に排出された温室効果ガスに係る振替可能削減量等

の量を増加させる必要があると知事が認めるとき。

七　その他知事が特に必要があると認めたとき。

2　前項の規定による振替可能削減量等の更正は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法により行うものとする。

一　知事の管理口座において増加の記録がされた場合　知事の管理口座において減少の記録をし、増加の記録をすべき指定管理口座又は一般管理口座において当該減少の記録により減少した量と同量の増加の記録をする方法

二　前項第六号に該当する場合　更正の対象となった振替可能削減量等が記録されている指定管理口座又は一般管理口座において減少の記録をし、当該指定管理口座又は一般管理口座において同号の規定による更正の後の量の増加の記録をするとともに、知事の管理口座において当該減少の記録により減少した量と同量の増加の記録をする方法

三　その他の場合　増加の記録をすべき指定管理口座又は一般管理口座において増加の記録をする方法

3　第一項第一号に規定する振替可能削減量等の更正の申請は、次に掲げる事項を記載した別記第一号様式の十八の十四による振替可能削減量等抹消（更正）申請書により行わなければならない。

一　振替可能削減量等の減少の記録がされた管理口座の口座番号及び種類

二　前号の管理口座に係る指定地球温暖化対策事業所の名称及び所在地（指定管理口座の場合に限る。）

三　振替可能削減量等の管理を行う部署等の名称及び電話番号その他の連絡先

四　更正の原因となった事由

五　当該申請に係る振替可能削減量等の種類及び数量又は識別番号

4　知事は、第一項第二号から第七号までの規定により振替可能削減量等を更正したときは、遅滞なく、別記第一号様式の十八の十五による振替可能削減量等抹消（更正）通知書により、当該振替可能削減量等の更正により増加の記録がされた指定管理口座又は一般管理口座の口座名義人に通知するものとする。

（義務充当に利用できない振替可能削減量等の移転）

第四条の二十一の十四　知事は、指定管理口座又は一般管理口座に記録されている振替可能削減量等のうち、当該振替可能削減量等の算定の対象となる年度の属する削減計画期間の次の削減計画期間（平成二十年度又は平成二十一年度が当該振替可能削減量等の算定の対象となる年度であるその他削減量にあっては、平成二十二年度から始まる削減計画期間）の終了年度の翌々年度の九月末日を経過したものについて、義務充当に利用できないものとして知事の管理口座に移転するものとする。

2　知事は、第四条の二十一の六第一項の規定により廃止する指定管理口座及び条例第五条の二十一の二第一項の規定により廃止する一般管理口座に記録されている振替可能削減量等について、義務充当に利用できないものとして知事の管理口座に移転するものとする。

（増加又は減少の記録の方法）

第四条の二十一の十五　知事は、条例及びこの規則に規定する増加又は減少の記録を、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により行うものとする。

一　振替可能削減量等の識別番号の特定がある場合　次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める方法

ア　増加の記録のみを行うとき。　増加の記録をする管理口座において、特定された識別番号の振替可能削減量等を記録する方法

イ　増加の記録及び減少の記録をいずれも行うとき。　減少の記録をする管理口座において、特定された識別番号の振替可能削減量等を消去し、増加の記録をする管理口座において、当該消去した振替可能削減量等と同じ識別番号の振替可能削減量等を記録する方法

二　振替可能削減量等の識別番号の特定がない場合　次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める方法

ア　増加の記録のみを行うとき。　増加の記録をする管理口座において、新たな識別番号の振替可能削減量等を記録する方法

イ　増加の記録及び減少の記録をいずれも行うとき。　減少の記録をする管理口座において、減少の記録をすべきと知事が認める振替可能削減量等について、抹消の場合にあっては識別番号の大きい方から、それ以外の場合にあっては識別番号の小さい方から順次振替可能削減量等を消去し、増加の記録をする管理口座において、当該消去した振替可能削減量等と同じ識別番号の振替可能削減量等を記録する方法

（削減量口座簿による情報の開示）

第四条の二十一の十六　知事は、指定管理口座及び一般管理口座について、次に掲げる事項を公表するものとする。

一　口座番号

二　口座名義人の名称及び主たる事務所の所在地（口座名義人が法人の場合に限る。）

三　口座管理者の名称及び主たる事務所の所在地（指定管理口座であって、口座管理者が法人の場合に限る。）

四　指定地球温暖化対策事業所の名称及び所在地（公表することにより保安上重大な影響を与える事項として知事が認める事項を除く。）（指定管理口座の場合に限る。）

2　知事は、指定管理口座及び一般管理口座について、次の各号に掲げる者が、当該各号に掲げる事項の公表を希望するときは、当該事項を公表するものとする。

一　口座名義人又は口座管理者　振替可能削減量等の管理を行う部署等の名称又は電話番号その他の連絡先

二　個人である口座名義人又は口座管理者　当該個人の氏名又は住所

（添付書類）

第四条の二十一の十七　次に掲げる書面には、当該書面の提出者の印鑑証明書又はこれに準ずるもの並びに当該書面の提出者が個人である場合において、当該印鑑証明書又はこれに準ずるもので当該書面の提出者の氏名及び住所が確認できないときにあっては、当該書面の提出

者の住民票の写し又はこれに代わる書面を添付しなければならない。

一　第四条の二十一の四第三項の指定管理口座開設申請書

二　既に提出されている印鑑証明書又はこれに準ずるものの記載内容に変更がない場合（前項第一号又は第二号の書面に添付する場合を除く。）　当該印鑑証明書又はこれに準ずるもの

三　第四条の二十一の四第八項の口座名義人等氏名等変更届出書

四　第四条の二十一の五第三項の口座管理者登録（登録抹消）申請書

五　第四条の二十一の五の二第四項の一般管理口座更新申請書

六　第四条の二十一の六第二項の一般管理口座廃止申請書

七　第四条の二十一の六の二第三項の一般管理口座等に係る関連付け申請書

七の二　第四条の二十一の六の二第五項の特定一般管理口座等に係る関連付け解除申請書

八　第四条の二十一の八第一項の振替可能削減量振替申請書

九　第四条の二十一の八第二項の振替可能削減量等発行等申請書

十　第四条の二十一の八第四項の義務充当申請書

十一　第四条の二十一の九及び第四条の二十一の十二第二項の規定による提出書

十二　第四条の二十一の十の振替可能削減量振替申請書

十三　第四条の二十一の十二第五項及び第四条の二十一の十三第三項の振替可能削減量等抹消（更正）申請書

十四　第四条の二十一の十九第一項の口座簿利用者番号等通知申請書

十五　第四条の二十一の二十第二項の削減量口座簿記録事項証明書交付申請書

十六　第五条の四の三第一項の充当記録等申請書

２　前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める書面を添付しないことができる。

一　前項各号に掲げる書面の提出者が国又は地方公共団体である場合　印鑑証明書又はこれに準ずるもの

二　既に提出されている印鑑証明書又はこれに準ずるものの記載内容に変更がない場合（前項第一号又は第二号の書面に添付する場合を除く。）　当該印鑑証明書又はこれに準ずるもの。

三　既に提出されている住民票の写し又はこれに代わる書面の記載内容に変更がない場合　当該住民票の写し又はこれに代わる書面

（削減量口座簿の記録の保存期限）

第四条の二十一の十八　知事は、削減計画期間ごとに、当該削減計画期間中の削減量口座簿の記録を、当該削減計画期間の終了年度の翌々年度の九月末日から起算して十年間が経過した日まで保存するものとする。

（口座簿利用者番号等の通知）

第四条の二十一の十九　口座名義人又は口座管理者のうち、口座簿利用者番号又は暗証番号の再度の通知を希望する者は、別記第一号様式の十八の十六による口座簿利用者番号等通知申請書により、その旨を知事に申請することができる。

２　知事は、前項の規定による申請があった場合には、遅滞なく、別記

３　指定地球温暖化対策事業者以外の者による都内削減量、都外削減量、電気等環境価値保有量又はその他削減量に係る申請に虚偽があったとき、当該申請の内容に係る知事による調査を当該申請に係る口座名義人が拒んだときその他不正な行為によって振替可能削減量の増加の記録を受けた指定地球温暖化対策事業者以外の者があるときは、知事は、次に掲げる措置をとることができる。

一　その旨を公表すること。

二　当該口座名義人の管理口座を閉鎖すること。

（管理口座に記録されている事項の証明の申請）

第五条の二十三の二　管理口座の口座名義人は、知事に対し、当該管理口座に記録されている事項のうち、規則で定める事項を証明した書面の交付を、規則で定めるところにより申請することができる。

第一号様式の十八の十七による口座簿利用者番号等通知書により、同項の通知を希望する者に対し、口座簿利用者番号又は暗証番号を通知するものとする。

３　知事は、前項に定めるもののほか、条例第五条の二十一第六項の規定及びこの規則第四条の二十一の四第七項第三号の規定による届出において口座簿利用者番号の発行を希望する旨の記載があった場合その他知事が必要と認める場合には、遅滞なく、別記第一号様式の十八の十七による口座簿利用者番号等通知書により、当該発行を希望する者その他必要と認める者に対し、口座簿利用者番号又は暗証番号を通知するものとする。

（管理口座に記録されている事項の証明の申請）

第四条の二十一の二十　条例第五条の二十三の二第一項に規定する規則で定める事項は、次のとおりとする。

一　保有している振替可能削減量等の種類並びに数量及び識別番号

二　条例第五条の十一第一項の義務の履行の状況（指定管理口座の

２　知事は、前項の規定による申請があったときは、その申請者に対し、規則で定めるところにより、当該申請に係る事項を証明した書面を交付するものとする。

（削減量口座簿に係る手数料）

第五条の二十三の三　次の各号に掲げる者は、当該各号に定める額の手数料を納付しなければならない。

一　第五条の二十一第三項の規定による一般管理口座の開設の申請をしようとする者（指定地球温暖化対策事業者その他規則で定める者を除く。）　一口座につき一万三千四百円

二　前条第一項の規定による管理口座に記録されている事項を証明した書面の交付を申請しようとする者　一通につき四百円

２　知事は、特別の理由があると認めるときは、前項の手数料を減額し、又は免除することができる。

場合に限る。）

三　振替可能削減量等の発行、取得、移転、義務充当又は充当記録について、次の事項

ア　当該振替可能削減量等の種類並びに数量及び識別番号

イ　当該発行、取得、移転、義務充当又は充当記録がされた日

２　条例第五条の二十三の二第一項の規定による申請は、別記第一号様式の十八の十八による削減量口座簿記録事項証明書交付申請書により行わなければならない。

３　条例第五条の二十三の二第二項の規定による書面の交付は、別記第一号様式の十八の十九による削減量口座簿記録事項証明書により行うものとする。

（削減量口座簿に係る手数料）

第四条の二十一の二十一　条例第五条の二十三の三第一項第一号に規定する規則で定める者は、口座管理者とする。

２　条例第五条の二十三の三第二項の規定により、同条第一項各号に規定する手数料を減額し、又は免除することができる場合の基準は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

一　国又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一条の三

（削減目標の設定）

第五条の二十四　指定地球温暖化対策事業者は、指定地球温暖化対策事業所ごとに、規則で定めるところにより、温室効果ガス排出量の削減を進めるための定量的な目標（以下「削減目標」という。）を定めるものとする。

２　特定地球温暖化対策事業者は、削減目標のうち、特定地球温暖化対

に規定する地方公共団体から申請がある場合　免除

二　生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）の規定により保護を受ける者から申請がある場合　免除

三　市町村民税（特別区民税を含む。次項第二号において同じ。）又は所得税が課されていない者から申請がある場合　免除

四　前三号に掲げるもののほか、知事が特にその必要があると認める場合　減額又は免除

３　前項の規定により、手数料の減額又は免除を受けようとする者は、別記第一号様式の十八の二十による手数料減免申請書に、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める書面を添えて知事に提出し、その承認を受けなければならない。

一　前項第二号に該当する場合　同号に規定する保護を受けていることを証明する書面

二　前項第三号に該当する場合　市町村民税又は所得税に係る納税証明書その他同号に該当する事実を証明する書面

三　前項第四号に該当する場合　知事が必要と認める書面

（削減目標の設定）

第四条の二十二　条例第五条の二十四第一項の規定による削減目標の設定は、当該削減目標の設定の日の属する削減計画期間の終了年度を目標年度としなければならない。この場合において、当該目標年度に加えて、当該目標年度より後の年度を目標年度とすることを妨げない。

策事業所の算定排出削減量に係る目標について、削減義務量以上の目標値を設定しなければならない。

（温室効果ガス排出量の把握）

第五条の二十五　指定地球温暖化対策事業者は、毎年度、指定地球温暖化対策事業所ごとに、前年度における特定温室効果ガス年度排出量及びその他ガス年度排出量（一年度のその他ガス排出量をいう。以下同じ。）を把握しなければならない。

（地球温暖化対策計画書の作成等）

第六条　指定地球温暖化対策事業者は、毎年度、指定地球温暖化対策事業所ごとに、次に掲げる事項を記載した計画書（以下「地球温暖化対策計画書」という。）を、地球温暖化対策指針に基づき作成し、第六号の量については、第五条の十一第四項の規定による検証の結果を添えて、規則で定めるところにより、知事に提出しなければならない。ただし、第五条の八第二項の規定により検証の結果が既に提出されているときは、同号の量について検証の結果を添えることは要しない。

一　第五条の十一第一項の義務の履行の状況（特定地球温暖化対策事業所に限る。）

二　当該計画の期間

三　削減目標

四　削減目標を達成するための温室効果ガス排出量の削減等の措置の計画

五　前号の措置の実施状況

（地球温暖化対策計画書）

第四条の二十三　条例第六条の規定による地球温暖化対策計画書の提出は、毎年度十一月末日（指定地球温暖化対策事業所の指定があった年度にあっては、当該日と当該指定の日から九十日を経過した日とのいずれか遅い日）までに、別記第一号様式の十九による地球温暖化対策計画書提出書に、知事が別に定める様式による地球温暖化対策計画書を添えて行わなければならない。

六　前条の特定温室効果ガス年度排出量（第五条の八の二第三項の規定による指定が行われた年度を除く。）
七　前条のその他ガス年度排出量
八　次条第一項の統括管理者及び同条第二項の技術管理者の氏名
九　その他地球温暖化の対策に関して規則で定める事項

（統括管理者等の選任等）
第六条の二　指定地球温暖化対策事業者は、規則で定めるところにより、指定地球温暖化対策事業所ごとに、規則で定める基準に従って、次に掲げる職務を行う者（以下「統括管理者」という。）を選任しなければならない。

２　条例第六条第九号に規定する規則で定める事項は、次のとおりとする。
一　事業所の名称、所在地、業種、用途、用途別床面積、敷地面積その他事業所の概要
二　特定テナント等事業者の氏名（法人にあっては、その名称）
三　地球温暖化対策計画書の作成及び公表の担当部署
四　地球温暖化対策計画書の公表の方法
五　条例第六条第六号の量の算定体制並びに算定の基となる事業所の区域、燃料等使用量監視点及び燃料等使用量
六　条例第六条第七号の量の算定の基となる事業活動の量
七　その他地球温暖化対策指針に定める事項

（統括管理者等の選任）
第四条の二十四　条例第六条の二第一項の規定による統括管理者の選任及び同条第二項の規定による技術管理者の選任は、選任すべき事由が発生した日から九月以内に選任しなければならない。
２　条例第六条の二第一項に規定する規則で定める基準は、次に掲げる要件を全て満たすこととする。
一　地球温暖化の対策に係る業務を統括する部署に所属し、地球温暖化の対策の実施に関する決定の権限及び責任を有すること。

一　当該事業所における地球温暖化の対策の実施状況の把握
二　当該事業所における従業員への地球温暖化の対策に関する指導及び監督
三　当該事業所の指定地球温暖化対策事業者への意見の申出
四　前三号に掲げるもののほか、当該事業所において地球温暖化の対策のために必要な業務

2　指定地球温暖化対策事業者は、規則で定めるところにより、指定地球温暖化対策事業所ごとに、規則で定める基準に従って、次に掲げる者に対する技術的助言を行う者（以下「技術管理者」という。）を選任しなければならない。

二　知事が実施する地球温暖化対策計画書の作成等に関する講習会又は知事が指定した講習会を修了すること。ただし、既に統括管理者が選任されている指定地球温暖化対策事業所において新たに統括管理者を選任する場合又は他の指定地球温暖化対策事業所において統括管理者の業務に従事した経験を有する者を選任する場合においては、この限りでない。

3　条例第六条の二第二項に規定する規則で定める基準は、次に掲げる要件を全て満たすこととする。
一　次に掲げるいずれかに該当する者であること。
ア　建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二条第二項に規定する一級建築士
イ　技術士法（昭和五十八年法律第二十五号）第二条第一項に規定する技術士（同法第三十二条第一項の規定により合格した第二次試験の技術部門が建設部門、電気電子部門、機械部門、衛生工学部門、環境部門又は総合技術監理部門（第二次試験の選択科目として建設部門、電気電子部門、機械部門、衛生工学部門又は環境部門を選択した場合に限る。）である者に限る。）として登録を受

けている者

ウ　エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号。以下「省エネ法」という。）第九条第一項のエネルギー管理士免状の交付を受けている者

エ　建築士法施行規則（昭和二十五年建設省令第三十八号）第十七条の十八に規定する建築設備士

オ　建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十七条第一項の規定による技術検定のうち一級の建築施工管理技術検定、電気工事施工管理技術検定又は管工事施工管理技術検定に合格した者

二　エネルギーの使用の合理化に係る診断の具体的項目に応じて、他の者の空気調和設備、照明設備、熱源設備、受変電設備、制御設備、給排水衛生設備等の稼働状況及びエネルギー使用量について次に掲げる調査及び分析を行い、これらの結果に基づき、更なるエネルギーの使用の合理化を図るために設備又は機器の導入、改修及び運用改善についての提案を行うことができる者であること。

ア　過去三年間のエネルギー消費実績、光熱水費実績並びに設備の保有及び稼働状況の調査

イ　設備及び機器ごとのエネルギー消費量の実績の調査又は推計

ウ　エネルギー消費量に関する基準となる量の推定

エ　設備及び機器の導入、改修及び運用改善に伴うエネルギーの使用の合理化の量の推計

オ　設備及び機器の導入、改修及び運用改善に伴う必要投資額の推定

三　知事が実施する地球温暖化対策計画書の作成等に関する講習会又

一　当該指定地球温暖化対策事業者
二　当該事業所の統括管理者
三　前二号に掲げるもののほか、当該事業所において地球温暖化の対策に係る者

3　指定地球温暖化対策事業者は、地球温暖化の対策の推進に関し、当該事業所の統括管理者の意見及び技術管理者の技術的助言を尊重しなければならない。

4　統括管理者は、地球温暖化の対策の推進に関し、当該事業所の技術管理者の技術的助言を尊重しなければならない。

5　指定地球温暖化対策事業所の従業員は、地球温暖化の対策の推進に関する当該事業所の統括管理者の指導に従わなければならない。

（テナント等事業者との協力推進体制等）

第七条　指定地球温暖化対策事業者は、その指定地球温暖化対策事業所の全部又は一部を賃借権その他の権原に基づき事務所、営業所等として使用して事業活動を行う温室効果ガス排出事業者（以下「テナント等事業者」という。）がいる場合においては、当該テナント等事業者と協力して地球温暖化の対策を推進するための体制（以下「協力推進体制」という。）を整備しなければならない。

は知事が指定した講習会を修了した者であること。ただし、既に技術管理者が選任されている指定地球温暖化対策事業所において新たに技術管理者を選任する場合又は他の指定地球温暖化対策事業所において技術管理者の業務に従事した経験を有する者を選任する場合においては、この限りでない。

2　指定地球温暖化対策事業所における事業活動に伴う温室効果ガス排出量の相当程度大きな部分を占めるテナント等事業者として規則で定めるもの（以下「特定テナント等事業者」という。）は、前項の協力推進体制に参画しなければならない。

3　特定テナント等事業者以外のテナント等事業者は、第一項の協力推進体制に参画するよう努めなければならない。

4　テナント等事業者は、指定地球温暖化対策事業者が第五条の二十五の規定により行う温室効果ガス排出量の把握及び特定地球温暖化対策事業者が第五条の十一第一項の義務を履行するために行う温室効果ガス排出量の削減に協力しなければならない。

5　特定テナント等事業者は、毎年度、地球温暖化の対策に関し、規則で定める事項を記載した計画書（以下「特定テナント等地球温暖化対策計画書」という。）を、地球温暖化対策指針に基づき作成し、規則で定めるところにより、指定地球温暖化対策事業者を経由して知事に

（特定テナント等事業者）

第四条の二十五　条例第七条第二項に規定する規則で定めるテナント等事業者は、当該テナント等事業者が当該指定地球温暖化対策事業所において使用する事務所、営業所等（以下「特定テナント等事業所」という。）について、次のいずれかに該当するテナント等事業者（指定地球温暖化対策事業者を除く。）とする。

一　前年度の三月末日において五千平方メートル以上の床面積を使用して事業活動を行っているもの。

二　前年度の電気（再生可能エネルギーを変換して得られた電気であって、当該電気を発生させた者が自ら使用するもの及び当該電気のみを供給する者から供給（電気事業法第二条第一項第十五号の託送供給を除く。）を受けたものを除く。）の使用量が六百万キロワット時以上となる事業活動を行っているもの。

（特定テナント等事業者の計画書の提出）

第四条の二十六　条例第七条第五項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　計画期間（特定テナント等事業者に該当した年度から当該特定

提出しなければならない。

6　特定地球温暖化対策事業所に係る特定テナント等事業者は、特定テナント等地球温暖化対策計画書に基づき、地球温暖化の対策を推進しなければならない。

テナント等事業者が使用する指定地球温暖化対策事業所に係る地球温暖化対策計画書の計画の期間の終了年度までをいう。以下この条及び第五条の二第二項において同じ。）

二　地球温暖化の対策の推進に係る目標

三　前号の目標を達成するための措置の計画及び実施状況

四　計画期間の開始の年度の前年度から特定テナント等地球温暖化対策計画書を提出する年度の前年度まで（事務所、営業所等の使用開始前の期間を除く。）の特定温室効果ガス年度排出量。ただし、前条第二号の要件に該当しない特定テナント等事業者にあっては、五千平方メートル未満の床面積を使用して事業活動を行った期間のものを除くことができる。

五　前号の量の算定の基となる燃料等使用量

六　事業所の名称、所在地、業種、用途、用途別床面積その他事業所の概要

七　特定テナント等地球温暖化対策計画書の作成の担当部署

八　その他地球温暖化対策指針に定める事項

2　条例第七条第五項の規定による特定テナント等地球温暖化対策計画書の提出は、毎年度十一月末日までに、別記第一号様式の二十による特定テナント等地球温暖化対策計画書提出書に、知事が別に定める様式による特定テナント等地球温暖化対策計画書を添えて行うものとする。

（地球温暖化対策計画の公表）

第八条　指定地球温暖化対策事業者は、地球温暖化対策計画書を提出したときは、規則で定めるところにより、遅滞なくその内容を公表しなければならない。

（事業者による地球温暖化対策計画の公表等）

第五条　条例第八条第一項の規定による公表の内容は、次に掲げる事項を含むものとする。

一　削減義務量及び基準排出量

二　計画期間

三　条例第五条の二十四第一項の削減目標及び当該削減目標を達成するための措置の計画及び実施状況

四　前年度における特定温室効果ガス年度排出量及びその他ガス年度排出量

五　前各号に掲げるもののほか、地球温暖化の対策の推進に係る重要な事項（経営に関する事項その他公表することにより指定地球温暖化対策事業者の競争上若しくは事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれる事項又は保安上重大な影響を与える事項を除く。）

2　条例第八条第一項の規定による公表は、地球温暖化対策計画書を提出した日の属する年度の翌年度から起算して五箇年度の終了する日まで行うものとする。ただし、知事が特に認めた場合は、これによらないことができる。

3　条例第八条第一項の規定による公表は、インターネットの利用による公表、環境報告書（環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律（平成十六年法律第七十七号）第二条第四項の環境報告書をいう。以下同じ。）への掲載、指定地球温暖化対策事業者の事業所における備え置き又は掲示その他の容易に閲覧できる場所、時間等を配慮した方法により行うものとす

２　知事は、地球温暖化対策計画書又は特定テナント等地球温暖化対策計画書の提出があったときは、規則で定めるところにより、その内容を公表するものとする。

る。

（知事による地球温暖化対策計画の公表等）

第五条の二　条例第八条第二項の規定による地球温暖化対策計画書の公表の内容は、次に掲げる事項とする。

一　計画期間

二　条例第五条の二十四第一項の削減目標及び当該削減目標を達成するための措置の計画及び実施状況

三　前年度における特定温室効果ガス年度排出量その他条例第五条の十一第一項の義務の履行に関する事項及びその他ガス年度排出量

四　前三号に掲げるもののほか、地球温暖化対策計画書に記載する事項（経営に関する事項その他公表することにより指定地球温暖化対策事業者の競争上若しくは事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれる事項又は保安上重大な影響を与える事項として知事が認める事項を除く。）

２　条例第八条第二項の規定による特定テナント等地球温暖化対策計画書の公表の内容は、次に掲げる事項とする。

一　計画期間

二　地球温暖化の対策の推進に係る目標

三　前号の目標を達成するための措置の計画及び実施状況

四　計画期間の開始の年度の前年度から特定テナント等地球温暖化対策計画書を提出する年度の前年度までの特定温室効果ガス年度排出量及びその他ガス年度排出量

五　前各号に掲げるもののほか、特定テナント等地球温暖化対策計画

（地球温暖化対策計画書の評価等）

第八条の二　知事は、地球温暖化対策計画書又は特定テナント等地球温暖化対策計画書の提出があったときは、その内容について、知事が別に定める基準に基づき、評価し、優良であると認める指定地球温暖化対策事業者又は特定テナント等事業者について表彰することができる。

２　知事は、前項の規定による評価について、規則で定めるところにより、その内容を公表するものとする。

書に記載する事項（経営に関する事項その他公表することにより特定テナント等事業者の競争上若しくは事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれる事項又は保安上重大な影響を与える事項として知事が認める事項を除く。）

３　条例第八条第二項の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

一　知事が別に定める日及び時間における東京都環境局（以下「環境局」という。）での閲覧

二　インターネットの利用による公表

（地球温暖化対策計画書の評価の公表）

第五条の三　条例第八条の二第二項の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

一　知事が別に定める日及び時間における環境局での閲覧

二　インターネットの利用による公表

２　条例第八条の二第二項の規定による特定テナント等地球温暖化対策計画書の評価の公表は、当該評価が標準以上であると認めるものについて行うものとする。

（指導及び助言）

第八条の三　知事は、特定テナント等事業者又はテナント等事業者に対し、第七条第四項の規定による協力又は同条第六項の規定による地球温暖化の対策の推進について、必要な指導及び助言を行うことができる。

（勧告）

第八条の四　知事は、指定地球温暖化対策事業者又はテナント等事業者が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該事業者に対し必要な措置をとることを勧告することができる。

一　第七条第一項の規定による整備をしなかったとき。

二　第七条第二項の規定による参画をしなかったとき。

三　第七条第五項の規定による提出をしなかったとき。

四　第八条第一項の規定による公表をしなかったとき。

五　正当な理由なく前条の規定による指導及び助言に従わず、かつ、第七条第四項の規定による協力又は同条第六項の規定による地球温暖化の対策の推進が著しく不十分であるとき。

２　知事は、前項第五号の規定による勧告を行おうとする場合においては、あらかじめ専門的知識を有する者の意見を聴くものとする。

（措置命令）

第八条の五　知事は、特定地球温暖化対策事業者又は特定地球温暖化対策事業者であった者（以下「特定地球温暖化対策事業者等」という。）が第五条の十一第一項の義務を履行できなかったと認めるときは、当

該特定地球温暖化対策事業者等に対し、相当の期限を定めて、第一号の量と第二号の量を同量にすることを命ずることができる。

一　第五条の十一第一項の算定排出削減量が削減義務量に不足した量に、当該不足の量に十分の三を上限として規則で定める値を乗じて得た値を加えた量

二　命令があった日の属する削減義務期間（第五条の十八の規定により削減義務期間が変更された場合その他の規則で定める場合にあっては、規則で定める期間）における算定排出削減量であって、知事が認める量のうち、充当記録（当該命令の履行に充てるものとして規則で定める手続により第五条の十九第一項の削減量口座簿に記録することをいう。以下同じ。）を行った量

（削減義務量の加重）

第五条の四　条例第八条の五第一項第一号に規定する規則で定める値は、十分の三とする。

（措置命令があった日の属する削減義務期間）

第五条の四の二　条例第八条の五第一項第二号に規定する規則で定める場合及び規則で定める期間は、条例第五条の十八の規定により削減義務期間が変更された場合及び命令があった日以前の直近の削減義務期間とする。

（充当記録）

第五条の四の三　特定地球温暖化対策事業者等からの申請に基づく条例第八条の五第一項第二号に規定する充当記録又は当該充当記録のための義務充当については、次に掲げる事項を記載した別記第一号様式の二十一による充当記録等申請書により、知事が行うものとする。

一　特定地球温暖化対策事業者であった者の一般管理口座番号（当該申請をする者が特定地球温暖化対策事業者であった者の場合に限る。）

二　命令に係る指定地球温暖化対策事業所の指定管理口座の口座番号

三　前号の指定地球温暖化対策事業所の名称及び所在地

四　振替可能削減量等の管理を行う部署等の名称及び電話番号その

2　前項の規定による命令があった場合において、当該命令があった日の属する削減義務期間における当該特定地球温暖化対策事業者等の第五条の十一第一項の義務に係る算定排出削減量は、充当記録を行った量のうち知事が認める量を減じた値とする。

3　第一項の規定による命令があった場合において、特定地球温暖化対策事業者等が当該命令の内容を履行しないときは、知事は、当該特定地球温暖化対策事業者等に代わって、同項第二号の量が同項第一号の量に不足する量と同量の振替可能削減量について充当記録を行うことができる。

4　知事は、前項の規定による充当記録の実施のために費用を負担したときは、当該費用については、特定地球温暖化対策事業者等に負担を求めることができる。

他の連絡先

五　命令の履行に充てる算定排出削減量の種類及び数量又は識別番号

六　命令に係る削減義務期間

2　前項の義務充当のうち、特定地球温暖化対策事業者であった者からの申請に基づくものにあっては、第四条の二十一の七第三項の規定にかかわらず、当該特定地球温暖化対策事業者であった者を口座名義人とする一般管理口座に記録されている振替可能削減量において減少の記録をし、当該義務充当に係る指定地球温暖化対策事業所の指定管理口座を経由して、知事の管理口座において当該減少の記録により減少した量と同量の増加の記録をすることにより行うものとする。

第二款　登録検証機関

（検証機関の登録）

第八条の六　第五条の十一第四項又は第五条の十六の検証の業務（以下「検証業務」という。）を行おうとする者は、検証業務に関し規則で定める区分（以下「登録区分」という。）ごとに、知事の登録を受けなければならない。

２　前項の登録の有効期間は、三年とする。

３　前項の有効期間の満了後引き続き検証業務を行おうとする者は、第一項の登録を更新する登録を受けなければならない。

４　前項の更新の登録の申請があった場合において、第二項の有効期間の満了の日までにその申請に対する登録又は登録の拒否の処分がなされないときは、従前の登録は、同項の有効期間の満了後もその処分がなされるまでの間は、なお効力を有する。

（検証機関等の登録の区分）

第五条の五　条例第八条の六第一項の規則で定める区分は、次に掲げるとおりとする。

一　特定温室効果ガス年度排出量、基準排出量及び条例第五条の十三第一項第二号アに規定する知事が別に定める基準への適合の検証（以下「特定ガス・基準量検証」という。）

二　都内削減量及び都外削減量の検証（以下「都内外削減量検証」という。）

三　その他ガス削減量の検証

四　電気等環境価値保有量の検証

五　条例第五条の十五第一項に規定する知事が別に定める基準（以下「優良事業所基準」という。）への適合の検証（第一区分事業所の検証に限る。）

六　優良事業所基準への適合の検証（第二区分事業所の検証に限る。）

5　前項の場合において、更新の登録がなされたときは、当該登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

（検証機関の登録の申請）

第八条の七　前条第一項の規定による登録又は同条第三項の規定による更新の登録を受けようとする者（以下「検証機関登録申請者」という。）は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

一　氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

二　登録区分

三　検証業務を行う都内の営業所の名称及び所在地

四　法人にあっては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）の氏名

五　未成年者である場合にあっては、その法定代理人の氏名及び住所（当該法定代理人が法人である場合にあっては、名称、代表者及び役員の氏名並びに主たる事務所の所在地）

六　第三号の営業所ごとに置かれる検証主任者（第八条の十三第一項に規定する検証主任者をいう。）の氏名及び所属する営業所の名称

（検証機関の登録の申請）

第五条の六　条例第八条の七第一項の規定による申請は、別記第二号様式による検証機関登録申請書により行わなければならない。

2　条例第八条の七第一項の申請書（条例第八条の六第三項の規定による更新の登録に係るものに限る。）の提出は、同条第二項の有効期間の満了の日前三十日までに行わなければならない。

2　前項の申請書には、検証機関登録申請者が第八条の九第一項各号のいずれにも該当しない者であることを誓約する書面その他の規則で定める書類を添付しなければならない。

3　条例第八条の七第二項の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

一　検証機関登録申請者（当該検証機関登録申請者が法人である場合にあってはその役員を、検証業務に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合にあってはその法定代理人（当該法定代理人が法人である場合にあっては、その役員を含む。）を含む。）が条例第八条の九第一項各号のいずれにも該当しない者であることを誓約する書面

二　検証機関登録申請者が置いた条例第八条の十三第一項の検証主任者が第五条の十一第一項各号に掲げる登録区分ごとに、当該各号に掲げる者に該当する者であることを証する書面

三　検証機関登録申請者が条例第八条の十三第三項各号の措置を実施していることを証する書面

四　検証機関登録申請者が法人である場合にあっては、登記事項証明書

五　検証機関登録申請者が個人である場合にあっては、住民票の写し又はこれに代わる書面

五の二　検証機関登録申請者が検証業務に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合において、次に掲げる法定代理人の区分に応じ、それぞれ次に掲げる書面

ア　個人　当該法定代理人の住民票の写し又はこれに代わる書面

イ　法人　当該法定代理人の登記事項証明書及びその役員の住民票の写し又はこれに代わる書面

六　営業所の名称及び所在地を記載した書面

（検証機関の登録の実施）

第八条の八　知事は、前条第一項の規定による申請書の提出があったときは、次条第一項の規定により登録を拒否するときを除くほか、遅滞なく、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を登録検証機関登録簿に記載して、登録しなければならない。

一　登録年月日、登録番号及び登録区分

七　検証機関登録申請者（検証機関登録申請者が法人である場合にあってはその役員、検証業務に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合にあっては当該検証機関登録申請者及びその法定代理人（当該法定代理人が法人である場合にあっては、その役員）の略歴を記載した書面

4　知事は、前項に定めるもののほか、検証機関登録申請者に対し、次に掲げる者に係る住民票の写し若しくはこれに代わる書面又は登記事項証明書の提出を求めることができる。

一　検証機関登録申請者が法人である場合にあっては、その役員（当該役員が検証業務に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合にあっては、当該役員及びその法定代理人（当該法定代理人が法人である場合にあっては、その役員を含む。））

二　検証機関登録申請者が選任した検証主任者

5　第三項第一号の誓約する書面は、別記第二号様式の二による検証機関登録申請者誓約書によるものとする。

6　第三項第七号の書面は、別記第二号様式の三による検証機関登録申請者略歴書によるものとする。

（登録検証機関登録簿等）

第五条の七　条例第八条の八第一項の規定による登録は、別記第二号様式の四による登録検証機関登録簿により行うものとする。

二　登録を受けた者の氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

三　その他規則で定める事項

2　知事は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を検証機関登録申請者に通知しなければならない。

3　知事は、規則で定めるところにより、第一項の登録検証機関登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。

（検証機関の登録の拒否）

第八条の九　知事は、検証機関登録申請者が次の各号のいずれかに該当する者であるとき、又は第八条の七第一項の申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一　この節の規定又はこの節の規定に基づく処分に違反して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなく

2　条例第八条の八第一項第三号に規定する規則で定める事項は、次のとおりとする。

一　検証業務を行う都内の営業所の名称及び所在地

二　検証主任者の氏名及び所属する営業所の名称

三　登録検証機関が法人である場合にあっては、その役員の氏名

四　登録検証機関が検証業務に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合にあっては、その法定代理人の氏名及び住所（当該法定代理人が法人である場合にあっては、名称、代表者及び役員の氏名並びに主たる事務所の所在地）

3　条例第八条の八第二項の規定による当該申請者への通知は、別記第二号様式の五による登録検証機関登録通知書により行うものとする。

4　条例第八条の八第三項の規定による登録検証機関登録簿の閲覧は、知事が別に定める日及び時間において、環境局で行うものとする。

なった日から二年を経過しない者

二　第八条の十九第一項の規定により登録を取り消され、その処分のあった日から二年を経過しない者

三　登録検証機関で法人であるものが第八条の十九第一項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前三十日以内にその登録検証機関の役員であった者でその処分のあった日から二年を経過しないもの

四　第八条の十九第一項の規定により検証業務の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者

五　検証業務に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当するもの

六　法人でその役員のうちに前各号のいずれかに該当する者があるもの

七　第八条の十三第一項又は第三項に規定する要件を欠く者

2　知事は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その理由を示して、その旨を当該検証機関登録申請者に通知しなければならない。

（検証機関の登録事項の変更の届出）

第八条の十　登録検証機関は、検証業務を行う営業所の名称又は所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、知事に届け出なければならない。

（登録拒否通知書）

第五条の八　条例第八条の九第二項の規定による通知は、別記第二号様式の六による検証機関登録拒否通知書により行うものとする。

（登録事項変更の届）

第五条の九　条例第八条の十第一項の規定による変更の届出は、別記第二号様式の七による検証業務営業所名称等変更届に、営業所の所在地の変更の場合にあっては、変更後の営業所の所在地を記載した書面を添えて、行わなければならない。

2　登録検証機関は、第八条の七第一項各号に掲げる事項（登録区分並びに検証業務を行う営業所の名称及び所在地を除く。）に変更があったときは、規則で定めるところにより、その日から三十日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

2　条例第八条の十第二項の規定による変更の届出は、別記第二号様式の八による登録検証機関登録事項変更届により行わなければならない。

3　前項の届出が次の各号に掲げる変更であるときは、当該各号に掲げる書類を同項の登録検証機関登録事項変更届に添付しなければならない。

一　条例第八条の七第一項第一号の氏名又は住所の変更（登録検証機関が個人の場合に限る。）　住民票の写し又はこれに代わる書面

二　条例第八条の七第一項第一号の名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地の変更（登録検証機関が法人の場合に限る。）　登記事項証明書

三　条例第八条の七第一項第四号の役員の就任　登記事項証明書並びに第五条の六第三項第一号及び第七号の書面

四　条例第八条の七第一項第四号の役員の氏名の変更（前号に該当する場合を除く。）又は同号の役員の退任　登記事項証明書

五　条例第八条の七第一項第五号の法定代理人の追加　第五条の六第三項第一号、第五号の二及び第七号の書面

六　条例第八条の七第一項第五号の法定代理人の氏名又は住所（当該法定代理人が法人である場合にあっては、名称、代表者若しくは役員の氏名又は主たる事務所の所在地）の変更（前号に該当する場合を除く。）　第五条の六第三項第五号の二の書面

七　条例第八条の七第一項第六号の検証主任者の追加　第五条の六第三項第二号の書面

4　第五条の六第四項の規定は、前項の変更について準用する。

3　知事は、前二項の規定による届出を受理した場合は、当該届出に係る事項が前条第一項第五号から第七号までのいずれかに該当するときを除き、届出があった事項を登録検証機関登録簿に登録しなければならない。

4　第八条の七第二項の規定は、第二項の規定による届出について準用する。

（検証機関の廃業等の届出）

第八条の十一　登録検証機関が次の各号のいずれかに該当することとなった場合においては、当該各号に定める者は、その日（第一号の場合にあっては、その事実を知った日）から三十日以内に、その旨を、規則で定めるところにより、知事に届け出なければならない。

一　死亡した場合　その相続人

二　法人が合併により消滅した場合　その法人を代表する役員であった者

三　法人が破産手続開始の決定により解散した場合　その破産管財人

四　法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散した場合　その清算人

2　登録検証機関は、検証業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、その旨を、規則で定めるところにより、知事に届け出なければならない。

3　登録検証機関が第一項各号のいずれかに該当するに至ったとき、又は都内における検証業務の全部を廃止したときは、当該登録検証機関

（廃業等の届）

第五条の十　条例第八条の十一第一項の規定による届出は、別記第二号様式の九による登録検証機関廃業等届により行わなければならない。

2　条例第八条の十一第二項の規定による届出は、別記第二号様式の十による登録検証機関検証業務廃止等届により行わなければならない。

の登録は、その効力を失う。

（検証機関の登録の抹消）

第八条の十二　知事は、登録検証機関の登録がその効力を失ったとき、又は第八条の十九第一項の規定により登録検証機関の登録を取り消したときは、登録検証機関登録簿から当該登録検証機関の登録を抹消しなければならない。

（検証主任者の設置等）

第八条の十三　登録検証機関は、第八条の七第一項第三号の都内の営業所ごとに、検証業務を行う能力を有する者として登録区分ごとに規則で定めるもののうちから規則で定める人数以上の検証主任者を置き、次項に定める業務を行わせなければならない。

（検証主任者）

第五条の十一　条例第八条の十三第一項に規定する検証業務を行う能力を有する者として登録区分ごとに規則で定めるものは、次に掲げる登録区分に応じ、当該各号に掲げる者として、別に定めるところによる知事への申請に基づく登録が有効期間内にある者とする。

一　特定ガス・基準量検証　特定ガス・基準量検証の業務その他これに類するものとして知事が指定する業務について担当した経験が、検証主任者の登録の申請の日（以下この条において「申請日」という。）前三年間以内に合計十件以上あり、かつ、知事が実施する特定ガス・基準量検証の業務に関する講習会又は知事が指定する講習会を修了した者

二　都内外削減量検証　都内外削減量検証の業務その他これに類するものとして知事が指定する業務について担当した経験が、申請日前三年間以内に合計十件以上あり、若しくはエネルギーの使用の合理化又は温室効果ガスの排出量の削減に関する診断、助言又は性能検証の業務に合計一年以上従事している者のうち、知事が実施する都内外削減量検証の業務に関する講習会又は知事が指定

する講習会を修了した者

三　その他ガス削減量の検証　その他ガス削減量の検証業務その他これに類するものとして知事が指定する業務について担当した経験が、申請日前三年間以内に合計三件以上あり、かつ、知事が実施するその他ガス削減量の検証業務に関する講習会又は知事が指定する講習会を修了した者

四　電気等環境価値保有量の検証　電気等環境価値保有量の検証業務その他これに類するものとして知事が指定する業務について担当した経験が、申請日前三年間以内に合計十件以上あり、かつ、知事が実施する電気等環境価値保有量の検証業務に関する講習会又は知事が指定する講習会を修了した者

五　優良事業所基準への適合の検証（第一区分事業所の検証に限る。）　第一区分事業所に対する優良事業所基準への適合の検証業務又はエネルギーの使用の合理化若しくは温室効果ガスの排出量の削減に関する診断、助言若しくは性能検証の業務に合計三年間以上従事している者のうち、優良事業所基準への適合の検証業務に関する講習会又は知事が指定する講習会を修了し、かつ、建築士法第十条の二第四項に規定する設備設計一級建築士又は第四条の二十四第三項第一号イからエまでのいずれかに該当する者（同号イに該当する者のうち、第二次試験の技術部門が建設部門、環境部門又は総合技術監理部門（第二次試験の選択科目として建設部門又は環境部門を選択した場合に限る。）である者を除く。）

六　優良事業所基準への適合の検証（第二区分事業所の検証に限る。）　第二区分事業所に対する優良事業所基準への適合の検証業

２　前項の検証主任者は、次に掲げる業務を総括するものとする。

一　検証業務がこの条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反して行われていないことの確認に関すること。

二　検証業務の実施の計画の立案に関すること。

三　検証業務の実施により得られた証拠に基づく結論の決定に関すること。

四　前三号に掲げるもののほか、検証業務の適正な実施の確保に関すること。

３　登録検証機関は、検証業務の信頼性の確保のため、次に掲げる措置をとらなければならない。

一　検証業務の管理及び精度の確保に関する文書を作成すること。

二　前号の文書に記載されたところに従い検証業務の管理及び精度

務又はエネルギーの使用の合理化若しくは温室効果ガスの排出量の削減に関する診断、助言若しくは性能検証の業務に合計三年間以上従事している者のうち、優良事業所基準への適合の検証業務に関する講習会又は知事が指定した講習会を修了し、かつ、建築士法第十条の二第四項に規定する設備設計一級建築士又は第四条の二十四第三項第一号イからエまでのいずれかに該当する者（同号イに該当する者のうち、第二次試験の技術部門が建設部門、環境部門又は総合技術監理部門（第二次試験の選択科目として建設部門又は環境部門を選択した場合に限る。）である者を除く。）

２　条例第八条の十三第一項に規定する規則で定める人数は、一名とする。

の確保を行う部門を検証業務を行う部門と別に置くこと。

（検証業務の実施等）

第八条の十四　登録検証機関は、検証業務を行うことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、検証業務を行わなければならない。

２　登録検証機関は、公正に、かつ、規則で定める方法により検証業務を行わなければならない。

３　登録検証機関の都外の営業所は、検証業務を行ってはならない。

４　登録検証機関は、検証業務を実質的に支配している者その他の当該

（検証業務の実施方法）

第五条の十二　条例第八条の十四第二項に規定する規則で定める方法は、次に定めるとおりとする。

一　検証実施に当たり事前に検証計画を作成すること。

二　検証主任者以外の者が検証業務に従事する場合にあっては、当該者に、前条第一項各号に規定する知事が実施する当該検証業務に関する講習会又は知事が指定する講習会を修了させること。

三　優良事業所基準への適合の検証において実地調査を行う場合にあっては、検証主任者を一名以上当該調査に立ち合わせること。

四　検証の結論の決定は、書類調査又は実地調査により得られる適正な証拠に基づいて行い、検証の結果の報告は知事が別に定める様式により行うこと。

五　自らの検証業務規程に定める検証業務の実施方法に反しないこと。

六　前各号に定めるもののほか、知事が別に定める検証業務の実施方法に係る指針に基づき検証業務を実施すること。

２　条例第八条の十四第四項に規定する登録検証機関と著しい利害関

登録検証機関と著しい利害関係を有する事業者として規則で定めるものが設置している事業所について、検証業務を行ってはならない。

（検証機関の秘密保持義務）

第八条の十五　登録検証機関（その者が法人である場合にあっては、その役員）若しくはその職員又はこれらの職にあった者は、検証業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（検証業務規程）

第八条の十六　登録検証機関は、検証業務に関する規程（以下「検証業務規程」という。）を定め、検証業務の開始前に、知事に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

係を有する事業者として規則で定めるものは、次に掲げる者とする。

一　当該登録検証機関

二　当該登録検証機関が株式会社である場合における親株式会社（当該登録検証機関を子会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第三号に規定する子会社をいう。）とする株式会社をいう。）

三　役員又は職員（検証業務を行う日の前二年間にそのいずれかであった者を含む。次号において同じ。）が当該登録検証機関の役員に占める割合が二分の一を超える事業者

四　役員又は職員のうちに当該登録検証機関（法人であるものを除く。）又は当該登録検証機関の代表権を有する役員が含まれている事業者

五　当該登録検証機関との取引関係その他の利害関係が検証業務に影響を及ぼすおそれがある事業者として知事が別に定めるもの

（検証業務規程の届出）

第五条の十三　条例第八条の十六第一項の規定による届出は、検証業務規程を定めた場合にあっては当該検証業務規程に基づく検証業務の開始の日の二週間前までに、検証業務規程を変更しようとする場合にあっては当該変更後の検証業務規程に基づく検証業務の開始の日の

２　検証業務規程には、検証業務の実施方法、検証業務に関する料金その他の規則で定める事項を定めておかなければならない。

（帳簿の備付け等）

第八条の十七　登録検証機関は、第八条の七第一項第三号の都内の営業所ごとに帳簿を備え、その業務に関し規則で定める事項を記載し、当該帳簿及び検証業務に係る規則で定める資料を、規則で定めるところにより、保存しなければならない。

二週間前までに別記第二号様式の十一による検証業務規程届出書に、検証業務規程（変更の場合にあっては、変更後のもの）を添えて、行わなければならない。

２　条例第八条の十六第二項に規定する規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

一　検証業務の実施及び管理の方法に関する事項

二　検証業務の対象となる事業所等の場所に関する事項

三　検証業務の料金に関する事項

四　検証業務を実施する者並びに検証業務の管理及び精度の確保を行う者の選任、解任及び配置に関する事項

五　検証業務に関する秘密の保持に関する事項

六　検証業務に関する書類の保存に関する事項

七　財務諸表等の備置き及び財務諸表等の閲覧等の請求の受付に関する事項

八　前各号に定めるもののほか、検証業務に関し必要な事項

（帳簿の記録、資料等）

第五条の十四　条例第八条の十七に規定する規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

一　検証業務を行った年月日

二　検証業務の対象とした事業所等の名称及び所在地

三　検証業務を行った検証主任者の氏名

四　検証業務の登録区分

２　条例第八条の十七に規定する規則で定める資料は、次に掲げるもの

（財務諸表等の備置き及び閲覧等）

第八条の十八　登録検証機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書（以下「財務諸表等」という。）を作成し、五年間事業所に備え置かなければならない。

２　指定地球温暖化対策事業者その他の利害関係人は、登録検証機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号の請求をするに当たっては、登録検証機関の定めた費用を支払わなければならない。

一　財務諸表等の閲覧又は謄写の請求

二　前号の書面の謄本又は抄本の請求

（検証機関の登録の取消し等）

第八条の十九　知事は、登録検証機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は六月以内の期間を定めてその検証とする。

一　検証業務に関する契約書

二　検証結果報告書

三　購買伝票その他の燃料等の使用の状況を証する書類（検証業務の対象となる事業所等が都外にあるものに限る。）

四　前三号に関連する資料

３　条例第八条の十七の規定による帳簿及び資料の保存方法は、記載の日から七年間、営業所ごとに当該帳簿及び当該帳簿に係る前項の資料を保存する方法とする。

業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一　不正の手段により第八条の六第一項又は第三項の登録を受けたとき。

二　第八条の九第一項第一号、第三号、第五号又は第六号のいずれかに該当することとなったとき。

三　第八条の十第一項又は第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

四　第八条の十一第一項又は第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

五　第八条の十四第四項の規定に違反したとき。

六　第八条の十六第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

七　第八条の十七の規定に違反して第八条の七第一項第三号の都内の営業所ごとに帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿若しくは資料を規則で定めるところにより保存しなかったとき。

八　前条第一項の規定に違反したとき。

九　次条又は第八条の二十一の規定による命令に違反したとき。

2　知事は、前項の規定により登録を取り消した場合において、取消しの日までに実施された検証について取消しの効力の及ぶ範囲を限定することができる。

3　第八条の九第二項の規定は、第一項の規定による処分をした場合に

（登録の取消し又は営業の停止）

準用する。

（適合命令）

第八条の二十　知事は、登録検証機関が第八条の十三第一項又は第三項の規定に違反していると認めるときは、当該登録検証機関に対し、相当の期限を定めて、当該規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（改善命令）

第八条の二十一　知事は、登録検証機関が第八条の十四第一項から第三項までのいずれかの規定に違反していると認めるときは、当該登録検証機関に対し、相当の期限を定めて、検証業務を行うべきこと又は検証業務の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（公示）

第八条の二十二　知事は、次の場合には、その旨及び規則で定める事項を公示しなければならない。

第五条の十五　条例第八条の十九第一項の規定による登録検証機関の登録の取消しは、別記第二号様式の十二による登録検証機関登録取消通知書の交付により行うものとする。

２　条例第八条の十九第一項の規定による検証業務の全部又は一部の停止命令は、別記第二号様式の十三による登録検証機関業務停止命令書の交付により行うものとする。

（公示事項）

第五条の十六　条例第八条の二十二に規定する規則で定める事項は、次の表の上欄の区分に応じ、当該下欄に掲げる事項とする。

条例第八条の八第一項の規定による登録をしたとき。	一　登録検証機関の氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

	二　検証業務を行う営業所の名称及び所在地 三　登録年月日、登録番号及び登録区分
条例第八条の十第一項の規定による届出があったとき。	一　当該届出に係る登録検証機関の登録番号、登録区分及び氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 二　変更の前後の営業所の名称及び所在地 三　変更する年月日
条例第八条の十一第一項の規定による届出があったとき。	一　当該届出に係る登録検証機関の登録番号、登録区分及び氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 二　条例第八条の十一第一項各号のうち該当する届出の事由 三　廃業等の年月日
条例第八条の十一第二項の規定による届出があったとき。	一　当該届出に係る登録検証機関の登録番号、登録区分及び氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 二　休止し、又は廃止する検証業務の範囲 三　休止の期間（休止する場合に限る。） 四　廃止の年月日（廃止する場合に限る。）
第八条の十九第一項	一　登録を取り消した登録検証機関の登

一　第八条の八第一項の規定による登録をしたとき。
二　第八条の十第一項の規定による届出があったとき。
三　第八条の十一第一項又は第二項の規定による届出があったとき。
四　第八条の十九第一項の規定により登録検証機関の登録を取り消し、又は検証業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

の規定により登録検証機関の登録を取り消したとき。	録番号、登録区分及び氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 二　登録を取り消した理由 三　取消しの年月日
第八条の十九第一項の規定により検証業務の全部又は一部の停止を命じたとき。	一　検証業務の停止を命じた登録検証機関の登録番号、登録区分及び氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 二　停止する検証業務の範囲 三　検証業務の停止を命じた理由 四　停止の期間

（申請書等の提出）
第五条の十六の二　第八十二条の規定にかかわらず、条例第二章第二節の規定による提出、届出、申請又は報告は、提出書、届出書、申請書又は報告書（この規則各条及び別記様式に定めるそれぞれの関係書類等を含む。以下この条において「提出書等」という。）の正本に、その写し一通に代えて、提出書等に記載すべき事項を、磁気ディスク等（磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をいう。以下同

第二節の二　中小規模事業所からの温室効果ガス排出量の削減

（地球温暖化対策報告書の作成等）

第八条の二十三　その設置している事業所等（定型的な約款による契約に基づき、特定の商標、商号その他の表示を使用させ、商品の販売又は役務の提供に関する方法を指定し、かつ、継続的に経営に関する指導を行う事業であって、当該約款に、当該事業に加盟する者（以下「加盟者」という。）が設置している事業所等における温室効果ガスの排出に関する事項であって規則で定めるものに係る定めがあるもの（以下「連鎖化事業」という。）を行う者について、その加盟者が設置している当該連鎖化事業に係るすべての事業所等を含む。以下この条において同じ。）（事業活動に伴う温室効果ガス排出量が相当程度の範囲にあるものとして規則でその規模の上限及び下限を定める事業所等に限る。）における事業活動に伴う温室効果ガス排出量が相当程度多い事業者として規則で定める要件に該当した事業者（以下「地球温暖化対策事業者」という。）は、当該要件に該当した年度以降、毎年度、当該事業所等ごとに、規則で定める温室効果ガスに係る前年度の温室効果ガス排出量、地球温暖化の対策の取組状況等を記載した報告書（以下「地球温暖化対策報告書」という。）を、地球温暖化対策指針に基づき作成し、規則で定めるところにより、知事に提出しなければならない。ただし、当該地球温暖化対策報告書の内容により、当該じ。）をもって調製するファイルに記録したものの添付により行うことができる。

（地球温暖化対策報告書の作成等）

第五条の十七　条例第八条の二十三第一項に規定する温室効果ガス排出量が相当程度の範囲にあるものとして規則でその規模の上限及び下限を定める事業所等は、その事業所等における前年度の原油換算エネルギー使用量が、三十キロリットル以上千五百キロリットル未満の事業所等（指定地球温暖化対策事業所、指定地球温暖化対策事業所相当事業所（原油換算エネルギー使用量の規模等について指定地球温暖化対策事業所に相当する事業所であって、第四条第一項ただし書又は第四条の八第二項第二号の規定の適用があるものをいう。以下同じ。）、特定テナント等事業所及び特定テナント等事業所相当事業所（指定地球温暖化対策事業所相当事業所の全部又は一部を使用し、かつ、床面積又は電気の使用量の規模について特定テナント等事業所に相当する事務所、営業所等をいう。）を除く。）とする。

2　条例第八条の二十三第一項に規定する規則で定める要件は、その設置している事業所等のうち、前項の要件に該当する全ての事業所等の前年度の原油換算エネルギー使用量の合計が三千キロリットル以上であることとする。

3　前項の場合において、事業所等の前年度の原油換算エネルギー使用量が不明であるものとして地球温暖化対策指針に定める要件に該当

要件に該当しないことを知事が確認することができた場合にあっては、この限りでない。

するときは、地球温暖化対策指針に定める方法により算定した値を当該事業所等の前年度の原油換算エネルギー使用量とみなす。

4　条例第八条の二十三第一項に規定する規則で定める温室効果ガスは、事業所等において排出される二酸化炭素（住居の用に供する部分で排出されるもの及び自動車、鉄道、船舶、航空機の運行又は運航に伴い排出されるものを除き、燃料等、水道（水道法（昭和三十二年法律第百七十七号）第三条第一項の水道をいう。以下同じ。）若しくは工業用水道（工業用水道事業法（昭和三十三年法律第八十四号）第二条第三項の工業用水道をいう。以下同じ。）の使用又は公共下水道（下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二条第三号の公共下水道をいう。以下同じ。）への排水に伴って排出されるものに限る。）とする。

（連鎖化事業における温室効果ガスの排出に関する事項）

第五条の十八　条例第八条の二十三第一項に規定する定型的な約款（当該約款において遵守すべきと規定されている当該約款以外の規程を含む。）において、加盟者が設置している事業所等における温室効果ガスの排出に関し定める事項は、当該加盟者から当該事業所等における燃料等の使用の状況に関する報告を受けることができ、かつ、次のいずれかの事項が指定されていることとする。

一　加盟者が用いる空気調和設備の機種、性能又は使用方法

二　加盟者が用いる冷凍機器又は冷蔵機器の機種、性能又は使用方法

三　加盟者が用いる照明器具の機種、性能又は使用方法

四　加盟者が用いる調理用機器又は加熱用機器の機種、性能又は使用方法

２　温室効果ガス排出事業者は、毎年度、その設置している事業所等（その規模が前項の上限以下の事業所等に限り、同項の規定により地球温暖化対策報告書が提出された事業所等を除く。）ごとに、地球温暖化対策報告書を、地球温暖化対策指針に基づき作成し、規則で定めるところにより、知事に提出することができる。

３　地球温暖化対策事業者等（地球温暖化対策事業者及び前項の規定により地球温暖化対策報告書を提出した者をいう。以下同じ。）は、地球温暖化対策事業者等が実施すべき地球温暖化の対策として地球温暖化対策指針に定める対策を推進しなければならない。

（地球温暖化対策報告書の公表）

第八条の二十四　地球温暖化対策事業者は、前条第一項の地球温暖化対

（地球温暖化対策報告書の提出）

第五条の十九　条例第八条の二十三第一項本文及び第二項の規定による地球温暖化対策報告書の提出は、同条第一項本文の規定によるものにあっては毎年度八月末日までに、同条第二項の規定によるものにあっては毎年度十二月十五日までに、別記第二号様式の十四による地球温暖化対策報告書提出書に、知事が別に定める様式による地球温暖化対策報告書を添えて行わなければならない。

２　前項の規定による地球温暖化対策報告書の添付は、知事が適当と認める場合は、これに代えて、当該地球温暖化対策報告書に記載すべき事項を、磁気ディスク等をもって調製するファイルに記録したものの添付により行うことができる。この場合において、第八十二条の規定は、適用しない。

（地球温暖化対策事業者による地球温暖化対策報告書の公表）

第五条の二十　条例第八条の二十四第一項の規定による公表の内容は、

策報告書を提出したときは、規則で定めるところにより、遅滞なくその内容を公表しなければならない。

2　知事は、前条第一項又は第二項の地球温暖化対策報告書の提出があったときは、規則で定めるところにより、その内容を公表するものとする。

事業所等ごとに、次に掲げる事項を含むものとする。

一　第五条の十七第四項の温室効果ガスの前年度の排出量

二　地球温暖化の対策の取組状況

三　前二号に掲げるもののほか、地球温暖化対策指針に定める事項

（経営に関する事項その他公表することにより地球温暖化対策事業者の競争上若しくは事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれる事項又は保安上重大な影響を与える事項を除く。）

2　条例第八条の二十四第一項の規定による公表は、地球温暖化対策報告書を提出した日の属する年度の翌年度から起算して三箇年度の終了する日まで行うものとする。ただし、知事が特に認めた場合は、これによらないことができる。

3　条例第八条の二十四第一項の規定による公表は、インターネットの利用による公表、環境報告書への掲載、地球温暖化対策事業者の都内における主たる事務所における備え置き又は掲示その他の容易に閲覧できる場所、時間等を配慮した方法により行うものとする。

（知事による地球温暖化対策報告書の公表等）

第五条の二十一　条例第八条の二十四第二項の規定による公表の内容は、事業所等ごとに、次に掲げる事項とする。

一　第五条の十七第四項の温室効果ガスの前年度の排出量

二　地球温暖化の対策の取組状況

三　前二号に掲げるもののほか、地球温暖化対策指針に定める事項

（経営に関する事項その他公表することにより地球温暖化対策事業者の競争上若しくは事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれる事項又は保安上重大な影響を与える事項として知事が認

（指導及び助言）

第八条の二十五　知事は、地球温暖化対策事業者等に対し、第八条の二十三第三項の規定による地球温暖化の対策の実施について、必要な指導及び助言を行うことができる。

（勧告）

第九条　知事は、地球温暖化対策事業者が、第八条の二十三第一項の規定による地球温暖化対策報告書の提出をしなかったときは、当該事業者に対し、期限を定めてその期間内に提出することを勧告することができる。

2　知事は、地球温暖化対策事業者等が、正当な理由なく前条の規定による指導及び助言に従わず、かつ、第八条の二十三第三項の規定による対策の推進が地球温暖化対策指針に照らして著しく不十分であるときは、当該地球温暖化対策事業者等に対し、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

3　知事は、前項の規定による勧告を行おうとする場合においては、あらかじめ専門的知識を有する者の意見を聴くものとする。

第二節の三　エネルギー供給事業における環境への負荷の低減

める事項を除く。）

2　条例第八条の二十四第二項の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

一　知事が別に定める日及び時間における環境局での閲覧

二　インターネットの利用による公表

（エネルギー環境計画指針の作成）

第九条の二　知事は、都内に規則で定めるエネルギー（以下「特定エネルギー」という。）を供給している事業者のうち規則で定めるもの（以下「特定エネルギー供給事業者」という。）が、特定エネルギーの供給において地球温暖化の対策を推進するための指針（以下「エネルギー環境計画指針」という。）を定めるものとする。

２　エネルギー環境計画指針は、科学的知見、技術水準その他の事情を勘案して作成するものとし、必要に応じて改定するものとする。

３　知事は、エネルギー環境計画指針を定め、又は改定したときは、その内容を公表するものとする。

（エネルギー環境計画書の作成等）

第九条の三　特定エネルギー供給事業者は、毎年度、都内への特定エネルギーの供給に関し、次に掲げる地球温暖化の対策に関する事項を定めた計画書（以下「エネルギー環境計画書」という。）を、エネルギー環境計画指針に基づき作成し、規則で定めるところにより、知事に提出しなければならない。

一　規則で定める単位当たりの特定エネルギーの供給に伴い排出される温室効果ガスの量の抑制に係る措置及び目標

二　特定エネルギーの供給の量に対する再生可能エネルギー又は再生可能エネルギーを変換して得られる特定エネルギーの供給の量の割合の拡大に係る措置及び目標

三　その他地球温暖化の対策に関する事項

（エネルギー環境計画書に基づく地球温暖化の対策の推進）

（特定エネルギー及び特定エネルギー供給事業者）

第五条の二十二　条例第九条の二第一項に規定する規則で定めるエネルギーは、電気とする。

２　条例第九条の二第一項に規定する規則で定める事業者は、電気事業法第二条第一項第二号に規定する一般電気事業者及び同項第八号に規定する特定規模電気事業者とする。

（エネルギー環境計画書の提出等）

第五条の二十三　条例第九条の三の規定によるエネルギー環境計画書の提出は、毎年度七月末日までに、別記第二号様式の十五によるエネルギー環境計画書提出書に、エネルギー環境計画指針に基づき作成するエネルギー環境計画書を添えて行わなければならない。

２　条例第九条の三第一号に規定する規則で定める単位は、キロワット時とする。

第九条の四　特定エネルギー供給事業者は、エネルギー環境計画書に基づき、地球温暖化の対策の推進に努めなければならない。

（エネルギー状況報告書の作成等）

第九条の五　特定エネルギー供給事業者は、毎年度、次に掲げる事項を記載した報告書（以下「エネルギー状況報告書」という。）を、エネルギー環境計画指針に基づき作成し、規則で定めるところにより、知事に提出しなければならない。

一　前年度の特定エネルギーの供給に伴い排出された温室効果ガスの量

二　前年度の規則で定める単位当たりの特定エネルギーの供給に伴い排出された温室効果ガスの量

三　前年度の特定エネルギーの供給の量に対する再生可能エネルギー又は再生可能エネルギーを変換して得られた特定エネルギーの供給の量の割合

四　エネルギー環境計画書に基づく地球温暖化の対策の進ちょく状況

（エネルギー環境計画書等の公表）

第九条の六　特定エネルギー供給事業者は、次に掲げる書面を提出したときは、規則で定めるところにより、遅滞なくその内容を公表しなければならない。

一　第九条の三のエネルギー環境計画書

二　前条のエネルギー状況報告書

（エネルギー状況報告書の提出等）

第五条の二十四　条例第九条の五の規定によるエネルギー状況報告書の提出は、毎年度七月末日までに、別記第二号様式の十六によるエネルギー状況報告書提出書に、エネルギー環境計画指針に基づき作成するエネルギー状況報告書を添えて行わなければならない。

2　条例第九条の五第二号に規定する規則で定める単位は、キロワット時とする。

（事業者によるエネルギー環境計画書等の公表）

第五条の二十五　条例第九条の六第一項の規定による公表の内容は、次の表の上欄に掲げる規定による公表の区分に応じ、当該下欄に掲げる事項を含むものとする。

条例第九条の六第一項第一号	一　一キロワット時当たりの特定エネルギーの供給に伴い排

	出される温室効果ガスの量の抑制に係る措置及び目標 二　特定エネルギーの供給の量に対する再生可能エネルギー又は再生可能エネルギーを変換して得られる特定エネルギーの供給の量の割合の拡大に係る措置及び目標 三　前二号に掲げるもののほか、エネルギー環境計画指針に定める事項
条例第九条の六第一項第二号	一　前年度の特定エネルギーの供給に伴い排出された温室効果ガスの量 二　前年度の一キロワット時当たりの特定エネルギーの供給に伴い排出された温室効果ガスの量 三　前年度の特定エネルギーの供給の量に対する再生可能エネルギー又は再生可能エネルギーを変換して得られた特定

	エネルギーの供給の量の割合 四　前三号に掲げるもののほか、エネルギー環境計画指針に定める事項

2　条例第九条の六第一項の規定による公表の内容は、経営に関する事項その他公表することにより特定エネルギー供給事業者の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれる事項を含まないものとする。

3　条例第九条の六第一項の規定による公表は、インターネットの利用による公表、環境報告書への掲載、特定エネルギー供給事業者の事業所における備え置き又は掲示その他の容易に閲覧できる場所、時間等を配慮した方法により行うものとする。

4　条例第九条の六第一項の規定による公表は、次の各号に掲げる規定による公表の区分に応じ、当該各号に定める日まで行うものとする。

一　条例第九条の六第一項第一号　エネルギー環境計画書を提出した年度の翌年度の七月末日

二　条例第九条の六第一項第二号　エネルギー状況報告書を提出した年度の翌年度の七月末日

（知事によるエネルギー環境計画書等の公表）

第五条の二十六　前条第一項及び第二項の規定は、条例第九条の六第二項の規定による公表の内容について準用する。

2　条例第九条の六第二項の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

2　知事は、前項各号に掲げる書面の提出があったときは、規則で定めるところにより、その内容を公表するものとする。

（勧告）

第九条の七　知事は、特定エネルギー供給事業者が、次の各号のいずれかに該当するときは、特定エネルギー供給事業者に対し必要な措置をとることを勧告することができる。

一　第九条の三又は第九条の五の規定による提出をしなかったとき。

二　前条第一項の規定による公表をしなかったとき。

第二節の四　削除

第十条から第十七条まで　削除

第二節の五　地域におけるエネルギーの有効利用

（開発事業者の責務）

第十七条の二　一の区域において一又は二以上の建築物の新築若しくは増築（以下「新築等」という。）を行う事業（以下「開発事業」という。）をしようとする者（以下「開発事業者」という。）は、当該開発事業を行う区域におけるエネルギーの有効利用について必要な措置を講じ、環境への負荷の低減に努めなければならない。

（エネルギー有効利用指針の作成）

第十七条の三　知事は、大量かつ高密度なエネルギー需要を発生させるものとして規則で定める規模の開発事業（以下「特定開発事業」という。）をしようとする者（以下「特定開発事業者」という。）、特定開発事業を行う区域（以下「特定開発区域」という。）及びその周辺の

一　知事が別に定める日及び時間における環境局での閲覧

二　インターネットの利用による公表

第六条から第八条まで　削除

（特定開発事業）

第八条の二　条例第十七条の三第一項に規定する規則で定める規模は、開発事業において新築等をしようとするすべての建築物の新築部分及び増築部分の延べ面積（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二条第一項第三号に規定する床面積の合計をいう。以

地域（以下これらを「特定開発区域等」という。）に熱又は熱と併せて電気の供給を行う事業者（以下「地域エネルギー供給事業者」という。）、地域エネルギー供給事業者の供給対象となる者並びに特定開発区域等におけるエネルギーの有効利用にかかわるその他事業者が、特定開発事業によって生じる環境への負荷の低減を図るためのエネルギーの有効利用に関する指針（以下「エネルギー有効利用指針」という。）を定めるものとする。

2　エネルギー有効利用指針は、科学的知見、技術水準その他の事情を勘案して作成するものとし、必要に応じて改定するものとする。

3　知事は、エネルギー有効利用指針を定め、又は改定したときは、その内容を公表するものとする。

（省エネルギー性能目標値の設定）

第十七条の四　特定開発事業者は、特定開発事業において規則で定める規模を超える建築物（規則で定める用途の部分に限り、規則で定める種類の建築物を除く。以下この条において同じ。）の新築等をしようとするときは、エネルギー有効利用指針に基づき、規則で定めるところにより、その建築物のエネルギーの使用の合理化に関する性能について、第二十条の三の省エネルギー性能基準の値以上の目標値（当該省エネルギー性能基準の値の定めのない用途にあっては、エネルギー有効利用指針に定める基準を勘案して定める目標。以下第十七条の七第五号を除き、この節において同じ。）を設定しなければならない。

下同じ。）の合計が五万平方メートルを超えるものとする。

（省エネルギー性能目標値の設定）

第八条の三　条例第十七条の四に規定する規則で定める規模は、建築物の新築の場合にあっては延べ面積が、建築物の増築の場合にあっては増築部分の延べ面積が、それぞれ一万平方メートルであることとする。

2　条例第十七条の四に規定する規則で定める用途は、次に掲げる用途とする。

一　住宅その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するもの

二　ホテル、旅館その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するもの

三　病院、老人ホーム、身体障害者福祉ホームその他エネルギーの使

用の状況に関してこれらに類するもの
四　百貨店、マーケットその他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するもの
五　事務所、官公署その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するもの
六　小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、専修学校、各種学校その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するもの
七　飲食店、食堂、喫茶店、キャバレーその他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するもの
八　集会場、図書館、博物館、体育館、公会堂、ボーリング場、劇場、アスレチック場、スケート場、浴場施設、競馬場又は競輪場、社寺、映画館、カラオケボックス、ぱちんこ屋その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するもの
九　工場、畜舎、自動車車庫、自転車駐車場、倉庫、観覧場、卸売市場、火葬場その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するもの

3　条例第十七条の四に規定する規則で定める種類の建築物は、省エネ法第七十五条第七項に規定する建築物とする。

4　条例第十七条の四の規定による建築物のエネルギーの使用の合理化に関する性能の目標値の設定は、当該建築物において、次の各号に掲げる建築物の部分の区分に応じ、当該各号に定める事項について行わなければならない。

一　当該建築物のうち、第二項第一号に規定する用途に供する部分

（当該用途に供する部分の延べ面積が二千平方メートル以上であるものに限る。）　当該用途に供する部分の建築物の熱負荷の低減

二　当該建築物のうち、第二項第二号から第八号までに規定する用途に供する部分の全部（当該各用途に供する部分のいずれかの部分の延べ面積が二千平方メートル以上である場合に限る。）　当該各用途に供する部分の建築物の熱負荷の低減

三　当該建築物の全体（第二項第二号から第九号までに規定する用途に供する部分のいずれかの部分の延べ面積が二千平方メートル以上である場合に限る。）　設備システムのエネルギーの使用の合理化

（有効利用が可能なエネルギー）

第八条の四　条例第十七条の五に規定する規則で定める範囲及び規則で定めるエネルギーは、次の表の上欄に掲げる範囲の区分ごとに、当該下欄に定めるエネルギーとする。

一　特定開発区域等	
	㈠　一般廃棄物の焼却施設において廃棄物の焼却により排出される熱 ㈡　下水汚泥の焼却に伴い排出される熱 ㈢　下水処理水の熱 ㈣　河川水の熱 ㈤　海水の熱 ㈥　建築物の空気調和に伴い

（有効利用が可能なエネルギーを利用するための設備の導入検討）

第十七条の五　特定開発事業者は、特定開発事業を行おうとするときは、エネルギー有効利用指針に基づき、規則で定める範囲内において、再生可能エネルギーその他有効利用を図ることが可能なエネルギーのうち、規則で定めるエネルギーを利用するための設備の導入について検討しなければならない。

（地域冷暖房の導入検討）

第十七条の六　特定開発事業者は、特定開発事業を行おうとするときは、特定開発区域等における建築物への熱の供給方法として、エネルギー有効利用指針に基づき、地域冷暖房の導入を検討しなければならない。

（エネルギー有効利用計画書の作成等）

第十七条の七　特定開発事業者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した特定開発事業におけるエネルギーの有効利用に関する計画書（以下「エネルギー有効利用計画書」という。）を、エネルギー有効利用指針に基づき作成し、規則で定める日までに、知事に提出しなければならない。

排出される熱 ㈦　地下式構造の鉄道から排出される熱 ㈧　太陽光	
前項㈠から㈥までに掲げる熱	二　特定開発区域等に隣接し、又は道路を挟んで近接する街区（道路、河川、鉄道等で囲まれた地域的なまとまりのある土地の区域をいう。）の区域 三　特定開発区域等の境界から一キロメートルの範囲の区域（前項の区域を除く。）
第一項㈠から㈤までに掲げる熱	

（エネルギー有効利用計画書の作成等）

第八条の五　条例第十七条の七の規定によるエネルギー有効利用計画書の提出は、別記第二号様式の十七によるエネルギー有効利用計画書提出書に、エネルギー有効利用指針に基づき作成するエネルギー有効利用計画書を添付して行わなければならない。

2　条例第十七条の七に規定する規則で定める日は、次の各号に掲げる

一　特定開発事業者の氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
二　特定開発事業の概要
三　特定開発区域の範囲
四　第十七条の四の規定により設定したエネルギーの使用の合理化に関する性能の目標値
五　第十七条の四に規定する建築物の工事完了後における前号の性能の目標値の達成状況の検証方法
六　第十七条の五の規定による同条のエネルギーを利用するための設備の導入の検討内容及び検討結果
七　前条の規定による地域冷暖房の導入の検討内容及び検討結果
八　前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。
一　特定開発事業において特別大規模特定建築物の新築等をしようとする場合　当該特別大規模特定建築物に係る次に掲げる日のいずれか早い日（以下この号において「特定日」という。）（当該特別大規模特定建築物が複数ある場合にあっては、特定日のうち最も早い日）の百八十日前
ア　建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第六条第一項の規定による確認（同法第六条の二第一項の規定による確認を含む。）の申請又は同法第十八条第二項の規定による通知（以下これらを「建築確認申請等」という。）の日
イ　都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第八十四号）第九条第一項の規定による集約都市開発事業計画の認定の申請又は同法第五十三条第一項の規定による低炭素建築物新築等計画の認定の申請（以下これらを「低炭素化法に基づく認定申請」という。）の日
二　前号に掲げる場合以外の場合　特定開発事業において新築等をしようとする建築物に係る次に掲げる日のいずれか早い日（以下この号、次条第二項第二号及び第八条の七第二項において「特定日」という。）（当該建築物が複数ある場合にあっては、特定日のうち最も早い日）の百八十日前
ア　建築確認申請等の日
イ　低炭素化法に基づく認定申請の日
3　条例第十七条の七第八号に規定する規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

（エネルギー有効利用計画書の変更の届出）

第十七条の八　特定開発事業者は、前条の規定により提出したエネルギー有効利用計画書の内容を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。ただし、規則で定める場合については、この限りでない。

一　エネルギー有効利用計画書の公表の担当部署及び方法

二　特別大規模特定建築物の工事完了後の設備機器及び制御機器の運転方法及び制御方法の調整の実施の有無

三　導入する熱源機器の概要（条例第十七条の七第七号において地域冷暖房を導入しないとした場合に限る。）

（エネルギー有効利用計画書の変更の届出）

第八条の六　条例第十七条の八本文の規定による届出は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める書面により行わなければならない。

一　条例第十七条の七第一号に掲げる事項を変更する場合　別記第二号様式の十八による特定開発事業者氏名等変更届出書

二　条例第十七条の七第二号から第八号までに掲げる事項を変更する場合　別記第二号様式の十九によるエネルギー有効利用計画書変更届出書及び変更しようとする事項を記載したエネルギー有効利用計画書

2　条例第十七条の八本文の規定による届出は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める日までの変更について、行わなければならない。この場合において、条例第十七条の七第一号に掲げる事項の変更の届出は、変更した日の翌日から起算して三十日を経過した日までに行うことができる

一　特定開発事業において大規模特定建築物の新築等をしようとする場合　当該大規模特定建築物に係る建築物環境計画書が知事に提出される日（当該大規模特定建築物が複数ある場合にあっては、

すべての建築物環境計画書が知事に提出される日）

二　前号に掲げる場合以外の場合　特定日（当該建築物が複数ある場合にあっては、特定日のうち最も早い日）

ア　建築確認申請等の日

イ　低炭素化法に基づく認定申請の日

3　条例第十七条の八ただし書に規定する規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　条例第十七条の七第二号に掲げる事項の変更にあっては、特定開発事業において新築等を行う特別大規模特定建築物の延べ面積の増加及び棟数の変更を伴わない建築物の変更（特別大規模特定建築物の主たる用途の変更を除く。）をする場合

二　条例第十七条の七第六号に掲げる事項の変更にあっては、同号に規定する設備の導入の有無の検討結果を変更するとき又は当該設備のうち太陽光を利用するための設備において太陽光の変換方法を変更するとき以外の変更をする場合

三　条例第十七条の七第七号に掲げる事項の変更にあっては、同号に規定する地域冷暖房の導入の有無の検討結果を変更するとき以外の変更をする場合

四　その他知事が特に認める場合

（特定開発事業者によるエネルギー有効利用計画書の公表）

第八条の七　条例第十七条の九第一項の規定による公表の内容は、条例第十七条の七各号に掲げる事項とする。

2　条例第十七条の九第一項の規定による公表は、特定日（当該建築物

（エネルギー有効利用計画書の公表）

第十七条の九　特定開発事業者は、第十七条の七の規定によりエネルギー有効利用計画書を提出したとき、又は前条の規定により変更の届出をしたときは、規則で定めるところにより、その内容を公表しなけ

ればならない。

2　知事は、第十七条の七の規定によるエネルギー有効利用計画書の提出又は前条の規定による変更の届出があったときは、規則で定めるところにより、その内容を公表するものとする。

（地域エネルギー供給事業者のエネルギーの有効利用に係る措置）

第十七条の十　地域エネルギー供給事業者は、エネルギー有効利用指針に基づき、特定開発区域内の建築物（次条第三項に規定する同意が得られたときは、同項に規定する建築物を含む。以下同じ。）へのエネルギーの供給に関し、エネルギーの有効利用について必要な措置を講じなければならない。

が複数ある場合にあっては、特定日のうち最も早い日）の少なくとも三十日前から当該建築物の新築等に係る工事が完了する日（当該建築物が複数ある場合にあっては、全ての当該建築物の新築等に係る工事が完了する日）までの間行わなければならない。

一　建築確認申請等の日

二　低炭素化法に基づく認定申請の日

3　条例第十七条の九第一項の規定による公表は、インターネットの利用による公表、環境報告書への掲載、特定開発事業者の事業所における備え置き又は掲示その他の容易に閲覧できる場所、時間等を配慮した方法により行うものとする。

（知事によるエネルギー有効利用計画書の公表）

第八条の八　条例第十七条の九第二項の規定による公表の内容は、条例第十七条の七各号に掲げる事項とする。

2　条例第十七条の九第二項の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

一　知事が別に定める日及び時間における環境局での閲覧

二　インターネットの利用による公表

（地域エネルギー供給計画書の作成等）

第十七条の十一　特定開発事業者は、特定開発事業において地域冷暖房その他複数の建築物への熱の供給と併せて一又は二以上の建築物に電気を供給する仕組みを導入することとなる場合には、エネルギー有効利用指針に基づき、次に掲げる事項を記載した特定開発区域内の建築物へのエネルギーの供給に関する計画書（以下「地域エネルギー供給計画書」という。）を作成し、規則で定める日までに、規則で定めるところにより、知事に提出しなければならない。

一　地域エネルギー供給事業者の氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

二　エネルギー供給を行う区域

三　利用する第十七条の五に規定するエネルギーの種類及び量

四　供給するエネルギーの種類及び量並びに熱媒体の種類

五　供給するエネルギーの効率の値

六　前各号に定めるもののほか、規則で定める事項

2　前項の規定にかかわらず、特定開発事業者は、当該特定開発事業者以外の者を前項第一号の地域エネルギー供給事業者としたときは、地域エネルギー供給計画書を当該地域エネルギー供給事業者に作成させることができる。

3　特定開発事業者は、地域エネルギー供給計画書を作成するときは、特定開発区域に隣接し、又は近接して存する建築物の所有者又は管理者及び特定開発区域に隣接し、又は近接して建築物の新築等をしようとする者の同意を得て、当該建築物を含めた地域エネルギー供給計画書を作成することができる。

（地域エネルギー供給計画書の作成等）

第八条の九　条例第十七条の十一第一項の規定による地域エネルギー供給計画書の提出は、別記第二号様式の二十による地域エネルギー供給計画書提出書に、エネルギー有効利用指針に基づき作成する地域エネルギー供給計画書を添付して行わなければならない。

2　条例第十七条の十一第一項に規定する規則で定める日は、特定開発事業において地域冷暖房その他複数の建築物への熱の供給と併せて一又は二以上の建築物に電気を供給する仕組みを導入することとなる建築物のうち、新築等をしようとする建築物に係る次に掲げる日のいずれか早い日（以下この項において「特定日」という。）（当該建築物が複数ある場合にあっては、特定日のうち最も早い日）の百二十日前とする。

一　建築確認申請等の日

二　低炭素化法に基づく認定申請の日

3　条例第十七条の十一第一項第六号に規定する規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　エネルギーを供給する設備等の概要

二　供給する熱のエネルギーの効率の評価

三　エネルギーの供給に伴い排出口から大気中に排出される標準状態かつ酸素濃度がゼロパーセントの状態に換算した場合における総排出物一立方メートルに含まれる窒素酸化物の量

四　エネルギー供給を行う区域における建築物等の状況

五　他の地域エネルギー供給事業者との供給する熱の相互利用の検討内容

4　特定開発事業者は、地域エネルギー供給計画書の作成に当たり、その計画の区域に隣接し、又は近接する区域における他の地域エネルギー供給事業者（以下「他の地域エネルギー供給事業者」という。）があるときは、エネルギー有効利用指針に基づき、供給する熱の相互利用について検討しなければならない。

（地域エネルギー供給計画書の変更）

第十七条の十一　前条第一項の規定により地域エネルギー供給計画書を提出した者は、同項第一号に掲げる事項の変更をしたときは、遅滞なくその旨を、規則で定めるところにより、知事に届け出なければならない。

2　前条第一項の規定により地域エネルギー供給計画書を提出した者は、同項第二号から第六号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、あらかじめ、当該変更しようとする事項について記載した計画書を作成し、規則で定めるところにより、知事に提出しなければならない。

3　前条の規定は、前項の規定による変更について準用する。

（地域エネルギー供給計画書の公表）

第十七条の十三　特定開発事業者は、第十七条の十一第一項若しくは前条第二項の規定により地域エネルギー供給計画書を提出したとき、又は同条第一項の規定により変更の届出をしたときは、規則で定めるところにより、その内容を公表しなければならない。

六　地域エネルギー供給計画書の公表の担当部署及び方法

（地域エネルギー供給計画書の変更）

第八条の十　条例第十七条の十二第一項の規定による変更の届出は、条例第十七条の十四の規定による届出が行われる日までの変更について、別記第二号様式の二十一による地域エネルギー供給事業者氏名等変更届出書により行わなければならない。

2　条例第十七条の十二第二項の規定による計画書の提出は、条例第十七条の十四の規定による届出が行われる日までの変更について、別記第二号様式の二十二による地域エネルギー供給計画書変更提出書に、当該変更しようとする事項について記載した地域エネルギー供給計画書を添付して行わなければならない。

（特定開発事業者による地域エネルギー供給計画書の公表）

第八条の十一　条例第十七条の十三第一項の規定による公表の内容は、条例第十七条の十一第一項各号に掲げる事項とする。

2　条例第十七条の十三第一項の規定による公表は、地域エネルギー供給計画書に基づくエネルギーの供給を行う建築物のうち次に掲げる日のいずれか早い日（以下この項において「特定日」という。）（当該建築物が複数ある場合にあっては、特定日のうち最も早い日）の少な

２　知事は、第十七条の十一第一項若しくは前条第二項の規定による地域エネルギー供給計画書の提出又は同条第一項の規定による変更の届出があったときは、規則で定めるところにより、その内容を公表するものとする。

（エネルギー供給の開始の届出）

第十七条の十四　地域エネルギー供給事業者は、第十七条の十一第一項又は第十七条の十二第二項の規定により作成された地域エネルギー供給計画書に係るエネルギーの供給を開始したときは、その旨を、規則で定めるところにより、規則で定める日までに、知事に届け出なければならない。

（地域エネルギー供給実績報告書の提出等）

くとも三十日前から当該地域エネルギー供給計画書に基づくエネルギーの供給に係る地域エネルギー供給実績報告書が最初に知事に提出される日までの間、行わなければならない。

一　建築確認申請等の日

二　低炭素化法に基づく認定申請の日

３　条例第十七条の十三第一項の規定による公表は、インターネットの利用による公表、環境報告書への掲載、特定開発事業者の事業所における備え置き又は掲示その他の容易に閲覧できる場所、時間等を配慮した方法により行うものとする。

（知事による地域エネルギー供給計画書の公表）

第八条の十二　条例第十七条の十三第二項の規定による公表の内容は、条例第十七条の十一第一項各号に掲げる事項とする。

２　条例第十七条の十三第二項の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

一　知事が別に定める日及び時間における環境局での閲覧

二　インターネットの利用による公表

（エネルギー供給の開始の届出）

第八条の十三　条例第十七条の十四の規定による届出は、別記第二号様式の二十三によるエネルギー供給開始届に、エネルギー供給の方法の概要を示す書類を添付して行わなければならない。

２　条例第十七条の十四に規定する規則で定める日は、エネルギーの供給を開始した日の翌日から起算して十五日を経過した日とする。

（地域エネルギー供給実績報告書の提出）

第十七条の十五　地域エネルギー供給事業者は、第十七条の十一第一項各号に掲げる事項を記載した特定開発区域内の建築物へのエネルギー供給の実績に関する報告書（以下「地域エネルギー供給実績報告書」という。）を、エネルギー有効利用指針に基づき作成し、規則で定めるところにより、知事に提出しなければならない。

（地域エネルギー供給実績報告書の公表）

第十七条の十六　地域エネルギー供給事業者は、前条の規定により地域エネルギー供給実績報告書を提出したときは、規則で定めるところにより、その内容を公表しなければならない。

２　知事は、前条の規定により地域エネルギー供給実績報告書の提出があったときは、規則で定めるところにより、その内容を公表するものとする。

第八条の十四　条例第十七条の十五の規定による地域エネルギー供給実績報告書の提出は、前年度のエネルギー供給の実績について、毎年度六月末日までに、別記第二号様式の二十四による地域エネルギー供給実績報告書提出書に、エネルギー有効利用指針に基づき作成した地域エネルギー供給実績報告書を添付して行わなければならない。この場合において、第八条の九第三項第六号中「地域エネルギー供給計画書」とあるのは「地域エネルギー供給実績報告書」と読み替えて、同項の規定を適用する（第八条の十五及び第八条の十六において同じ。）。

（地域エネルギー供給事業者による地域エネルギー供給実績報告書の公表）

第八条の十五　条例第十七条の十六第一項の規定による公表の内容は、条例第十七条の十一第一項各号に掲げる事項とする。

２　条例第十七条の十六第一項の規定による公表は、前条の規定により地域エネルギー供給実績報告書を提出した日から翌年度の六月末日までの間、行わなければならない。

３　条例第十七条の十六第一項の規定による公表は、インターネットの利用による公表、環境報告書への掲載、地域エネルギー供給事業者の事業所における備え置き又は掲示その他の容易に閲覧できる場所、時間等を配慮した方法により行うものとする。

（知事による地域エネルギー供給実績報告書の公表）

第八条の十六　条例第十七条の十六第二項の規定による公表の内容は、条例第十七条の十一第一項各号に掲げる事項とする。

（エネルギーの有効利用にかかわるその他事業者の協力等）

第十七条の十七　第十七条の五に規定する範囲内において、同条に規定するエネルギーが生じる事業活動を行う事業者（以下「利用可能エネルギーに係る事業者」という。）は、エネルギー有効利用指針に基づき、同条の規定により特定開発事業者が行う当該エネルギーを利用するための設備の導入についての検討及び地域エネルギー供給事業者が行う当該エネルギーの利用に協力しなければならない。

2　他の地域エネルギー供給事業者は、エネルギー有効利用指針に基づき、第十七条の十一第四項の規定による特定開発事業者が供給しようとする熱の相互利用についての検討及び地域エネルギー供給事業者が供給する熱の相互利用に協力しなければならない。

3　地域エネルギー供給事業者に熱を提供する設備で、熱と併せて電気を提供する設備（以下「熱電併給設備」という。）を設置しようとする事業者は、エネルギー有効利用指針に基づき、熱を提供しようとする地域エネルギー供給事業者の熱需要に応じた熱の損失の少ない最適な規模の熱電併給設備を設置するよう努めなければならない。

4　熱電併給設備の所有者又は管理者は、地域エネルギー供給事業者に対して熱を提供するに当たり、エネルギー有効利用指針に基づき、当該熱電併給設備による効率的な熱の提供に努めなければならない。

2　条例第十七条の十六第二項の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

一　知事が別に定める日及び時間における環境局での閲覧

二　インターネットの利用による公表

5　地域エネルギー供給事業者からエネルギー供給を受ける建築物の新築等をしようとする者及びその所有者又は管理者並びにその建築物を使用する事業者（以下「エネルギー供給受入者」という。）は、エネルギー有効利用指針に基づき、地域エネルギー供給事業者が行うエネルギーの有効利用に係る措置に協力しなければならない。

（地域冷暖房区域の指定）

第十七条の十八　知事は、特定開発事業者又は地域エネルギー供給事業者からの申請に基づき、地域エネルギー供給計画書又は地域エネルギー供給実績報告書に記載するエネルギー供給を行う区域において、冷房又は暖房及び給湯の用に供される熱の量のいずれかが規則で定める量以上になるものと予測される場合において、当該区域に供給するエネルギーの効率の値及び第十七条の十一第一項第六号の規則で定める事項が規則で定める基準を満たしていると認めるときは、当該区域を地域冷暖房区域として指定することができる。

（地域冷暖房区域の指定）

第八条の十七　条例第十七条の十八第一項の規定による申請は、別記第二号様式の二十五による地域冷暖房区域指定申請書に、エネルギー供給を行う区域を示す図面及び同項に規定する規則で定める基準への適合状況を示す書類を添付して行わなければならない。

2　条例第十七条の十八第一項に規定する規則で定める熱の量は、一時間当たりの最大値が二十一ギガジュールとする。

3　条例第十七条の十八第一項に規定する規則で定める基準は、次の各号に掲げる基準の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

一　供給する熱のエネルギー効率の値の基準　供給しようとする熱のエネルギーの効率の値（既にエネルギー供給の実績がある場合にあっては、連続する三箇年度（年度の途中からエネルギーの供給が開始された場合にあっては、当該年度を除く三箇年度）に供給された熱のエネルギー効率の値を含む。）が、別表第一の四　一の部の上欄に掲げる供給するエネルギーの熱媒体の区分に応じ当該下欄に定める値以上であること。

二　条例第十七条の十一第一項第六号の規則で定める事項のうち、第八条の九第三項第三号の量に係る基準　エネルギーの供給に伴い

２　知事は、前項の規定による地域冷暖房区域の指定に当たり、専門的知識を有する者の意見を聴くものとする。

３　知事は、地域冷暖房区域の指定に当たり次に掲げる者に対し、区域指定についての説明を行うものとする。

一　指定しようとする区域内に規則で定める規模を超える建築物の新築等をしようとする者

二　指定しようとする区域内に存する規則で定める規模を超える建築物の所有者又は管理者

三　指定しようとする区域を管轄する特別区の区長及び市町村長

４　前項各号に定める者は、規則で定める期限までに知事に意見を申し出ることができる。

５　知事は、第一項の規定により地域冷暖房区域を指定するときは、第

排出口から大気中への排出が見込まれる別記第一の四　二の部の上欄に掲げる窒素酸化物の量（既にエネルギー供給の実績がある場合にあっては、連続する二箇年度（年度の途中からエネルギーの供給が開始された場合にあっては、当該年度を除く二箇年度）におけるエネルギーの供給に伴い排出口から大気中に排出された窒素酸化物の量を含む。）が、同部の下欄に定める量以下であること。

（地域冷暖房区域指定に係る説明等）

第八条の十八　条例第十七条の十八第三項第一号に規定する規則で定める規模は、新築等を行う建築物（増築の場合にあっては、増築部分に限る。）について、第八条の三第二項第一号の用途に供する部分の延べ面積が二万平方メートルであること又は同項第二号から第九号までの用途に供する部分の延べ面積の合計が一万平方メートルであることとする。

２　条例第十七条の十八第三項第二号に規定する規則で定める規模は、第八条の三第二項第一号の用途に供する部分の延べ面積が二万平方メートルであること又は同項第二号から第九号までの用途に供する部分の延べ面積の合計が一万平方メートルであることとする。

３　条例第十七条の十八第四項に規定する規則で定める期限は、知事が同条第三項の説明を行った日の翌日から起算して十五日を経過した日とする。

二項及び前項の意見を勘案するものとする。

6　知事は、第一項の規定により地域冷暖房区域を指定したときは、規則で定めるところにより、その内容を公示しなければならない。

（地域冷暖房区域の変更）

第十七条の十九　知事は、前条第一項の規定により指定した地域冷暖房区域について、特定開発事業者又は地域エネルギー供給事業者からの申請に基づき、地域冷暖房区域の変更を行うことができる。

2　前条の規定は、前項の規定により変更を行う場合に準用する。この場合において、同条第一項の規定中「地域エネルギー供給計画書又は地域エネルギー供給実績報告書に記載するエネルギー供給を行う区域」とあるのは「変更後の地域冷暖房区域」と読み替えるものとし、新たな区域を地域冷暖房区域に追加するときにあっては同条第三項の規定の適用は追加する区域に限るものとし、地域冷暖房区域が減少するときにあっては同項第一号及び第二号の規定は適用せず、同項第三号の規定中「指定しようとする区域」とあるのは「指定を取り消そうとする区域」と読み替えるものとする。

（地域冷暖房区域の指定の取消し）

第十七条の二十　知事は、第十七条の十八第一項の規定により指定さ

（地域冷暖房区域の公示）

第八条の十九　条例第十七条の十八第六項の規定による公示の内容は、次に掲げる事項とする。

一　地域冷暖房区域の名称

二　地域冷暖房区域の所在地及び区域図

（地域冷暖房区域の変更）

第八条の二十　条例第十七条の十九第一項の規定による申請は、別記第二号様式の二十六による地域冷暖房区域変更申請書に、変更しようとする地域冷暖房区域を示す図面及び条例第十七条の十八第一項に規定する規則で定める基準への適合状況を示す書類を添付して行わなければならない。

（地域冷暖房区域の指定の取消し）

第八条の二十一　条例第十七条の二十第一項第一号及び第二号に規定

れ、又は前条第一項の規定により変更された地域冷暖房区域に係るエネルギーの供給の状況が次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、当該地域冷暖房区域の指定を取り消すことができる。

一　地域エネルギー供給実績報告書において、エネルギー供給の効率の値が規則で定める期間、規則で定める基準を下回り、改善の見込みがないとき。

二　地域エネルギー供給実績報告書において、熱の供給量が規則で定める期間、第十七条の十八第一項の規則で定める熱の量を下回り、回復の見込みがないとき。

三　地域エネルギー供給事業者が、当該地域冷暖房区域へのエネルギー供給を廃止したとき。

四　地域冷暖房区域の指定の公示後、地域エネルギー供給事業者が、規則で定める期間、エネルギー供給を行わないとき。

五　地域エネルギー供給実績報告書において、規則で定めるところにより第十七条の十一第一項第六号の規則で定める事項に係る第十七条の十八第一項の規則で定める基準を満たさなくなったとき。

2　知事は、前項の取消しに当たっては、あらかじめ、次に掲げる者の意見を聴くものとする。

一　専門的知識を有する者

二　取消しに係る地域冷暖房区域を管轄する特別区の区長及び市町村長

3　知事は、第一項の規定により地域冷暖房区域の指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

する規則で定める期間は、連続する三箇年度（年度の途中からエネルギーの供給が開始された場合にあっては、当該年度を除く三箇年度）とする。

2　条例第十七条の二十第一項第一号に規定する規則で定める基準は、別表第一の四　一の部の上欄に掲げる供給するエネルギーの熱媒体の区分に応じ当該下欄に定める値とする。

3　条例第十七条の二十第一項第四号に規定する規則で定める期間は、地域冷暖房区域の指定の公示の日の属する年度を除く連続する五箇年度とする。

4　条例第十七条の二十第一項第五号の規定により基準を満たさなくなるときは、連続する三箇年度（年度の途中からエネルギーの供給が開始された場合にあっては、当該年度を除く三箇年度）において、別表第一の四　二の部の上欄に掲げる窒素酸化物の量が当該下欄に掲げる量を超え、かつ、改善の見込みがないときとする。

（熱供給の受入検討義務）

第十七条の二十一　第十七条の十八第一項の規定により知事が指定し、又は第十七条の十九第一項の規定により知事が変更した地域冷暖房区域において、規則で定める規模を超える建築物の新築等をしようとする者及び規則で定める規模を超える建築物に設置されている規則で定める熱源機器の更新をしようとする当該建築物の所有者又は管理者（以下「熱供給の受入検討建築主等」という。）は、エネルギー有効利用指針に基づき、当該地域冷暖房区域に係る地域エネルギー供給事業者とその供給する熱の受入について協議し、検討しなければならない。

2　熱供給の受入検討建築主等は、規則で定めるところにより、前項の協議及び検討結果を、知事に届け出なければならない。

（熱供給の受入検討義務）

第八条の二十二　条例第十七条の二十一第一項に規定する新築等をしようとする建築物の規則で定める規模は、第八条の十八第一項に規定する規模とする。

2　条例第十七条の二十一第一項に規定する規則で定める熱源機器の更新をしようとする建築物の規則で定める規模は、第八条の十八第二項に規定する規模とする。

3　条例第十七条の二十一第一項に規定する規則で定める熱源機器の更新は、建築物の延べ面積の過半に熱の供給を行う熱源機器の冷熱又は温熱の供給能力（当該熱源機器が複数ある場合にあっては、その合計）の過半に相当する更新とする。

4　条例第十七条の二十一第二項の規定による届出は、次の各号に掲げる熱供給の受入検討建築主等の区分に応じ、当該各号に定める日までに、別記第二号様式の二十七による熱供給受入検討結果届出書に、エネルギー有効利用指針に基づき作成する地域エネルギー供給事業者との協議内容、供給する熱の受入に関する検討状況その他必要な事項を示す書類を添付して行わなければならない。

一　条例第十七条の二十一第一項に規定する規則で定める規模を超える建築物の新築等をしようとする者　当該建築物について建築物環境計画書を提出する日

二　条例第十七条の二十一第一項に規定する規則で定める規模を超える建築物に設置されている規則で定める熱源機器の更新をしようとする当該建築物の所有者又は管理者　当該熱源機器の更新に着手する日の六十日前

（指導及び助言）

第十七条の二十二　知事は、特定開発事業者、地域エネルギー供給事業者、利用可能エネルギーに係る事業者、他の地域エネルギー供給事業者、熱電併給設備を設置しようとする事業者、熱電併給設備の所有者若しくは管理者、エネルギー供給受入者又は熱供給の受入検討建築主等が行う次に掲げる事項がエネルギー有効利用指針に照らして不十分であると認めるときは、これらの者に対し、エネルギー有効利用指針に基づき、必要な指導及び助言をすることができる。

一　第十七条の四の規定による目標値の設定

二　第十七条の五、第十七条の六又は第十七条の十一第四項の規定による検討

三　第十七条の十の規定による措置

四　第十七条の十七第一項、第二項又は第五項の規定による協力

五　第十七条の十七第三項の規定による設置

六　第十七条の十七第四項の規定による提供

七　前条第一項の規定による協議又は検討

（勧告）

第十七条の二十三　知事は、特定開発事業者、地域エネルギー供給事業者又は熱供給の受入検討建築主等が、次の各号のいずれかに該当する

5　前項の規定にかかわらず、同項第一号に規定する者が同号に規定する建築物において地域エネルギー供給事業者の供給する熱を受け入れるときは、当該建築物に係る建築物環境計画書の提出をもって同項の届出に代えることができる。

ときは、これらの者に対し必要な措置をとることを勧告することができる。

一　第十七条の七、第十七条の八、第十七条の十一第一項、第十七条の十二第一項若しくは第二項、第十七条の十四、第十七条の十五又は第十七条の二十一第二項の規定による提出又は届出をしなかったとき。

二　第十七条の九第一項、第十七条の十三第一項又は第十七条の十六第一項の規定による公表をしなかったとき。

三　正当な理由なく前条第一号、第三号又は第七号（協議に係る部分に限る。）の規定による指導及び助言に従わず、かつ、エネルギー有効利用指針に照らして、エネルギーの有効利用を推進するための措置が著しく不十分であるとき。

2　知事は、前項第三号の規定による勧告を行おうとする場合においては、あらかじめ専門的知識を有する者の意見を聴くものとする。

第三節　建築物に係る環境配慮の措置

（建築主の責務）

第十八条　建築物の新築等をしようとする者（以下「建築主」という。）は、当該建築物及びその敷地（以下「建築物等」という。）に係るエネルギーの使用の合理化、資源の適正利用、自然環境の保全、ヒートアイランド現象の緩和及び再生可能エネルギーの利用について必要な措置を講じ、環境への負荷の低減に努めなければならない。

（配慮指針の作成）

第十九条　知事は、規則で定める規模以上の建築物（以下「特定建築物」

（特定建築物の規模）

第九条　条例第十九条第一項に規定する規則で定める規模は、建築物の

という。）の新築等をしようとする者（以下「特定建築主」という。）が、当該特定建築物及びその敷地（以下「特定建築物等」という。）に起因する環境への負荷の低減を図るため、エネルギーの使用の合理化、資源の適正利用、自然環境の保全及びヒートアイランド現象の緩和に係る措置について配慮すべき事項、当該措置についての取組状況の評価、エネルギーの使用の合理化に関する性能の基準（以下この節において「省エネルギー性能基準」という。）に適合するための措置、再生可能エネルギーを利用するための設備の導入に係る措置に関する検討方法その他の事項についての指針（以下「配慮指針」という。）を定めるものとする。

2　配慮指針は、科学的知見、技術水準その他の事情を勘案して作成するものとし、必要に応じて改定するものとする。

3　知事は、配慮指針を定め、又は改定したときは、その内容を公表するものとする。

（配慮指針に基づく環境配慮の措置）

第二十条　規則で定める規模を超える特定建築物（以下「大規模特定建築物」という。）の新築等をしようとする者（以下「大規模特定建築主」という。）は、当該大規模特定建築物及びその敷地（以下「大規模特定建築物等」という。）について、配慮指針に基づき適切な環境への配慮のための措置を講じなければならない。

（再生可能エネルギーを利用するための設備の導入検討）

第二十条の二　大規模特定建築主は、配慮指針に基づき、大規模特定建築物等について、再生可能エネルギーを利用するための設備の導入に

新築の場合にあっては延べ面積が、建築物の増築の場合にあっては増築部分の延べ面積が、二千平方メートルであることとする。

（大規模特定建築物の規模）

第九条の二　条例第二十条に規定する規則で定める規模は、建築物の新築の場合にあっては延べ面積が、建築物の増築の場合にあっては増築部分の延べ面積が、五千平方メートルであることとする。

係る措置の検討を行わなければならない。

（省エネルギー性能基準の順守）

第二十条の三　規則で定める規模を超える大規模特定建築物（以下「特別大規模特定建築物」という。）の新築等をしようとする大規模特定建築主（以下「特別大規模特定建築主」という。）は、配慮指針で定めるところにより、当該特別大規模特定建築物（規則で定める用途の部分に限り、規則で定める種類の建築物を除く。）について、規則で定める省エネルギー性能基準の値に適合するよう措置を講じなければならない。

（エネルギー有効利用計画書との整合）

第二十条の四　特定開発事業者である特別大規模特定建築主は、特別大規模特定建築物（第十七条の四に規定する用途の部分に限り、同条に

（特別大規模特定建築物の規模等）

第九条の三　条例第二十条の三に規定する規則で定める規模は、第八条の三第一項に規定する規模とする。

2　条例第二十条の三に規定する規則で定める用途は、第八条の三第二項各号に掲げる用途とする。

3　条例第二十条の三に規定する規則で定める種類の建築物は、省エネ法第七十五条第七項に規定する建築物とする。

4　条例第二十条の三に規定する規則で定める省エネルギー性能基準の値は、次の各号に掲げる建築物の部分の区部に応じ、当該各号に定める値以上とする。

一　当該特別大規模特定建築物のうち、第八条の三第二項第二号から第八号までに規定する用途に供する部分の全部（当該各用途に供する部分のいずれかの部分の延べ面積が二千平方メートル以上である場合に限る。）　別表第一の五に掲げる建築物の熱負荷の低減率の値

二　当該特別大規模特定建築物の全体（第八条の三第二項第二号から第九号までに規定する用途に供する部分のいずれかの部分の延べ面積が二千平方メートル以上である場合に限る。）　別表第一の五に掲げる設備システムのエネルギー利用の低減率の値

規定する種類の建築物を除く。）について、同条に規定するエネルギーの使用の合理化に関する性能の目標値以上のエネルギーの使用の合理化に関する性能を確保するよう措置を講じるものとする。

（建築物環境計画書の作成等）

第二十一条　大規模特定建築主は、規則で定めるところにより、大規模特定建築物等について、次に掲げる事項を記載した環境への配慮のための措置についての計画書（以下「建築物環境計画書」という。）を作成し、建築基準法第六条第一項の規定に基づく確認の申請又は同法第十八条第二項の規定に基づく通知の前であって規則で定める日までに、知事に提出しなければならない。

一　特定建築主の氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

二　特定建築物等の名称及び所在地

三　特定建築物等の概要

四　エネルギーの使用の合理化、資源の適正利用、自然環境の保全及

（建築物環境計画書の作成等）

第十条　条例第二十一条の規定による建築物環境計画書の作成は、特定建築物等の建築設計、設備設計その他の設計における環境への配慮のための措置について行わなければならない。

2　条例第二十一条の規定による建築物環境計画書の提出は、別記第三号様式による建築物環境計画書提出書に、次に掲げる書類等を添付して行わなければならない。

一　別記第三号様式の二による建築物環境計画書

二　特定建築物等の配置図、基準階平面図、断面図及び立面図

三　仕様書その他の特定建築物等の環境への配慮のための措置等の内容を示す書類及び図書

3　条例第二十一条に規定する規則で定める日は、次に掲げる日のいずれか早い日の三十日前とする。

一　建築確認申請等の日

二　低炭素化法に基づく認定申請の日

びヒートアイランド現象の緩和に係る環境への配慮のための措置
五　前号に掲げる措置についての取組状況の評価
六　第二十条の二の規定による再生可能エネルギーを利用するための設備の導入に関する検討状況
七　特別大規模特定建築主にあっては、省エネルギー性能基準に対する適合状況
八　特定開発事業者である特別大規模特定建築主にあっては、前条に規定するエネルギーの使用の合理化に関する性能の目標値への適合状況
九　前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

（建築物環境計画書の任意提出）

第二十一条の二　特定建築主（大規模特定建築主を除く。）は、規則で定めるところにより、特定建築物等について、前条の建築物環境計画書を作成し、知事に提出することができる。

2　第二十条及び第二十条の二の規定は、前項の規定により建築物環境計画書を提出する者について準用する。

（建築物環境計画書の公表）

第二十一条の三　知事は、第二十一条又は前条第一項の規定による建築物環境計画書の提出があったときは、規則で定めるところにより、その概要を公表することができる。

（建築物環境計画書等の概要についての公表）

第十一条　条例第二十一条の三、第二十二条第二項、第二十三条第二項、第二十三条の三第四項及び第二十三条の六第三項の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

一　知事が別に定める日及び時間における環境局での閲覧
二　インターネットの利用による公表

（建築物環境計画書の変更の届出）

第二十二条　第二十一条又は第二十一条の二第一項の規定により建築物環境計画書を提出した特定建築主は、当該建築物環境計画書を提出してから当該特定建築物等に係る工事が完了するまでの間に、第二十一条第一号又は第三号から第九号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、規則で定める日までに、その旨を知事に届け出なければならない。ただし、規則で定める場合については、この限りでない。

２　知事は、前項の規定による届出があったときは、規則で定めるところにより、その概要を公表することができる。

（建築物環境計画書の変更の届出）

第十二条　条例第二十二条第一項本文に規定する規則で定める日は、次の各号に掲げる変更の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

一　条例第二十一条第一号に掲げる事項の変更　変更した日の翌日から起算して三十日を経過した日

二　条例第二十一条第三号から第八号までに掲げる事項の変更　変更する事項に係る工事に着手する日の十五日前

２　条例第二十二条第一項ただし書に規定する規則で定める場合は、マンション環境性能表示に変更が生じない場合であって、次に掲げる場合とする。

一　条例第二十一条第三号に掲げる事項の変更にあっては、延べ面積の増加を伴わない特定建築物等の変更（次に掲げる変更を除く。）をする場合

ア　主たる用途の変更

イ　第八条の三第二項第一号に規定する用途に供する部分の延べ面積が、新たに二千平方メートル以上になる変更

ウ　第八条の三第二項第二号から第九号までに規定する用途に供する部分の延べ面積がいずれも二千平方メートル未満であった特定建築物において、同項第二号から第九号までに規定する用途に供する部分のいずれかの延べ面積が新たに二千平方メートル以上になる変更

二　条例第二十一条第四号に掲げる事項の変更にあっては、新たに環境への配慮のための措置を実施する場合及び環境への配慮のための措置の内容を変更し、当該変更により環境への配慮の程度が同等

（工事完了の届出等）

第二十三条　第二十一条又は第二十一条の二第一項の規定による建築物環境計画書の提出（前条第一項の規定による変更の届出を含む。）を行った特定建築主（以下「計画書等提出特定建築主」という。）は、特定建築物等の新築等に係る工事（前条第一項の変更する事項に係る工事を含む。）が完了したときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

以上となる場合

三　条例第二十一条第六号に掲げる事項の変更にあっては、同号に規定する設備の導入の有無の検討結果を変更するとき又は当該設備のうち太陽光を利用するための設備において太陽光の変換方法を変更するとき以外の変更をする場合

3　条例第二十二条第一項の規定による届出は、条例第二十一条第一号に掲げる事項を変更する場合にあっては別記第三号様式の四による特定建築主等氏名等変更届出書により、同条第三号から第八号までに掲げる事項を変更する場合にあっては別記第四号様式による建築物環境計画書変更届出書によらなければならない。

4　前項の建築物環境計画書変更届出書の届出に当たっては、変更する事項を反映した第十条第二項各号に掲げる書類等を添付しなければならない。

（工事完了の届出）

第十三条　条例第二十三条第一項の規定による届出は、別記第五号様式による特定建築物等工事完了届出書によらなければならない。

2　前項の特定建築物等工事完了届出書の届出に当たっては、条例第二十一条に規定する建築物環境計画書（条例第二十二条第一項に規定する届出を含む。）に記載された環境への配慮のための措置等の実施結果を示した書類及び図書を添付しなければならない。

3　条例第二十三条第一項の規定による届出は、特定建築物等の新築等に係る工事が完了した日の翌日から起算して三十日以内にしなければならない。

2　知事は、前項の規定による届出があったときは、規則で定めるところにより、その概要を公表することができる。

3　知事は、第一項の規定による届出の日から規則で定める日までの間、特別大規模特定建築物に係る当該届出を行った特別大規模特定建築主（規則で定めるものに限る。以下「特別大規模特定建築物工事完了届出者」という。）に対し、当該特別大規模特定建築物におけるエネルギーの使用の合理化に関する性能の状況について、規則で定めるところにより、報告を求めることができる。

（表示基準及び評価書作成基準の作成）

第二十三条の二　知事は、特定建築物のうち、その全部又は一部が構造上数個の部分に区分され、それぞれの部分を独立して住居の用に供することができる建築物で規則で定めるもの（以下「特定マンション」という。）及びその敷地に係る第二十一条第五号の取組状況の評価のうち規則で定めるものが示す当該特定マンション及びその敷地の環境への配慮に係る性能（以下「マンション環境性能」という。）の評価を記載した標章（以下「マンション環境性能表示」という。）の表示方法その他の事項に関する基準（以下「表示基準」という。）を定めるものとする。

4　条例第二十三条第三項に規定する規則で定める日は、同条第一項の規定による届出の日の翌日から起算して百八十日を経過した日とする。

5　条例第二十三条第三項に規定する規則で定める特別大規模特定建築主は、特定マンションのみに係る工事完了の届出を行った特別大規模特定建築主を除いた者とする。

6　条例第二十三条第三項の規定による報告は、別記第五号様式の二による省エネルギー性能状況報告書提出書に、配慮指針に基づき作成する省エネルギー性能状況報告書を添付して行うものとする。

（性能表示等を行う建築物の評価項目等）

第十三条の二　条例第二十三条の二第一項に規定する規則で定める建築物は、住居の用に供する部分の延べ面積が二千平方メートル以上の建築物とする。

2　条例第二十三条の二第一項に規定する規則で定める取組状況の評価は、次に掲げる措置についての評価とする。

一　建築物の熱負荷の低減

二　設備のエネルギーの使用の合理化

三　再生可能エネルギーの利用

四　建築物の長寿命化（維持管理、更新、改修、用途の変更等の自由度の確保及びく体の劣化対策に係る措置をいう。）

五　緑化

2　知事は、特別大規模特定建築物に係る第二十一条第五号の取組状況の評価のうち規則で定めるものが示す当該特別大規模特定建築物のエネルギーの使用の合理化に関する性能の評価を記載した書面（以下「省エネルギー性能評価書」という。）の作成方法その他の事項に関する基準（以下「評価書作成基準」という。）を定めるものとする。

3　知事は、表示基準及び評価書作成基準を定め、又は改定したときは、その内容を公表するものとする。

（特定マンションの環境性能の表示等）

第二十三条の三　特定マンションに係る計画書等提出特定建築主（以下「特定マンション建築主」という。）は、当該特定マンションの販売若しくは賃貸を目的とした規則で定める広告をしようとするとき、又は他人に販売若しくは賃貸若しくはそれらの媒介の委託を行った場合において当該販売若しくは賃貸若しくはそれらの媒介の委託を受けた者（以下「マンション販売等受託者」という。）が販売若しくは賃貸を目的とした規則で定める広告をしようとするときは、規則で定める日までの間、表示基準に基づき、当該広告中にマンション環境性能表示を表示し、又はマンション販売等受託者をして表示させなければならない。ただし、規則で定める広告については、表示し、又は表示させることを省略することができる。

3　条例第二十三条の二第二項に規定する規則で定める取組状況の評価は、次に掲げる措置についての評価とする。

一　建築物の熱負荷の低減

二　設備のエネルギーの使用の合理化

（特定マンションの環境性能の表示等）

第十三条の三　条例第二十三条の三第一項本文に規定する規則で定める広告は、次に掲げる広告で、間取り図が表示されるものとする。

一　新聞紙に掲載される広告

二　雑誌に掲載される広告

三　新聞への折り込みその他の方法により配布される散らし、掲出されるビラ、ポスター、パンフレット、小冊子等

四　電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によって認識することができない方式による記録その他これらに類するもの

五　インターネットの利用による広告

2　条例第二十三条の三第一項に規定する規則で定める日は、特定マンションの新築等に係る工事が完了した日の翌日から起算して一年を経過した日とする。

3　条例第二十三条の三第一項ただし書に規定する規則で定める広告は、書面によるものであって、当該広告の面積が六万二千三百七十平方ミリメートル以下のものとする。

2　前項に規定する場合において、マンション販売等受託者は、特定マンション建築主が行うマンション環境性能表示の表示に協力しなければならない。

3　特定マンション建築主は、最初に第一項の規定による表示をし、又は表示をさせたときは、規則で定める日までに、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

4　知事は、前項の規定による届出があったときは、規則で定めるところにより、その概要を公表することができる。

（省エネルギー性能評価書の作成等）

第二十三条の四　特別大規模特定建築主又は特別大規模特定建築物工事完了届出者は、特別大規模特定建築物（住居の用に供する部分以外の規則で定める用途の部分に限り、規則で定める種類の建築物を除く。以下この条において同じ。）について、規則で定める日までの間、評価書作成基準に基づき省エネルギー性能評価書を作成し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる者に対し、売却、賃貸又は信託の受益権の譲渡をしようとする際に、省エネルギー性能評価書を交付しなければならない。ただし、規則で定める場合については交付を省略することができる。

一　特別大規模特定建築物の全部又は一部を売却する場合　買受人

二　特別大規模特定建築物の全部又は一部を賃貸する場合　賃借人

4　条例第二十三条の三第三項に規定する規則で定める日は、同項の規定による表示をし、又は表示をさせた日の翌日から起算して十五日を経過した日とする。

5　条例第二十三条の三第三項の規定による届出は、別記第五号様式の三によるマンション環境性能表示届出書に、同条第一項に規定する広告又はその写しを添えて行わなければならない。

（省エネルギー性能評価書の作成等）

第十三条の四　条例第二十三条の四第一項に規定する規則で定める用途は、第八条の三第二項第二号から第八号までに規定する用途（当該各用途に供する部分のいずれかの部分の延べ面積が二千平方メートル以上である場合に限る。）とする。

2　条例第二十三条の四第一項に規定する規則で定める種類の建築物は、省エネ法第七十五条第七項に規定する建築物とする。

3　条例第二十三条の四第一項に規定する規則で定める日までの間は、特別大規模特定建築物の新築等に係る工事の着手の予定の日の少なくとも二十一日前から、次の各号に掲げる日のいずれか早い日までとする。

一　特別大規模特定建築物の全部について、売却又は信託の受益権が

三　特別大規模特定建築物の全部又は一部に係る信託の受益権を譲渡する場合　譲受人

2　特別大規模特定建築主又は特別大規模特定建築物工事完了届出者は、前項の規定による省エネルギー性能評価書の交付を行ったときは、規則で定める日までに、規則で定めるところにより、その旨を知事に対して届け出なければならない。

譲渡された日

二　条例第二十三条第一項に規定する工事が完了した日の翌日から起算して百八十日を経過した日

4　条例第二十三条の四第一項ただし書に規定する規則で定める場合は、次のいずれかに該当する場合とする。

一　一の買受人、賃借人又は信託の受益権の譲受人（以下「買受人等」という。）に、売却、賃貸又は信託の受益権の譲渡（以下「売却等」という。）をしようとする特別大規模特定建築物に係る省エネルギー性能評価書の交付を行ったことがない場合であって、当該買受人等に売却等をしようとする部分（既に売却等をしている部分を含む。）のうち、第八条の三第二項第二号から第八号までに規定する各用途に供する部分の延べ面積がいずれも二千平方メートル未満であるとき。

二　既に一の買受人等に、特別大規模特定建築物の一部について、省エネルギー性能評価書の交付を行ったことがある場合であって、当該特別大規模特定建築物の他の部分を当該買受人等に売却等をしようとするとき（省エネルギー性能評価書に記載する第十三条の二第三項第一号及び第二号に規定する措置に係る評価の値に変更がないときに限る。）。

5　条例第二十三条の四第二項に規定する規則で定める日は、第三項各号のいずれか早い日の翌日から起算して十五日を経過した日とする。

6　条例第二十三条の四第二項の規定による届出は、別記第五号様式の四による省エネルギー性能評価書交付届出書に次の書面を添付して行わなければならない。

（マンション環境性能及び省エネルギー性能評価書の説明）

第二十三条の五　特定マンション建築主及びマンション販売等受託者は、特定マンションを販売し、又は賃貸しようとするときは、当該特定マンションを購入し、又は賃借しようとする者に対し、当該特定マンション及びその敷地に係るマンション環境性能の内容を説明するよう努めなければならない。

２　特別大規模特定建築主又は特別大規模特定建築物工事完了届出者は、省エネルギー性能評価書を交付するときは、前条第一項各号に掲げる者に対して、当該省エネルギー性能評価書の内容を説明するよう努めなければならない。

（マンション環境性能表示及び省エネルギー性能評価書の変更）

第二十三条の六　特定マンション建築主は、第二十三条の三第一項の規定によりマンション環境性能表示を表示し、又は表示させた後、当該マンション環境性能表示の内容に変更が生じた場合において、変更後のマンション環境性能表示を表示し、又は表示させたときは、規則で定める日までに、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出

一　評価書作成基準に基づき作成する省エネルギー性能評価書交付状況一覧

二　交付をした省エネルギー性能評価書の写し（最初に交付をしたものに限る。）

三　省エネルギー性能評価書の内容に変更があった場合は、交付をした変更後の省エネルギー性能評価書の写し（最初に交付をしたものに限る。）

（マンション環境性能表示の変更の届出等）

第十三条の五　条例第二十三条の六第一項に規定する規則で定める日は、同項の規定による表示をし、又は表示をさせた日の翌日から起算して十五日を経過した日とする。

２　条例第二十三条の六第一項の規定による届出は、別記第五号様式の五によるマンション環境性能表示変更届出書に、変更後の条例第二十

なければならない。

2　特定マンション建築主は、第二十一条第一号又は第二号に掲げる事項に変更が生じたときは、速やかに、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

3　知事は、第一項又は前項の規定による届出があったときは、規則で定めるところにより、その概要を公表することができる。

4　特定マンション建築主及びマンション販売等受託者は、第一項の変更が生じたときは、特定マンションを購入し、若しくは賃借しようとする者又は購入し、若しくは賃借した者に対して、当該変更の内容を説明するよう努めなければならない。

5　特別大規模特定建築主又は特別大規模特定建築物工事完了届出者は、省エネルギー性能評価書を交付した後に、当該省エネルギー性能評価書の内容に変更が生じたときは、当該省エネルギー性能評価書を交付した者に、変更後の省エネルギー性能評価書の交付及び当該変更の内容の説明を行うよう努めなければならない。

（指導及び助言）

第二十四条　知事は、特定建築主に対し、当該特定建築物等について第二十条又は第二十条の二（第二十一条の二第二項で準用する場合を含

三条の三第一項に規定する広告又はその写しを添えて行わなければならない。

3　条例第二十三条の六第二項の規定による届出は、条例第二十二条第一項の規定による届出と、別記第三号様式の四による特定建築主等氏名等変更届出書により併せて行わなければならない。

4　知事は、条例第二十三条の三第四項又は第二十三条の六第三項の規定による概要の公表の内容が第十三条第一項に規定する特定建築物等工事　完了届出書の内容と異なる場合で、第十三条の三第一項各号に掲げる広告が行われないと認めるときは、当該特定建築物等工事完了届出書の内容に基づき、知事が別に定めるところにより当該公表の内容を修正することができる。

む。）に規定する措置の的確な実施を確保するため必要があると認めるときは、環境への配慮のための措置及び再生可能エネルギーを利用するための設備の導入に係る事項について必要な指導及び助言を行うことができる。

2　知事は、特定マンション建築主又はマンション販売等受託者に対し、その特定マンションについて第二十三条の三第一項若しくは第二項、第二十三条の五第一項又は前条第四項に規定する措置の的確な実施を確保するため必要があると認めるときは、当該特定マンション及びその敷地に係るマンション環境性能表示の表示又はマンション環境性能の内容の説明に係る事項について必要な指導及び助言を行うことができる。

3　知事は、特別大規模特定建築主又は特別大規模特定建築物工事完了届出者に対し、その特別大規模特定建築物について第二十条の三、第二十条の四、第二十三条の四第一項、第二十三条の五第二項又は前条第五項に規定する措置の的確な実施を確保するため必要があると認めるときは、当該特別大規模特定建築物の省エネルギー性能基準への適合、第十七条の四に規定するエネルギーの使用の合理化に関する性能の目標値以上の性能を確保する措置及び省エネルギー性能評価書の作成若しくは交付又は内容の説明に係る事項について必要な指導及び助言を行うことができる。

（勧告）

第二十五条　知事は、建築物環境計画書の提出を行うべき者又は第二十二条第一項、第二十三条第一項、第二十三条の三第三項、第二十三条

の四第二項若しくは第二十三条の六第一項若しくは第二項の規定による届出を行うべき者が、正当な理由なく、建築物環境計画書の提出又は当該届出を行わない場合は、その者に対し、相当の期間を定めて、当該建築物環境計画書の提出又は当該届出を行うことを勧告することができる。

2　知事は、特定建築主が、正当な理由なく前条第一項の規定による指導及び助言に従わず、かつ、当該特定建築物等の環境への配慮のための措置が配慮指針に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該特定建築主に対し、必要な措置を講ずることを勧告することができる。

3　知事は、特定マンション建築主が、正当な理由なく前条第二項の規定による指導及び助言（第二十三条の三第一項に規定する措置に係るものに限る。）に従わず、かつ、第二十三条の三第一項の規定による表示が表示基準に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該特定マンション建築主に対し、必要な措置を講ずることを勧告することができる。

4　知事は、特別大規模特定建築主又は特別大規模特定建築物工事完了届出者が、正当な理由なく前条第三項の規定による指導及び助言（第二十条の三に規定する措置に係るものに限る。）に従わず、かつ、第二十条の三に規定する措置が省エネルギー性能基準に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該特別大規模特定建築主又は特別大規模特定建築物工事完了届出者に対し、必要な措置を講ずることを勧告することができる。

5　知事は、特別大規模特定建築主又は特別大規模特定建築物工事完了届出者が、正当な理由なく前条第三項の規定による指導及び助言（第二十三条の四第一項に規定する措置に係るものに限る。）に従わず、かつ、第二十三条の四第一項の規定による交付を行わないとき又は交付する省エネルギー性能評価書が評価書作成基準に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該特別大規模特定建築主又は特別大規模特定建築物工事完了届出者に対し、必要な措置を講ずることを勧告することができる。

第三節の二　家庭用電気機器等に係る温室効果ガスの排出の削減

（家庭用電気機器等の設置者等の責務）

第二十五条の二　家庭用電気機器等（一般消費者が通常生活の用に供する電気機器その他の機械器具で、エネルギー使用に伴う温室効果ガスの排出の量が相当程度多くなるおそれのあるものをいう。以下同じ。）を使用している者は、エネルギーの使用の合理化又は再生可能エネルギーの利用に努めなければならない。

2　家庭用電気機器等を設置しようとする者は、エネルギーの使用の合理化その他地球温暖化の防止に係る性能（再生可能エネルギーの利用によるものを含む。以下この条、次条並びに第二十五条の六第三項及び第四項において同じ。）が優れている家庭用電気機器等の設置に努めなければならない。

3　知事は、エネルギーの使用の合理化その他地球温暖化の防止に係る性能が優れている家庭用電気機器等に関する情報の提供に努めなけ

ればならない。

（家庭用電気機器等販売事業者の責務）

第二十五条の三　家庭用電気機器等を販売する事業者（以下「家庭用電気機器等販売事業者」という。）は、当該家庭用電気機器等を購入しようとする者に対し、当該家庭用電気機器等に係るエネルギーの使用の合理化その他地球温暖化の防止に係る性能についての情報を提供するよう努めなければならない。

（相対評価方法等基準の作成）

第二十五条の四　知事は、家庭用電気機器等のうち、規則で定めるもの（以下「特定家庭用機器」という。）のエネルギーの使用の合理化に関する性能に係る相対的評価（以下「相対評価」という。）の方法その他の基準（以下「相対評価方法等基準」という。）を定めるものとする。

（特定家庭用機器）

第十三条の六　条例第二十五条の四第一項に規定する規則で定める家庭用電気機器等は、未使用の機械器具で、省エネ法第七十九条第一項に規定する製造事業者等が製造し、又は輸入するもののうち、次に掲げるものとする。

一　エアコンディショナー（水冷式のものその他エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則（昭和五十四年通商産業省令第七十四号。以下「省エネ法施行規則」という。）第四十八条第一項に規定するもの以外のもののうち、冷暖房の用に供するもの（冷房能力が四キロワット以下のものに限る。）であって、直吹き形かつ壁掛け形のもの（一の室外機に二以上の室内機を接続するもののうち各室内機の運転を個別に制御するものを除く。）に限る。以下同じ。）

二　電気冷蔵庫（冷凍庫と一体のものを含み、熱電素子を使用するもののその他省エネ法施行規則第四十八条第八項に規定するものを除く。以下同じ。）

三　テレビジョン受信機（交流の電路に使用されるものに限り、産業

２　知事は、相対評価方法等基準を定め、又は改定したときは、その内容を公表するものとする。

（省エネルギー性能等の表示）

第二十五条の五　一の販売店において特定家庭用機器を規則で定める台数以上陳列して販売する家庭用電気機器等販売事業者（以下「特定家庭用機器販売事業者」という。）は、当該販売店において、当該規則で定める台数以上陳列する特定家庭用機器について、相対評価その他の規則で定めるエネルギーの使用の合理化その他地球温暖化の防止に係る性能等（以下「省エネルギー性能等」という。）を示す事項を記載した知事が定める書面を、相対評価方法等基準に基づき作成し、当該特定家庭用機器の見やすい位置に掲出しなければならない。

用のものその他省エネ法施行規則第四十八条第三項に規定するものを除く。以下同じ。）

（省エネルギー性能等の表示）

第十三条の七　条例第二十五条の五第一項に規定する規則で定める台数は、次の各号に掲げる機械器具ごとに五台とする。

一　エアコンディショナー

二　電気冷蔵庫

三　テレビジョン受信機であって、ブラウン管を有するもの

四　テレビジョン受信機であって、液晶パネルを有するもの

五　テレビジョン受信機であって、プラズマディスプレイパネルを有するもの

２　条例第二十五条の五第一項に規定する規則で定める省エネルギー性能等を示す事項は、次に掲げる事項とする。

一　相対評価方法等基準に基づく相対評価

二　省エネ法第七十八条第一項の規定に基づき、機器ごとに経済産業大臣が定める測定方法によって得られた数値（以下「エネルギー消費効率」という。）

三　省エネ法第七十八条第一項の規定に基づき、機器ごとに経済産業大臣が定める数値に対するエネルギー消費効率の達成率を百分率で表したもの

四　省エネ法第七十八条第一項の規定に基づき、機器ごとに経済産業

２　一の販売店において特定家庭用機器を前項の規則で定める台数未満陳列して販売する家庭用電気機器等販売事業者は、当該販売店において、当該規則で定める台数未満陳列する特定家庭用機器に前項に規定する書面を掲出することができる。

（特定家庭用機器製造等事業者等の責務）

第二十五条の六　特定家庭用機器の製造又は輸入の事業を行う者（以下「特定家庭用機器製造等事業者」という。）は、当該特定家庭用機器を販売店において陳列して販売する家庭用電気機器等販売事業者に対し、当該特定家庭用機器について、省エネルギー性能等を示す事項の情報を提供するよう努めなければならない。

２　知事は、特定家庭用機器製造等事業者に対し、当該特定家庭用機器製造等事業者が製造し、又は輸入した特定家庭用機器に係る省エネルギー性能等を示す事項について、報告を求めることができる。

大臣が定める年度

五　日本工業規格Ｃ九九〇一に定める省エネ性マーク

六　製造事業者名

七　機種名

八　特定家庭用機器再商品化法施行令（平成十年政令第三百七十八号）第二条第二項各号に掲げる特定物質等を冷媒及び断熱材発泡剤に使用していないことの表示（電気冷蔵庫に限る。）

九　エネルギーを消費する機械器具の小売の事業を行う者が取り組むべき措置（平成十八年経済産業省告示第二百五十八号）に定める一年間使用した場合の目安となる電気料金

3　第一項に定めるほか、家庭用電気機器等の製造又は輸入の事業を行う者は、家庭用電気機器等販売事業者に対し、当該家庭用電気機器等について、エネルギーの使用の合理化その他地球温暖化の防止に係る性能についての情報を提供するよう努めなければならない。

4　家庭用電気機器等の製造の事業を行う者は、エネルギーの使用の合理化その他地球温暖化の防止に係る性能が優れている家庭用電気機器等の開発に努めなければならない。

（指導及び助言）

第二十五条の七　知事は、特定家庭用機器販売事業者及び第二十五条の五第二項の規定により書面を掲出する家庭用電気機器等販売事業者に対し、特定家庭用機器の省エネルギー性能等を示す事項を記載した書面の掲出に関し、必要な指導及び助言を行うことができる。

（勧告）

第二十五条の八　知事は、特定家庭用機器販売事業者が、正当な理由なく前条の規定による指導及び助言に従わず、かつ、第二十五条の五第一項の規定による書面の掲出を行っていないと認めるときは、当該特定家庭用機器販売事業者に対し、必要な措置を講ずることを勧告することができる。

第四節　削除

第二十六条及び第二十七条　削除

第三章　自動車に起因する環境への負荷の低減の取組及び公害対策

第一節　自動車環境管理計画書

第十四条及び第十五条　削除

第三章　自動車に起因する環境への負荷の低減の取組及び公害対策

（自動車環境管理計画書の作成等）

第二十八条　都内（島しょ地域に存する町村の区域を除く。以下この章において同じ。）の事業所における規則で定める台数以上の自動車（道路運送車両法（以下この章において「法」という。）第三条により定められる小型自動車及び軽自動車のうちそれぞれ二輪のものを除く。）の使用者（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第七十四条に規定する使用者をいう。以下「特定事業者」という。）は、知事が別に定める自動車がもたらす環境への負荷を低減するための指針に基づき、規則で定めるところにより、自動車の使用を合理化するための措置等の事項を記載した計画書（以下「自動車環境管理計画書」という。）を作成し、知事に提出しなければならない。

（自動車環境管理計画書の提出等）

第十六条　条例第二十八条第一項に規定する規則で定める台数は、三十台とする。

2　条例第二十八条第一項に規定する自動車環境管理計画書は、平成二十三年度から始まる五箇年度ごとの各期間（以下この条において「自動車環境管理期間」という。）を計画期間として作成するものとする。

3　前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合にあっては、当該各号に定める期間を計画期間として作成するものとする。この場合において、これに引き続く自動車環境管理計画書の計画期間は、前項と同様とする。

一　条例第二十八条第一項に規定する特定事業者に該当することとなった日（以下この条において「特定事業者該当日」という。）が自動車環境管理期間の開始年度の翌年度の四月一日から終了年度の十二月三十一日までの間である場合　当該特定事業者該当日の属する年度から当該年度の属する自動車環境管理期間の終了年度までの期間

二　特定事業者該当日が自動車環境管理期間の終了年度の一月一日から三月三十一日までの間である場合　当該特定事業者該当日が

2　特定事業者は、自動車環境管理計画書の内容を変更したときは、当該変更した事項について記載した計画書を、規則で定めるところにより、知事に提出しなければならない。

（実績の報告）

第二十九条　特定事業者は、毎年度、自動車環境管理計画書に記載された事項に係る前年度の実績を記載した報告書（以下「実績報告書」という。）を、知事が別に定めるところにより、知事に提出しなければならない。

（指導及び助言）

第三十条　知事は、自動車環境管理計画書及び実績報告書の内容が第二十八条第一項の指針に照らして不十分であると認めるときは、自動車がもたらす環境への負荷を低減するための措置に係る事項について、必要な指導及び助言を行うことができる。

（自動車環境管理計画書及び実績報告書の公表）

属する自動車環境管理期間の次の自動車環境管理期間

4　条例第二十八条第一項の規定による自動車環境管理計画書の提出は、特定事業者該当日又は計画期間が満了した日から三月以内に、別記第六号様式による自動車環境管理計画書提出書に、条例第二十八条第一項に規定する指針（以下「自動車環境管理指針」という。）に基づき作成する自動車環境管理計画書を添付して行わなければならない。

5　条例第二十八条第二項の規定による計画書の提出は、自動車環境管理計画書の内容を変更した日から六十日以内に、別記第六号様式の二による自動車環境管理計画書変更提出書に、自動車環境管理指針に基づき作成する変更後の自動車環境管理計画書を添付して行わなければならない。

（実績報告書の提出）

第十六条の二　条例第二十九条の規定による実績報告書の提出は、五月末日までに、別記第六号様式の三による自動車環境管理実績報告書提出書に、自動車環境管理指針に基づき作成する自動車環境管理実績報告書を添付して行わなければならない。

第三十一条　知事は、特定事業者から自動車環境管理計画書又は実績報告書の提出があったときは、その内容を公表することができる。

（勧告）

第三十二条　知事は、自動車環境管理計画書又は実績報告書を正当な理由なく提出しない者に対し、期限を定めてその期間内に提出することを勧告することができる。

（自動車環境管理者の選任）

第三十三条　特定事業者は、次に掲げる職務を行う自動車環境管理者を一名選任し、知事に届け出なければならない。

一　自動車環境管理計画書に記載された事項の実施状況の把握

二　自動車環境管理計画書に記載された事項に係る自動車の運行等に従事する者への指導及び監督

三　前二号に掲げるもののほか、自動車がもたらす環境への負荷を低減するために必要な業務

2　特定事業者は、自動車環境管理者を変更した場合は、知事に届け出なければならない。

第二節　自動車から発生する排出ガス及び温室効果ガス対策

（自動車等の使用及び利用の抑制の努力義務）

第三十三条の二　自動車又は法第二条第三項に規定する原動機付自転車（以下「自動車等」という。）を使用し、又は利用する者は、事業、

（自動車環境管理者の選任及び変更の届出）

第十六条の三　条例第三十三条第一項又は第二項の規定による届出は、自動車環境管理者を選任し、又は変更した日から六十日以内に、別記第六号様式の四による自動車環境管理者選任（変更）届出書により行わなければならない。

日常生活その他の活動において、自動車等の効率的な使用又は利用や公共交通機関への利用転換などにより、自動車等の使用又は利用を抑制するよう努めなければならない。

（低公害・低燃費車等の使用及び利用の努力義務）

第三十四条　自動車等を使用し、又は利用する者は、排出ガスを発生しないか、若しくは排出ガスの発生量が相当程度少なく、かつ、燃費性能（エネルギーの消費量との対比における自動車の性能として規則で定めるものをいう。以下同じ。）が相当程度高いものとして知事が指定する自動車（以下「低公害・低燃費車」という。）又は排出ガスの発生量がより少なく、かつ、燃費性能がより高い自動車等を使用し、又は利用するよう努めなければならない。

２　自動車等を使用し、又は利用する者は、排出ガスの発生量が相当程度大きいものとして知事が指定する自動車を使用し、又は利用しないように努めなければならない。

（低公害・低燃費車の導入義務）

第三十五条　自動車の使用者（自動車の賃貸等を業とする者にあっては、所有者とする。）のうち規則で定める自動車を規則で定める台数以上事業の用に供する者は、その事業の用に供する自動車の台数に対

（燃費性能）

第十六条の四　条例第三十四条第一項に規定するエネルギーの消費量との対比における自動車の性能として規則で定めるものは、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める値とする。

一　揮発油若しくは軽油を燃料とする自動車又は液化石油ガスを燃料とする自動車（省エネ法第八十条第一号に規定する特定機器のエネルギー消費効率のうち自動車に係るものが定められているものに限る。）　当該エネルギー消費効率の値

二　前号の燃料以外のものを燃料とする自動車又は液化石油ガスを燃料とする自動車（省エネ法第八十条第一号に規定する特定機器のエネルギー消費効率のうち自動車に係るものが定められているものを除く。）　当該エネルギー消費効率の算定方法に準じて算出された当該エネルギー消費効率に相当する値

（低公害・低燃費車の導入義務者の規模）

第十七条　条例第三十五条に規定する規則で定める自動車は、道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第三条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち二輪自動車及び被けん引自動車を

する低公害・低燃費車（知事が別に定める自動車に限る。）の台数の割合を規則で定める割合以上としなければならない。

（勧告）

第三十六条　知事は、正当な理由なく、前条の規定に違反して低公害・低燃費車の導入を怠った者に対して、必要な措置を講ずることを勧告することができる。

（粒子状物質排出基準の遵守等）

第三十七条　自動車（法第三条により定められる軽自動車及び二輪の小型自動車を除く。）の使用者（道路交通法第七十四条に規定する使用者をいう。以下この章において「運行責任者」という。）は、別表第五に掲げる自動車のうち軽油を燃料とする自動車として法第五十八条に基づき有効な自動車検査証の交付を受けた自動車（以下「特定自動車」という。）で、都内の粒子状物質による大気汚染の深刻な状況にかんがみ定める別表第六の上欄に掲げる自動車の種別ごとに同表の中欄に掲げる測定の方法により測定された粒子状物質の量が、それぞれ同表の下欄に掲げる自動車から排出される粒子状物質の量の許容限度（以下「粒子状物質排出基準」という。）を超えて粒子状物質を排出するものを、都内において運行し、又は運行させてはならない。

2　特定自動車から排出される粒子状物質の量は、次の各号に掲げる特

除くものとする。

2　条例第三十五条に規定する規則で定める台数は、二百台とする。

3　条例第三十五条に規定する規則で定める割合は、同条に規定する低公害・低燃費車のうち排出ガスを発生しないか、又は排出ガスの発生量が特に少なく、かつ、燃費性能が特に高いものとして知事が別に定める自動車に換算した場合において、五パーセントとする。

定自動車ごとに当該各号に掲げる値を維持しているものとみなす。ただし、別表第六の中欄に掲げる測定の方法により測定された値が別にあるときは、この限りでない。

一　法第七十五条の規定による型式の指定(以下「型式指定」という。)を受けている特定自動車（第三号に掲げるものを除く。）　その指定の際の判定をされたときの粒子状物質の量

二　型式指定を受けていない特定自動車で法第五十九条に基づく新規検査又は法第七十一条に基づく予備検査(法第十六条の規定により抹消登録を受けた特定自動車及び法第六十九条第四項の規定により自動車検査証が返納された特定自動車に係るものを除き、法第七十五条の二第一項の規定によりその型式について指定を受けた一酸化炭素等発散防止装置を備えた特定自動車にあっては道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第六十三条の検査。以下「新規検査等」という。）を受けたもの（次号に掲げるものを除く。）　当該特定自動車が法第四条に基づく登録を受けた日において当該特定自動車と同じ種別の自動車について型式指定を受けるときに適用される法第四十一条に基づく粒子状物質の技術基準に定められた平均値(平均値が定められていないときのものにあっては知事が別に定める値)

三　法に基づき自動車の種別に応じた粒子状物質の技術基準が初めて施行された日前に型式指定又は新規検査等を受けている特定自動車　当該特定自動車と同じ種別の自動車について法第四十一条に基づき初めて定められた粒子状物質の技術基準に相当するもの

として知事が別に定める値

3　知事が指定する粒子状物質を減少させる装置（以下「粒子状物質減少装置」という。）を装着した特定自動車については、粒子状物質排出基準に適合する特定自動車とみなす。

4　粒子状物質減少装置を装着した特定自動車の運行責任者は、当該特定自動車の走行距離、運行時の状態等から判断した適切な時期に、粒子状物質減少装置の点検をし、及び必要な整備をしなければならない。

（猶予期間）

第三十八条　前条第一項の規定は、特定自動車が初めて法第四条の規定により登録を受けた日から起算して七年間は、当該特定自動車について適用しない。ただし、知事は別表第五の五の項に掲げる自動車について、別の期間を定めることができる。

（荷主等の義務）

第三十九条　反復継続して貨物又は旅客の運送等を委託する者で、当該委託を受ける者の特定自動車の運行に相当程度関与すると認められるもの（以下「荷主等」という。）は、当該委託を受ける者が第三十七条に規定する事項を遵守するよう適切な措置を講じなければならない。

（勧告）

第四十条　知事は、荷主等が前条の規定に違反していると認めるときは、当該荷主等に対し、必要な措置をとることを勧告することができる。

（粒子状物質減少装置の指定）

第四十一条　知事は、粒子状物質を減少させる装置の製作又は販売をする者等からの申請により、粒子状物質を減少させる装置として適当と認められるものを粒子状物質減少装置又は粒子状物質減少装置の型式として指定することができる。

２　知事は前項の規定により指定するときは、あらかじめ粒子状物質を減少させる装置について専門的知識を有する者の意見を聴かなければならない。

３　知事は、第一項の規定により指定を受けた粒子状物質減少装置又は粒子状物質減少装置の型式について、指定を受けたときの性能を保持することが困難になったと認めるときは、あらかじめ粒子状物質を減少させる装置について専門的知識を有する者の意見を聴いて、その指定を取り消すことができる。この場合において、知事は、取消しの日までに装着された装置について取消しの効力の及ぶ範囲を限定することができる。

（運行禁止命令等）

第四十二条　知事は、粒子状物質排出基準に適合しない特定自動車が都内において運行されていると認めるときは、当該特定自動車の運行責任者に対して、当該特定自動車の都内における運行禁止を命ずることができる。

２　前項の命令をした場合において、命令を受けた者から当該特定自動車が粒子状物質排出基準に適合することを証するものが提出され、かつ知事がこれを適当と認めたときは、知事は、同項の規定による命令

を解除するものとする。

（自動車等の適正整備の努力義務）

第四十三条　自動車等を使用する者は、その自動車等を適正に整備することにより、自動車等から発生する排出ガス及び排出する温室効果ガスを最少限度にとどめるよう努めなければならない。

（建設作業機械等を使用する者等の義務）

第四十四条　ブルドーザー等の建設機械、フォークリフト等の産業機械、農耕用トラクター等の農業機械であって法第四条に基づく自動車としての登録を受けていないもの（以下「建設作業機械等」という。）を使用する者その他建設作業機械等の整備について責任を有する者又は運転者は、建設作業機械等からの排出ガスの発生量及び温室効果ガスの排出の量を可能な限り減少させるよう努めなければならない。

（自動車製造者の開発努力義務）

第四十五条　自動車等を製造する者（以下「自動車製造者」という。）は、低公害・低燃費車の開発に努めなければならない。

（低公害・低燃費車の販売実績の報告）

第四十六条　知事は、過去に法第四条に基づく登録を受けていない自動車（以下「新車」という。）の販売を、都内において業とする者（以下「自動車販売者」という。）に対し、低公害・低燃費車のうち知事が別に定める自動車の販売実績について報告を求めることができる。

（自動車販売者による環境情報の説明義務）

第四十七条　自動車販売者は、特定自動車の運行に係る義務、低公害・

（環境情報の事項）

第十八条　条例第四十七条に規定する規則で定める事項は、次に掲げる

低燃費車の使用に係る義務その他この章に規定する義務の遵守に関し必要な事項及びその販売する新車の排出ガスの量、騒音の大きさ、燃費性能その他規則で定める事項（以下「環境情報」という。）を記載した書面等を、その販売事務所に備え置くとともに、新車を購入しようとする者に対してその書面を交付し、当該新車の環境情報について説明を行わなければならない。

事項とする。

一　燃料の種別

二　二酸化炭素の排出量

三　自動車用エアコンディショナーに冷媒として使用されている物質の種類、量及び地球温暖化係数

2　条例第四十七条の規定により書面等に記載し、及び新車の購入者に説明する排出ガスの量は、次に掲げる物質の量とする。

一　一酸化炭素

二　非メタン炭化水素

三　窒素酸化物

四　粒子状物質（軽油を燃料とする自動車及びガソリンを燃料とする吸蔵型窒素酸化物還元触媒を装着した直接噴射式の原動機を有する自動車に限る。）

五　ホルムアルデヒド（メタノールを燃料とする自動車に限る。）

3　条例第四十七条の規定により書面等に記載し、及び新車の購入者に説明する騒音の大きさは、加速走行騒音、定常走行騒音及び近接排気騒音の大きさとする。

4　条例第四十七条の規定により書面等に記載し、及び新車の購入者に説明する燃費性能並びに第二項に規定する排出ガスの量及び前項に規定する騒音の大きさの値にあっては次のいずれかの値と、第一項に規定する二酸化炭素の排出量にあっては告示で定める燃費性能から求める方法により算定した値とする。

一　道路運送車両法第七十五条の規定による型式の指定その他の新車時の検査を受けるために申請し、又は届け出た値

（勧告）

第四十八条　知事は、正当な理由なく、自動車販売者が前条の規定に違反していると認めるときは、当該自動車販売者に対して必要な措置を講ずることを勧告することができる。

（自動車整備事業者による整備結果の説明の努力義務）

第四十九条　自動車等の整備を業とする者（以下「自動車整備事業者」という。）は、自動車等の整備を行うときは、排出ガスを低減させるために当該自動車等に備えられた装置を点検し、その結果を当該自動車等の整備を依頼した者に対して説明するとともに、その適正な管理について必要な助言を行うよう努めなければならない。

（自動車等排出ガスの調査）

第五十条　知事は、環境への影響を把握するため、自動車等から発生する排出ガスの状況及び大気中の濃度について調査しなければならない。

（大気汚染地域の指定等）

第五十一条　知事は、自動車等から排出される排出ガスにより、常時著しい大気の汚染が発生している地域があるときは、当該地域を大気汚染地域として指定するとともに、道路の管理を行う者その他の関係者と協力して、当該地域の大気の汚染を解消するための計画を策定し、これに基づき必要な措置を講ずるものとする。

第三節　エコドライブ

二　低排出ガス車認定実施要領（平成十二年運輸省告示第百三号）第五条の規定による認定を受けるために申請した値

（エコドライブの努力義務）

第五十一条の二　自動車等を運転する者は、その自動車等から発生する排出ガス及び排出する温室効果ガスを最少限度にとどめるための適切な運転及び適正な管理（以下「エコドライブ」という。）を行うよう努めなければならない。

２　自動車等を事業の用に供する者は、その管理する自動車等の運転者に対して、エコドライブを行わせるために適切な措置を講じるよう努めなければならない。

（自動車等を運転する者の義務）

第五十二条　自動車等を運転する者は、自動車等を駐車し、又は停車するときは、当該自動車等の原動機の停止（以下「アイドリング・ストップ」という。）を行わなければならない。ただし、規則で定める場合はこの限りでない。

（事業者の義務）

（アイドリング・ストップの特例）

第十九条　条例第五十二条ただし書に規定する規則で定める場合は、次のとおりとする。

一　道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第七条の規定により信号機の表示する信号等に従って自動車等を停止する場合その他同法の規定により自動車等を停止する場合

二　交通の混雑その他の交通の状況により自動車等を停止する場合

三　人を乗せ、又は降ろすために自動車等を停車する場合

四　自動車の原動機を貨物の冷蔵等に用いる装置その他の附属装置（自動車の運転者室及び客室の冷房又は暖房を行うための装置を除く。）の動力として使用する場合

五　道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）第十三条第一項各号に規定する自動車が当該緊急用務に使用されている場合

六　前各号に掲げるもののほか、やむを得ないと認められる場合

第五十三条　自動車等を事業の用に供する者は、その管理する自動車等の運転者に対して、前条に規定する事項を遵守するよう適切な措置を講じなければならない。

（駐車場の設置者等の周知義務）

第五十四条　規則で定める規模以上の駐車場の設置者及び管理者は、当該駐車場を利用する者に対し、アイドリング・ストップを行うよう、必要な事項を表示したものの掲出等の方法により周知しなければならない。

（外部電源設備の設置努力義務）

第五十五条　冷蔵等の装置を有する貨物自動車の貨物の積卸しをする施設の設置者は、当該貨物自動車のアイドリング・ストップ時における冷蔵機能等を維持するための外部電源設備を設置するよう努めなければならない。

（勧告）

第五十六条　知事は、第五十二条から第五十四条までの規定に違反している者があると認めるときは、その者に対し、必要な措置をとることを勧告することができる。

第四節　燃料規制等

（温室効果ガスの排出の削減に寄与する燃料の開発等の努力義務）

第五十六条の二　自動車又は建設作業機械等に使用される燃料（以下この条において「自動車等燃料」という。）を製造する者は、適切な原料を使用し、かつ、温室効果ガスの排出の削減に寄与する自動車等燃料（以下「温暖化対策燃料」という。）の開発に努めるとともに、当

（駐車場の規模）

第二十条　条例第五十四条に規定する規則で定める規模は、自動車の収容能力が二十台であることとする。

該温暖化対策燃料を販売する者に対し、当該温暖化対策燃料について、温室効果ガスの削減効果等に関する情報を提供するよう努めなければならない。

２　温暖化対策燃料を販売する者は、当該温暖化対策燃料を購入しようとする者に対し、当該温暖化対策燃料について、温室効果ガスの削減効果等に関する情報を提供するよう努めなければならない。

３　自動車等燃料を使用する者は、温暖化対策燃料を使用するよう努めなければならない。

（粒子状物質等を増大させる燃料の使用禁止）

第五十七条　運行責任者及び建設作業機械等を事業の用に供する者は、その自動車又は建設作業機械等からの排出ガスに含まれる粒子状物質等の量を増大させる燃料として規則で定めるものを都内において自動車又は建設作業機械等の燃料に使用してはならない。

（粒子状物質等の量を増大させる燃料）

第二十一条　条例第五十七条に規定する規則で定める燃料は、次のとおりとする。

一　重油（日本工業規格Ｋ二二〇五に定める重油をいう。以下この条において同じ。）

二　重油を混和した燃料

三　前二号を除き、次に掲げる燃料の性状のいずれかが当該の値を満たさない燃料

ア　九十パーセント留出温度（日本工業規格Ｋ二二五四に定める方法で測定した燃料の性状をいう。）　摂氏三百六十度以下

イ　十パーセント残油の残留炭素分（日本工業規格Ｋ二二七〇に定める方法で測定した燃料の性状をいう。）　〇・一質量パーセント以下

ウ　セタン指数（日本工業規格Ｋ二二八〇に定める方法で算出した燃料の性状をいう。）　四十五以上

（使用禁止命令）

第五十八条　知事は、前条の規定に違反すると認めるときは、運行責任者又は建設作業機械等を事業の用に供する者に対して、当該燃料を自動車又は建設作業機械等の燃料として都内において使用しないことを命ずることができる。

（粒子状物質等を増大させる燃料の販売禁止）

第五十九条　建設作業機械等に使用される燃料を販売する者は、第五十七条に規定する燃料を、都内において建設作業機械等の燃料用として販売してはならない。

（販売禁止命令）

第六十条　知事は、前条の規定に違反すると認めるときは、当該燃料を建設作業機械等の燃料用として都内において販売しないことを命ずることができる。

（自動車用又は建設作業機械等用の燃料の検査）

第六十一条　知事は、必要があると認めるときは、関係職員に、検査の用に供するため、自動車若しくは建設作業機械等で使用されている燃料又は建設作業機械等用として販売の用に供されている燃料について必要最少限度の数量を無償で収去させることができる。

（自動車用又は建設作業機械等用の燃料の調査）

エ　いおう分（日本工業規格Ｋ二五四一―一、日本工業規格Ｋ二五四一―二、日本工業規格Ｋ二五四一―六又は日本工業規格Ｋ二五四一―七に定める方法で測定した燃料の性状をいう。）　〇・〇〇一質量パーセント以下

第六十二条　知事は、環境への影響を把握するため、自動車用又は建設作業機械等用の燃料の製造、販売又は使用の状況について調査しなければならない。

2　自動車又は建設作業機械等に使用される燃料を製造し、若しくは販売し、又は使用する者は、前項の規定に基づく調査に協力しなければならない。

第五節　自動車の騒音及び振動対策

（低騒音車等の使用努力義務）

第六十三条　自動車等を使用する者は、騒音の発生が相当程度少ない自動車等（以下「低騒音車」という。）又は騒音の発生がより少ない自動車等を使用するよう努めなければならない。

（自動車等を使用する者の努力義務）

第六十四条　自動車等を使用する者は、その自動車等を適正に整備し、及び適切に運転することにより、自動車等から発生する騒音及び振動を最小限度にとどめるよう努めなければならない。

（自動車製造者の開発努力義務）

第六十五条　自動車製造者は、低騒音車の開発に努めなければならない。

（自動車等を販売する者の努力義務）

第六十六条　自動車等の販売を業とする者は、低騒音車の普及又は利用の促進に努めるとともに、自動車等を購入しようとする者に対し、当該自動車等から発生する騒音を低減させるため、その適正な管理につ

いて必要な助言を行うよう努めなければならない。

（自動車整備事業者による整備結果の説明の努力義務）

第六十七条　自動車整備事業者は、自動車等の整備を行うときは、騒音を低減させるために当該自動車等に備えられた装置を点検し、その結果を当該自動車等の整備を依頼した者に対して説明するとともに、その適正な管理について必要な助言を行うよう努めなければならない。

第四章　工場公害対策等

第一節　工場及び指定作業場の規制

（規制基準の遵守等）

第六十八条　工場又は指定作業場を設置している者は、当該工場又は指定作業場から、規制基準（規制基準を定めていないものについては、人の健康又は生活環境に障害を及ぼすおそれのない程度）を超えるばい煙、粉じん、有害ガス、汚水、騒音、振動又は悪臭の発生（汚水については、地下への浸透を含む。第七十四条及び第九十五条を除き、以下同じ。）をさせてはならない。

２　前項の規制基準（東京都の区域に適用する大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）第四条第一項に規定する排出基準及び水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）第三条第三項に規定する排水基準で、工場又は指定作業場に係るものを含む。）は、別表第七に掲げるとおりとする。

（燃料の基準の遵守等）

第六十九条　工場又は指定作業場を設置している者は、いおう酸化物による大気の汚染が著しい地域として規則で定める地域において燃料

第四章　工場公害対策等

（燃料の基準）

第二十二条　条例第六十九条第一項に規定する規則で定める地域は、いおう酸化物による大気の汚染が著しい地域として知事が別に定める

を使用し、又は当該地域以外の地域において規則で定める量以上の燃料を使用するときは、規則で定める基準（いおうの燃料中における含有率をいう。）に適合する燃料を使用しなければならない。ただし、燃料を使用する者が基準に適合する燃料を取得することについて困難な事由がある場合として知事が認める場合は、この限りでない。

2　前項の規定により基準に適合する燃料を使用している者については、いおう酸化物に係る規制基準は適用しない。

（集じん装置の設置）

第七十条　工場又は指定作業場を設置している者で、規則で定めるばい煙を発生する施設（以下「ばい煙施設」という。）を設置しているものは、規則で定めるところにより、ばいじんを除去する装置（以下「集じん装置」という。）を設置しなければならない。

（粉じんを発生する施設の構造基準等）

第七十一条　工場又は指定作業場を設置している者は、規則で定める粉じんを発生する施設を設置するときは、当該施設の構造を規則で定める基準に適合させ、並びに当該施設の使用及び管理の方法につき規則で定める基準を遵守しなければならない。

（有害ガス取扱施設の構造基準等）

第七十二条　有害ガスを取り扱う工場又は指定作業場を設置している者は、規制基準を超える有害ガスの大気中への排出又は漏出を防止するため、有害ガス取扱施設（貯蔵施設を含む。）の構造を規則で定める基準に適合させ、並びに当該有害ガス取扱施設の使用及び管理の方

地域とする。

2　条例第六十九条第一項に規定する規則で定める量は、工場又は指定作業場における一日当たりの重油その他の石油系燃料の使用量が三百リットルであることとする。

3　条例第六十九条第一項に規定する前項に定める量以上の燃料に係る規則で定める基準は、別表第二に掲げるとおりとする。

（集じん装置の設置）

第二十三条　条例第七十条に規定する規則で定めるばい煙施設及び当該ばい煙施設に設置すべき集じん装置は、別表第三に掲げるとおりとする。

（粉じんを発生する施設の構造基準等）

第二十四条　条例第七十一条に規定する規則で定める粉じんを発生する施設並びに当該施設の構造並びに使用及び管理の方法の基準は、別表第四に掲げるとおりとする。

（有害ガス取扱施設の構造基準等）

第二十五条　条例第七十二条に規定する有害ガス取扱施設に係る規則で定める構造並びに使用及び管理の方法の基準は、別表第五に掲げるとおりとする。

法につき規則で定める基準を遵守しなければならない。

（炭化水素系物質の排出防止）

第七十三条　工場又は指定作業場を設置している者で、規則で定める炭化水素系物質を貯蔵する施設等を設置しているものは、貯蔵等に伴う当該物質の排出を防止するために必要な設備を設置しなければならない。

（汚水に係る有害物質除害設備の設置）

第七十四条　有害物質を取り扱う工場又は指定作業場（一日当たり通常百立方メートル以上の汚水を公共用水域に排出するものに限る。）を設置している者は、有害物質を取り扱う作業に伴い生じる汚水（以下「作業汚水」という。）と作業汚水以外の水との混合（作業汚水と他の作業汚水との混合を含む。）をして、公共用水域に排出するときは、混合する前の作業汚水につき、当該作業汚水に含まれる有害物質の量が規則で定める基準を超えないようにするために必要な設備を設置しなければならない。ただし、混合した後の汚水につき、設備を設置することが適当な場合として知事が認める場合は、この限りでない。

（有害物質取扱施設の地下浸透防止の構造基準等）

第七十五条　有害物質を取り扱う工場又は指定作業場を設置している者は、規制基準を超える汚水に含まれる有害物質の地下への浸透を防止するため、有害物質取扱施設の構造を規則で定める基準に適合させ、並びに当該有害物質取扱施設の使用及び管理の方法につき規則で定める基準を遵守しなければならない。

（地下水の揚水施設の構造基準及び揚水量の制限）

（炭化水素系物質を貯蔵する施設等）

第二十六条　条例第七十三条に規定する規則で定める炭化水素系物質を貯蔵する施設等及び当該施設に設置する炭化水素系物質の排出防止設備等は、別表第六に掲げるとおりとする。

（作業汚水に含まれる有害物質の量の基準）

第二十七条　条例第七十四条に規定する規則で定める基準は、作業汚水一リットル当たりの有害物質の量をミリグラムで表した値について、条例別表第七　四の部㈠の表の公共用水域に排出される汚水に適用される規制基準のうち当該工場又は指定作業場に適用される当該有害物質の規制基準の値とする。

（有害物質取扱施設の地下浸透防止の構造基準等）

第二十八条　条例第七十五条に規定する有害物質取扱施設に係る規則で定める構造並びに使用及び管理の方法の基準は、別表第七に掲げるとおりとする。

（地下水の揚水施設の構造基準及び揚水量の制限）

第七十六条　地盤沈下の防止の対策が必要な地域として規則で定める地域内において、工場又は指定作業場を設置している者は、地下水の利用を目的として、地下水を揚水するための揚水施設（動力を用いて地下水を揚水するための施設であって規則で定める規模以上の施設に限る。以下同じ。）を設置するときは、当該工場又は指定作業場内にある揚水施設の揚水機の吐出口の断面積（当該工場又は指定作業場内にある揚水施設の揚水機の吐出口が二以上となるときは、すべての吐出口の断面積の合計。以下この条において同じ。）の上限を二十一平方センチメートルとし、揚水機の吐出口の断面積が六平方センチメートルを超える場合はストレーナーの位置を、揚水機の吐出口の断面積が六平方センチメートル以下の場合は揚水機の出力を規則で定める基準に適合させなければならない。

2　前項に規定する揚水施設のうち揚水機の吐出口の断面積が六平方センチメートル以下の揚水施設で、地下水を揚水する者は、規則で定める揚水量を超えて地下水を揚水してはならない。

3　次に掲げる揚水施設については、前二項の規定は、適用しない。

一　工業用水法（昭和三十一年法律第百四十六号）第三条第一項に規定する政令で定める地域において同項の規定による許可の対象となる井戸及び建築物用地下水の採取の規制に関する法律（昭和三十七年法律第百号）第四条第一項に規定する政令で指定された地域において同項の規定による許可の対象となる揚水設備

二　温泉法（昭和二十三年法律第百二十五号）第十一条第一項の規定による許可の対象となる動力装置を有する揚水施設

第二十九条　条例第七十六条第一項及び第百三十四条第一項に規定する規則で定める地域及び規則で定める基準は、別表第八の上欄に掲げる地域の区分及び中欄に掲げる吐出口の断面積による区分に応じ、下欄に掲げる構造基準とする。

2　条例第七十六条第一項、第九十七条、第百一条、第百三十五条、第百四十一条第二項及び第百四十五条に規定する規則で定める規模以上の揚水施設は、揚水機の出力が三百ワットを超える揚水施設とする。

3　条例第七十六条第二項及び第百三十四条第二項に規定する規則で定める揚水量は、一日当たりの揚水量が、最大で二十立方メートル以下であり、かつ、月平均で十立方メートル以下であることとする。

三　水道法（昭和三十二年法律第百七十七号）第六条第一項の規定に基づき水道事業経営の認可を受けた者が設置する揚水施設

四　公衆浴場（公衆浴場法（昭和二十三年法律第百三十九号）第一条第一項に規定する公衆浴場をいう。以下同じ。）で、浴室の床面積の合計が百五十平方メートル以下のものに設置される公衆浴場の用に供する揚水施設

五　河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）が適用され、又は準用される河川の河川区域内の地下水の揚水施設

六　非常災害用等公益上必要と知事が認める揚水施設

七　地下水に代えて他の水源を確保することが困難であると知事が認める場合に設置する揚水施設

（へい等の設置）

第七十七条　工場又は指定作業場においては、第六十八条第一項に規定する規制基準が適用されない一時的な作業等に伴って発生する騒音、振動又は粉じんを防止するために必要なへいその他の設備を設けなければならない。

（位置の制限）

第七十八条　別表第八に掲げる工場は、学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校をいう。以下同じ。）（幼稚園並びに建築基準法第四十八条第十一項ただし書及び同条第十二項ただし書の規定により特定行政庁が許可した学校を除く。以下この条において同じ。）又は病院（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院をいう。以下同じ。）（建築基準法第四十

八条第十一項ただし書及び同条第十二項ただし書の規定により特定行政庁が許可した病院を除く。以下この条において同じ。）の敷地の周囲百メートルの区域内に設置してはならない。ただし、学校若しくは病院が工場の設置後に設置されたとき、又は周囲の状況等から知事が支障がないと認めるときは、この限りでない。

（自動車の出入口の制限）

第七十九条　次に掲げる工場又は指定作業場の自動車の出入口は、幅員十二メートル以上の道路に接しなければならない。ただし、周囲の状況等から知事が支障がないと認めるときは、この限りでない。

一　レディミクストコンクリート工場

二　アスファルトコンクリート工場

三　ガソリンスタンド（危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）第三条第一号に規定する給油取扱所をいう。以下同じ。）であって、石油類の貯蔵能力が五万リットル以上のもの

四　液化石油ガススタンド（液化石油ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十二号）第二条第一項第二十号に規定する設備を有する事業所をいう。以下同じ。）であって、液化石油ガスの貯蔵能力が三十五トン以上のもの

五　材料置場（建設工場の用に供する土砂、石材、木材、鉄材等及び建設工事により生じた残土を置くために継続的に使用する場所（工場又は建設工事現場内のものを除く。）をいう。以下同じ。）で、面積が千平方メートル以上のもの

六　自動車ターミナル（自動車ターミナル法（昭和三十四年法律第百

三十六号）第二条第四項に規定する自動車ターミナル（貨物の積卸しのためのものに限る。）をいう。以下同じ。）

（屋外作業の制限）

第八十条　工場においては、作業の性質上やむを得ない場合を除き、屋外で騒音、振動又は粉じんを発生させる作業をしてはならない。

（工場の設置の認可）

第八十一条　工場を設置しようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、知事の認可を受けなければならない。

2　前項の規定による認可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

一　氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

二　工場の名称及び所在地

三　業種並びに作業の種類及び方法

四　建物及び施設の構造及び配置

五　ばい煙、粉じん、有害ガス、汚水、騒音、振動又は悪臭の防止の方法

六　自動車の出入口が接する道路の幅員

七　前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

3　知事は、前項の規定による申請書の提出があった場合において、当

（工場の設置の認可及び変更の認可の申請）

第三十条　条例第八十一条第一項又は第八十二条第一項の規定による認可を受けようとする者は、別記第七号様式による工場設置（変更）認可申請書に、近隣の建物の用途、構造及び配置並びに道路の状況等を明らかにした図面を添えて提出しなければならない。

（工場の設置の認可等の通知）

該申請に係る工場から発生するばい煙、粉じん、有害ガス、汚水、騒音、振動及び悪臭が第六十八条第一項に規定する規制基準を超えず、当該工場において使用される燃料及び当該工場に設置される施設が第六十九条第一項に規定する基準及び第七十条から第七十七条までの規定に適合し、当該工場の位置が第七十八条の規定に違反せず、並びに当該工場の自動車の出入口が第七十九条の規定に適合するときは、第一項の認可をしなければならない。

4　知事は、第一項の規定による認可をするに当たっては、公害の防止のため必要な限度において、条件を付することができる。

（工場の変更の認可）

第八十二条　既に設置している工場に係る前条第二項第三号から第五号までに掲げる事項を変更しようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、知事の認可を受けなければならない。ただし、軽微な変更であって規則で定めるものについては、この限りでない。

第三十一条　知事は、条例第八十一条第二項（条例第八十二条第二項において準用する場合を含む。）に規定する申請書を受理したときは、受理した日から起算して六十日以内に、申請者に対し条例第八十一条第一項又は第八十二条第一項に規定する認可をし、又は認可をしない旨の通知をするものとする。ただし、当該申請に係る工場の施設が特殊であることその他の特別の理由により六十日以内に認可をし、又は認可をしない旨の通知をすることができないときは、その理由を付して、当該申請者にその旨及び認可をし、又は認可をしない旨の通知をする期限を通知するものとする。

2　前項に規定する認可をする旨の通知は、条例第八十一条第四項に規定する条件を付さない場合にあっては別記第八号様式の甲による工場設置（変更）認可書に、同項に規定する条件を付す場合にあっては別記第八号様式の乙による工場設置（変更）認可書に、工場設置（変更）認可申請書の写しを添えてしなければならない。

（軽微な変更）

第三十二条　条例第八十二条第一項ただし書に規定する規則で定める軽微な変更は、次の各号に掲げる変更であって、ばい煙、粉じん、有害ガス、汚水、騒音若しくは振動の増加又は水質若しくは悪臭の変化を伴わないものとする。

一　原動機の出力の増加を伴わない作業の方法の変更

二　同一作業場内における施設の配置の変更

２　前条第二項から第四項までの規定は、前項の規定による認可について準用する。

（手数料）

第八十三条　第八十一条第一項又は前条第一項の規定による認可を申請しようとする者は、次の各号の区分による手数料を納付しなければならない。

一　工場の設置の場合　一件につき二万二百円の範囲内で規則で定める額

二　工場の変更の場合　一件につき七千六百円

２　知事は、工場の設置又は変更が公害の防止を目的とするものであるときその他特別の理由があると認めるときは、前項の手数料を減額し、又は免除することができる。

（完成届、認定及び使用開始の制限）

第八十四条　第八十一条第一項又は第八十二条第一項の規定による認

三　ばい煙、粉じん、有害ガス、汚水、騒音、振動又は悪臭の防止の方法の変更

（工場認可手数料）

第三十三条　条例第八十三条第一項第一号に規定する規則で定める額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

一　工場の作業場の床面積の合計が五百平方メートル以下のもの　八千七百円

二　工場の作業場の床面積の合計が五百平方メートルを超え千平方メートル以下のもの　一万四千二百円

三　工場の作業場の床面積の合計が千平方メートルを超えるもの　二万二百円

（完成届）

第三十四条　条例第八十四条第一項の規定による届出は、別記第九号様

可を受けた者は、当該認可に係る工場の設置又は変更（工事を伴うものに限る。）の工事が完成したときは、その日から十五日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

2　知事は、前項の規定による届出があった場合においては、当該届出に係る工場が認可の内容及び条件に適合しているかどうかについて検査し、その検査の結果適合していると認めるときは、その旨を認定しなければならない。

3　第八十一条第一項又は第八十二条第一項の規定による認可を受けた者は、第一項の規定による届出をする必要がある場合は、前項の規定による知事の認定を受けた後でなければ、当該届出に係る工場又は工場の変更部分の使用を開始してはならない。

（表示板の掲出）

第八十五条　第八十一条第一項の規定による認可を受けた者は、規則で定めるところにより、氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）、工場の名称、認可年月日、公害の防止に関する遵守事項その他知事が必要と認める事項を記載した表示板を、当該工場の公衆の見やすい場所に掲出しておかなければならない。

（現況届）

第八十六条　別表第八に掲げる工場を設置している者は、第八十一条第一項の規定による認可又は第八十二条第一項の規定による直近の認可を受けた日から起算して三年を経過するごとに当該経過した日から

式による工事完成届出書によらなければならない。

（認定等の通知）

第三十五条　知事は、条例第八十四条第一項の規定による届出を受理したときは、受理した日から起算して十日以内に、同条第二項の規定に基づき認定し、又は認定しない旨の通知をするものとする。

2　前項に規定する認定する旨の通知は、別記第十号様式による認定書により行う。

（表示板の掲出）

第三十六条　条例第八十五条の規定による表示板の掲出は、別記第十一号様式による表示によらなければならない。

2　条例第八十一条第一項の規定による認可を受けた者は、前項の表示板の記載事項を変更しなければならない事由が生じたときは、速やかに当該記載事項を変更しなければならない。

（工場現況届）

第三十七条　条例第八十六条の規定による届出は、別記第十二号様式による工場現況届出書によらなければならない。

ら三十日以内に、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

一　氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

二　工場の名称及び所在地

三　建物及び施設の状況

四　ばい煙、粉じん、有害ガス、汚水、騒音、振動又は悪臭の発生状況及びその防止の方法

五　前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

（変更届及び廃止届）

第八十七条　第八十一条第一項の規定による認可を受けた者は、当該認可に係る同条第二項第一号若しくは第二号に掲げる事項に変更があったとき、又は当該認可に係る工場を廃止したときは、その日から三十日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

（承継）

第八十八条　第八十一条第一項の規定による認可を受けた者から当該認可に係る工場を譲り受け、又は借り受けた者は、当該工場に係る当該認可を受けた者の地位を承継する。

2　第八十一条第一項の規定による認可を受けた者について相続、合併

（工場及び指定作業場の氏名等変更届）

第三十八条　条例第八十七条（条例第九十三条第一項において準用する場合を含む。）の規定による変更の届出は、別記第十三号様式による工場（指定作業場）氏名等変更届出書によらなければならない。

（工場及び指定作業場の廃止届）

第三十九条　条例第八十七条（条例第九十三条第一項において準用する場合を含む。）の規定による廃止の届出は、別記第十四号様式による工場（指定作業場）廃止届出書によらなければならない。

又は分割（当該認可に係る工場を承継させるものに限る。）があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該工場を承継した法人は、当該認可を受けた者の地位を承継する。

3　前二項の規定により第八十一条第一項の規定による認可を受けた者の地位を承継した者は、その日から三十日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

（指定作業場の設置の届出）

第八十九条　指定作業場を設置しようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

一　氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

二　指定作業場の名称及び所在地

三　指定作業場の種類及び作業の方法

四　建物又は施設の構造又は配置

五　ばい煙、粉じん、有害ガス、汚水、騒音、振動又は悪臭の防止の方法

六　自動車の出入口が接する道路の幅員

（工場及び指定作業場の承継届）

第四十条　条例第八十八条第三項（条例第九十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定による届出は、別記第十五号様式による工場（指定作業場）承継届出書に、承継の事実を証明する書類を添えて行わなければならない。

（指定作業場の設置届及び変更届）

第四十一条　条例第八十九条又は第九十条の規定による届出は、別記第十六号様式による指定作業場設置（変更）届出書に、近隣の建物の用途、構造及び配置並びに道路の状況等を明らかにした図面を添えて行わなければならない。

七　前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

（指定作業場の変更の届出）

第九十条　既に設置している指定作業場に係る前条第三号から第五号までに掲げる事項を変更しようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

（計画変更命令）

第九十一条　知事は、前二条の規定による届出があった場合において、当該届出に係る指定作業場が次の各号のいずれかに該当するおそれがあると認めるときは、当該届出を受理した日から三十日（次条第二項の規定により同条第一項の期間を短縮したときは当該短縮期間）以内に限り、当該届出をした者に対し、当該届出に係る指定作業場におけるばい煙、粉じん、有害ガス、汚水、騒音、振動若しくは悪臭の防止の方法、地下水の揚水の方法、建物若しくは施設の構造若しくは配置、自動車の出入口の位置、作業の方法若しくは燃料の質に関する計画の変更又は当該指定作業場の設置若しくは変更に関する計画の廃止を命ずることができる。

一　ばい煙、粉じん、有害ガス、汚水、騒音、振動又は悪臭が第六十八条第一項に規定する規制基準を超えるとき。

二　使用する燃料が第六十九条第一項に規定する基準に適合しないとき。

三　第七十条に規定する集じん装置を設置しないとき。

四　第七十一条に規定する基準に適合しない粉じんを発生する施設を設置するとき。

五　有害ガス取扱施設の構造が第七十二条に規定する基準に違反するとき。
六　第七十三条に規定する炭化水素系物質の排出防止の設備を設置しないとき。
七　第七十四条に規定する汚水に係る有害物質除害設備を設置しないとき。
八　有害物質取扱施設の構造が第七十五条に規定する基準に違反するとき。
九　地下水の揚水施設の構造等が第七十六条第一項に規定する基準に違反するとき。
十　第七十七条に規定するへいその他の必要な設備を設けないとき。
十一　自動車の出入口が第七十九条の規定に違反するとき。

（実施の制限）

第九十二条　第八十九条又は第九十条の規定による届出をした者は、当該届出が受理された日から三十日を経過した後でなければ、当該届出に係る指定作業場を設置し、又は当該届出に係る事項を変更してはならない。

2　知事は、第八十九条又は第九十条の規定による届出に係る事項の内容が相当であると認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。

（準用規定）

第九十三条　第八十七条の規定は、第八十九条の規定による届出をした

（実施制限期間の短縮の通知）

第四十二条　条例第九十二条第二項の規定による期間の短縮の通知は、別記第十七号様式による実施制限期間短縮通知書によって行う。

者について準用する。この場合において、第八十七条中「当該認可に係る同条第二項第一号若しくは第二号に掲げる事項」とあるのは「当該届出に係る第八十九条第一号若しくは第二号に掲げる事項」と、「当該認可に係る工場」とあるのは「当該届出に係る指定作業場」と読み替えるものとする。

2　第八十八条の規定は、第八十九条の規定による届出をした者から当該届出に係る指定作業場を譲り受け、若しくは借り受け、又は相続、合併若しくは分割により取得した者について準用する。

（ばい煙濃度の測定等）

第九十四条　工場又は指定作業場を設置している者で、当該工場又は指定作業場のばい煙施設からばい煙を大気中に排出するものは、規則で定めるところにより当該ばい煙施設から排出するばい煙の濃度を測定し、その結果を記録しておかなければならない。

（ばい煙濃度の測定等）

第四十三条　条例第九十四条の規定によるばい煙濃度の測定及びその結果の記録は、次に定めるところにより行うものとする。

一　ばいじん濃度の測定は、条例別表第七　一の部㈠の款の付表第一　十二の項第一欄に掲げる廃棄物焼却炉について、同部㈡の款アの項㈦の表の備考に掲げる測定方法により、次に掲げる区分に応じて、当該回数行うものとする。

ア　焼却能力が一時間当たり四千キログラム以上の廃棄物焼却炉　二月を超えない作業期間ごとに一回以上

イ　火格子面積が二平方メートル以上の廃棄物焼却炉（アに掲げるものを除く。）及び焼却能力が一時間当たり二百キログラム以上四千キログラム未満の廃棄物焼却炉　年二回以上（一年間につき継続して休止する期間が六月以上の廃棄物焼却炉にあっては、年一回以上）

ウ　ア又はイに掲げる廃棄物焼却炉に該当しないもの　年一回以

（水質の測定等）

第九十五条　工場又は指定作業場を設置している者で、当該工場又は指定作業場から汚水を公共用水域に排出するものは、規則で定めるところにより、当該工場又は指定作業場から排出する汚水の水質について測定し、その結果を記録しておかなければならない。

上

二　窒素酸化物濃度の測定は、条例別表第七　一の部㈢の款の表第一欄施設の種類に掲げるボイラー、ガスタービン、ディーゼル機関、ガス機関及びガソリン機関（以下「ボイラー等」という。）について、同表の備考に掲げる測定方法により、次に掲げる区分に応じて、当該回数行うものとする。

ア　ボイラー等において発生し、排出口から大気中に排出される排出ガス量が毎時四万立方メートル以上のボイラー等　二月を超えない作業期間ごとに一回以上

イ　アに掲げるボイラー等に該当しないもの　年二回以上（一年間につき継続して休止する期間が六月以上のボイラー等にあっては、年一回以上）

三　前二号の測定の結果の記録は、三年間保存するものとする。

2　大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）第十六条の規定により行った測定及び記録は、前項の規定による測定及び記録を行ったものとみなす。

（水質の測定等）

第四十四条　条例第九十五条の規定による汚水の水質の測定及び結果の記録は、次に定めるところにより行うものとする。

一　汚水の水質の測定は、工場又は指定作業場から排出する汚水に係る規制基準に定められた項目について、条例別表第七　四の部㈠の款の表の備考、同部㈡の款アの項の表の備考及び同部㈢の款アの項の表の備考に掲げる検定方法により、年一回以上行うものとす

（測定の指示）

第九十六条　知事は、前二条の規定によるほか、環境の保全上必要があると認めるときは、工場又は指定作業場を設置している者に対し、当該工場又は指定作業場から発生するおそれのあるばい煙、粉じん、有害ガス、汚水、騒音、振動又は悪臭について測定を指示し、その結果を報告するよう求めることができる。

（揚水量の測定等）

第九十七条　都内（島しょ地域に存する町村の区域を除く。第百三十五条において同じ。）において工場又は指定作業場を設置している者は、規則で定める規模以上の揚水施設により地下水を揚水するときは、規則で定めるところにより、水量測定器を設置し、地下水の揚水量を記録し、及び知事に報告しなければならない。ただし、工事等に伴う一時的な揚水であると知事が認める場合は、この限りでない。

（事故届等）

る。

二　前号の測定の結果の記録は、三年間保存するものとする。

2　水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）第十四条第一項の規定により行った測定及び記録は、前項の規定による測定及び記録を行ったものとみなす。

（揚水量の測定等）

第四十五条　条例第九十七条及び第百三十五条の規定により設置すべき水量測定器は、羽根車式、電磁式、差圧式若しくは渦流式の水量測定器又は知事がこれらと同等以上の能力を有すると認める水量測定器のうち、揚水施設の構造、水量、水圧等に応じてもっとも適切なものとする。

2　条例第九十七条及び第百三十五条の規定による地下水の揚水量の記録は、揚水を行った日ごとに行うものとする。

3　条例第九十七条及び第百三十五条の規定による地下水の揚水量の記録の報告は、毎年一回、別記第十八号様式による地下水揚水量報告書によらなければならない。

（事故届等）

第九十八条　工場又は指定作業場を設置している者は、事故により当該工場又は指定作業場から人の健康又は生活環境に障害を及ぼし、又は及ぼすおそれのあるばい煙、粉じん、有害ガス、汚水、騒音、振動又は悪臭を発生させた場合は、直ちに応急の措置を講ずるとともに、事故の状況及び講じた措置の概要を知事に通報し、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

一　氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

二　工場の名称及び所在地

三　被害の発生年月日

四　被害者の氏名及び住所

五　被害の内容及び原因並びに被害の防止の措置

六　前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

2　前項の規定による届出をした者は、同項の事故の発生の日から三十日以内に、同項の事態の再発防止のための措置に関する計画を知事に提出しなければならない。

3　前項の規定により計画を提出した者は、当該計画に係る措置を完了したときは、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

4　知事は、第一項に規定する場合において、工場又は指定作業場を設置している者が同項の応急の措置を講じていないと認めるときは、これらの者に対し、応急の措置を講ずることを命ずることができる。

（ばい煙等の減少計画）

第四十六条　条例第九十八条第一項の規定による届出は、別記第十九号様式による工場（指定作業場）事故届出書によらなければならない。

2　条例第九十八条第二項の規定による計画の提出は、別記第二十号様式による事故再発防止措置計画書によらなければならない。

3　条例第九十八条第三項の規定による届出は、別記第二十一号様式による事故再発防止措置完了届出書によらなければならない。

（ばい煙等の減少計画書）

第九十九条　知事は、必要があると認めるときは、工場を設置している者に対し、規則で定めるところにより、ばい煙、粉じん、有害ガス、汚水、騒音、振動又は悪臭の減少のための措置に関する計画の提出を求めることができる。

（改善勧告）

第百条　知事は、工場又は指定作業場から発生する騒音、振動又は悪臭が第六十八条第一項に規定する規制基準を超え、かつ、当該工場又は指定作業場の周辺の生活環境に支障を及ぼしていると認めるときは、当該工場又は指定作業場を設置している者に対し、期限を定めて、生活環境に及ぼす支障を解消するために必要な限度において、騒音、振動及び悪臭の防止方法を改善し、又は施設の使用方法若しくは配置を変更することを勧告することができる。

（地下水使用合理化のための施設の改善勧告等）

第百一条　知事は、揚水施設（工場又は指定作業場以外において設置されているものを含む。）で規則で定める規模以上のものを設置している者が、地下水の揚水の目的、代替水の供給の状況等により、地下水の使用を合理化し、若しくは地下水の揚水に代えて工業用水道若しくは水道により水の供給を受けることが適当であると認めるとき、又は雨水を利用することが適当であると認めるときは、当該揚水施設を設置している者に対し、施設等を改善し、地下水の揚水を代替水に転換することを勧告することができる。

（改善命令等）

第百二条　知事は、工場又は指定作業場が次の各号のいずれかに該当す

第四十七条　条例第九十九条の規定による計画の提出は、別記第二十二号様式によるばい煙等の減少計画書によらなければならない。

ると認めるときは、当該工場又は指定作業場を設置している者に対し、期限を定めて、当該工場又は指定作業場におけるばい煙、粉じん、有害ガス、汚水、騒音、振動若しくは悪臭の防止の方法、地下水の揚水の方法、建物若しくは施設の構造若しくは配置、自動車の出入口の位置若しくは出入方法、作業の方法又は燃料の質の改善を命ずることができる。

一　第六十八条第一項に規定する規制基準を超えるばい煙、粉じん、有害ガス又は汚水を発生させているとき。

二　第六十九条第一項に規定する基準に適合しない燃料を使用しているとき。

三　第七十条に規定する集じん装置を設置していないとき。

四　第七十一条に規定する基準に適合しない粉じんを発生する施設を設置し、又は同条に規定する基準に違反して当該施設を使用し、若しくは管理しているとき。

五　第七十二条に規定する基準に適合しない有害ガス取扱施設を設置し、又は同条に規定する基準に違反して当該施設を使用し、若しくは管理しているとき。

六　第七十三条に規定する炭化水素系物質の排出防止の設備を設置していないとき。

七　第七十四条に規定する汚水に係る有害物質除害設備を設置していないとき。

八　第七十五条に規定する基準に適合しない有害物質取扱施設を設置し、又は同条に規定する基準に違反して当該施設を使用し、若し

くは管理しているとき。

九　第七十六条第一項に規定する基準に適合しない揚水施設により地下水を揚水しているとき、又は同条第二項に規定する基準を超える地下水量を揚水しているとき。

十　第七十七条に規定するへいその他の必要な設備を設けていないとき。

十一　工場の位置が第七十八条の規定に違反しているとき。

十二　自動車の出入口が第七十九条の規定に違反しているとき。

十三　第八十条の規定に違反して屋外作業をしているとき。

十四　第八十一条第四項（第八十二条第二項の規定により準用する場合を含む。）の規定による条件に違反しているとき。

十五　騒音、振動及び悪臭について、第百条の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないとき。

2　知事は、前項の改善命令によっては同項各号に掲げる違反を直ちに改善させることができないと認めるときは、同項の規定により改善命令を行うほか、当該工場又は指定作業場における作業の一時停止を命ずることができる。

（認可の取消し等）

第百三条　知事は、前条第一項の規定による命令を受けた者で工場を設置しているものが当該命令に従わないとき、又は工場を設置している者が第八十二条第一項の規定による認可を受けないで当該工場に係る第八十一条第二項第三号から第五号までに掲げる事項を変更した

ときは、当該工場の設置の認可を取り消し、又は当該工場における作業の一時停止を命ずることができる。

2　知事は、第八十一条第一項の規定による認可を受けないで工場を設置している者又は前項の規定により工場の設置の認可を取り消された者に対し、当該工場の移転又は操業の停止を命ずることができる。

（工業用水等の供給停止の要請）

第百四条　知事は、前条の規定による命令その他の処分に従わないで操業する工場から発生するばい煙、粉じん、有害ガス、汚水、騒音、振動又は悪臭が著しく人の健康又は生活環境に障害を及ぼし、かつ、他の手段によっては当該工場の操業を停止させることが困難であると認めるときは、工業用水道事業者（工業用水道事業法（昭和三十三年法律第八十四号）第二条第五項に規定する工業用水道事業者をいう。）、水道事業者（水道法第三条第五項に規定する水道事業者をいう。）等に対し、当該工場に供給する工業用水、業務用の水道水等の全部又は一部の供給を停止することを要請するものとする。

2　知事は、前項の規定による要請を行うに当たっては、当該要請が公害の防止のためにやむを得ないものに限るとともに、工場を設置している者等の日常生活に著しい支障とならないよう配慮しなければならない。

（公害防止管理者の設置及び届出）

第百五条　規則で定める規模以上の工場を設置している者は、公害防止管理者を選任し、作業の方法、施設の維持等について当該工場から公害を発生させないよう監督を行わせなければならない。

（公害防止管理者を選任すべき工場等）

第四十八条　条例第百五条第一項に規定する規則で定める工場は、別表第九に掲げるとおりとする。

2　条例第百五条第一項に規定する公害防止管理者の職務は、次のとお

2　前項に規定する工場を設置している者は、同項の公害防止管理者を選任したときは、規則で定めるところにより、速やかに、その旨を知事に届け出なければならない。同項の公害防止管理者を解任したときも、同様とする。

（公害防止管理者の資格等）

第百六条　前条第一項の公害防止管理者は、規則に定める工場の区分に従い、規則で定める講習を修了した者又は知事が規則で定めるところによりこれらと同等の知識及び技能を有すると認めた者で、規則で定める事項について知事の登録を受けたもののうちから選任しなければならない。

りとする。

一　当該工場を設置している者に対し、条例の規定を誠実に遵守するよう助言し、及び作業の方法、施設の維持等の技術的事項について、当該工場から公害を発生させないよう監督を行うこと。

二　当該工場の付近の住民に対し、当該工場の公害の防止方法等について周知させること。

3　条例第百五条第二項の規定による届出は、別記第二十三号様式による東京都公害防止管理者選任（解任）届出書によらなければならない。

（公害防止管理者の登録事項等）

第四十九条　条例第百六条に規定する規則に定める工場の区分に従い選任する公害防止管理者は、別表第九の上欄に掲げる工場の区分に応じ、当該下欄に掲げる公害防止管理者とする。

2　条例第百六条に規定する規則で定める講習を修了した者又は知事がこれらと同等の知識及び技能を有すると認める者は、別表第十に掲げる者とする。

3　条例第百六条に規定する規則で定める登録に係る事項は、氏名、生年月日その他知事が必要と認める事項とする。

4　条例第百六条の規定による登録の申請は別記第二十四号様式による東京都公害防止管理者登録証交付申請書により、同条により登録した事項の変更の申請は別記第二十五号様式による東京都公害防止管理者登録証変更申請書により行わなければならない。

（受講手数料等）

第百七条　前条に規定する講習又は登録を受けようとする者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる額の範囲内で規則で定める額の手数料を納付しなければならない。

一　講習　八千二百円

二　登録　千四百円

第二節　化学物質の適正管理

（化学物質の適正管理）

第百八条　知事は、放射性物質を除く元素及び化合物（以下「化学物質」という。）を取り扱う事業者による化学物質の管理の適正化、環境への排出の抑制、有害性の少ない代替物質への転換及び事故の防止（以下「化学物質の適正管理」という。）等の確保を図るため、当該事業者が化学物質を適正に管理するために行うべき措置等を示した指針（以下「化学物質適正管理指針」という。）を定め、公表するものとする。

5　知事は、前項に規定する登録が行われた場合は、別記第二十六号様式による東京都公害防止管理者登録証を交付するものとする。

6　前項の規定により交付された登録証を汚し、損じ、又は失った者は、別記第二十七号様式による東京都公害防止管理者登録証再交付申請書により登録証の再交付を申請することができる。

（受講手数料等）

第五十条　条例第百七条に規定する規則で定める額は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

一　一種公害防止管理者講習　八千二百円

二　二種公害防止管理者講習　五千七百円

三　登録　千四百円

四　変更登録　六百円

五　登録証再交付　六百円

２　化学物質を取り扱う事業者は、化学物質適正管理指針に基づき、その事業所における化学物質の使用量、製造量、製品としての出荷量並びに特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成十一年法律第八十六号）第五条第一項に規定する排出量及び移動量（以下「使用量等」という。）を把握するとともに、化学物質の適正な管理に努めなければならない。

（化学物質に関する情報提供等）

第百九条　知事は、化学物質の性状、取扱方法、代替物質等に関する情報を収集し、その提供に努めなければならない。

２　化学物質を製造し、又は販売する者は、前項の情報を有するときは、その提供に努めるとともに、環境の保全上支障を及ぼすことの少ない化学物質の開発及びその利用の促進に努めなければならない。

（適正管理化学物質の使用量等の報告）

第百十条　工場及び指定作業場を設置している者で、規則で定める量以上の適正管理化学物質（性状及び使用状況等から特に適正な管理が必要とされる化学物質として規則で定めるものをいう。以下同じ。）を取り扱うもの（以下「適正管理化学物質取扱事業者」という。）は、事業所ごとに、毎年度、その前年度の当該適正管理化学物質ごとの使用量等の把握を行い、規則で定めるところにより知事に報告しなければならない。

（適正管理化学物質の使用量等の報告）

第五十一条　条例第百十条第一項に規定する規則で定める量は、事業所ごとの年度に取り扱ういずれかの適正管理化学物質の量が百キログラムとする。

２　条例第百十条第一項に規定する規則で定める特に適正な管理が必要とされる適正管理化学物質は、別表第十一に掲げる化学物質とする。

３　条例第百十条第一項の規定による報告は、毎年六月末日までに、その前年度に取り扱った量が百キログラム以上である適正管理化学物質について、別記第二十八号様式による適正管理化学物質の使用量等報告書により行わなければならない。

２　前項の場合において、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律第五条第二項の規定により、主務大臣に排出量等の届出を行った者は、その届出を行った事項については、当該届出を行った年度における前項の報告を要しない。

（化学物質管理方法書の作成等）

第百十一条　適正管理化学物質取扱事業者は、化学物質適正管理指針に基づき、事業所ごとに化学物質を適正に管理するための方法書（以下「化学物質管理方法書」という。）を作成しなければならない。

２　適正管理化学物質取扱事業者のうち規則で定める規模以上の事業所を設置するものは、事業所ごとに化学物質管理方法書を作成し、又は変更したときは、規則で定めるところにより、遅滞なく知事に提出しなければならない。

（化学物質の適正な管理の指導等）

第百十二条　知事は、化学物質の適正管理の確保を図るため、第百十条第一項に基づく適正管理化学物質の使用量等の報告及び化学物質管理方法書の作成に関し、当該適正管理化学物質取扱事業者に対し、必要に応じ指導及び助言を行うものとする。

第三節　土壌及び地下水の汚染の防止

（土壌汚染対策指針の作成等）

第百十三条　知事は、有害物質に汚染された土壌からの有害物質の大気

（化学物質管理方法書の提出）

第五十二条　条例第百十一条第二項に規定する規則で定める規模は、従業員の数が二十一人で、かつ、年度に取り扱ういずれかの適正管理化学物質の量が百キログラムであることとする。

２　条例第百十一条第二項に規定する化学物質管理方法書の提出は、別記第二十九号様式による化学物質管理方法書によらなければならない。

中への飛散又は土壌汚染に起因する地下水の汚染が、人の健康に支障を及ぼすことを防止するため、土壌汚染の調査及び対策に係る方法等を示した指針（以下「土壌汚染対策指針」という。）を定め、公表するものとする。

（汚染土壌の処理に関する命令）

第百十四条　知事は、工場又は指定作業場を設置している者で、有害物質を取り扱い、又は取り扱ったもの（以下「有害物質取扱事業者」という。）が、有害物質により土壌を汚染したことにより大気又は地下水を汚染し、かつ、現に人の健康に係る被害が生じ、又は生じるおそれがあると認めるときは、当該有害物質取扱事業者に対して、土壌汚染対策指針に基づき、規則で定めるところにより、汚染処理の計画書（以下「汚染処理計画書」という。）を作成し、これに基づき、当該工場又は指定作業場の敷地内の汚染土壌の処理をすることを命ずることができる。この場合において、当該有害物質取扱事業者が当該敷地の所有者と異なるときは、当該所有者は、当該措置の実施に協力しなければならない。

2　前項の命令を受けた有害物質取扱事業者は、前項の規定により作成した汚染処理計画書を知事に提出しなければならない。

3　前項の規定により汚染処理計画書の提出をした有害物質取扱事業者は、汚染の処理が完了したときは、その旨を知事に届け出なければならない。

（汚染処理計画書）

第五十三条　条例第百十四条第一項及び第百十五条第二項に規定する汚染処理計画書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　汚染の状況

二　汚染処理の区域

三　汚染処理の方法

四　汚染処理の開始及び終了の時期

五　汚染処理の期間中の環境保全対策

六　汚染土壌の搬出及び搬出先での処理の方法

2　条例第百十四条第二項（第百十五条第三項の規定において準用する場合を含む。）に規定する汚染処理計画書の提出は、別記第三十号様式による汚染処理計画書提出書によらなければならない。

（汚染処理又は汚染拡散防止措置の完了届）

第五十四条　条例第百十四条第三項（第百十五条第三項の規定において準用する場合を含む。）に規定する汚染処理の完了の届出並びに第百十六条第三項及び第百十七条第四項に規定する汚染拡散防止措置の

（地下水汚染地域における土壌汚染の調査要請等）

第百十五条　知事は、有害物質による地下水の汚染が認められる地域がある場合は、当該地域内の有害物質取扱事業者に対し、土壌汚染対策指針に基づき規則で定めるところにより、その敷地内の土壌の汚染状況を調査し、その結果を報告するよう求めることができる。

2　知事は、前項の調査結果により、当該敷地内の土壌の有害物質の濃度が規則で定める基準（以下「汚染土壌処理基準」という。）を超える場合で、知事が行う周辺の地下水の水質調査の結果等により、当該土壌汚染が当該地下水汚染の原因であると認められるときは、当該有害物質取扱事業者に対し、土壌汚染対策指針に基づき、規則で定めるところにより、汚染処理計画書を作成し、これに基づき、当該敷地内の汚染土壌の処理をすることを命ずることができる。

3　前条第二項及び第三項の規定は、前項により命令を受けた有害物質取扱事業者について準用する。

（工場又は指定作業場の廃止又は建物除却時の義務）

完了の届出は、別記第三十一号様式による汚染処理（汚染拡散防止措置）完了届出書によらなければならない。

（汚染状況の調査）

第五十五条　条例第百十五条第一項、第百十六条第一項及び第百十七条第二項に規定する土壌の汚染状況の調査は、次に掲げる事項（条例第百十五条第一項に規定する調査の場合は、第三号及び第四号を除く。）について行うものとし、その調査結果の報告は、別記第三十二号様式による土壌汚染状況調査報告書によらなければならない。

一　有害物質の使用及び排出の状況

二　有害物質による土壌等の汚染状況

三　地下水等の状況

四　今後の土地の利用計画

（汚染土壌処理基準）

第五十六条　条例第百十五条第二項に規定する規則で定める基準は、別表第十二の上欄に掲げる有害物質の種類の区分に応じ、当該下欄に掲げる基準値とする。

第百十六条　有害物質取扱事業者は、工場若しくは指定作業場を廃止し、又は当該工場若しくは指定作業場の全部若しくは主要な部分を除却しようとするときは、廃止又は除却をしようとする日の三十日前までに、土壌汚染対策指針に基づき規則で定めるところにより、当該工場又は指定作業場の敷地内の土壌の汚染状況を調査し、その結果を知事に届け出なければならない。

2　知事は、前項の調査の結果、当該敷地内の土壌の有害物質の濃度が汚染土壌処理基準を超えていると認めるときは、当該有害物質取扱事業者に対し、土壌汚染対策指針に基づき、規則で定めるところにより、当該敷地内の汚染土壌の拡散を防止するための計画書（以下「汚染拡散防止計画書」という。）を作成し、これに基づき、汚染の拡散の防止の措置をとることを命ずることができる。この場合において、当該有害物質取扱事業者が当該敷地の所有者と異なるときは、当該所有者は、当該措置の実施に協力しなければならない。

3　前項の命令を受けた有害物質取扱事業者は、同項の規定により作成した汚染拡散防止計画書を知事に提出するとともに、汚染の拡散の防止の措置が完了したときは、その旨を知事に届け出なければならない。

4　前三項の規定にかかわらず、有害物質取扱事業者が土壌汚染の調査又は汚染の拡散防止の措置を行わずに第一項の廃止又は除却に係る土地の譲渡（借地の場合にあっては当該土地の返還をいう。以下同

（汚染拡散防止計画書）

第五十七条　条例第百十六条第二項及び第百十七条第三項に規定する汚染拡散防止計画書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　汚染の状況

二　汚染の拡散防止の区域

三　汚染の拡散防止の方法

四　汚染の拡散防止の開始及び終了の時期

五　汚染の拡散防止の期間中の環境保全対策

六　汚染土壌の搬出及び搬出先での処理の方法

2　条例第百十六条第三項及び第百十七条第三項に規定する汚染拡散防止計画書の提出は、別記第三十三号様式による汚染拡散防止計画書提出書によらなければならない。

じ。）をしたときは、譲渡を受けた者が土壌汚染の調査又は汚染の拡散の防止の措置を講じなければならない。

（土地の改変時における改変者の義務）

第百十七条　規則で定める面積以上の土地において行う土地の切り盛り、掘削等規則で定める行為（以下「土地の改変」という。）を行う者（以下「土地改変者」という。）は、土壌汚染対策指針に基づき、当該土地の改変を行う土地における過去の有害物質の取扱事業場の設置状況等規則で定める事項について調査し、その結果を知事に届け出なければならない。

2　知事は、前項の調査の結果、当該土地の土壌が汚染され、又は汚染されているおそれがあると認めるときは、土地の改変者に対し、土壌汚染対策指針に基づき、規則で定めるところにより当該土壌の汚染状況を調査し、その結果を報告するよう求めることができる。

3　土地改変者は、前項の調査の結果、当該土地の土壌の有害物質の濃度が汚染土壌処理基準を超えていることが判明したときは、土地の改変に伴う汚染の拡散等を防止するため、土壌汚染対策指針に基づき、規則で定めるところにより、汚染拡散防止計画書を作成し、知事に提

（土地の改変時の調査等）

第五十八条　条例第百十七条第一項に規定する規則で定める面積は、三千平方メートルとする。

2　条例第百十七条第一項に規定する規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一　土地の切り盛り、掘削その他土地の造成

二　建築物その他の工作物の建設その他の行為に伴う土地の形質の変更

3　条例第百十七条第一項に規定する規則で定める調査事項は、次に掲げるとおりとし、その調査結果の届出は、別記第三十四号様式による土地利用の履歴等調査届出書によらなければならない。

一　有害物質の取扱事業場の設置状況その他の土地の利用の履歴

二　有害物質の使用、排出等の状況

出しなければならない。

4　前項により汚染拡散防止計画書の提出をした土地改変者は、前項の汚染拡散防止計画書の内容を誠実に実施し、汚染の拡散の防止の措置が完了したときは、その旨を知事に届け出なければならない。

（記録の保管及び承継）

第百十八条　有害物質取扱事業者、第百十六条第一項の廃止又は除却に係る土地の譲渡を受けた者及び土地改変者は、この節の規定に基づき実施した調査及び処理について記録を作成し、保管しておかなければならない。

2　有害物質取扱事業者、第百十六条第一項の廃止又は除却に係る土地の譲渡を受けた者及び土地改変者が、土壌汚染の調査又は汚染土壌の処理若しくは拡散の防止の措置を行った土地を譲渡するときは、前項の記録を当該土地の譲渡を受ける者に確実に引き継がなければならない。

（調査及び処理等に係る指導及び助言）

第百十九条　知事は、有害物質取扱事業者、第百十六条第一項の廃止又は除却に係る土地の譲渡を受けた者及び土地改変者がこの節の規定に基づき行う汚染土壌の調査及び処理等に関し、必要に応じ指導及び助言を行うものとする。

（勧告）

第百二十条　知事は、第百十四条から第百十七条までの規定（第百十四条第一項、第百十五条第一項及び第二項、第百十六条第二項並びに第百十七条第二項の規定を除く。）に違反をしている者があるときは、

その者に対し、当該違反をしている事項を是正するため必要な措置をとることを勧告することができる。

（費用の負担）

第百二十一条　第百十六条第四項及び第百十七条の場合において、有害物質取扱事業者から、第百十六条第一項の廃止若しくは除却に係る土地の譲渡を受けた者又は土地の改変者が、土壌汚染の調査又は拡散防止の措置等に要した費用を、当該汚染をした者に請求することを妨げるものではない。

（適用除外）

第百二十二条　第百十三条から前条までの規定は、次に掲げる土壌については適用しない。

一　農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和四十五年法律第百三十九号）第二条第一項に規定する農用地の土壌

二　汚染の原因が専ら自然的条件であることが明らかであると認められる場所の土壌

三　前二号に掲げるもののほか、法令により有害物質の処分等を目的として設置されている施設の存する土地の土壌

第四節　建設工事に係る規制

（建設工事等に係る遵守事項）

第百二十三条　建築物その他の施設等の建設（土地の造成を含む。）、解体又は改修の工事を行う者は、当該工事に伴い発生する騒音、振動、粉じん又は汚水（公共用水域に排出するものに限る。以下この節にお

いて同じ。）により、人の健康又は生活環境に障害を及ぼさないよう努めなければならない。

2　石綿を含む建設材料（以下「石綿含有材料」という。）を使用する建築物その他の施設の解体又は改修の工事を施工する者は、知事が定める作業上の遵守事項（以下この節において「遵守事項」という。）に従って工事を施工し、及び規則で定めるところにより石綿の飛散の状況について監視を行わなければならない。

（石綿含有建築物解体等工事に係る届出等）

第百二十四条　石綿含有材料（規則で定めるものに限る。以下同じ。）を使用する建築物その他の施設で、規則で定める面積以上の石綿含有材料を使用する壁面、天井その他の部分を有するもの又は規則で定める面積以上の延べ面積等を有するものの解体又は改修の工事（以下「石綿含有建築物解体等工事」という。）の発注者（工事（他の者から請負ったものを除く。）の注文者をいう。）又は石綿含有建築物解体等工事を請負契約によらないで自ら施工する者は、当該石綿含有建築物解体等工事の開始の日前十四日までに規則で定めるところにより、当該石綿含有建築物解体等工事に係る石綿の飛散防止方法の詳細及び飛散の状況の監視その他の計画（以下「飛散防止方法等計画」という。）を知事に届け出なければならない。

2　知事は、前項の規定による届出があった場合において、飛散防止方

（石綿の飛散の状況の監視）

第五十九条　条例第百二十三条第二項に規定する石綿の飛散の状況についての監視は、別表第十三の上欄に掲げる工事の区分に応じ、同表下欄に掲げる監視の方法によるものとする。

（石綿飛散防止方法等計画届等）

第六十条　条例第百二十四条第一項に規定する規則で定める石綿含有材料は、吹き付け石綿（吹き付け工法に使用される石綿含有材料をいう。以下同じ。）及び石綿を含有する保温材（石綿を含有する耐火被覆材及び断熱材を含む。）とする。ただし、同項に規定する壁面、天井その他の部分に使用する場合は、吹き付け石綿に限る。

2　条例第百二十四条第一項に規定する規則で定める石綿含有材料を使用する壁面、天井その他の部分の面積は、十五平方メートルとする。

3　条例第百二十四条第一項に規定する規則で定める延べ面積等は、建築物については延べ面積で五百平方メートル、建築物以外の施設については築造面積（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二条第一項第五号に規定する築造面積をいう。）で五百平方メートルとする。

4　条例第百二十四条第一項の規定による届出は、別記第三十五号様式による石綿飛散防止方法等計画届出書によらなければならない。

法等計画が規則又は遵守事項に従っていないと認めるときは、その届出をした者に対し、当該飛散防止方法等計画を規則又は遵守事項に従ったものに変更することを勧告することができる。

（改善勧告及び改善命令）

第百二十五条　知事は、別表第九に掲げる建設作業（以下「指定建設作業」という。）に伴い発生する騒音（騒音規制法（昭和四十三年法律第九十八号）第二条第三項に規定する特定建設作業に係るものを除く。以下この条において同じ。）、振動（振動規制法（昭和五十一年法律第六十四号）第二条第三項に規定する特定建設作業に係るものを除く。以下この条において同じ。）、粉じん又は第百二十三条第一項に規定する工事に伴い発生する汚水が規則で定める基準を超え、かつ、当該指定建設作業若しくは当該工事の行われる場所の周辺の生活環境が著しく損なわれると認めるとき、又は石綿含有建築物解体等工事を施工する者が遵守事項に従わないで工事を施工していると認めるときは、それらの事態を排除するため、指定建設作業若しくは当該工事又は石綿含有建築物解体等工事を施工する者に対し、期限を定めて、騒音、振動、粉じん若しくは汚水の防止の方法若しくは作業の方法を改善し、又は指定建設作業の作業時間を変更することを勧告することができる。

２　知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないで

（指定建設作業に係る勧告基準）

第六十一条　条例第百二十五条第一項に規定する規則で定める指定建設作業に伴い発生する騒音又は振動の基準は、別表第十四に掲げるとおりとする。ただし、この基準は、同表一　騒音の部の表第一号の基準を超える音量の騒音又は同表二　振動の部の表第一号の基準を超える大きさの振動を発生する指定建設作業について同項の規定による勧告又は同条第二項の規定による命令を行うに当たり、同表一　騒音の部の表第三号又は同表二　振動の部の表第三号の規定にかかわらず、一日における作業時間をこれらの号に定める時間未満四時間以上の間において短縮させることを妨げるものではない。

２　前項の基準は、騒音規制法（昭和四十三年法律第九十八号）第三条第一項の規定により指定された地域以外の地域において行われる指定建設作業に伴って発生する騒音、振動規制法（昭和五十一年法律第六十四号）第三条第一項の規定により指定された地域以外の地域において行われる指定建設作業に伴って発生する振動並びに作業を開始した日に終わる指定建設作業に伴って発生する騒音及び振動には適用しない。

３　条例第百二十五条第一項に規定する規則で定める建設工事等に伴い発生する汚水の基準は、別表第十五に掲げるとおりとする。

指定建設作業若しくは第百二十三条第一項に規定する汚水を排出する工事又は石綿含有建築物解体等工事を施工しているときは、期限を定めて、同項の事態を排除するために必要な限度において、騒音、振動、粉じん若しくは汚水の防止の方法若しくは作業の方法を改善し、又は指定建設作業の作業時間を変更することを命ずることができる。

第五節　特定行為の制限

（廃棄物等の焼却行為の制限）

第百二十六条　何人も、廃棄物等を焼却するときは、ダイオキシン類（ダイオキシン類対策特別措置法（平成十一年法律第百五号）第二条第一項に規定するダイオキシン類をいう。）等による人の健康及び生活環境への支障を防ぐために、小規模の廃棄物焼却炉（火床面積〇・五平方メートル未満であって、焼却能力が一時間当たり五十キログラム未満の廃棄物焼却炉をいう。以下同じ。）により、又は廃棄物焼却炉を用いずに、廃棄物等を焼却してはならない。ただし、規則で定める小規模の廃棄物焼却炉による焼却及び伝統的行事等の焼却行為については、この限りでない。

（廃棄物等の焼却行為の制限）

第六十二条　条例第百二十六条ただし書に規定する規則で定める小規模の廃棄物焼却炉は、次に掲げるものとする。

一　別表第十六の上欄に掲げる小規模の廃棄物焼却炉の区分に応じ、当該小規模の廃棄物焼却炉の排出口から排出される排出ガス中のダイオキシン類及びばいじんの量が中欄及び下欄に掲げる量以下である性能を有する小規模の廃棄物焼却炉として知事が認めるもの（第三号に掲げるものを除く。）

二　市町村が、一般廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第二条第二項に規定する一般廃棄物のうち、同法第二条第三項に規定する特別管理一般廃棄物を除いたものをいう。以下同じ。）の収集を行っていない地域において一般廃棄物の焼却に用いられる小規模の廃棄物焼却炉であって、周辺地域の生活環境への支障の防止にできる限り配慮して使用されるもの

三　ダイオキシン類対策特別措置法（平成十一年法律第百五号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他の法令の対象施設であっ

て、排出ガス中のダイオキシン類の排出基準等を遵守することが定められている小規模の廃棄物焼却炉

2　条例第百二十六条ただし書に規定する焼却行為は、次に掲げるものとする。この場合において、周辺地域の生活環境への支障の防止にできる限り配慮したものとする。

一　伝統的行事及び風俗慣習上の行事のための焼却行為

二　学校教育及び社会教育活動上必要な焼却行為

三　前二号に掲げるもののほか、知事が特にやむを得ないと認める焼却行為

（小規模燃焼機器の設置）

第六十三条　条例第百二十七条第一項に規定する規則で定める規模は、別表第十七の上欄に掲げる燃焼機器の種類の区分に応じ、当該下欄に定める規模とする。

（小型の船舶から排出されるし尿の適正処理）

第六十四条　条例第百二十八条第一項に規定する規則で定める水域は、別表第十七の二に掲げる直線及び陸岸によって囲まれた水域とする。

（小規模燃焼機器の設置）

第百二十七条　規則で定める規模のボイラー及び内燃機関等の燃焼機器を設置しようとする者は、窒素酸化物及び二酸化炭素の排出量の少ない機器を設置するように努めなければならない。

2　知事は、窒素酸化物及び二酸化炭素の排出量が少ないと認められる機器等に関する情報の提供に努めなければならない。

（小型の船舶から排出されるし尿の適正処理）

第百二十八条　主に東京湾の内湾を周遊し、食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第五十二条第一項の規定に基づく営業の許可を受けて、船内で飲食を供する船舶（乗船定員十人以上百人未満のものに限る。）の所有者及び管理者（以下「船舶の所有者等」という。）は、規則で定める水域において、水質の保全と水辺の利用の快適性を確保するため、し尿を無処理のまま船外に排出してはならない。

2　船舶の所有者等は、前項の規定を遵守するため、当該船舶に規則で定める装置を設置しなければならない。

3　船舶の所有者等は、前項の装置により回収したし尿を適切な方法によって処理しなければならない。

（拡声機の使用制限）

第百二十九条　住居の環境が良好である区域又は学校若しくは病院の周辺の区域で規則で定める区域においては、規則で定める場合を除き、商業宣伝を目的として拡声機を使用してはならない。

2　航空機（航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二条第一項に規定する航空機をいう。）から機外に向けて、商業宣伝を目的として拡声機を使用してはならない。

2　知事は、前項の水域を表示した図面を、環境局に備え置き、別に定める日時及び場所において閲覧に供するものとする。

3　条例第百二十八条第二項に規定する規則で定める装置は、次に掲げる装置とする。

一　し尿の回収装置

二　堆肥化方式のし尿処理装置

三　前二号に掲げるもののほか、し尿を適切に処理できると知事が認める装置

（商業宣伝を目的とする拡声機の使用を禁止する区域等）

第六十五条　条例第百二十九条第一項に規定する規則で定める区域は、次に掲げる区域とする。

一　第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域並びにその周囲三十メートル以内の区域

二　学校又は病院の敷地の周囲三十メートル以内の区域

2　条例第百二十九条第一項に規定する規則で定める場合は、前項第一号の区域において、次条に定める事項を遵守して自動車その他の方法により移動して拡声機を使用する場合とする。

3　前二項に規定するもののほか、商業宣伝を目的として拡声機を使用する者は、拡声機の使用方法、使用時間等に関し、規則で定める事項を遵守しなければならない。

第百三十条　何人も、直接に屋外に騒音を発する状態で拡声機を使用してはならない。ただし、公共のために使用する場合、前条第三項に規定する規則で定める事項を遵守して行われる商業宣伝を目的として使用する場合その他規則で定める場合は、この限りでない。

（商業宣伝を目的とする拡声機の使用に係る遵守事項）

第六十六条　条例第百二十九条第三項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　午後七時から翌日の午前八時までの間は、拡声機を使用しないこと。

二　拡声機を使用するときは、使用時間は、一回十分以内とし、一回につき十五分以上の休止時間をおくこと（同一場所において使用する場合に限る。）。

三　幅員五メートル（自動車その他の方法により移動して拡声機を使用する場合にあっては四メートル）未満の道路において拡声機を使用しないこと。

四　拡声器（携帯用の拡声機を除く。第六号において同じ。）の間隔は、五十メートル以上とすること。

五　地上十メートル以上の位置で拡声機を使用しないこと。

六　地上五メートル以上の位置で拡声機を使用するときは、拡声機は、道路方向に平行にし、かつ、水平方向から下方三十度から四十五度までの角度で使用すること。

七　拡声機から発する音量は、別表第十八の上欄に掲げる区域の区分に応じ、当該下欄に掲げる音量の範囲内とすること。

（拡声機の使用制限の特例）

第六十七条　条例第百三十条ただし書に規定する規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　祭礼、盆おどりその他の地域慣習となっている行事に伴い別表第十八の上欄に掲げる区域の区分に応じ、当該下欄に掲げる音量の範

（音響機器等の使用制限）

第百三十一条　次に掲げる営業を営む者は、午後十一時から翌日の午前六時までの間は、当該営業を営む場所において、カラオケ装置（伴奏音楽等を収録したテープ等を再生し、これに合わせてマイクロホンを使って歌唱等ができるように構成された装置をいう。）その他規則で定める音響機器（以下「音響機器等」という。）を使用し、又は使用させてはならない。ただし、音響機器等から発する音が防音対策を講ずることにより当該営業を営む場所の外部に漏れない場合その他規則で定める場合は、この限りでない。

一　食品衛生法施行令（昭和二十八年政令第二百二十九号）第三十五条第一号に規定する飲食店営業

二　食品衛生法施行令第三十五条第二号に規定する喫茶店営業

（深夜の営業等の制限）

第百三十二条　別表第十に掲げる営業を営み、又は別表第十一に掲げる

囲内で使用する場合（午前八時から午後十一時までの間に使用する場合に限る。）

二　集団の整理誘導等のために使用する場合

（音響機器）

第六十八条　条例第百三十一条に規定する規則で定める音響機器は、電気蓄音機、拡声装置、有線ラジオ受信装置、録音及び再生装置並びに楽器とする。

（音響機器等の使用制限の特例）

第六十九条　条例第百三十一条ただし書に規定する規則で定める場合は、次に掲げる場所において、条例別表第十三　一の項の表の上欄に掲げる区域の区分ごとに午後十一時から翌日午前六時までの規制基準として定められた音量を超えない程度で音響機器等を使用し、又は使用させる場合とする。

一　消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第八条の二第一項に規定する地下街

二　人の居住の用に供されている建物、病院及び診療所の敷地の境界線から五十メートル（人の居住の用に供されている建物等が商業地域に所在する場合にあっては、二十メートル）以上離れた場所

（深夜の営業等の制限の特例）

第七十条　条例第百三十二条に規定する規則で定める場合は、次に掲げ

作業を行う者は、規則で定める場合を除き、深夜（午後十一時から翌日の午前六時までの間をいう。）においては、次に掲げる区域内において、別表第十二に掲げる規制基準を超える騒音をその事業所の敷地内において発生させてはならない。

一　都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八条第一項第一号の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域（知事が指定する区域を除く。）

二　前号に掲げる区域に隣接する区域で、当該区域において発生する騒音が当該区域に隣接する前号に掲げる区域の静穏を害するおそれのあるものとして知事が指定する区域

る場合とする。

一　大晦日（みそか）その他地域慣習となっている行事に伴い飲食店営業又は喫茶店営業を営む場合

二　飲食店営業又は喫茶店営業を営む者が出前販売のみを行う場合

三　屋台その他の移動式店舗により飲食店営業を営む場合

四　鉄道若しくは軌道の正常な運行を確保するため又は道路交通法第七十七条第三項若しくは第四項の規定に基づく道路使用の許可に付された条件若しくは同法第八十条第一項の規定に基づく協議若しくは道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十四条の規定に基づく道路占用の許可に付された条件若しくは同法第三十五条の規定に基づく協議により、材料置場における材料の搬入、搬出その他の作業を行うことがやむを得ないと認められる場合

五　災害その他の非常の事態に伴い、営業を営み、又は材料置場における材料の搬入、搬出その他の作業を行うことがやむを得ないと認められる場合

（深夜の営業等の制限の指定区域等）

第七十一条　条例第百三十二条第二号に規定する知事が指定する区域は、同条第一号に掲げる区域の周囲二十メートル以内の区域とする。

（夜間の静穏保持）

第百三十三条　何人も、夜間（午後八時から翌日の午前六時までの間をいう。）においては、道路その他の公共の場所において、みだりに付近の静穏を害する行為をしてはならない。

（地下水の揚水施設の構造基準及び揚水量の制限）

第百三十四条　何人も、第七十六条の規定が適用される場合を除き、地盤沈下の防止の対策が必要な地域として規則で定める区域内において、地下水の利用を目的として、地下水を揚水するための揚水施設を設置するときは、当該揚水施設を設置する敷地内にある揚水施設の揚水機の吐出口の断面積（当該揚水施設を設置する敷地内にある揚水機の吐出口が二以上となるときは、すべての吐出口の断面積の合計。以下この条において同じ。）の上限を二十一平方センチメートルとし、揚水機の吐出口の断面積が六平方センチメートルを超える場合はストレーナーの位置を、揚水機の吐出口の断面積が六平方センチメートル以下の場合は揚水機の出力を規則で定める基準に適合させなければならない。

２　前項に規定する揚水施設のうち揚水機の吐出口の断面積が六平方センチメートル以下の揚水施設で、地下水を揚水する者は、規則で定める揚水量を超えて地下水を揚水してはならない。

３　次に掲げる揚水施設については、前二項の規定は適用しない。

一　工業用水法第三条第一項に規定する政令で定める地域において同項の規定による許可の対象となる井戸及び建築物用地下水の採取の規制に関する法律第四条第一項に規定する政令で指定された

地域において同項の規定による許可の対象となる揚水設備

二　温泉法第十一条第一項の規定による許可の対象となる動力装置を有する揚水施設

三　水道法第六条第一項の規定に基づき水道事業経営の認可を受けた者が設置する揚水施設

四　公衆浴場で、浴室の床面積の合計が百五十平方メートル以下のものに設置される公衆浴場の用に供する揚水施設

五　河川法が適用され、又は準用される河川の河川区域内の地下水の揚水施設

六　非常災害用等公益上必要と知事が認める揚水施設

七　地下水に代えて他の水源を確保することが困難であると知事が認める場合に設置する揚水施設

4　第七十六条の規定が適用される場合を除き、地下水の揚水施設を設置する者は、規則で定めるところにより、揚水機の吐出口の断面積、ストレーナーの位置、揚水機の出力等を知事に届け出なければならない。

5　第七十六条の規定が適用される場合を除き、揚水施設の揚水機の吐出口の断面積、ストレーナーの位置又は揚水機の出力を変更しようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

6　第一項の規定は、前項の届出を行った者について準用する。

（揚水量の測定等）

（地下水の揚水施設の設置又は変更の届出）

第七十二条　条例第百三十四条第四項及び第五項に規定する届出は、別記第三十六号様式による地下水揚水施設設置（変更）届出書によらなければならない。

第百三十五条　何人も、第九十七条の規定が適用される場合を除き、都内において規則で定める規模以上の揚水施設により地下水を揚水するときは、規則で定めるところにより、水量測定器を設置し、地下水の揚水量を記録し、及び知事に報告しなければならない。ただし、工事等に伴う一時的な揚水であると知事が認める場合は、この限りでない。

（規制基準の遵守等）

第百三十六条　何人も、第六十八条第一項、第八十条及び第百二十九条から前条までの規定に定めるもののほか、別表第十三に掲げる規制基準（規制基準を定めていないものについては、人の健康又は生活環境に障害を及ぼすおそれのない程度）を超えるばい煙、粉じん、有害ガス、汚水、騒音、振動又は悪臭の発生をさせてはならない。

（騒音規制の特例）

第七十二条の二　条例別表第十三　一の項の表に規定する規則で定める場所は、次に掲げるものとする。

一　保育所及び東京都認定こども園の認定要件に関する条例施行規則（平成十八年東京都規則第二百九十九号）第三条第一号に規定する認証保育所

二　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する幼稚園

三　就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園

四　児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第四十条に規定する児童厚生施設

五　都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条第一項に規定する都市公園その他これに類する公園

六　前各号に掲げるもののほか、子供の健やかな成長を図るために必要な場所として知事が認める場所

（勧告）

第百三十七条　知事は、第百二十六条の規定に違反している者に対し、違反行為の停止又は必要な措置について勧告することができる。

第百三十八条　知事は、騒音又は振動が第百二十九条から第百三十三条まで及び第百三十六条の規定に違反することにより、周辺の生活環境に支障を及ぼしていると認めるときは、その違反行為をしている者に対し、期限を定めて、生活環境に及ぼす支障を解消するために必要な限度において、騒音又は振動の防止のための方法、施設の改善その他の必要な措置をとることを勧告することができる。

（停止命令等）

第百三十九条　知事は、第百二十六条、第百二十九条から第百三十四条まで及び第百三十六条の規定に違反する行為をしている者があると認めるとき（騒音、振動及び廃棄物等の焼却行為については、前二条の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないとき）は、その者に対し、期限を定めて生活環境に及ぼす支障を防止するために必要な限度において、当該違反行為の停止、施設の改善、ばい煙、粉じん、有害ガス、汚水、騒音、振動又は悪臭の防止の方法の改善その他の必要な措置を命ずることができる。

2　前項の規定にかかわらず、知事は、前条の規定により勧告を受けた者のうち、第百三十二条に定める営業を営み、又は作業を行う者が、その勧告に従わないときは、その者に対し、期限を定めて、生活環境に及ぼす支障を防止するために必要な限度において、騒音の防止が必要な時間の当該営業又は作業の停止を命ずることができる。

第六節　地下水の保全

（地下水の水位の測定）

第百四十条　知事は、地下水の保全を図るため、地下水位の状況を測定し、その結果を公表しなければならない。

（雨水の地下への浸透の促進）

第百四十一条　知事は、地下水の保全を図るため、雨水を地下へ浸透させるための指針（以下「雨水浸透指針」という。）を定め、公表するものとする。

２　規則で定める規模以上の揚水施設を設置する者は、雨水浸透指針に基づき、雨水浸透施設の設置等雨水浸透を推進するための措置を講じるよう努めなければならない。

（地下水の流れの確保）

第百四十二条　建築物その他の工作物の新築等をしようとする者は、地下水の流れを妨げ、地下水の保全に支障を及ぼさないように、必要な措置を講じるよう努めなければならない。

（地下水保全地域の指定等）

第百四十三条　知事は、地下水の揚水量の増大及び雨水の浸透量の減少により、地盤の沈下の発生等生活環境に支障を及ぼすおそれがあり、揚水量の制限、雨水浸透施設の設置指導等総合的な地下水保全のための施策を講じる必要があると認める地域があるときは、規則で定めるところにより、当該地域を地下水保全地域として、指定することができる。

（地下水保全地域）

第七十三条　条例第百四十三条第一項に規定する地下水保全地域は、次の地域とする。

一　地下水位の低下により著しい地盤沈下が現に生じ、又は生じるおそれのある地域

二　地下水位の低下により河川の流量が著しく減少するおそれのある当該河川の水源地域

三　前二号の地域のほか、地下水保全が特に必要と知事が認める地域

２　知事は、地下水保全地域を指定しようとするときは、あらかじめ、関係区市町村の長及び東京都環境基本条例（平成六年東京都条例第九十二号）第二十五条の東京都環境審議会の意見を聴かなければならない。この場合においては、地下水保全地域の指定に合わせて作成する次条第一項に規定する地下水保全計画の案についても、その意見を聴かなければならない。

３　知事は、地下水保全地域を指定する場合には、その旨及びその区域を公示しなければならない。

４　知事は、地下水保全地域を指定したときは、その旨及びその区域を関係区市町村の長に通知しなければならない。

５　第二項前段及び前二項の規定は地下水保全地域の指定の解除及びその区域の変更について、第二項後段の規定は地下水保全地域の区域の変更について、それぞれ準用する。

（地下水保全計画）

第百四十四条　知事は、地下水保全地域における地下水の保全のための施策に関する計画（以下「地下水保全計画」という。）を作成するものとする。

２　地下水保全計画には、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

一　地下水の揚水量の削減に関する基本的事項

二　雨水の浸透量の増大に関する基本的事項

三　前二号を達成するための施策に関する事項

３　知事は、地下水保全計画を作成したときは、その概要を公示すると

ともに、関係区市町村の長に通知しなければならない。

4　前条第二項前段及び前項の規定は、地下水保全計画の廃止について準用する。

（地下水の揚水量の減少勧告）

第百四十五条　知事は、渇水等による地下水位の著しい低下により、地盤沈下の発生等生活環境に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、規則で定める規模以上の揚水施設を設置する者に対し、規則で定めるところにより、地下水の揚水量を減少することを勧告することができる。

第五章　緊急時の措置

第一節　大気汚染緊急時の措置

（大気汚染予報）

第百四十六条　知事は、次条第一項又は第百四十八条第一項に規定する事態が発生するおそれがある場合として規則で定める場合に該当する状況が発生したときは、都民に対し、当該事態が発生するおそれがある旨を予報しなければならない。

2　知事は、前項の予報をした場合は、ばい煙施設を設置する者に対し、規則で定める基準に適合する燃料を使用すること若しくはばい煙の発生を減少させること、粉じん若しくは有害ガスを発生させている者に対し、粉じん若しくは有害ガスの発生を減少させること又は自動車等を使用する者に対し、不要不急の目的により自動車等を使用しないことについて協力を求めなければならない。

（地下水の揚水量の減少勧告）

第七十四条　条例第百四十五条の規定による地下水の揚水量の減少勧告は、著しい地下水位の低下により、相当広範囲に及ぶ地盤沈下が生じ、又はそのおそれが認められる場合に、地下水の用途等に応じ、揚水量の減少すべき量及び期間を定め、行うものとする。

第五章　緊急時の措置

（大気汚染緊急時の発令条件）

第七十五条　条例第百四十六条第一項、条例第百四十七条第一項及び条例第百四十八条第一項に規定する規則で定める場合は、別表第十九の上欄の項目の区分に応じ、当該下欄に掲げる発令条件とする。

（大気汚染予報時の措置）

第七十六条　知事は、条例第百四十六条第一項に規定する予報をした場合において、当該予報に係る条例第百四十七条第一項又は条例第百四十八条第一項に規定する事態がばい煙施設から発生するいおう酸化物を原因とするものであるときは、ばい煙施設を設置する者で一日当たり五千リットル以上の重油を使用するもの（以下「大量に重油を使用する者」という。）に対し、当該事態の発生が予想される時間内におい

（大気汚染注意報）

第百四十七条　知事は、大気の汚染が人の健康に影響を及ぼすおそれがある場合として規則で定める場合に該当する事態が発生したときは、都の区域の全部又は一部を指定して、当該区域について大気汚染注意報を発しなければならない。

２　知事は、前項の大気汚染注意報を発した場合は、地域を指定し、当該地域内においてばい煙施設を設置する者に対し、規則で定める基準に適合する燃料を使用すること若しくはばい煙の発生を減少させること若しくは粉じん若しくは有害ガスを発生させている者に対し、粉じん若しくは有害ガスの発生を減少させることを勧告し、又は自動車等を使用する者に対し、当該地域を通過しないことについて協力を求めなければならない。

（大気汚染警報）

第百四十八条　知事は、前条第一項に規定する事態が発生した場合において、その事態が同条第二項に規定する措置によっては改善されず、又は悪化するおそれがある場合として規則で定める場合に該当するときは、都の区域の全部又は一部を指定して、当該区域について大気汚染警報を発しなければならない。

２　知事は、前項の大気汚染警報を発した場合は、地域を指定し、当該地域内においてばい煙施設を設置している者に対し、当該施設で使用て、当該ばい煙施設から発生するいおう酸化物の量が、通常排出されている量から二十パーセント相当分を減少した量となる燃料を使用するよう協力を求めるものとする。

（大気汚染注意報時の措置）

第七十七条　知事は、条例第百四十七条第一項に規定する大気汚染注意報を発した場合において、当該事態がばい煙施設から発生するいおう酸化物を原因とするものであるときは、大量に重油を使用する者に対し、当該ばい煙施設から発生するいおう酸化物の量が、通常排出されている量から三十パーセント相当分を減少した量となる燃料を使用することを勧告するものとする。

（大気汚染警報時の措置）

第七十八条　知事は、条例第百四十八条第一項に規定する大気汚染警報

する燃料の量を減少すること若しくはばい煙の発生を減少させること、粉じん若しくは有害ガスを発生させている者に対し、粉じん若しくは有害ガスの発生を減少させること又は自動車等を使用する者に対し、当該地域を通過しないことを勧告しなければならない。

第二節　水質汚濁緊急時の措置

（水質汚濁注意報）

第百四十九条　知事は、規則で定める河川又は港湾の水域（以下「河川水域等」という。）の水質の汚濁が人の健康又は生活環境に障害を及ぼすおそれがある場合として規則で定める場合に該当する事態が発生したときは、当該事態が発生した水域について水質汚濁注意報を発しなければならない。

２　知事は、前項の水質汚濁注意報を発した場合は、河川又は港湾の水域を指定し、当該水域に当該汚濁の原因となる物質を排出していると認められる者に対し、汚水の排出量を減少することを勧告することができる。

（水質汚濁警報）

を発した場合において、当該事態がばい煙施設から発生するいおう酸化物を原因とするものであるときは、大量に重油を使用する者に対し、当該ばい煙施設から発生するいおう酸化物の量を、通常排出されている量から七十パーセント相当分を減少した量とすることを勧告するものとする。

２　知事は、前項の場合において必要があると認めるときは、特別区の存する区域においてばい煙施設を設置する者で、一日当たり千リットル（千代田区、中央区及び港区の区域においては三百リットル）以上の重油を使用するものに対し、当該ばい煙施設から発生するいおう酸化物の量を、通常排出されている量から二十パーセント相当分を減少した量とするよう協力を求めるものとする。

（水質汚濁緊急時の発令条件等）

第七十九条　条例第百四十九条第一項に規定する規則で定める河川又は港湾の水域は、条例別表第七　四の部の付表の水道水源水域の項に掲げる江戸川水域、多摩川水域、霞川水域及び成木川水域とする。

２　条例第百四十九条第一項及び条例第百五十条第一項に規定する規則で定める場合は、別表第二十のとおりとする。

第百五十条　知事は、河川水域等の水質の汚濁が著しく人の健康又は生活環境に障害を及ぼすおそれがある場合として規則で定める場合に該当する事態が発生したときは、当該事態が発生した水域について水質汚濁警報を発しなければならない。

2　知事は、前項の水質汚濁警報を発した場合は、河川又は港湾の水域を指定し、当該水域に当該汚濁の原因となる物質を排出していると認められる者に対し、汚水の排出量を減少し、又は汚水の排出を停止することを勧告することができる。

第六章　雑則

（適用除外）

第百五十一条　環境への負荷の低減又は公害の防止のための措置について、区市町村の条例により、この条例に定める環境への負荷の低減又は公害の防止のための措置と同等以上の措置を講ずることとなるよう定めている場合は、当該区市町村の区域においては、当該措置に係るこの条例の規定は、適用しない。

第六章　雑則

（処分についての意見の申出）

第八十条　条例第五条の八第一項、同条第三項、第五条の十三第一項、第五条の十四第二項、第五条の十五第二項、第五条の十八、第八条の五第一項、第八条の九第一項、第八条の十九第一項、第八条の二十、第八条の二十一、第四十二条第一項、第五十八条、第六十条、第九十一条、第九十八条第四項、第百二条、第百三条、第百十四条第一項、第百十五条第二項、第百十六条第二項、第百二十五条第二項、第百三十九条又は第百五十五条第二項の規定による命令その他の処分を受けた者は、当該処分について意見があるときは、他の法令及び条例の規定によるほか、当該処分のあったことを知った日からおおむね七日以内に、知事に当該意見を申し出ることができる。

2　知事は、前項の規定による意見がその事務所に到達したときは、その日からおおむね十四日以内に当該意見を審査し、当該意見を申し出た者に対しその結果を通知するとともに、相当の理由があると認める

（立入検査等）

第百五十二条　知事は、この条例の施行に必要な限度において、関係職員に、自動車、建設作業機械等の所在すると認める場所、工場、指定作業場、建設工事現場その他の場所に立ち入り、その場所において、又はその他必要な場所において、自動車、建設作業機械等、自動車検査証、帳簿書類、機械、設備その他の物件を検査し、土壌若しくは地下水の採取をし、又は関係人に対する指示若しくは指導を行わせることができる。

２　前項の規定により立入検査等を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

３　第一項の規定により立入検査等（第三章の規定に係るものを除く。）を行う職員のうち専ら当該事務に当たるものを、東京都公害監察員と称するものとする。

４　第三章の規定に係る立入検査等及び同章の規定に関する都民からの情報提供に基づく調査等を行う職員のうち専ら当該事務に当たるものを、東京都自動車公害監察員と称するものとする。

ときは、当該処分に係る期限、履行の方法等を変更するものとする。この場合において、知事は、審査に当たって必要があると認めるときは、学識経験者等の意見を聴くものとする。

（立入検査証等）

第八十一条　条例第百五十二条第二項の規定による証明書の様式は、同条第一項の規定による立入検査等を行う職員にあっては別記第三十七号様式の甲、同条第三項に規定する東京都公害監察員にあっては別記第三十七号様式の乙、同条第四項に規定する東京都自動車公害監察員にあっては別記第三十七号様式の丙のとおりとする。

5　第一項の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

6　第一項の規定は、次条第一項の規定が適用される場合には、適用しない。

第百五十二条の二　知事は、この条例第二章の施行に必要な限度において、関係職員に、第五条の七第六号の事業所、口座名義人若しくは登録検証機関の事務所、営業所その他の場所に立ち入り、その場所において、又はその他必要な場所において、帳簿書類、機械、設備その他の物件を検査し、又は関係人に対する指示若しくは指導を行わせることができる。

2　前項の規定により立入検査等を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3　第一項の規定により立入検査等を行う職員のうち専ら当該事務に当たるものを、東京都地球温暖化監察員と称するものとする。

4　第一項の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（立入調査）

第百五十三条　知事は、第五条の六第一項、第八条の二第一項、第八条の三、第八条の四第一項、第八条の二十五、第九条第一項及び第二項並びに第百五十六条第一項の規定の施行に必要な限度において、その職員に、温室効果ガス排出事業者の同意を得て、その事業所、事務所、営業所その他の場所に立ち入り、地球温暖化の対策の実施状況について調査させることができる。

2　条例第百五十二条の二第二項の規定による証明書の様式は、別記第三十七号様式の二のとおりとする。

2　知事は、第十七条の二十二、第十七条の二十三第一項及び第百五十六条第一項の規定の施行に必要な限度において、その職員に、特定開発事業者、地域エネルギー供給事業者、利用可能エネルギーに係る事業者、他の地域エネルギー供給事業者、熱電併給設備を設置しようとする事業者、熱電併給設備の所有者若しくは管理者、エネルギー供給受入者又は熱供給の受入検討建築主等の同意を得て、特定開発区域等、エネルギー供給を行う区域又はこれに隣接し、若しくは近接する区域、これらの区域内の建築物、エネルギーを供給する施設又は熱電併給設備の存する施設、再生可能エネルギー及び有効利用を図ることが可能なエネルギーを利用する場所その他の場所に立ち入り、エネルギー有効利用指針に基づく環境への負荷の低減のための措置について調査させることができる。

3　知事は、第二十四条、第二十五条及び第百五十六条第一項の規定の施行に必要な限度において、その職員に、特定建築主、特別大規模特定建築物工事完了届出者又はマンション販売等受託者の同意を得て、その特定建築物等、事務所その他の場所に立ち入り、配慮指針に基づく環境への配慮のための措置、エネルギーの使用の合理化に関する性能の目標値に係る措置、マンション環境性能表示又は省エネルギー性能評価書の交付の実施状況について調査させることができる。

4　知事は、第二十五条の七、第二十五条の八及び第百五十六条第一項の規定の施行に必要な限度において、その職員に、特定家庭用機器販売事業者の同意を得て、その販売店、事務所その他の場所に立ち入り、特定家庭用機器の省エネルギー性能等を示す事項の掲出の実施状況

について調査させることができる。

5　前各項の規定による調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、当該各項に規定する者その他の関係人に提示しなければならない。

第百五十四条　警察官は、第百三十一条の規定に違反している者があると認めるときは、午後十一時から翌日の午前六時までの間、当該営業を営む場所に立ち入り、当該営業を営む者又はその代理人その他の従業者に対し、当該違反行為を停止するよう指示し、又は静穏を保持するため必要な措置をとるよう指導することができる。

2　知事及び東京都公安委員会は、第百三十一条の規定の施行に関し、相互に緊密な連絡を保持するものとする。

3　第一項の規定により立入り等を行う警察官は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

4　第一項の規定による立入り等の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（報告の徴収）

第百五十五条　知事は、この条例の施行に必要な限度において、温室効果ガス排出事業者、口座名義人、登録検証機関、特定エネルギー供給事業者、特定開発事業者、地域エネルギー供給事業者、利用可能エネルギーに係る事業者、他の地域エネルギー供給事業者、エネルギー供給受入者、熱供給の受入検討建築主等、特定建築主、特別大規模特定建築物工事完了届出者、マンション販売等受託者、特定家庭用機器販

3　条例第百五十三条第五項の規定による証明書の様式は、別記第三十八号様式のとおりとする。

4　条例第百五十四条第三項に規定する証明書は、警視庁の設置に関する条例（昭和二十九年東京都条例第五十二号）別表第三に規定する手帳とする。

売事業者又は公害を発生させ、若しくは発生させるおそれがある者に、必要な事項を報告し、又は資料を提出させることができる。

2　知事は、工場を設置している者、指定作業場を設置している者又は第百三十五条の規定により地下水を揚水している者が、第九十七条又は第百三十五条に規定する報告を怠っているときは、期限を定めて、当該報告を行うことを命ずることができる。

（違反者の公表）

第百五十六条　知事は、第五条の六第一項、第八条の四第一項、第九条第一項若しくは第二項、第九条の七、第十七条の二十三第一項、第二十五条、第二十五条の八、第三十二条、第三十六条、第四十条、第四十八条又は第五十六条の規定による勧告を受けた者が、正当な理由なく当該勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

2　知事は、第八条の五第一項、第八条の十九第一項、第四十二条第一項、第五十八条又は第六十条の規定による命令を受けた者が、当該命令に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

3　知事は、規制基準その他のこの条例に定める遵守すべき事項に違反して著しくばい煙、粉じん、有害ガス、汚水、騒音、振動又は悪臭を発生し、又は発生させ、かつ、知事の改善命令その他のこの条例による命令を受けた者が、当該命令に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

4　知事は、前三項の公表をしようとする場合は、当該勧告又は命令を受けた者に対し、意見を述べ、証拠を提示する機会を与えるものとする。

（委任）

第百五十七条　この条例に規定するものを除くほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

第七章　罰則

第百五十八条　次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一　第九十一条、第九十八条第四項、第百十四条第一項、第百二十五条第二項又は第百三十九条の規定による命令に違反した者

二　第百二条又は第百三条の規定による命令又は処分に違反した者

第百五十九条　次の各号の一に該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一　第八条の五第一項、第八条の十九第一項、第四十二条第一項、第五十八条、第六十条、第百十五条第二項又は第百十六条第二項の規定による命令に違反した者

一の二　第五条の二十二第三項、第四項又は第六項の規定による申請

（申請書等の提出部数）

第八十二条　条例の規定による提出、届出、申請又は報告は、提出書、届出書、申請書又は報告書（この規則各条及び別記様式に定めるそれぞれの関係書類等を含む。）の正本に、その写し一通を添えてしなければならない。

（受理書）

第八十三条　知事は、条例第八十一条第二項（条例第八十二条第二項において準用する場合を含む。）、第八十九条及び第九十条に規定する申請又は届出がその事務所に到達したときは、別記第三十九号様式による受理書を当該申請又は届出をした者に交付するものとする。

に関し虚偽の申請をした指定地球温暖化対策事業者

一の三　第六条の規定による地球温暖化対策計画書を提出せず、又は同条第一号若しくは第五号から第八号までの事項について虚偽の報告をした者

一の四　第八条の六第一項又は第三項の登録を受けないで検証業務を行った者

一の五　不正の手段により第八条の六第一項又は第三項の登録を受けた者

一の六　第八条の十五の規定に違反した者

一の七　第八条の十七の規定に違反して第八条の七第一項第三号の都内の営業所ごとに帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿若しくは資料を規則で定めるところにより保存しなかった者

二　第八十一条第一項の規定による認可を受けないで、工場を設置した者

第百六十条　次の各号の一に該当する者は、二十五万円以下の罰金に処する。

一　第五条の八第二項、第五条の十第一項又は第八十九条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二　第五条の十三第三項又は第五条の十四第一項の規定による申請をせず、又は虚偽の申請をした者

第百六十条の二　第五条の二十一第三項の規定による申請若しくは同

条第六項の規定による届出をせず、又は虚偽の申請若しくは届出をした口座名義人（指定地球温暖化対策事業者に限る。）は、二十万円以下の罰金に処する。

第百六十一条　次の各号の一に該当する者は、十五万円以下の罰金に処する。

一　第八十二条第一項の規定による認可を受けないで、第八十一条第二項第三号から第五号までに掲げる事項を変更した者

一の二　第六条の二第一項又は第二項の規定に違反した者

二　第九十条又は第百二十四条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三　第九十二条第一項の規定に違反して、指定作業場を設置し、又は第八十九条第三号から第五号までに掲げる事項を変更した者

四　第百五十二条第一項の規定による立入り、検査若しくは採取、第百五十二条の二第一項の規定による立入り若しくは検査又は第百五十四条第一項の規定による立入りを拒み、妨げ、又は忌避した者

第百六十二条　次の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一　第八十四条第一項、第八十六条又は第九十八条第一項若しくは第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二　第八十四条第三項の規定に違反して、工場又は工場の変更部分の使用を開始した者

三　第九十八条第二項の規定による計画を提出しなかった者

四　第百三十四条第四項又は第五項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第百六十三条　次の各号の一に該当する者は、科料に処する。

一　第二十八条第一項若しくは第二項若しくは第九十九条の規定による計画書又は第百十一条第二項の規定による方法書を提出しなかった者

二　第五条の九第一項若しくは第二項、第八条の十第一項、第八条の十一第一項若しくは第二項、第八十七条（第九十三条第一項の規定により準用する場合を含む。）又は第八十八条第三項（第九十三条第二項の規定により準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三　第五条の九第四項、第二十九条、第百十条第一項又は第百五十五条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

（両罰規定）

第百六十四条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、当該法人又は人の業務に関し、前六条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、当該法人又は人に対して各本条の罰金刑又は科料刑を科する。

（過料）

第百六十五条　詐欺その他不正の行為により、第八十三条第一項の規定による手数料の徴収を免れた者は、当該徴収を免れた金額の五倍に相当する金額（当該五倍に相当する金額が五万円を超えないときは、五万円とする。）以下の過料に処する。

附　則

（施行期日）

1　この条例は、平成十三年四月一日から施行する。ただし、第百八条から第百二十二条までの規定は平成十三年十月一日から、第二十条から第二十五条までの規定は平成十四年六月一日から、第三十七条から第四十条まで及び第四十二条の規定は平成十五年十月一日から施行する。

（経過規定）

2　この条例の施行前にこの条例による改正前の東京都公害防止条例（以下「旧条例」という。）の規定によりされた認可、命令その他の処分又はこの条例の施行の際現に旧条例の規定によりされている申請、届出その他の手続は、それぞれこの条例の相当の規定に基づいてされた処分又は手続とみなす。

3　この条例第二十条から第二十五条までの規定は、平成十四年五月三十一日までに建築基準法第六条第一項の規定に基づく確認の申請又は同法第十八条第二項の規定に基づく通知がなされた特定建築物については、適用しない。

4　この条例の施行の際新たにこの条例第八十一条第一項の規定により工場の設置の認可を受けなければならないこととなった工場を既に設置し、又は設置の工事をしている者は、この条例の施行の日から六十日以内に、規則で定めるところにより、当該工場について、同条第二項に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

附　則

（施行期日）

1　この規則は、平成十三年四月一日から施行する。ただし、第五十一条から第五十八条までの規定は同年十月一日から、第六条第八号から第十二号までの規定は平成十四年四月一日から、第十条から第十三条までの規定は同年六月一日から施行する。

（経過規定）

2　この規則第四条第一項の規定は、平成十三年度以後の事業所の燃料及びこれを熱源とする熱の年度の使用量並びに電気の年度の使用量について、適用する。

3　この規則第十七条第三項の規定は、同項の規定にかかわらず、平成十八年三月三十日までの間は、別に定める割合とする。

4　この規則の施行の際既にこの規則による改正前の東京都公害防止条例施行規則（以下「改正前の規則」という。）第十二条の四第二項の規定により東京都一級公害防止管理者の登録証を交付されている者はこの規則第四十九条第五項の規定により東京都一種公害防止管理者登録証を交付された者と、改正前の規則第十二条の四第二項の規定により東京都二級公害防止管理者又は東京都三級公害防止管理者

5　この条例の施行の際新たにこの条例第八十九条の規定により設置の届出をしなければならないこととなった指定作業場を既に設置し、又は設置の工事をしている者は、この条例の施行の日から六十日以内に、規則で定めるところにより、当該指定作業場について、同条に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

6　この条例の施行の際新たにこの条例第九十七条又は第百三十五条の規定により揚水量の測定等をしなければならないこととなった揚水施設を既に設置し、又は設置の工事をしている者は、この条例の施行の日から六十日以内に、規則で定めるところにより、当該揚水施設に係る揚水機の吐出口の断面積、ストレーナーの位置等を知事に届け出なければならない。ただし、前二項の規定に基づき届出をした者は、この限りでない。

7　この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

の登録証を交付されている者は同項の規定により東京都二種公害防止管理者登録証を交付された者とみなす。

5　条例附則第四項の規定による届出は、この規則附則別記第一号様式による工場既設届出書によらなければならない。

6　条例附則第五項の規定による届出は、この規則附則別記第二号様式による指定作業場既設届出書によらなければならない。

7　条例附則第六項の規定による届出は、この規則附則別記第三号様式による地下水揚水施設既設届出書によらなければならない。

8　この規則別表第六の規定は、この規則施行の際既に設置されている燃料用揮発油の貯蔵施設の容量の合計が五キロリットル以上のもの（燃料用揮発油、灯油又は軽油のすべての貯蔵施設の容量の合計が五十キロリットル以上のものを除く。）については、平成十五年九月三十日まで（設置される地域、施設の構造等により排出を防止するために必要な設備の設置が困難な貯蔵施設にあっては当分の間）、適用しない。

（東京都公害防止条例の一部を改正する条例附則第三項に規定する届出に関する規則の廃止）

9　東京都公害防止条例の一部を改正する条例附則第三項に規定する届出に関する規則（平成三年東京都規則第三百五十三号）は、廃止する。

（東日本大震災に係る電力需要抑制措置を実施した場合の特例）

10　東日本大震災に伴う電力不足に対応するため、平成二十三年三月十一日以降の知事が別に定める期間、電気事業者に対する電力の需要を抑制するために必要な措置として知事が別に定めるものが事業所において実施された場合において、その実施を証する書類が知事に提出されたときは、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えて適用する。

第四条第一項	燃料及びこれを熱源とする熱（他人から供給されたものに限る。）並びに電気（燃料を変換して得られた電気であって、当該電気を発生させた者が自ら使用するもの並びに再生可能エネルギーを変換して得られた電気であって、当該電気を発生させた者が自ら使用するもの及び当該電気のみを供給	知事が別に定める方法により算定した燃料等の年度の使用量

	する者から供給（電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第二条第一項第十五号の託送供給を除く。）を受けたものを除く。）の年度の使用量
別表第一　一の項　算定方法の欄イ	温室効果ガス排出事業者の事業所等における事業活動に伴いその本来の用途に従って使用された当該燃料の量
別表第一　一の項　算定方法の欄ロ	温室効果ガス排出事業者の事業所等における事業活動に伴い使用された他人から供給された当該熱の量
別表第一　一の項　算定方法の欄ハ	温室効果ガス排出事業者の事業所等における事業活動に伴い使用された他人から供給された電気の量

知事が別に定める方法により算定した当該燃料の量	
知事が別に定める方法により算定した当該熱の量	
知事が別に定める方法により算定した電気の量	

11　平成三十一年三月三十一日までの間、第四条の二十第二項に定める期間は、同項の規定にかかわらず、次の表の第一欄に掲げる事業所にあっては、当該第一欄の区分に応じ、当該第二欄に掲げる年度から当該第三欄に掲げる年度までとする。

第一欄	第二欄	第三欄
一　当初申請（条例第五条	当初申請を	当初申請を行っ

の十五第一項の規定による申請（以下この表において「申請」という。）であって、初めて同項の基準（以下「基準」という。）に適合することを知事が認めた事業所となったときの申請をいう。以下同じ。）が平成二十三年度から平成二十六年度までの間に行われた事業所（以下「特例認定事業所」という。）（二に該当するものを除く。）	行った年度	た年度から起算して五年度目の年度（基準に適合しなくなったことを知事が認めた場合にあっては、その認めた日の属する年度）
二　特例認定事業所のうち、当初申請を行った年度から起算して五箇年度の間に、再申請（当初申請の後に再度行われる申請をいう。以下同じ。）が行われ、基準に適合することを知事が認めた事業所	再申請を行った年度	当初申請を行った年度から起算して五年度目の年度（再申請の後に基準に適合しなくなったことを知事が認めた場合にあっては、その認めた日の属する年度）

附　則（平成一三年条例第八六号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成一三年条例第一一八号）

改正　平成一五年一〇月一四日条例第一二八号

平成一六年六月二三日条例第一三一号

平成一九年六月三〇日条例第八五号

平成二二年六月二三日条例第八二号

1　この条例は、平成十四年四月一日から施行する。ただし、別表第七四の部（二）の款アの項の表の改正規定のうち許容限度に係る部分及び臭気に係る部分、同表備考三（二）の改正規定、同款イの項（ア）の表から（エ）の表までの改正規定のうち許容限度に係る部分及び臭気に係る部分並びに別表第七　七の項の改正規定は、同年七月一日から施行する。

2　附則別表の上欄に掲げる有害物質の種類ごとに同表の中欄に掲げ

附則第一号様式（別添のとおり）

附則第二号様式（別添のとおり）

附則第三号様式（別添のとおり）

附　則（平成一三年規則第一八三号）

1　この規則は、公布の日から施行する。

2　この規則の施行の際、この規則による改正前の都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則別記第十五号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附　則（平成一三年規則第二三一号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成一三年規則第二六一号）

1　この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

2　この規則の施行の際、この規則による改正前の都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則別記第七号様式、第十六号様式及び第二十一号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

る業種その他の区分に属する工場又は指定作業場（この条例による改正後の都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（以下「改正後の条例」という。）別表第七　四の部（一）の項の表に規定する水道水源水域に汚水を排出する新設の工場を除く。）に係る公共用水域に排出される汚水の規制基準は、平成二十五年六月三十日までは、改正後の条例別表第七　四の部（一）の項の表の規定にかかわらず、それぞれ附則別表の下欄に掲げる許容限度とする。

3　前項の規定の適用については、当該工場又は指定作業場から排出される汚水の処理施設を有する事業場については、当該工場又は指定作業場の属する業種その他の区分に属するものとみなす。

4　前二項に規定する規制基準は、排水基準を定める省令（昭和四十六年総理府令第三十五号）第二条の環境大臣が定める方法により検定した場合における検出値によるものとする。

5　この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則別表　（略）

附　則（平成一四年規則第二九号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第十条第二項の改正規定及び別記第三号様式の次に一様式を加える改正規定は、平成十四年六月一日から施行する。

附　則（平成一四年規則第二一〇号）

1　この規則は、公布の日から施行する。

2　この規則の施行の際、この規則による改正前の都民の健康と安全を

附　則（平成一五年条例第一二八号）

（施行期日）

1　この条例は、平成十五年十二月一日から施行する。

（都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

2　都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の一部を改正する条例（平成十三年東京都条例第百十八号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附　則（平成一五年条例第一五七号）

確保する環境に関する条例施行規則別記第七号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附　則（平成一五年規則第一〇号）

1　この規則は、平成十五年四月一日から施行する。ただし、第五十六条及び別表第十二の改正規定は、同年二月十五日から施行する。

2　前項ただし書に規定する改正規定の施行の際、現に都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成十二年東京都条例第二百十五号）第百十六条第一項若しくは第四項又は同条例第百十七条第二項に規定する調査に着手している者に適用される汚染土壌処理基準については、前項ただし書に規定する改正規定による改正後の都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則第五十六条及び別表第十二の規定にかかわらず、なお従前の例による。

この条例は、食品衛生法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第五十五号）附則第一条第三号に規定する日から施行する。

（規定する日＝平成一六年二月二七日）

附　則（平成一六年条例第六二号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成一六年条例第一三一号）

この条例は、平成十六年七月一日から施行する。

附　則（平成一七年条例第八五号）

（施行期日）

1　この条例は、平成十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に掲げる日から施行する。

一　第二章第三節の次に一節を加える改正規定（第二十五条の四、第二十五条の六及び第二十五条の七に係る部分に限る。）、第百五十三条第二項の改正規定（特定家庭用機器販売事業者に係る部分に限る。）及び同条第一項の改正規定（同項の次に一項を加える部分に限る。）、第百五十五条の改正規定（「特定建築主」の下に「、特定家庭用機器販売事業者」を加える部分に限る。）並びに第百五十六条の改正規定（「第二十五条」の下に「、第二十五条の七」を加える部分に限る。）　平成十七年七月一日

二　第十八条の改正規定（「者は、建築物」の下に「及びその敷地」を加える部分を除く。）、第二十一条第一項第四号の改正規定、第二十三条の次に四条を加える改正規定（第二十三条の三から第二十三条の五までに係る部分に限る。）、第二十四条の改正規定（同条に一

附　則（平成一七年規則第四七号）

1　この規則は、平成十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に掲げる日から施行する。

一　第十三条の次に五条を加える改正規定（第十三条の六に係る部分に限る。）　平成十七年七月一日

二　第十二条第二項の改正規定（「は、次に」を「は、条例第二十三条の二第一項に規定するマンション環境性能表示に変更が生じない場合であって、次に」に改める部分に限る。）、第十三条の次に五条を加える改正規定（第十三条の三及び第十三条の四に係る部分に限る。）、別記第三号様式の二の改正規定（「及び自然環境の保全」を「、自然環境の保全及びヒートアイランド現象の緩和」に改める部分に限る。）及び別記第五号様式の次に三様式を加える改正規定　平成十七年十月一日

三　第十三条の次に五条を加える改正規定（第十三条の五第三号に係る部分に限る。）　東京都規則で定める日

項を加える部分に限る。）、第二十五条の改正規定（同条第二項中「特定建築物」を「特定建築物等」に改める部分を除く。）並びに第百五十三条第二項の改正規定（マンション販売受託者に係る部分に限る。）及び同条第一項の改正規定（「特定建築物」を「その特定建築物等、事務所その他の場所」に改める部分を除く。）　平成十七年十月一日

（経過措置）

２　この条例の施行の日から平成十七年六月三十日までの間は、この条例による改正後の都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（以下「新条例」という。）第百五十三条第四項中「前三項」とあるのは「第一項又は第二項」とする。

３　この条例の施行前にこの条例による改正前の都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（以下「旧条例」という。）第六条第一項の規定により提出された地球温暖化対策計画書の計画期間は、平成十七年三月三十一日をもって終了するものとする。

４　旧条例第六条第一項の規定により地球温暖化対策計画書を提出した者の旧条例第八条第二項の規定による地球温暖化の対策の結果の知事への提出及び公表については、なお従前の例による。この場合において、当該地球温暖化対策計画書を提出し、公表した者は、当該地球温暖化の対策の結果を提出した年度においては、新条例第五条の六の規定による排出概況確認書の提出及び新条例第八条第一項第一号の規定による排出概況確認書の公表を要しない。

５　第一項第二号に掲げる改正規定による改正前の都民の健康と安全

２　この規則による改正後の都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則別記第三十八号様式中

「２　知事は、第２４条及び第２５条並びに第１５６条第１項の規定の施行に必要な限度において、その職員に、特定建築主又はマンション販売受託者の同意を得て、その特定建築物等、事務所その他の場所に立ち入り、配慮指針に基づく環境への配慮のための措置又はマンション環境性能表示の実施状況について調査させることができる。

３　知事は、第２５条の６及び第２５条の７並びに第１５６条第１項の規定の施行に必要な限度において、その職員に、特定家庭用機器販売事業者の同意を得て、その販売店、事務所その他の場所に立ち入り、特定家庭用機器の省エネルギー性能等を示す事項の掲出の実施状況について調査させることができる。

４　前３項の規定による調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、地球温暖化対策事業者、計画書案提出事業者、計画書提出事業者、特定建築主、マンション販売受託者、特定家庭用機器販売事業者その他の関係人に提示しなければならない。　」

とあるのは、この規則の施行の日から平成十七年六月三十日までの間にあっては

「２　知事は、第２４条及び第２５条並びに第１５６条第１項の規定の施行に必要な限度において、その職員に、特定建築主の同意を得て、その特定建築物等、事務所その他の場所に立ち入り、配

を確保する環境に関する条例第二十一条第一項の規定により提出された建築物環境計画書に係る特定建築物等については、新条例第二十三条の三から第二十三条の五までの規定は、適用しない。

慮指針に基づく環境への配慮のための措置の実施状況について調査させることができる。

4　第１項又は第２項の規定による調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、地球温暖化対策事業者、計画書案提出事業者、計画書提出事業者、特定建築主その他の関係人提示しなければならない。　　」

と、平成十七年七月一日から同年九月三十日までの間にあつては

「2　知事は、第２４条及び第２５条並びに第１５６条第１項の規定の施行に必要な限度において、その職員に、特定建築主の同意を得て、その特定建築物等、事務所その他の場所に立ち入り、配慮指針に基づく環境への配慮のための措置の実施状況について調査させることができる。

3　知事は、第２５条の６及び第２５条の７並びに第１５６条第１項の規定の施行に必要な限度において、その職員に、特定家庭用機器販売事業者の同意を得て、その販売店、事務所その他の場所に立ち入り、特定家庭用機器の省エネルギー性能等を示す事項の掲出の実施状況について調査させることができる。

4　前３項の規定による調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、地球温暖化対策事業者、計画書案提出事業者、計画書提出事業者、特定建築主、特定家庭用機器販売事業者その他の関係人に提示しなければならない。　　」

とする。

附　則（平成一八年規則第一四号）

附　則（平成一八年条例第五号）

1　この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

2　この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に行ったこの条例による改正前の都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（以下「旧条例」という。）第百二十四条第一項の規定による届出に係る旧条例の適用については、なお従前の例による。

1　この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

2　平成十八年度における都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成十二年東京都条例第二百十五号）第五条の六の規定による排出概況確認書の提出については、この規則による改正後の都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則第四条の二第一項中「四月末日までに」とあるのは「五月末日までに」とする。

3　この規則の施行の際現にエネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第九十三号）による改正前のエネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第八条第一項の熱管理士免状を有する者は、この規則による改正後の都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則別表第十の規定にかかわらず、同表東京都一種公害防止管理者の項第一号及び東京都二種公害防止管理者の項第一号の該当する者とする。

附　則（平成一八年規則第一一〇号）

（施行期日）

1　この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前に、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成十二年東京都条例第二百十五号。以下「条例」という。）第二十八条第一項の規定により提出された自動車環境管理計画書の計画期間は、この規則による改正後の都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）第十六条第二項の規定にかかわらず、平成十八年三月三十

3　前項の規定にかかわらず、この条例による改正後の都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（以下「新条例」という。）第百二十四条第三項の規定による飛散防止方法等計画の届出をすべき者が、施行日前に行った旧条例第百二十四条第一項の規定による届出は、新条例第百二十四条第三項の規定による届出とみなす。

4　この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

一日をもって終了するものとする。

3　前項の規定により計画期間の終了した自動車環境管理計画書に引き続く自動車環境管理計画書及び平成十八年一月三十一日から同年三月三十一日までの間に条例第二十八条第一項に規定する特定事業者（以下「特定事業者」という。）に該当することとなった者で施行日以後に自動車環境管理計画書を提出しようとするものに係る自動車環境管理計画書は、新規則第十六条第二項の規定にかかわらず、平成十八年度から五年ごとに当該期間を計画期間として作成するものとする。

4　第二項の規定により計画期間の終了した自動車環境管理計画書に引き続く自動車環境管理計画書、平成十八年一月三十一日から同年三月三十一日までの間に特定事業者に該当することとなった者で、施行日以後に自動車環境管理計画書を提出しようとするものに係る自動車環境管理計画書及び施行日から平成十八年六月三十日までに特定事業者に該当することとなった者に係る自動車環境管理計画書の提出は、新規則第十六条第三項の規定にかかわらず、同年八月三十一日までに行わなければならない。

5　第二項の規定により計画期間の終了した自動車環境管理計画書に係る平成十七年度分の実績報告書の提出については、新規則第十六条の二の規定にかかわらず、なお従前の例による。

6　条例第百二十四条第三項に規定する飛散防止方法等計画の届出において、平成十八年四月三十日までの間、この規則による改正前の都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則別記第三十五

附　則（平成一九年条例第六五号）

（施行期日）

1　この条例は、平成十九年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　附則別表の上欄に掲げる項目につき同表の中欄に掲げる業種に属する工場又は指定作業場（この条例による改正後の都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第二条第七号又は第八号に規定する工場又は指定作業場をいう。以下同じ。）から公共用水域に排出される汚水の規制基準は、平成二十三年十二月十日までは、改正後の条例別表第七　四の部（二）の款アの項号様式による届出は、新規則別記第三十五号様式の二による届出とみなす。

（都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部改正）

7　都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則の一部を改正する規則（平成十七年東京都規則第四十七号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附　則（平成一八年規則第一六一号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成一八年規則第二〇五号）

この規則は、平成十八年十月一日から施行する。

附　則（平成一九年規則第二五号）

1　この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

2　この規則の施行の際、この規則による改正前の都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則別記第三十五号様式の二及び第三十九号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

の表及び同款イの項（ア）から（エ）までの表の規定にかかわらず、それぞれ附則別表の下欄に掲げる許容限度とする。

3　附則別表の中欄に掲げる業種（下水道業を除く。）に属する工場又は指定作業場から排出される汚水（公共用水域に排出されるものを除く。）の処理施設を有する事業場については、当該工場又は指定作業場の属する業種に属するものとみなして、前項の規定を適用する。

4　前二項に規定する規制基準は、排水基準を定める省令（昭和四十六年総理府令第三十五号）第二条の環境大臣が定める方法により検定した場合における検出値によるものとする。

5　この条例の施行の際既に設置され、又は着工されている工場又は指定作業場から排出される汚水の亜鉛含有量に係る規制基準は、平成十九年六月十日までは、改正後の条例別表第七　四の部（二）の款アの項の表及び同款イの項（ア）から（エ）までの表並びに前三項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

6　この条例の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則別表（別添のとおり）

附　則（平成一九年条例第八五号）

この条例は、平成十九年七月一日から施行する。

附　則（平成一九年規則第一五五号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成二〇年条例第九三号）抄

（施行期日）

1　この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に掲げる日から施行する。

一　目次の改正規定（「第三節の二　家庭用電気機器等の省エネルギー性能等の表示（第二十五条の二―第二十五条の七）」を「第三節の二　家庭用電気機器等に係る温室効果ガスの排出の削減（第二十五条の二―第二十五条の八）」に改める部分に限る。）、第二章第三節の二の改正規定、第七十六条、第九十七条、第百二十七条第二項、第百三十四条及び第百三十五条の改正規定、第百五十三条の改正規定（第二十五条の六及び第二十五条の七に係る部分に限る。）、第百五十六条第一項の改正規定（「第二十五条の七」を「第二十五条の八」に改める部分に限る。）並びに別表七の改正規定並びに附則第十二項から第十四項までの規定　公布の日

二　目次の改正規定（「第二節の五　地域におけるエネルギーの有効利用（第十七条の二―第十七条の二十三）」を加える部分及び「第四節　地域冷暖房計画（第二十六条・第二十七条）」を「第四節　削除（第二十六条・第二十七条）」に改める部分に限る。）、第二条の改正規定、第二章第二節の四の次に一節を加える改正規定並びに第二章第三節及び第四節の改正規定並びに附則第七項から第十一項までの規定　平成二十二年一月一日

（経過措置）

2　この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に、この条例に

附　則（平成二〇年規則第一六七号）

1　この規則は、公布の日から施行する。

2　この規則による改正前の都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則別記第三十八号様式による立入調査証で、現に効力を有するものは、この規則による改正後の都民の健康と安全を確保する条例施行規則別記第三十八号様式による立入調査証とみなす。

よる改正前の都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（以下「旧条例」という。）第六条第五項の規定により提出された地球温暖化対策計画書の計画期間は、平成二十二年三月三十一日をもって終了する。

3　施行日前に、現に旧条例第七条第一項の計画書提出事業者であって、施行日から平成二十二年三月三十一日までに旧条例第六条及び第七条の二から第七条の五までの規定に該当することとなるものについての旧条例第七条第一項、第七条の二から第九条まで、第百五十三条第一項及び第四項、第百五十五条第一項並びに第百五十六条第一項及び第四項の規定の適用については、なお従前の例による。

4　施行日から平成二十二年三月三十一日までの間は、施行日前に現に旧条例第七条第一項の計画書提出事業者である者については、この条例による改正後の都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（以下「新条例」という。）第五条の二十四第一項、第五条の二十五及び第六条の規定は、適用しない。

5　施行日から平成二十二年三月三十一日までの間は、新条例第五条の十一第一項から第三項まで、第五条の十七、第五条の十八、第五条の二十四第二項、第六条の二、第七条、第八条の三、第八条の五及び第八条の二十三から第九条までの規定は、適用しない。

6　施行日から平成二十三年三月三十一日までの間は、新条例第五条の十九から第五条の二十三までの規定は、適用しない。

7　新条例第二章第三節の規定は、附則第一項第二号に規定する改正規定の施行の日以後に新条例第二十一条の規定により建築物環境計画

書を提出した特定建築主について適用し、同日前に旧条例第二十一条第一項の規定により建築物環境計画書を提出した特定建築主については、なお従前の例による。

8　附則第一項第二号に規定する改正規定の施行の日から平成二十二年九月三十日までの間は、新条例第二十一条の二の規定は、適用しない。

9　旧条例第二十六条第一項の規定により知事が指定した地域冷暖房計画区域は新条例第十七条の十八第一項に規定する地域冷暖房区域と、旧条例第二十六条第二項の規定による公示は新条例第十七条の十八第六項の規定による公示とみなす。

10　附則第一項第二号に規定する改正規定の施行の際、現に前項の規定により地域冷暖房区域とみなされた区域において地域冷暖房により熱の供給を行っている者又は同改正規定の施行の日以後当該区域に熱の供給を行うこととなる者は、新条例第十七条の三第一項に規定する地域エネルギー供給事業者とみなし、新条例第二章第二節の五の規定（第十七条の十四の規定を除く。）を適用する。この場合において、新条例第十七条の十及び第十七条の十五の規定中「特定開発区域」とあるのは「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の一部を改正する条例（平成二十年東京都条例第九十三号）による改正前の都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第二十六条第一項の地域冷暖房計画区域」と読み替えるものとする。

11　前項の規定により地域エネルギー供給事業者とみなされた者（附則第一項第二号に規定する改正規定の施行の日以後熱の供給を行う

ことなる者に限る。）は、熱の供給を開始したときは、東京都規則（以下「規則」という。）で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

12　附則第二項から前項までに規定するもののほか、この条例の施行前に旧条例の規定によりなされた指導、勧告、命令その他の処分又はこの条例の施行の際既に旧条例の規定によりされている申請、届出、報告その他の手続は、それぞれ新条例の相当の規定に基づいてされた処分又は手続とみなす。

13　この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（委任）

14　附則第二項から前項までに規定するもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則（平成二一年条例第四四号）

（施行期日）

1　この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この条例による改正後の都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第三十五条及び第三十六条中「低公害・低燃費車」とあるのは、この条例の施行の日から平成二十三年三月三十一日までの間にあっては、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の一部を改正する条例（平成二十一年東京都条例第四十四号）による改正前の都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成十二年東京都条例第

附　則（平成二一年規則第七五号）

1　この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

2　都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成十二年東京都条例第二百十五号）第五条の八第二項及び第六条の規定は、平成二十一年度にあっては、同項及び同条の規定中「第五条の十一第四項の規定による検証の結果を添えて」とあるのは「特定温室効果ガス年度排出量が第五条の十一第四項の規則で定める基準に適合することについて自ら検証を行い」と読み替えて、適用する。

二百十五号）第三十四条に規定する低公害車」とする。

3　この規則による改正後の都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）第四条の十九第三項に規定する申請は、状況の変更があった日の属する年度が平成二十一年度以前の場合にあっては、同項の規定にかかわらず、平成二十三年九月末日までに行わなければならない。

4　新規則第五条の十一第一項の規定は、この規則の施行の日から平成二十二年三月三十一日までの間にあっては、同項第一号、第二号及び第四号中「十件」とあるのは「五件」と、同項第三号中「三件」とあるのは「二件」と読み替えて、適用する。

5　新規則第五条の十一第一項の規定は、平成二十二年四月一日から同年五月三十一日までの間にあっては、同項第二号及び第四号中「十件」とあるのは「五件」と読み替えて、適用する。

6　新規則第五条の十九に規定する地球温暖化対策報告書の提出は、平成二十二年度にあっては、同条の規定にかかわらず、平成二十二年十二月十五日までに行わなければならない。

7　新規則第十七条第三項の規定は、この規則の施行の日から平成二十三年三月三十一日までの間にあっては、同項中「同条に規定する低公害・低燃費車」とあるのは「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の一部を改正する条例（平成二十一年東京都条例第四十四号）による改正前の都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成十二年東京都条例第二百十五号）第三十四条に規定する低公害車」と、「排出ガスの発生量が特に少なく、かつ、燃費性能が特に高いもの」とあるのは「排出ガスの発生量が特に少ないもの」と読み替えて、適用する。

（委任）

3　前項に規定するもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、東京都規則で定める。

8　新規則第十七条第三項の規定は、平成二十三年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間は、同項中「五パーセント」とあるのは「別に定める割合」と読み替えて、適用する。

附　則（平成二一年規則第一二六号）

改正　平成二六年一二月一九日規則第百七十号

1　この規則は、平成二十二年一月一日から施行する。ただし、第四条、第四条の五及び第四条の七の改正規定、第四条の九の次に一条を加える改正規定、第四条の十の改正規定、第四条の十一の次に二条を加える改正規定、第四条の十三、第四条の十六、第四条の十八及び第四条の十九の改正規定、第四条の二十三に一項を加える改正規定、第四条の二十六、第五条の五、第五条の九、第五条の十一及び第五条の十二の改正規定、第五条の十九に一項を加える改正規定、別表第一、別表第一の二及び別表第一の三の改正規定並びに別記第二号様式、第二号様式の四及び第二号様式の五の改正規定は公布の日から、第十条の次に一条を加える改正規定は平成二十二年十月一日から施行する。

2　この規則の施行の日から平成三十年三月三十一日までの間は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の一部を改正する条例（平成二十年東京都条例第九十三号。以下「改正条例」という。）附則第九項の規定により、改正条例による改正後の条例（以下「新条例」という。）第十七条の十八第一項に規定する地域冷暖房区域とみなされ

た区域又は附則第四項の規定によりみなされた地域エネルギー供給計画書に記載するエネルギーを供給する区域についての次の表の第一欄に掲げる指定又は指定の取消しにおいて、当該第二欄に掲げる基準を適用する場合にあっては、当該第三欄に定める値を当該第四欄に定める値と読み替えて、適用する。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
新条例第十七条の十八第一項の規定による地域冷暖房区域の指定	新条例第十七条の十八第一項に規定するエネルギーの効率の値に係るこの規則による改正後の都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）第八条の十七第三項で定める基準	新規則別表第一の四　一の部の表中「〇・九〇」	〇・八〇
		新規則別表第一の四　一の部の表中「〇・八五」	〇・六五
新条例第十七条の十八第一項に規定する新条例第十七条の十一第一	新条例第十七条の十八第一項に規定する新条例第十七条の十一第一	新規則別表第一の四　二の部の表中「四十立方センチメートル」	五十九立方センチメートル

			新条例第十七条の二十第一項の規定による地域冷暖房区域の指定の取消し
項第六号の新規則第八条の九第三項で定める事項に係る新規則第八条の十七第三項で定める基準	新条例第十七条の二十第一項第一号に規定するエネルギー供給の効率に係る新規則第八条の二十一で定める基準		新条例第十七条の二十第一項第五号に規定する新条例第十七条の十一第一項第六号の新規則第八条の九第三項で定める事項に係る新条例第十七条の十八第一項の
	新規則別表第一の四　一の部の表中「〇・九〇」	新規則別表第一の四　一の部の表中「〇・八五」	新規則第八条の二十一第四項中「連続する三箇年度（年度の途中からエネルギーの供給が開始された場合にあっては、当該年度を除く三箇年度）において、別表第一の四
	〇・八〇	〇・六五	別表第一の四二の部の上欄に掲げる窒素酸化物の量が五十九立方センチメートルを超え、かつ、改善の見込みがないとき

	新規則第八条の二十一で定める基準	二の部の上欄に掲げる窒素酸化物の量が当該下欄に掲げる量を超え、かつ、改善の見込みがないとき」	

3　改正条例附則第十一項の規定による届出は、附則様式によるみなし地域冷暖房区域に係るエネルギー供給開始届によらなければならない。

4　改正条例附則第一項第二号に規定する日（以下「新条例施行日」という。）前に、特定開発事業者の要件に該当する者が、改正条例による改正前の都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（以下「旧条例」という。）第二十六条第一項の規定に基づき、地域冷暖房計画を策定するために、地域冷暖房の導入に係る事業計画の案を提出し、かつ、新条例施行日前に知事が当該事業計画の案に係る地域冷暖房区域を策定しなかった場合であって、当該事業計画の案を提出した者が、新条例第十七条の十八第一項に規定する地域冷暖房区域の指定を受けることを求めたときは、当該事業計画の案を地域エネルギー供給計画書とみなす。

5　この規則の施行の日前に、前項に規定する事業計画の案に基づき、旧条例第二十六条第一項の規定による地域冷暖房計画区域の指定をしようとする場合において、知事が専門的知識を有する者の意見を聴取したときは、新条例第十七条の十八第二項の規定による意見を聴い

たものとみなす。

6　この規則の施行の日前に、附則第四項に規定する事業計画の案に基づき、旧条例第二十六条第一項の規定による地域冷暖房計画区域の指定をしようとする場合において、知事が新条例第十七条の十八第三項各号に掲げる者に相当する者に対し説明を行ったときは、同項の説明を行ったものとみなす。

7　新規則第九条の二の規定は、この規則の施行の日から平成二十二年九月三十日までの間にあっては、同条中「五千平方メートル」とあるのは「一万平方メートル」と読み替えて、適用する。

附　則（平成二二年規則第三五号）

（施行期日）

1　この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この規則による改正後の都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）第四条の二十第一項の規定は、平成二十二年度にあっては、同項の規定中「九月末日」とあるのは「十二月末日（第二区分事業所に係る申請の場合にあっては、三月末日）」と読み替えて、適用する。

3　この規則の施行の日（以下「施行日」という。）から平成二十五年七月末日までの間（以下「経過期間」という。）における新規則第五条の五の適用については、同条中「六　優良事業所基準への適合の検証（第二区分事業所の検証に限る。）」とあるのは、

「六　優良事業所基準への適合の検証（第二区分事業所の検証に限

る。）

七　特定温室効果ガス年度排出量及び基準排出量の検証（条例第五条の十三第一項第一号の事業所を対象とするものに限る。）（以下「旧特定ガス・基準量検証」という。）」とする。

4　経過期間における新規則第五条の六第一項に基づく申請、新規則第五条の七第一項に基づく登録及び同条第三項に基づく通知については、新規則別記第二号様式、第二号様式の四及び第二号様式の五にかかわらず、この規則附則別記第一号様式から第三号様式までによるものとする。

5　施行日前に、この規則による改正前の都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則（以下「旧規則」という。）第五条の五第一号に規定する特定ガス・基準量検証の登録区分（以下「旧一号区分」という。）で検証機関の登録（都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成十二年東京都条例第二百十五号。以下「条例」という。）第八条の六第一項の規定による登録をいう。以下同じ。）を受けた者は、施行日において附則第三項の規定により読み替えられた新規則第五条の五第七号の旧特定ガス・基準量検証の登録区分（以下「暫定七号区分」という。）で検証機関の登録を受けた者とみなす。

6　知事は、前項の規定により暫定七号区分で検証機関の登録を受けた者とみなされた者があるときは、その旨及び次の事項を公示するものとする。

一　登録検証機関の登録番号及び氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

二　検証業務を行う営業所の名称及び所在地
三　旧一号区分の登録年月日

7　暫定七号区分での検証機関の登録の申請の期限は、平成二十二年六月末日までとし、条例第八条の六第三項の規定にかかわらず、暫定七号区分での検証機関の登録の更新は行えないものとする。

8　第五項の規定により暫定七号区分で検証機関の登録を受けた者とみなされた者については、検証機関の登録の日は旧一号区分で検証機関の登録を受けた日とし、条例第八条の六第三項の規定にかかわらず、暫定七号区分での検証機関の登録の更新を行うことができない。

9　施行日前に、旧一号区分で検証機関の登録の申請を行った者であって、検証機関の登録を受けていないものについての当該申請は、暫定七号区分での検証機関の登録の申請とみなす。

10　経過期間における新規則第五条の十一第一項の適用については、同項中

「六　優良事業所基準への適合の検証（第二区分事業所の検証に限る。）　第二区分事業所に対する優良事業所基準への適合の検証業務又はエネルギーの使用の合理化若しくは温室効果ガスの排出量の削減に関する診断、助言若しくは性能検証の業務に合計三年間以上従事している者のうち、優良事業所基準への適合の検証業務に関する講習会又は知事が指定した講習会を修了し、かつ、建築士法第十条の二第四項に規定する設備設計一級建築士又は第四条の二十四第三項第一号イからエまでのいずれかに該当する者（同号イに該当する者のうち、第二次試験の技術部門が建設部門、環

境部門又は総合技術監理部門（第二次試験の選択科目として建設部門又は環境部門を選択した場合に限る。）である者を除く。）」とあるのは、

「六　優良事業所基準への適合の検証（第二区分事業所の検証に限る。）　第二区分事業所に対する優良事業所基準への適合の検証業務又はエネルギーの使用の合理化若しくは温室効果ガスの排出量の削減に関する診断、助言若しくは性能検証の業務に合計三年間以上従事している者のうち、優良事業所基準への適合の検証業務に関する講習会又は知事が指定した講習会を修了し、かつ、建築士法第十条の二第四項に規定する設備設計一級建築士又は第四条の二十四第三項第一号イからエまでのいずれかに該当する者（同号イに該当する者のうち、第二次試験の技術部門が建設部門、環境部門又は総合技術監理部門（第二次試験の選択科目として建設部門又は環境部門を選択した場合に限る。）である者を除く。）

七　旧特定ガス・基準量検証　旧特定ガス・基準量検証の業務その他これに類するものとして知事が指定する業務について担当した経験が、申請日前三年以内に合計十件以上あり、かつ、知事が実施する旧特定ガス・基準量検証の業務に関する講習会又は知事が指定する講習会を修了した者」とする。

11　施行日前に、旧一号区分で旧規則第五条の十一第一項の規定による登録（以下「旧検証主任者登録」という。）を受けた者は、施行日において暫定七号区分で新規則第五条の十一第一項の規定による登録（以下「新検証主任者登録」という。）を受けた者とみなす。

12　施行日前に、旧一号区分で旧検証主任者登録の申請を行った者であって、旧検証主任者登録を受けていないものについての当該申請は、暫定七号区分での新検証主任者登録の申請とみなす。

13　施行日前に、旧一号区分の検証業務に関する講習会を修了した者が、知事が実施する追加検証業務（新規則第五条の五第一号に規定する特定ガス・基準量検証（以下「新一号区分」という。）の検証業務のうちから旧一号区分の検証業務を除いたものをいう。以下同じ。）に関する講習会を修了したときは、施行日において新一号区分の検証業務に関する講習会を修了した者とみなす。

14　新一号区分で検証機関の登録を受けた者にあっては当該新一号区分に加えて暫定七号区分で検証機関の登録を受けた者と、新一号区分で新検証主任者登録を受けた者にあっては当該新一号区分に加えて暫定七号区分で新検証主任者登録を受けた者と、それぞれみなす。

（都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部改正）

15　都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則の一部を改正する規則（平成二十一年東京都規則第七十五号）の一部を次のように改正する。

附則中第七項を第八項とし、第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5　新規則第五条の十一第一項の規定は、平成二十二年四月一日から同年五月三十一日までの間にあっては、同項第二号及び第四号中「十件」とあるのは「五件」と読み替えて、適用する。

附　則（平成二二年規則第一七三号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成二二規則第二三〇号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成二三規則第一〇号）

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。ただし、第四条の十、第四条の十一、第四条の十二、第四条の十三、第五条の九及び第五条の十九の改正規定は、公布の日から施行する。

附　則（平成二三年規則第三八号）

（施行期日）

1　この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この規則の施行の日（以下「施行日」という。）から平成二十七年度の末日までの間におけるこの規則による改正後の都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）第四条の二十一の二十一第二項の適用については、同項中、

「四　前三号に掲げるもののほか、知事が特にその必要があると認める場合　減額又は免除」とあるのは、

「四　中小企業基本法（昭和三十八年法律第百五十四号）第二条第一項に規定する中小企業者（以下この号において「中小企業者」という。）のうち、次の要件に該当するものを除いたものから申請（一般管理口座の開設に係るものに限る。以下この項において同じ。）がある場

附　則（平成二三年条例第五一号）

この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

合　免除

ア　一の大企業（中小企業者以外の会社をいう。以下この号において同じ。）又はその役員が、当該中小企業者の発行済株式の総数又は出資価額の総額の二分の一以上を所有している場合

イ　複数の大企業又はその役員が、当該中小企業者の発行済株式の総額又は出資価額の総額の三分の二以上を所有している場合

ウ　一の大企業の役員又は職員が、当該中小企業者の役員総数の二分の一以上を兼務している場合

五　中小企業団体の組織に関する法律（昭和三十二年法律第百八十五号）第三条第一項第七号に規定する協業組合、同項第八号に規定する商工組合又は同項第九号に規定する商工組合連合会から申請がある場合　免除

六　中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第三条第一号に規定する事業協同組合、同条第一号の二に規定する事業協同小組合、同条第一号の三に規定する火災共済協同組合、同条第二号に規定する信用協同組合、同条第三号に規定する協同組合連合会又は同条第四号に規定する企業組合から申請がある場合　免除

七　商店街振興組合法（昭和三十七年法律第百四十一号）第二条第一項に規定する商店街振興組合又は商店街振興組合連合会から申請がある場合　免除

八　生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和三十二年法律第百六十四号）第三条に規定する生活衛生同業組合、同法第五十二条の四第一項に規定する生活衛生同業小組合又は同法第五十三条第一項に規定する生活衛生同業組合連合会から申請がある

場合　免除

九　前各号に掲げるもののほか、知事が特にその必要があると認める場合　減額又は免除」とする。

3　施行日前に、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成十二年東京都条例第二百十五号）第二十八条第一項の規定により提出された自動車環境管理計画書の計画期間は、平成二十二年度をもって満了するものとする。

4　施行日前に、この規則による改正前の都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則（以下「旧規則」という。）第十六条第二項に規定する自動車環境管理計画書を提出していない特定事業者のうち、特定事業者に該当することとなった日（以下「特定事業者該当日」という。）が平成二十三年一月三十一日前の特定事業者が施行日以後に提出する当該自動車環境管理計画書の計画期間は、特定事業者該当日の属する年度から開始し、平成二十二年度をもって満了するものとし、その提出については新規則第十六条第四項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

5　施行日前に、旧規則第十六条第二項に規定する自動車環境管理計画書を提出していない特定事業者のうち、特定事業者該当日が平成二十三年一月三十一日以後の特定事業者が施行日以後に提出する自動車環境管理計画書の計画期間は、新規則第十六条第二項に規定する計画期間とする。

附　則（平成二三年条例第五九号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則(平成二三年条例第八一〇号)

この条例は、平成二十三年十二月十一日から施行する。

附　則(平成二四年条例第七七号)

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

附　則（平成二三年規則第一〇五号）

1　この規則は、公布の日から施行する。

2　この規則の施行の際、この規則による改正前の都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則別記第一号様式の十八の四、第一号様式の十八の五、第一号様式の十八の十一、第一号様式の十八の十五および第一号様式の十八の十七による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附　則(平成二四年規則第一四号)

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

附　則(平成二四年規則第二一号)

(施行期日)

1　この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

2　この規則の施行の際、この規則による改正前の都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則別記第二号様式から第二号様式の四までによる用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

(都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部改正)

3　都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則の一部を改正する規則(平成二十二年東京都規則第三十五号。以下「一部改正規則」という。)の一部を次のように改正する。

附　則(平成二四年条例第一〇六号)

改正　平成二七年五月二二日条例第九五号

(施行期日)

1　この条例は、平成二十四年八月一日から施行する。

(経過措置)

2　附則別表の上欄に掲げる有害物質の種類につき同表の中欄に掲げる業種に属する工場又は指定作業場(この条例による改正後の都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第二条第七号の工場又は同条第八号の指定作業場であって、改正後の条例別表第七　四の部㈠の項の表に規定する水道水源水域に汚水を排出する新設の工場を除くものをいう。以下同じ。)から公共用水域に排出される汚水の規制基準は、平成三十年五月二十四日までは、改正後の条例別表第七　四の部㈠の項の表の規定にかかわらず、それぞれ附則別表の下欄に掲げるとおりとする。

3　工場又は指定作業場に係る汚水を処理する事業場については、当該工場又は指定作業場の属する業種に属するものとみなして、前項の規定を適用する。

4　附則第二項に規定する規制基準は、改正後の条例別表第七　四の部(一)の項の表備考第五号に規定する検定方法により検定した場合における検出値によるものとする。

〔次のよう〕略

4　この規則の施行の際、この規則による改正前の一部改正規則附則別記第一号様式及び第二号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

5　この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則別表

有害物質の種類	業種	許容限度
一・四―ジオキサン（単位　一リットルにつきミリグラム）	エチレンオキサイド製造業	六
	エチレングリコール製造業	

備考　中欄に掲げる業種に属する工場又は指定作業場が同時に他の業種に属する場合において、改正後の条例別表第七　四の部(一)の項の表又はこの表により当該業種につき異なる許容限度の規制基準が定められているときは、当該工場又は指定作業場から排出される汚水については、それらの規制基準のうち、最大の許容限度のものを適用する。

附　則(平成二四年規則第一六一号)

1　この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、別表第二十の改正規定は、公布の日から施行する。

2　この規則による改正後の都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則別表第十一の規定は、平成二十六年度以降において把握し、及び報告する平成二十五年度以降の使用量等(都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成十二年東京都条例第二百十五号)第百十条第一項に規定する適正管理化学物質ごとの使用量等をいう。以下この項において同じ。)について適用し、平成二十五年度において把握し、及び報告する平成二十四年度の使用量等については、なお従前の例による。

附　則(平成二四年規則第一七六号)

この規則は、平成二十五年一月一日から施行する。

附　則(平成二四年規則第一九〇号)

(施行期日)

1　この規則は、平成二十五年一月一日から施行する。

(経過措置)

2　この規則の施行の日(以下「施行日」という。)前に、この規則による改正前の都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則(以下「旧規則」という。)第四条の二十一の七第一項に規定する移転先一般管理口座が知事により登録されている場合においては、当該移転先一般管理口座をこの規則による改正後の都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則(次項において「新規則」という。)第四条の二十一の六の二第四項に規定する特定一般管理口座と、旧規則別記第一号様式の十八の九に記載された指定管理口座を同条第一項の規定により関連付けられた指定管理口座とみなす。

3　施行日前に、旧規則第四条の二十一の七第一項に規定する移転先指定管理口座が知事により登録されている場合においては、当該移転先指定管理口座を新規則第四条の二十一の六の二第一項の規定により関連付けられた指定管理口座と、当該移転先指定管理口座への移転元となる一般管理口座を同条第四項に規定する特定一般管理口座とみなす。

4　この規則の施行の際、旧規則別記第一号様式の三、第一号様式の四、第一号様式の十八の二の乙、第一号様式の十八の九及び第二号様式の三による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附　則(平成二五年条例第一一一号)

この条例は、平成二十五年七月一日から施行する。

附　則(平成二五年規則第八号)

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

附　則(平成二五年規則第九六号)

1　この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

2　都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成十二年東京都条例第二百十五号。以下「条例」という。)第十七条の四に規定する建築物の増築又は条例第二十条の三に規定する特別大規模特定建築物(以下「特別大規模特定建築物」という。)の増築については、当分の間、この規則による改正後の都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則(以下「新規則」という。)第八条の三第二項及び第四項、第九条の三第二項及び第四項、別表第一の五並びに別記第三号様式の二の規定(次項、附則第四項及び第六項において単に「新規則の規定」という。)にかかわらず、なお従前の例による。

3　条例第十七条の三第一項に規定する特定開発事業者(建築物の新築を行う事業をしようとする者に限る。以下同じ。)であって、旧判断基準適用者(エネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和五十四年法律第四十九号。以下「省エネ法」という。)第七十五条第一項の規定による届出の際、エネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準(平成二十五年経済産業省・国土交通省告示第一号。以下「新判断基準」という。)附則第二項の規定によりなお従前の例によることとされる基準(以下「旧判断基準」という。)の適用を受ける者をいう。以下同じ。)であるものが、条例第十七条の七又は第十七条の八の規定により、条例第十七条の四に規定する建築物について、エネルギー有効利用計画書に、条例第十七条の七第四号の目標

値(以下「目標値」という。)を記載して提出しようとするときの当該目標値の設定は、当該提出の日がこの規則の施行の日(以下「施行日」という。)から、当該建築物のうち新規則第八条の三第二項第二号から第九号までに規定する用途(以下「非住宅用途」という。)に供する部分にあっては平成二十五年十月二十三日(条例第十七条の八の規定による建築物環境計画書の提出日又は平成二十六年三月二十二日のいずれか早い日)まで、同項第一号に規定する用途(以下「住宅用途」という。)に供する部分にあっては同年十月二十三日(条例第十七条の八の規定による変更の届出にあっては、条例第二十一条の規定による建築物環境計画書の提出日又は平成二十七年三月二十二日のいずれか早い日)までの間は、新規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4　特定開発事業者であって、施行日前に条例第十七条の七の規定によりエネルギー有効利用計画書を提出したもの又は前項の規定によりなお従前の例によるとされたものが、新判断基準の適用を受けることとなったときは、同項の規定にかかわらず、条例第十七条の八の規定により、エネルギー有効利用計画書に、目標値として、条例第十七条の四及び新規則の規定により設定した目標値(以下「新目標値」という。)を記載したものを届け出なければならない。

5　附則第三項の規定により住宅用途に供する部分のみがなお従前の例によるとき又は前項に規定する場合において非住宅用途に供する部分のみについて新目標値を記載したエネルギー有効利用計画書を届け出るときにあっては、非住宅用途に供する部分に限り新規則第八条の三第四項第二号中「当該建築物の全体(第二項第二号から第九号までに規

定する用途に供する部分」とあるのは「当該建築物のうち、第二項第二号から第九号までに規定する用途に供する部分(当該各用途に供する部分」と、新規則第九条の三第四項第二号中「当該特別大規模特定建築物の全体(第八条の三第二項第二号から第九号までに規定する用途に供する部分」とあるのは「当該特別大規模特定建築物のうち、第八条の三第二項第二号から第九号までに規定する用途に供する部分(当該各用途に供する部分」と読み替えて適用するものとし、附則第三項の規定により非住宅用途に供する部分のみがなお従前の例によるとき又は前項に規定する場合において住宅用途に供する部分のみについて新目標値を記載したエネルギー有効利用計画書を届け出るときにあっては、住宅用途に供する部分に限り新規則第八条の三第四項第二号及び新規則第九条の三第四項第二号の規定は適用しない。

6　条例第二十条の三に規定する特別大規模特定建築主(建築物の新築をしようとする者に限る。以下同じ。)であって、旧目標値(条例第十七条の四及びこの規則による改正前の都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則(以下「旧規則」という。)第八条の三第二項及び第四項、第九条の三第二項及び第四項並びに別表第一の五の規定により設定した目標値をいう。)を記載したエネルギー有効利用計画書を提出したもの又は旧判断基準適用者であるものが、条例第二十一条又は第二十二条第一項の規定により、特別大規模特定建築物について、建築物環境計画書に、条例第二十一条第七号に規定する省エネルギー性能基準に対する適合状況及び同条第八号に規定するエネルギーの使用の合理化に関する性能の目標値への適合状況を記載して提出するときの当該省エネルギー性能基準の値及び当該目標値の設定は、当該提

出日が施行日から、当該特別大規模特定建築物のうち非住宅用途に供する部分にあっては平成二十六年三月二十二日(条例第二十二条第一項の規定による変更の届出にあっては、同月三十一日)まで、住宅用途に供する部分にあっては平成二十七年三月二十二日(条例第二十二条第一項の規定による変更の届出にあっては、同月三十一日)までの間は、新規則の規定(住宅用途に供する部分のみがなお従前の例によるときにあっては、新規則別記第三号様式の二の規定を除く。)にかかわらず、なお従前の例による。

7　特別大規模特定建築主であって、施行日前に条例第二十一条の規定により建築物環境計画書を提出したもの又は前項の規定によりなお従前の例によるとされたものが、新判断基準の適用を受けることとなったとき、又は附則第四項に規定する場合において新目標値を記載したエネルギー有効利用計画書を届け出たときは、前項の規定にかかわらず、条例第二十二条第一項の規定により、建築物環境計画書に新基準値(新規則第九条の三第二項及び第四項並びに別表第一の五の規定により求められる条例第二十条の三の省エネルギー性能基準の値をいう。)に対する適合状況及び新目標値への適合状況を記載したものを届け出なければならない。

8　附則第五項の規定は、前二項について準用する。この場合において、附則第五項中「附則第三項」とあるのは「附則第八項において準用する附則第六項」と、「前項」とあるのは「附則第八項において準用する附則第七項」と読み替えるものとする。

9　この規則の施行の際、旧規則別記第三号様式の二による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附　則（平成二五年規則第九九号）

1　この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、第四条の十六の改正規定（同条の表一の部㈠の項イ中「すべて」を「全て」に改める部分に限る。）及び第四条の二十一の十七第二項中第二号を第三号とし、第一号の次に一号を加える改正規定は公布の日から、第四条の八の改正規定は平成二十八年四月一日から施行する。

2　この規則による改正後の都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）第四条の十六第二項及び第三項に規定する第二期削減義務率は、特定地球温暖化対策事業所に該当した年度（以下「該当年度」という。）が平成二十三年度から平成二十六年度までの間である事業所にあっては、該当年度から五箇年度に満たない期間に限り、これらの規定にかかわらず、新規則第四条の十六第一項の表の上欄に掲げる事業所の種類に応じ、当該下欄に掲げる割合とする。この場合において、新規則第四条の二十第三項の規定の適用については、同項中「第四条の十六第一項から第三項までに規定する削減義務率」とあるのは、「第四条の十六第一項の表の上欄に掲げる事業所の種類に応じ、当該下欄に掲げる割合」とする。

附　則（平成二六年規則第二九号）

（施行期日）

1　この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第四条の十八第一項及び第四条の二十一の五第五項の改正規定、第四条の二十四第二項（「すべて」を「全て」に改める部分に限る。）の改正規定、同条第三項（「すべて」を「全て」に改める部分に限

る。）の改正規定、第五条の十七第二項及び第十条の改正規定、別表第一の三に備考を加える改正規定、別記第二号様式の三の改正規定並びに次項の規定　公布の日

二　第四条の九、第四条の九の二第二項並びに第四条の十七第一項及び第二項の改正規定、第四条の十八の次に一条を加える改正規定、第四条の二十一の十三第一項の改正規定、同項中第六号を第七号とし、第五号の次に一号を加える改正規定、同条第二項中第二号を第三号とし、第一号の次に一号を加える改正規定、同条第四項並びに第四条の二十一の十四及び第四条の二十一の十八の改正規定、第四条の二十四第二項第二号にただし書を加える改正規定、同条第三項第三号にただし書を加える改正規定、第四条の二十五及び第五条の十七第一項の改正規定、附則に一項を加える改正規定、別表第一の改正規定、別記第一号様式の十の次に一様式を加える改正規定並びに別記第一号様式の十二の次に二様式を加える改正規定　平成二十七年四月一日

（準備行為）

2　この規則による改正後の都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）第四条の十八の二の規定による基準排出量の改定又はこれらに関し必要な手続その他の行為は、平成二十七年四月一日前においても、新規則の例によりすることができる。

（経過措置）

3　平成二十二年度から始まる削減計画期間に係る基準排出量については、新規則第四条の十七の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4　平成二十二年度から始まる削減計画期間の各年度の温室効果ガス排出量の算定方法については、新規則別表第一の規定にかかわらず、なお従前の例による。

5　新規則第五条の十七第一項中「第四条第一項ただし書又は第四条の八第二項第二号」とあるのは、平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間にあっては、「第四条第一項ただし書」とする。

6　条例第十七条の三第一項に規定する特定開発事業者（以下「特定開発事業者」という。）であって、旧判断基準適用者（平成二十五年経済産業省・国土交通省告示第七号による改正前の平成二十五年経済産業省・国土交通省告示第一号の規定による基準（以下「旧判断基準」という。）の適用を受ける者をいう。以下同じ。）であるものが、条例第十七条の七又は第十七条の八の規定により、条例第十七条の四に規定する建築物について、エネルギー有効利用計画書に、条例第十七条の七第四号の目標値（以下「目標値」という。）を記載して提出しようとするときの当該目標値の設定は、新規則第八条の三第二項及び第四項、第九条の三第四項並びに別表第一の五の規定にかかわらず、なお従前の例による。

7　特定開発事業者であって、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前に条例第十七条の七の規定によりエネルギー有効利用計画書を提出したもの若しくは前項の規定によりなお従前の例によるとされたもの又は次項の規定により条例第十七条の四及びこの規則による改正前の都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則（以下「旧規則」という。）第八条の三第二項及び第四項、第九条の三第四項

並びに別表第一の五により設定した目標値（以下「旧目標値」という。）を記載したエネルギー有効利用計画書を届け出たものが、平成二十五年経済産業省・国土交通省告示第七号による改正後の平成二十五年経済産業省・国土交通省告示第一号の規定による基準（以下「新判断基準」という。）の適用を受けることとなったときは、前項又は次項の規定にかかわらず、条例第十七条の八の規定により、エネルギー有効利用計画書に、目標値として、条例第十七条の四及び新規則第八条の三第二項及び第四項、第九条の三第四項並びに別表第一の五の規定により設定した目標値（以下「新目標値」という。）を記載したものを届け出なければならない。

8　特定開発事業者であって、施行日後に条例第十七条の七の規定により新目標値を記載したエネルギー有効利用計画書を提出したもの又は前項の規定により新目標値を記載したエネルギー有効利用計画書を提出したものが、旧判断基準の適用を受けることとなったときは、新規則第八条の三第二項及び第四項、第九条の三第四項並びに別表第一の五又は前項の規定にかかわらず、条例第十七条の八の規定により、エネルギー有効利用計画書に、目標値として、旧目標値を記載したものを届け出なければならない。

9　条例第二十条の三に規定する特別大規模特定建築主（以下「特別大規模特定建築主」という。）であって、旧判断基準適用者であるものが、条例第二十一条又は第二十二条第一項の規定により、条例第二十条の三に規定する特別大規模特定建築物について、建築物環境計画書に、条例第二十一条第七号に規定する省エネルギー性能基準に対する適合状況及び同条第八号に規定するエネルギーの使用の合理化に関する性

能の目標値への適合状況を記載して提出するときの当該省エネルギー性能基準の値及び当該目標値の設定は、新規則第八条の三第二項及び第四項、第九条の三第四項並びに別表第一の五の規定にかかわらず、なお従前の例による。

10　特別大規模特定建築主であって、施行日前に条例第二十一条の規定により建築物環境計画書を提出したもの若しくは前項の規定によりなお従前の例によるとされたもの又は次項の規定により建築物環境計画書に旧基準値（旧規則第九条の三第四項及び別表第一の五の規定により求められる条例第二十条の三の省エネルギー性能基準の値をいう。以下同じ。）に対する適合状況及び旧目標値への適合状況を記載したものを届け出たものが、新判断基準の適用を受けることとなったときは、前項又は次項の規定にかかわらず、条例第二十二条第一項の規定により、建築物環境計画書に新基準値（新規則第九条の三第四項及び別表第一の五の規定により求められる条例第二十条の三の省エネルギー性能基準の値をいう。以下同じ。）に対する適合状況及び新目標値への適合状況を記載したものを届け出なければならない。

11　特別大規模特定建築主であって、施行日後に条例第二十一条の規定により新基準値に対する適合状況及び新目標値への適合状況を記載した建築物環境計画書を提出したもの又は前項の規定により新基準値に対する適合状況及び新目標値への適合状況を記載した建築物環境計画書を届け出たものが、旧判断基準の適用を受けることとなったときは、新規則第八条の三第二項及び第四項、第九条の三第四項並びに別表第一の五又は前項の規定にかかわらず、条例第二十二条第一項の規定により、建築物環境計画書に旧基準値に対する適合状況及び旧目標値へ

附　則(平成二六年条例第七四号)

(施行期日)

1　この条例は、大気汚染防止法の一部を改正する法律(平成二十五年法律第五十八号)の施行の日から施行する。

(経過措置)

2　この条例の施行の日前にこの条例による改正前の都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第百二十四条第一項の規定による届出がされた飛散防止方法等計画の変更の勧告については、なお従前の例による。

3　この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

の適合状況を記載したものを届け出なければならない。

12　特別大規模特定建築主であって、旧判断基準適用者であるものが、条例第二十二条第一項の規定による届出をすることとなったとき、条例第二十三条の四第一項の規定による省エネルギー性能評価書の作成及び交付をすることとなったとき又は同条第二項の規定による届出をすることとなったときは、新規則第十二条第二項第一号、第十三条の四第一項、同条第四項第一号及び第二号並びに同条第六項第二号及び第三号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

13　この規則の施行の際、旧規則別記第二号様式の三及び第三号様式の四による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附　則（平成二六年規則第三二号）

この規則は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の一部を改正する条例（平成二十六年東京都条例第七十四号）の施行の日から施行する。ただし、別表第十の改正規定は、平成二十六年四月一日から施行する。

附　則（平成二十六年規則第百三十四号）

この規則は、平成二十六年九月一日から施行する。

附　則（平成二十六年規則第百七十四号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成二十六年条例第百八十一号）

（施行期日）

1　この条例は、平成二十七年一月一日から施行する。

（経過措置）

2　附則別表の上欄に掲げる有害物質の種類につき同表の中欄に掲げる業種に属する工場又は指定作業場（この条例による改正後の都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第二条第七号の工場又は同条第八号の指定作業場であって、改正後の条例別表第七　四の部(一)の項の表に規定する水道水源水域に汚水を排出する新設の工場を除くものをいう。以下同じ。）から公共用水域に排出される汚水の規制基準は、平成二十九年十一月三十日（金属鉱業及び溶融めっき業（溶融亜鉛めっきを行うものに限る。）に属する工場又は指定作業場にあっては、平成二十八年十一月三十日）までは、改正後の条例別表第七　四の部（一）の項の表の規定にかかわらず、それぞれ附則別表の下欄に掲げるとおりとする。

3　工場又は指定作業場に係る汚水を処理する事業場については、当該工場又は指定作業場の属する業種に属するものとみなして、前項の規定を適用する。

4　附則第二項に規定する規制基準は、改正後の条例別表第七　四の部(一)の項の表備考第五号に規定する検定方法により検定した場合における検出値によるものとする。

5　この条例の施行の際既に設置され、又は着工されている工場又は指定作業場から排出される汚水のカドミウム及びその化合物に係る規制基準は、平成二十七年五月三十一日（この条例の施行の際既に水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第三に掲げる施設が設置され、又は当該施設の設置の工事がなされている工場又は指定作業場にあっては、平成二十七年十一月三十日）までは、改正後の条例別表第七　四の部(一)の項の表及び前三項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

6　この条例の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則別表

有害物質の種類	業種その他の区分	許容限度
カドミウム及びその化合物	金属鉱業	○・○八
	非鉄金属第一次製錬・精製業(亜鉛に係るものに限る。)	○・○九
	非鉄金属第二次製錬・精製業(亜鉛に係るものに限る。)	
	溶融めっき業（溶融亜鉛めっきを行う者に限る。）	○・一

備考

中欄に掲げる業種に属する工場又は指定作業場が同時に他の業種に属する場合において、改正後の条例別表第七　四の部(一)の項の表又はこの表により当該業種につき異なる許容限度の規制基準が定められているときは、当該工場又は指定作業場から排出される汚水については、

それらの規制基準のうち、最大の許容限度のものを適用する。

附　則(平成二十七年条例第六十三号)

(施行期日)

1　この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、第二条第三号、第七十八条、第七十九条第四号並びに別表第二　四の項及び二十二の項の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2　この条例による改正後の都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第五条の八の二第二項の規定による申請は、この条例の施行の日前にあった同項の事業所区域の変更に相当するものについても適用する。

3　この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附　則(平成二十七年規則第百十二号)

(施行期日)

1　この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、第十八条第一項の改正規定は、同年十月一日から施行する。

(経過措置)

2　指定地球温暖化対策事業者が平成二十七年度に都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成十二年東京都条例第二百十五号）第五条の二十五の規定により把握し、及び同条例第六条第七号の規定により地球温暖化対策計画書に記載する平成二十六年度のその他ガス年度排出量に係る温室効果ガスである物質は、この規則による改正後の都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）第三条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3　平成二十二年度から始まる削減計画期間に関する温室効果ガス排出量の算定に用いる地球温暖化係数は、新規則第三条の四の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部改正)

4　都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則の一部を改正する規則（平成二十五年東京都規則第九十九号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「該当した年度（」の下に「事業所区域の変更に伴い新たな指定を受けた特定地球温暖化対策事業所（以下「新指定事業所」という。）にあっては、新指定事業所の区域にその区域の全部又は一部

が含まれる旧指定事業所（事業所区域の変更の前に指定を受けた指定地球温暖化対策事業所をいう。）が特定地球温暖化対策事業所に該当した年度のうち最も早い年度。」を加える。